

平成24年第1回定例会

市 議 会 会 議 録

平成24年2月23日（開会）

平成24年3月16日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十四年第一回定例会会議録

(平成二十四年三月)

垂水市議会

第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2 月 23 日) (木曜日)

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 開 会 | 4 |
| 1. 開 議 | 4 |
| 1. 会議録署名議員の指名 | 4 |
| 1. 会期の決定 | 4 |
| 1. 諸般の報告 | 4 |
| 1. 報告第 1 号 上程 | 7 |
| 報告 | |
| 1. 議案第 1 号～議案第 8 号 一括上程 | 8 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 1 号～議案第 8 号 各常任委員会付託 | |
| 1. 議案第 9 号・議案第 10 号 一括上程 | 16 |
| 説明、休憩、全協、質疑、表決 (適任) | |
| 1. 議案第 11 号 上程 | 17 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 11 号 各常任委員会付託 | |
| 1. 議案第 12 号～議案第 17 号 一括上程 | 21 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 11 号～議案第 17 号 各常任委員会付託 | |
| 1. 議案第 18 号～議案第 28 号 一括上程 | 26 |
| 説明 | |
| 1. 陳情第 7 号 上程 | 39 |
| 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 日程報告 | 39 |
| 1. 散 会 | 39 |

第 2 号 (3 月 6 日) (火曜日)

| | |
|---|----|
| 1. 開 議 | 42 |
| 1. 議案第 29 号 上程 | 42 |
| 説明、質疑 | |
| 議案第 29 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 議案第 1 号、議案第 11 号～議案第 17 号 一括上程 | 45 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 (原案可決) | |
| 1. 平成 24 年度各会計予算案に対する質疑・一般質問 | 46 |
| 堀内貴志議員 | 46 |

| | |
|---|----|
| 熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設について | |
| (1) ゴミ処理に掛かる費用について | |
| (2) 道の駅たるみずの温泉維持に掛かる費用について | |
| (3) ビニールハウス農家の温度管理に掛かる費用について | |
| (4) 熱分解装置に廃棄物の燃料化プラントの建設について | |
| 近代造船・日の丸発祥地又はゆかりの地として垂水市から情報発信することについて | |
| (1) 近代造船・日の丸発祥地の歴史について | |
| (2) 垂水市の新たな観光資源として活用できないか | |
| 堀添國尚議員 | 55 |
| 防災対策について | |
| (1) 牛根地区の防火水槽の充足率は | |
| 浮津港の管理について | |
| (1) 港内に数本の小河川がある。浚渫に係る経費を考える場合、港外に導くように改善できないか。 | |
| 交通安全対策として | |
| (1) 國師境線及び中浜樹園地農道と国道220号と県道 | |
| (2) 交わる所にカーブミラーの設置が必要と思うが | |
| 集落道の整備について | |
| (1) 牛根辺田地区（舗装の陳情がでている。）、牛根麓市道川内線の整備、垂水給食センター北側の今後の整備計画は | |
| 庁舎内バリアフリーの一つとして | |
| (1) 庁舎内、中ドアの自動化と議会傍聴ができるようにできないか | |
| 市立中央中学校の整備計画について | |
| (1) プール建設の今後の計画について | |
| 牛根麓と海潟を結ぶ林道について | |
| (1) 目的は | |
| (2) 雨水の放流で山崩れが予想されるが、その対策はしてあるのか | |
| (3) 道路面積部分森のダムが消失するが、失われた面積の再生はどのように考えているか | |
| 平成24年度施政方針及び予算説明について | |
| (1) 垂水市民の生命・財産を自然災害から守ることはあるが、原発のことは触れていない。市長の考えは | |
| (2) 国道220号の整備で、牛根麓から牛根境間の整備の文言で「牛根麓から」の認識について | |
| 田平輝也議員 | 64 |
| 雇用対策について | |
| (1) 本市における雇用促進、今後の雇用対策は | |

| | |
|--|----|
| 高齡化社会に向けて本市の現状は | |
| (1) 介護施設などへの入所、待機者の現状は | |
| (2) 自宅での老老介護者数は | |
| (3) 一人暮らし（独居老人）の現状は | |
| 振興会について | |
| (1) 振興会会長手当などの改正について | |
| 感王寺耕造議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 71 |
| メガソーラーについて | |
| (1) 本年2月20日のマスコミ発表により、既成事実を作り、議会軽視も甚だしいが、市長の見解、真意は | |
| (2) 平成23年9月8日以降のファンド運用会社ザイスジャパン（株）とのその後の協議内容は | |
| (3) 本市の再生エネルギーの展望での位置づけは | |
| 平成24年度新年度予算について（農作業受委託組織の育成について） | |
| (1) 新規事業について（垂水市農業用水源確保対策事業ほか） | |
| (2) 農作業受委託組織への市単独補助の考えは | |
| 垂水・牛根両漁協に対する2億円の貸付金について | |
| (1) 両漁協の経営状況について | |
| (2) 各水産業者の経営状況を把握しているのか | |
| (3) 貸付金の回収不能の恐れはないのか。また、貸付金の回収の保全対策は取られているのか | |
| 垂水高校振興対策について | |
| (1) 検定試験補助の中身について | |
| (2) 今後、予算を伴う取組の考えは | |
| (3) 直近3年間の本市中学生の卒業総数と垂水高校進学者数及び今後9年間の中学校卒業生の動向について | |
| (4) 直近3年間の就職、進学率とその中身は | |
| 各小中学校の危険箇所の対策について | |
| (1) 新年度予算、小中学校施設整備費4,993千円の内訳は | |
| 特定健康診査、特定保健指導について | |
| (1) 受診率の現状は | |
| (2) 受診率向上の取組は | |
| (3) 受診率65%未満の場合、後期高齢者支援金のペナルティが発生するが、その場合の試算額は | |
| 川畑三郎議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 84 |
| 危機管理体制について | |
| (1) 安心・安全なまちづくりのための危機管理体制の整備は | |

桜島降灰対策事業について

- (1) 平成23年の爆発回数は、996回と最多となった。どれだけの被害があったのか。対策はどう取ったのか。新年度の桜島降灰対策事業は

農林行政について

- (1) 新規事業の内容は
- (2) 防災営農対策事業は
平成23年度実施事業と新年度の事業予定は

水産行政について

- (1) 新年度の予定事業は
新庁舎建設検討について

市道の整備について

- (1) 新年度の事業予定は

大菌藤幸議員..... 96

- 中央中学校の武道館の予定は
- 生活環境課の事務所移転の目的を問う
- 錦江湾横断道路特別委員会の活動費を問う
- 両漁協への資金貸付を問う

1. 日程報告..... 103

1. 散 会..... 103

第3号（3月7日）（水曜日）

1. 開 議..... 106

1. 平成24年度各会計予算案に対する質疑・一般質問..... 106

川尻達志議員..... 106

危機管理について

- (1) 防災訓練等について
防災訓練を実施して分かった問題点、改善点

メガソーラーについて

- (1) これまでの経過について

国旗国歌について

- (1) 法的な根拠は、どうなっているのか

北方貞明議員..... 115

施政方針及び予算について

- (1) 行財政改革について、施政方針で一言も触れられていないが、なぜか
- (2) 安心・安全なまちづくり
危機管理体制の整備、強化とは
- (3) 第一次産業の六次産業化と観光振興、漁業体験型教育旅行の推進

| | |
|--|-----|
| (4) 人口減対策 | |
| 市長公約の人口3万人に対して、今までの取組と今後の取組は | |
| 集落水道について | |
| (1) 安全な飲用水が、確保されているのか。 | |
| 池山節夫議員 | 125 |
| 施政方針と予算案について | |
| (1) 水産物の販路拡大や消費拡大について | |
| ア、ブリ、カンパチのPR活動について | |
| イ、トップセールスについて | |
| (2) 商工業、産業振興について | |
| ア、食材「垂水ブランド」について | |
| イ、フェイスブックについて | |
| ウ、千本イチョウについて | |
| (3) 垂水高校振興策について | |
| ア、イメージアップへの支援について | |
| イ、教育環境充実に向けての支援について | |
| ウ、「小規模校」だからこそその学校運営への支援について | |
| (4) 学校給食の食物アレルギー事業について | |
| (5) ゴミ処理について | |
| ア、ゴミの減量化について | |
| 森 正勝議員 | 133 |
| 自殺対策と孤独死について | |
| (1) 新年度予算で、地域での自殺対策事業として、48万6千円計上されておりますが、どのような事業なのか説明をお願いします。また、平成22年度の本市の自殺者数と孤独死者数は、何名か | |
| 県道垂水大崎線について | |
| (1) 現在の整備状況と今後の課題について | |
| 道の駅について | |
| (1) 新しい指定管理者に代わられて5カ月が過ぎましたが、お取引先優待券カードと社員優待券カードが発行されているようであるが、御存知でしょうか | |
| 持留良一議員 | 140 |
| 施政方針についてと一般会計予算案について | |
| 基本的な考え方について | |
| (1) 「住んでよかったと思える街づくり」とは | |
| (2) 「税と社会保障の一体改革」で全世代に連続負担増 | |
| 市民のいのちと暮らしを守るための責任と対策は | |
| 重点政策について（予算との関係も含む） | |

(1) 医療・介護・福祉の包括的取組（在宅医療推進）課題と対策について

- ア、マンパワー対策や各施設・病院等との連携
- イ、医療・介護報酬の改定に伴う影響と対策は
- ウ、行政の果たすべき役割と責任（支援事業等）は

(2) 第一次産業の振興と6次産業化

- ア、6次産業化の課題についての認識は
- イ、新規就農総合支援事業（青年後継者確保対策）
 - (ア) 事業化の位置づけと今後については
- ウ、戸別所得補償経営安定推進事業
 - (ア) 多数の農家を生産から締め出す危険なものにならないか

一般質問について

「道の駅」の問題

(1) 現状と課題の認識について

- ア、適正かつ円滑に運営されているのか
- イ、指定後の留意事項と実施状況は
- ウ、管理運営協議会の設置は
- エ、「問題」への対応と流れは

教育問題

(1) 中学校の武道必修化と事故防止対策

- ア、事故の実態について（県内、全国）
- イ、文科省の体育活動中の事故防止対策について
- ウ、安全確保などの事故防止対策は

(2) 文化（郷土芸能）の伝承への取組

- ア、伊佐市「総合的な学習」に位置付け（「必須科目」）
- イ、支援と推進について（本市でも新城小、協和小）

浄化槽の水質検査について

- (1) 二種類の検査の必要性は
- (2) 「負担が重たい」との声に対して
 - ア、助成している自治体は、その理由は
 - イ、本市としての考えは

| | |
|---------|-----|
| 1. 日程報告 | 154 |
| 1. 散 会 | 154 |

第4号（3月16日）（金曜日）

| | |
|---|-----|
| 1. 開 議 | 156 |
| 1. 議案第2号～議案第8号、議案第18号～議案第29号、陳情第7号 一括上程 | 156 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議案第 2 号～議案第 8 号（原案可決） | |
| 議案第 18 号～議案第 29 号（原案可決） | |
| 陳情第 7 号（採択） | |
| 1. 議案第 30 号～議案第 32 号 一括上程…………… | 160 |
| 説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 | |
| 議案第 30 号～議案第 32 号（原案可決） | |
| 1. 意見書案第 7 号 上程…………… | 163 |
| 質疑、表決 | |
| 意見書案第 7 号（原案可決） | |
| 1. 閉 会…………… | 164 |

平成24年第1回垂水市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|------|---|-----|--|
| 2・23 | 木 | 本会議 | 会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |
| 2・24 | 金 | 休 会 | |
| 2・25 | 土 | 〃 | |
| 2・26 | 日 | 〃 | |
| 2・27 | 月 | 〃 | (質問通告期限：正午) |
| 2・28 | 火 | 〃 | 委員会 産業厚生委員会(23年度補正予算審査) |
| 2・29 | 水 | 〃 | |
| 3・1 | 木 | 〃 | 委員会 総務文教委員会(23年度補正予算審査) |
| 3・2 | 金 | 〃 | |
| 3・3 | 土 | 〃 | |
| 3・4 | 日 | 〃 | |
| 3・5 | 月 | 〃 | |
| 3・6 | 火 | 本会議 | 議案上程、説明、質疑、委員会付託、委員長報告、質疑、討論、表決、平成24年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問 |
| 3・7 | 水 | 本会議 | 平成24年度施政方針並びに各会計予算案に対する総括質疑・一般質問 |
| 3・8 | 木 | 休 会 | 委員会 産業厚生委員会(24年度予算・条例等審査) |
| 3・9 | 金 | 〃 | |
| 3・10 | 土 | 〃 | |
| 3・11 | 日 | 〃 | |
| 3・12 | 月 | 〃 | 委員会 総務文教委員会(24年度予算・条例等審査) |
| 3・13 | 火 | 〃 | |
| 3・14 | 水 | 〃 | |
| 3・15 | 木 | 〃 | 議会運営委員会 |
| 3・16 | 金 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |

2. 付議事件

| | 件 | 名 |
|-----------|-------------------------------------|---|
| 報告第 1 号 | 損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の報告について | |
| 議案第 1 号 | 垂水市市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例 | 案 |
| 議案第 2 号 | 垂水市職員旅費支給条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 3 号 | 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 4 号 | 垂水市税条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 5 号 | 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 6 号 | 垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例 | 案 |
| 議案第 7 号 | 垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 8 号 | 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 9 号 | 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて | |
| 議案第 10 号 | 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて | |
| 議案第 11 号 | 平成 23 年度垂水市一般会計補正予算（第 9 号）案 | |
| 議案第 12 号 | 平成 23 年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案 | |
| 議案第 13 号 | 平成 23 年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案 | |
| 議案第 14 号 | 平成 23 年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案 | |
| 議案第 15 号 | 平成 23 年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第 1 号）案 | |
| 議案第 16 号 | 平成 23 年度垂水市病院事業会計補正予算（第 2 号）案 | |
| 議案第 17 号 | 平成 23 年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）案 | |
| 議案第 18 号 | 平成 24 年度垂水市一般会計予算 | 案 |
| 議案第 19 号 | 平成 24 年度垂水市国民健康保険特別会計予算 | 案 |
| 議案第 20 号 | 平成 24 年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算 | 案 |
| 議案第 21 号 | 平成 24 年度垂水市交通災害共済特別会計予算 | 案 |
| 議案第 22 号 | 平成 24 年度垂水市介護保険特別会計予算 | 案 |
| 議案第 23 号 | 平成 24 年度垂水市老人保健施設特別会計予算 | 案 |
| 議案第 24 号 | 平成 24 年度垂水市病院事業会計予算 | 案 |
| 議案第 25 号 | 平成 24 年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算 | 案 |
| 議案第 26 号 | 平成 24 年度垂水市地方卸売市場特別会計予算 | 案 |
| 議案第 27 号 | 平成 24 年度垂水市簡易水道事業特別会計予算 | 案 |
| 議案第 28 号 | 平成 24 年度垂水市水道事業会計予算 | 案 |
| 議案第 29 号 | 平成 24 年度垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 30 号 | 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | 案 |
| 議案第 31 号 | 平成 23 年度垂水市一般会計補正予算（第 10 号）案 | |
| 議案第 32 号 | 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 案 |
| 意見書案第 7 号 | 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書 | 案 |

陳 情

陳情第 7 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情

平成 24 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 24 年 2 月 23 日

本会議第1号(2月23日)(木曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 深港涉 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 磯脇正道 |
| 市民課長 | 白木修文 | 消防長 | 宮迫義秀 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 前木場強也 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下剛 | 教育総務課長 | 今井文弘 |
| 生活環境課長 | 感王寺八郎 | 学校教育課長 | 有馬勝広 |
| 農林課長 | 森下利行 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 松浦俊秀 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年 2月23日 午前10時開会

△開 会

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成24年第1回垂水市議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮迫泰倫）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（宮迫泰倫）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において森正勝議員、堀添國尚議員を指名します。

△会期の決定

○議長（宮迫泰倫）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る17日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から3月16日までの23日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月16日までの23日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（宮迫泰倫）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

監査委員から、平成23年度定期監査結果の報告及び平成23年10月分、11月分及び12月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）皆さん、おはようございます。

12月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

平成21年より噴火活動が活発化した桜島の降灰により、市民生活はもとより基幹産業であります農林水産業に多大な被害が発生しております。

昨年1年間の爆発回数996回と観測史上最多を更新し、本年1月には月間最多を更新する172回の爆発を観測するなど、年々活発化する状況の中、1月12日には爆発による災害を想定しての防災訓練を、今回は協和地区を中心に陸・海自衛隊を初め関係機関の協力のもと実施したところでございます。

また、5月25日と26日の2日間、鹿児島県総合防災訓練が垂水市において開催されますことから、これを機会に関係機関との連携・協力をさらに図りますとともに、桜島火山活動対策協議会、錦江湾奥会議などの構成市町とも緊密な連携を図り、災害発生時の最優先事項であります住民避難について、相互の連携や連絡網の確立などの早期実現に努めてまいります。

1月21日には平野防災担当大臣、2月19日には中川防災担当大臣が相次いで桜島・新燃岳の降灰被害の状況について視察に訪れられ、伊藤知事を初め関係首長を交えての意見交換会が開催されたところでございます。

その席におきまして、現行の補助事業における地域の実情に応じた補助率のかさ上げや、高齢化が進み自宅の降灰除去に困難を要する高齢者の方々への補助を降灰除去事業にて行えないか、御支援をお願いしたところでございます。

今後、具体的な対策について関係各課と協議し、関係市町とも連携・協力し、積極的な取り組みを、国へ要望してまいりたいと考えており

ます。

次に、本市におけます昨年1年間の交通事故の発生状況について、御報告させていただきます。

交通事故発生件数は117件、死亡者数6名、負傷者数153名となっております。前年と比較いたしますと、発生件数及び負傷者数では減っているものの、死亡された方がふえる結果となりました。

ことしになって交通死亡事故は発生していませんが、引き続き、交通事故の減少を図るために、鹿屋警察署並びに垂水地区交通安全協会や振興会、関係団体と協力して、広報活動や交通安全運動などの周知徹底、さらに高齢者や子供たちへの交通安全教育を充実していきたいと考えており、今後とも御支援・御協力をよろしくお願いいたします。

次に、観光推進の取り組み状況について、御報告いたします。

昨年3月鹿児島県の景観大賞を受賞され、垂水市の新たな観光名所となりました「たるみず千本イチョウ」におきましては、11月19日のオープンより12月18日までの約1カ月間に、県内外から約4万2,000人の来園者があり、12月4日の「大野原いきいき祭り」当日は約5,000名の来園者が訪れるなど大盛況で、市内のすべての飲食店にも多くの来客があるなど、多大の経済効果をもたらしました。

ただ、12月4日は、県道垂水南之郷線において4キロメートル以上の渋滞が発生し、来園者を初め、大野原住民の方々や通行中の方々に多大な御迷惑をおかけするなどの課題も残しましたことから、その対応策としまして、平成24年度はシャトルバスの運行等を行うなど、渋滞の緩和につなげてまいりたいと考えております。

また、10月1日から運行しております無料観光バスの状況でございますが、千本イチョウがピークを迎えた12月は、1日の平均乗車数も10・

11月の平均の倍以上の御乗車があり、12月だけで517人の方に御利用いただき、うち116人の方が本市に御宿泊くださいました。

次に、市の組織機構について、現在本庁舎隣別館2階にございます生活環境課を、行政改革推進並びに業務効率の向上と、より効果的な市有施設の運営を図るために、本年4月1日より、環境センター管理棟の1階に移転する予定でございます。

詳細につきましては、この後の全員協議会にて御報告いたしますが、移転に伴います市民の皆様への周知と市民サービスの低下が発生しないような対策を徹底してまいります。

次に、12月議会後の火災発生状況について、御報告いたします。

建物火災1件、その他火災1件の火災が発生しております。

建物火災につきましては、1月5日に高城において、住宅1棟部分焼失の火災が発生しております。

その他火災は、12月31日市木において、ゴミステーションのコンテナ等を焼失した火災が発生しております。

次に、主な出張用務について御報告申し上げます。

1月31日は、県市長会定例会及び知事と市長との意見交換会に出席いたしました。

県市長会定例会では、平成24年度事業計画ほか3件の議案が全会一致で承認されました。

また、知事と市長との意見交換会では、「震災後のエネルギー政策及び家庭用太陽光発電設置について」を含む3件の各自自治体で抱える問題について、貴重な意見交換を行ってまいりました。

2月3日から4日にかけては、特別交付税に関する要望活動のため、財政課課長補佐を伴い上京いたしました。

特別交付税の所要額確保のため、総務省の事

務次官を初め関係部署などを訪問いたしました。が、東北・北陸地方の豪雪被害が例年にないひどい状況であり、要望どおりの配分が難しい現状などの説明がありましたが、こちらとしましても年々ひどくなる桜島の降灰による農水産物被害や市民生活の現状等も説明させていただき、特段の御配慮をお願いしてまいりました。

その後、鹿児島県選出の国会議員の皆様を訪問し、今回の要望に対する御支援と御尽力をあわせてお願いをいたしました。

2月7日には、鹿児島市にて開催されました錦江湾奥4市で構成された錦江湾奥会議に関係課長を伴い出席いたしました。

掲げられた7つのテーマより、今回は2つのテーマについて協議と意見交換を行い、「国立公園の再編への対応」というテーマでは、各自治体でのイベント開催や桜島フェリーの湾奥クルージングなど、観光面での連携が話し合われ、「桜島大噴火の際の降灰、土石流、津波、地震等への防災対策及び災害時相互協力体制の確立」というテーマでは、津波対策として各自治体で取り組む標高表示について、海拔による色分けを統一して危険度を視覚的にわかりやすくできないか、提案をしてまいりました。

次回は、8月に本市で開催する予定でございます。

2月13日には鹿屋市におきまして、大隅地域選出の県議会議員で組織されます大隅振興議連と管内4市5町の首長との意見交換会が開催されました。これからの自治体の取り組みについて、県の取り組みや、また観光や産業への支援策などについて、幅広く意見交換がなされ、相互の協力関係の強化が話し合われたところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、議会運営委員会委員長から所管事項調査の報告の申し出がありますので、これを許可します。

川畑三郎議員。

[議会運営委員長川畑三郎議員登壇]

○議会運営委員長（川畑三郎）私ども議会運営委員会の5名及び随行1名は、去る1月11日から13日まで、奈良県生駒市及び京都府綾部市において所管事項調査を実施したので、報告をいたします。

最初に、生駒市は、人口約12万人で、奈良県の北西部に位置し、大阪市、奈良市のベッドタウンとして有名であります。ここでは、議会改革や議会運営について、5項目にわたり研修を受けました。

まず、議員研修会の開催については、政策立案や審議及び監視機能を強化するため、年1回をめぐりに、議員共済会主催の研修会や議員提案による勉強会を開催しております。

次に、自由討論については、平成22年8月に、委員会における自由討議に関する運用指針が議会運営委員会で議員間の申し合わせ事項として決定され、議員相互の自由討議や、委員外議員の発言もできることなどが定められております。

予算特別委員会については、これまでの予算審査は所管の常任委員会に分割付託していましたが、平成23年度より議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を行っております。審査は、まず4日間にわたり4つの常任委員会ごとの分科会で行い、次に総括を1日とする計5日間行うもので、審査を補完する場としても効果的な役割を果たすのではないかと思います。

次に、議会改革特別委員会については、平成23年に議員の新たな任期を迎え、地域主権時代にふさわしい市議会の実現に向けて、6月に特別委員会を設置し、現在の議会活動の改善点を明らかにし、集中的に調査・検討を行っていくとしております。

委員会では、議会基本条例の制定に向け、本年1月と2月に各小学校区ごとに議会報告会を

行うなど、まずはできるものから実施し、それから条例化に向けて取り組んでいくとのことであります。

最後に、議会中継については、平成19年6月定例会からインターネットにおける本会議の生中継と、会議後の録画配信を実施しており、平成24年度からは委員会中継も実施していく予定であり、課題として、編集費用や操作の煩雑さがあるとのことでありました。本議会でも、議会中継は今後の取り組み課題であります。

また、そのほか、議会開会中の10日前の議案説明会の実施や、一般質問の通告内容について議会運営委員会で内容審査を行うなど、質問の重複を避けるための取り組み等も行われていました。

次に、綾部市は、人口約3万5,000人で、京都府の北西に位置し、合気道やグンゼの発祥の地として知られ、また京セラの工場もあります。

ここでは、議会基本条例や議決権、その他議会改革について研修を受けました。

これまで、議員定数の削減や日額費用弁償の廃止、議員報酬の削減と、行政経費の見直しとして常任委員会及び議会運営委員会の行政視察を2年に1回実施するなど、改革を行ってきております。

また、特色ある改革として、委員の複数所属を認める地方自治法の改正により、平成20年9月から予算決算委員会を常任委員会化して設置したことや、日曜議会の開催を年1回行っております。その他、定例会招集告示日における全議員への議案説明の実施や、政務調査費の増額、議会のIT化の促進等、取り組みも行っております。

次に、議会基本条例については、平成21年に議会運営委員会のワーキンググループで検討を進め、市民アンケートや中学校単位による地域懇談会を実施し、これらを踏まえ、制定へのスケジュールの検討と、若手の委員で条例案のた

たき台をつくり、各条項ごとに議論し、検討したとのことであります。

その後、平成22年6月定例会において上程、可決され、昨年は、基本条例を踏まえ、市内12カ所で当初予算や総合計画の概要について議会報告会を開催しております。

この報告会を行うことで、議員の個々の資質が高まるとともに、市民の議会に対する見方やニーズが変化してきたのが感じられたとのことであります。

最後に、議会の議決権の拡大については、地方自治法の改正に伴い、総合計画基本構想の市政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事項として定め、条例化を図っていました。

以上のように、両市議会とも熱心に議会改革に取り組まれており、地方分権が進む中、議会の果たす役割と責任の重大さを再認識するものであります。

本市議会においても、これらの取り組み事項を参考にしながら、さらなる議会改革や議会運営に生かしていきたいと考えます。

以上で、所管事項調査の報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第4、報告第1号を議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 損害賠償の額を定め和解すること
についての専決処分の報告について

○議長（宮迫泰倫） 報告を求めます。

○財政課長（北迫睦男） おはようございます。

地方自治法第180条第1項の規定、及び市長専決処分事項の指定によりまして、損害賠償の額を定め和解することについて専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたし

ます。

専決処分の内容でございますが、平成23年10月14日に鹿屋市の国道で発生いたしました、土木課職員によります公用車運転中の接触事故でございます。

市は、相手方に責任割合10%の負担を相殺し、相手方へ損害賠償額6,285円を支払うことで和解いたしました。

なお、幸い車両損傷だけで、双方に身体のけがはありませんでした。

また、損害賠償額は全額、加入しております全国市有物件災害共済会の保険料で賄われます。

当事者には車の運転に慎重を期すよう指示をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、報告第1号の報告を終わります。

△議案第1号～議案第8号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第5、議案第1号から日程第12、議案第8号までの議案8件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第1号 垂水市市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例 案

議案第2号 垂水市職員旅費支給条例の一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例 案

議案第7号 垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市営住宅条例の一部を改正す

る条例 案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男）議案第1号垂水市市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例案について、御説明申し上げます。

この条例案は、各課所管の施設が経年により修繕料や設備の更新料が大変かさんできておりまして、今後、なお一層その経費の高騰が考えられますことから、各施設の建てかえや修繕など、設備の更新等を行う際、予算編成において、単年度の高額負担の回避や年度間の平準化を図ることとあわせて、安心・安全な垂水まちづくりの観点から、耐震基準を満たしていない市庁舎や各地区公民館など、防災拠点の耐震化事業等の財源に充てるために、条例の制定をしようとするものでございます。

それでは、内容について、順を追って説明申し上げます。

まず、第1条に、設置目的に関することについて規定いたしました。

第2条に、積み立てに関することについて、第3条には、基金に属する現金の管理に関することについて規定いたしました。

第4条に、運用益金の処理に関することについて、第5条に、繰りかえ運用に関することについて規定いたしました。

第6条第1項に、基金の本来の処分に関すること、第2項に、金融機関におけるペイオフの際の処分に関することについて規定いたしました。

第7条に、委任に関することとして、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定めることを規定しております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

議案第2号垂水市職員旅費支給条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

行財政改革の取り組みとして、職員の県内出張における日帰り日当500円を廃止することについて、職員組合と合意いたしましたので、これに基づき、垂水市旅費支給条例の一部を改正しようとするものでございます。

また、この改正に伴いまして、非常勤特別職の費用弁償等を規定しております垂水市報酬及び費用弁償条例の一部も、附則第2項において同様に改正しようとするものでございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、垂水市職員旅費支給条例の一部改正でございますが、附則第8項におきまして、現在500円でありました県内のほかの市町村への日帰り出張に係る日当につきまして、支給しない旨を規定するものでございます。

この改定に伴いまして、市長、副市長及び教育長の県内日帰り出張に係る日当につきましても、支給しないこととなります。

次に、垂水市報酬及び費用弁償条例の一部改正でございますが、第8条におきまして、日額の500円を廃止して実費弁償のみの支給とし、附則第10項におきまして、現在500円でありました費用弁償を支給しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第3号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

市長、副市長及び教育長の給料月額を、昨年に引き続き、減額しようとするもので、関係のある3条例を一括して改正しようとするもので

ございます。

添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

まず、改正案の第1条、垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正でございますが、附則第27項におきまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の教育長の給料月額を、本則に規定する額に100分の95を乗じ得た額とし、附則第28項におきまして、この減額は期末手当及び退職手当の算定の基礎となる給料月額には適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案の第2条、垂水市長等の給与に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

附則第29項におきまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間の市長及び副市長の給料月額は、本則に規定する額に、市長にあつては100分の75を乗じ得た額、副市長にあつては100分の95を乗じ得た額とし、附則第30項におきまして、この減額は期末手当の算定の基礎となる給料額に適用しない旨を規定するものでございます。

次に、改正案第3条、垂水市長等の退職手当に関する条例の一部改正につきまして、御説明申し上げます。

附則第2項におきましては、市長、副市長の給料減額は退職手当の算定の基礎となる給料月額に適用しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○税務課長（葛迫隆博）議案第4号垂水市税条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

地方税ほか各法律の改正等により、一部改正を行うものでありますが、関連資料として配付

いたしておりますので参照を願います。

地方税法施行規則の一部改正、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、そして、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律が、平成23年12月2日に公布され、同日に施行されたところでございます。

また、その後、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布され、同日に施行されたところでございます。

主な内容を申しますと、地方税法施行規則の一部改正では、固定資産税に関して、家屋の附帯設備に関する規定の一部改正が行われております。

次に、経済社会の構造の変化に関連する法律の一部改正ですが、平成25年1月1日以降に支払われるべき退職手当に係る個人住民税の10%税額控除の廃止、納税者の更正請求期間の延長、そして、平成25年4月1日以降に売り渡しされるたばこ税の改正がなされております。

次に、新たに制定された東日本大震災関連の法律ですが、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として地方税法の特例を定めるもので、個人住民税の均等割の標準税率の引き上げを平成26年度から平成35年度まで行うというものであります。

最後に、平成23年第2回定例会において、東日本大震災の被災者等の負担軽減の規定を市税条例に加えたところでありますが、今回の地方税法の一部を改正する法律で、雑損控除額等の特例に関して改正がなされております。

以上申しましたことにより、垂水市税条例の一部を改正するものでございますが、お手元の新旧対照表にて説明いたします。

改正する箇所をアンダーラインで示しております。

第54条第7項では、家屋の附帯設備に関する規定であります。地方税法施行規則の一部改正に伴う条文整備でございます。

第95条のたばこ税の税率ですが、1,000本あたり4,618円を5,262円に改めるものです。

次に、附則ですが、附則第9条の市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等の条文を削除し、附則第16条の2第1項で規定している紙巻きたばこ第3級の品目と同一であるたばこ税の税率を、1,000本あたり2,190円から2,495円に改めるものです。

附則第22条につきましては、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例を改めるものでございます。

また、附則第25条として、個人の市民税の税率の特例等を加えるものですが、先ほど申しましたように、東日本大震災関連として、平成26年度から35年度までの10年間、各年度の市民税の均等割に500円加算するものであります。

続きまして、改正附則ですが、議案書の附則をごらんください。

第1条に、施行期日を規定しております。改正後の垂水市税条例は公布の日から施行することとしておりますが、附則第9条の改正規定、及び次条の規定の施行日を平成25年1月1日とするものでございます。

次に、第95条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定、及び第3条の規定の施行日を平成25年4月1日とするものでございます。

第2条には、平成25年1月1日以降の退職手当等に係る個人住民税の10%税額控除を廃止することに伴い、市民税に関する経過措置として規定しております。

第3条には、平成25年4月1日以降の市たばこ税の改正に伴い、たばこ税に関する経過措置として規定しております。

以上で、議案第4号垂水市税条例の一部を改正する条例案の説明を終わりますが、審議のほどよろしく願い申し上げます。

○市民課長（白木修文）議案第5号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

平成23年3月31日の専決処分において、国税の納期を各月の末日に統一したいとのことで改正を行い、5月の第1回臨時議会において御承認いただきました。

しかし、改正後の事務処理を行った結果、12月のみ市民の方々の入金が煩雑になること、保険税の納税証明書が従来と異なってしまうこと等、住民に対し、混乱を来すことが判明しました。また、金融機関に対しても、納期日の異なった口座振替を約1週間で処理をお願いしなければならず、金融機関の事務処理が煩雑になることも判明しました。

そこで、住民の混乱の解消と各機関の事務処理を円滑に遂行できるようにするために、今回の改正を行うことといたしました。

それでは、新旧対照表により御説明いたします。

条文中改正した箇所をアンダーラインで示しております。

第12条第1項中の第6期の納期について、12月1日から同月末日までを、12月1日から同月25日までに改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）議案第6号垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例案について、御説明申し上げます。

本条例は、第4期介護保険事業計画期間中の介護報酬が3%増額改定されたことに伴い、第1号被保険者の保険料の増額が見込まれ、保険

料の急激な上昇を抑制する目的で、国の交付金を国の指針に基づき、基金として積み立てたものでございます。

本市に交付された額は、平成21年の受け入れ当初で1,114万4,764円で、第4期介護保険事業計画の実施期間であります平成21年度から平成23年度までの間、この基金を処分できるものとされております。

基金の処分事由といたしまして、介護報酬の改定に伴う増加分を軽減するための財源に充てる場合と、介護保険料の軽減にかかわる広報啓発、電算システムの整備に要する費用等に充てる場合に限定されており、本市においては、今年度末までに介護保険料の上昇のために約990万円、広報啓発に約40万円を充てることとしております。

今回、この基金条例の廃止につきましては、国が定めた第4期介護保険事業計画における基金の活用期間が終了することに伴い、本条例を整理するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

○土木課長（深港 渉）土木課所管事項といたしまして、7号及び8号議案につきまして説明させていただきます。

まず、議案第7号垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

今回の改正の理由でございますが、全国的な地価水準の下落に伴い、鹿児島県道路占用料徴収条例の改正に準じ、本市道路占用料徴収条例を改正しようとするものでございます。

そもそも道路占用料は、一般的には固定資産税評価額による地価水準やその地価に対する賃料等を基礎として算定を行っており、道路法第39条の占用料の徴収の規定により、運用しているところでございます。国が平成8年に占用料改正を行い、全国の地方自治体もそれに準じて

現在まで運用しており、本市も同様でございます。

この間、全国の地価が下がり続け、国は平成18年度に、学識経験者による道路占用料制度の見直しに関する調査検討委員会を設立し、この委員会の報告を受け、現状の地価に適合した新たな占用料とするため、平成20年4月1日から道路法施行令の一部を改正し、最新では平成23年4月1日から改正運用しているところでございます。

これを受け、鹿児島県も平成23年4月1日から改正を行っており、これにならい、県内各市町のほとんどが平成24年度からの改正について、議決済み、あるいはまたは予定をしている状況でございます。

主な改正事項につきましては、新旧対照表のほうで御説明いたします。

まず、本則の見出しについて、第1条を趣旨に、第7条を委任に改めるとともに、第1条及び第3条、第4条については、本文文言の整理を行おうとするものでございます。

次に、今回改正案の主体であります別表の個々の占用物件の占用料について、各市町にならい、鹿児島県道路占用料徴収条例に準じて、すべて改正しようとするものでございます。

料金改正の差違につきましては、対照表を御参照いただきたいと思います。

また、別表備考についても、1の段落構成、5及び6は鹿児島県条例にならい詳細な規定へ改めるとともに、それぞれ文言の整理を行おうとするものでございます。

なお、この改正の附則といたしまして、1で、施行期日を平成24年4月1日からとし、2で、施行日までの経過措置について規定しようとするものでございます。

続きまして、議案第8号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案について、御説明をいたします。

今回の改正の理由でございますけれども、平成23年5月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法が制定されまして、その一環として公営住宅法も改正され、平成24年4月1日から施行されることになりました。これに伴い、市営住宅条例についても改正を行おうとするものでございます。

改正の要点でございますけれども、公営住宅法におきましては、入居者資格のうち同居親族の要件が廃止されますものの、地方分権一括法では、その要件の廃止及び維持についても各運営自治体の裁量で判断できるものとなっており、本市におきましては、単身入居者等の偏りを減らし、現に住宅困窮である方への配分を進めるために、鹿児島県住宅条例改正案に準じ、現行どおり、同居親族要件を維持していくこととし、その他は法に照らし合わせて改正しようとするものでございます。したがって、基本的には、現行条例と同等要件を維持するものとなっております。

主な改正事項については、新旧対照表のほうで御説明いたします。

まず、第6条入居者資格等につきましては、第1項中の、いわゆる老人等の規定を削除し、第1号の要件を第1項のただし書きに加え、これに伴い、それぞれの各号を1号ずつ繰り上げるものでございます。

同条第2項中の政令に規定する者、すなわち老人等の規定を削り、その者以外に同居する者がいない者、つまり単身者に改めるものでございます。

次に、第7条、入居者資格の特例の第1項中、前条第1項各号を、前条第1項第1号から第3号までに改め、第2項におきましては、各号の整理に従い、老人等を削除するものでございます。

第18条第2項の12月分の家賃についての納付

期限を、先ほどの国民健康保険条例改正案と同様の事由により、翌年の1月4日から12月25日に改め、第29条につきましては、第6条の各号の整理に従い、改めるものとし、第49条につきましては、要件を加えるものでございます。

以上が主な改正理由でございますが、この改正の附則といたしまして、公営住宅法の施行日に合わせ、1で、施行期日を平成24年4月1日からとし、2で、施行日までの経過措置について規定し、3で、一括法制定以前の適用要件具備等を整理しようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ、委員会でも数字的なのはただしていきたいと思うんですが、議案第1号の市有施設整備基金の設置及び処分に関するところの関係で、当然、私たちは前提として、施設整備に関してのいわゆる基本的な方針、計画というのがあって、これが出てきたというふうに思います。そうしないと、この条例の組み立てそのものも運用できないというふうに思うんですが、例えば5条なんかの繰りかえ運用というのも本当にどうなのかなと若干危惧したりするんですけれども、そのあたりでは、基本的なそういう整備計画、各施設の整備計画というのはもう十分練ってあって、そのもとにこの基金を必要とすると、そういう形で財政的な、効率的な標準化を図りながら、年次的に対応していくということが理解できるんですが、そのあたりの計画というのは、各施設において調査もされ、そういう整備計画の方針も持っているんだということで理解してよろしいのか、この点について。

○財政課長（北迫睦男）今おっしゃいました、施設の整備計画という名のもとの計画はございません。ただ、いろんな施設につきましては、

総合計画等の中で実施計画を定めまして、計画していくと。

それから、先ほど耐震化のことも申し上げましたが、耐震改修計画を平成27年度までに90%とすることとしておりますので、それらのことも含めて整備をしていくといった計画でおります。

あと、この一番の目的は、災害対策本部となります市庁舎の問題、それから避難所となります各地区公民館の耐震化のための資金確保も図っていきたいということが大きな目的でございます。

○持留良一議員 ちょっと今聞いた中身によると非常に、方針そのものというか、実態との関係でもちょっとかけ離れているような危惧を抱かざるを得ないんですけれども、いわゆる私たちはこの間の議論、議会の議論の中でも耐震化の問題とか、また再整備をきちっと図っていかないと、施設そのものの運用の問題、耐用年数の問題等々あるんだということも含めてお聞きもしてきましたし、また今、今度の予算でも、住宅の長寿命化計画、当面資金的な問題もあってなかなかということで、寿命を延ばしていくような対策をとってこうということで、そういう計画も国の補助のもとにされているということになると思います。だから、趣旨的には今言われたような中身だろうと思うんですよね。

そうしたとき、やっぱり、私たちはそういうのがきちっとあって、だから基金も当然必要になってくると。そうでなければ、お金と計画とがアンバランスになったら非常に問題であろうと思いますし、当面のための対策としてその基金をつくっていくんだというようなことになると、やっぱり私たちももう少し合点がいけない点があると思うんですよね。やっぱりどんなふうに計画していくのか、そのために基金をきちっと積み立てていくと。そうなってきたときに、例えば5条の繰りかえ運用などというのも、じ

やそういうのがなければ、ある意味では、もうここに基金だけ積んじゃうと、それを財政的な補てんとして使う意味合いも非常に強くなってしまふんじゃないかなというふうに危惧をしてしまうんです。

だから、そういう意味では、きちっとそういう方針のもとになればならないというふうに思うんですが、今の答弁だと、何かそのあたりが不十分だったようなふうに聞いたんですけども、そういうことも含めて、やっぱりそのあたりが必要なんじゃないかというふうに思うんですが、いかがなんでしょうか。

○財政課長（北迫睦男） 今おっしゃいました第5条の繰りかえ運用のことにつきましては、少し誤解があるような気がいたします。

繰りかえ運用のほうは、大きな支払いが生じまして歳計金が不足するような場合に、民間資金より一時借入れをしますと利子が発生いたしますので、民間資金を借りるよりかは、基金から一時的に借りて支払いをするという方法でございますので、ちょっと趣旨が違うような気がいたします。

それから、今おっしゃいました橋梁の長寿命化、それから住宅の長寿命化、それから港湾・漁港、そういったものはこれからメジロ押しに長寿命化の対策費というものが出てまいりますので、そちらのことも考えての基金整備でございます。

○副市長（寺地浩一） 若干補足して御説明申し上げますけれども、確かに議員がおっしゃるように、整備計画というのがあってしかるべきというのは、当然我々も十分認識しております、今般、庁内の関係課によります検討委員会というのをまず立ち上げをしております。その中で、市の庁舎でありますとか公民館の耐震化、建てかえ、それからあと、さまざまな施設ですね、先ほど御指摘のありましたさまざまな改修等を必要とする施設について、庁内できちんと

議論をして、計画をきちんと立てていくというのは並行してやっていきます。

その上で、現時点におきましても耐震化が必要とかいうのはありますので、まず、お金の部分については基金でもってきちんと準備をしていこうと、また、計画については内部できちんと協議をしながら、年次的な計画を立てながらやっていこうと。その中では当然、使う場合については予算措置が必要ですので、それはまたきちんと議会にもお示しをしながら、御理解をいただいてやっていくという二本立てでやっていこうということでございますので、全くノープランでやるということではございませんで、きちんと計画は議会とも相談をしながらやっていって、整備を進めていくということでございますので、よろしくお願いたします。

○持留良一議員 私たちは基本的に見るときは、総合計画とか実施計画等を見ていくわけで、そこの整合性はどうなんだと、今回出てきたこういう事件についてはどうなんだということを見ていくわけですね。やっぱりそこの整合性がないと、やっぱり出てきたときに、じゃその問題というのほどこで私たちはきちっと対応する判断を持っていくのかというのが出てくると思うんです。やっぱりそれは確かに並行的な議論というのは当然、今の現状ではあるかもしれませんが、そこのところはやっぱりそういうことで僕らは見ていきますので、やっぱり根拠があって初めてそのものの整合性も出てくると思いますので、ぜひそういうことも含めて、今後は提案もしていただければなというふうに思います。最後は要望ですけど。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑は。

○川尻達志議員 2号、垂水市職員旅費支給条例の一部を改正する条例案ですけれども、今、国が消費税を上げようとかいろいろやっているわけですが、ただ、身を切ることをされていなくてなかなか前に進まないだろうと

思います。そういった中、こういう条例を率先して出されたということは歓迎をしたいと思います。

そこで、今まで1年間でこの旅費は幾らぐらいかかっていたのか、まずそこいらを教えてください。わからない。1年間で。1年間でどのくらい使っていたのかという話です。

○**総務課長（山口親志）** 2号議案の今まで支払われておりました日当の年間の実績を申し上げますと、費用弁償等日帰りの日当で238万6,000円になります。これが各課の予算の積み上げをしておりますので、23年度の実績はまだ、若干3月までの予定がありますので変動はあるかとは思いますが、予算上の金額は238万6,000円です。

○**川尻達志議員** 本市の財政を見たときには238万、かなり大きい数字だろうと思います。ただ、まだまだほかにもあるというふうに思いますので、これからもこういった改革には拍車をかけていただきたい。

できれば、これについて他市の状況はどうか。わかっているれば教えていただきたい。

○**総務課長（山口親志）** 後ほど全協で説明もしようと思っておりましたが、肝属地区の2市4町で日当の廃止をしているところが、肝付町以外に日当の廃止をしております。それから19市の状況は、19市の中で6市、日当の廃止をしております。

以上です。

○**川尻達志議員** ぜひほかの市町村に先駆けてやる、このことをしっかりとやっていただきたい。というのは、せつかくしても、ほかがしていればそんな評価は高くないんです。せつかくするのであれば、まず先に改革をしていただきたい。私どもも、前回申し上げましたけれども、改革の特別委員会を立ち上げております。しっかりと我々も協議をしていくつもりですので、皆さん方だけには言いませんので、ぜひそこい

らは前向きに取り組みをしていただきたいと思います。

以上です。

○**議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

○**池之上 誠議員** 今、川尻議員が間違えられましたけれども、この議案第3号について一言、市長のお気持ちを伺いたいと思っております。

継続を言われて、給与報酬を25%カットを続けておられるわけですが、厳しい財政状況の中、大変な決断をされたと思っております。この件について、市長、どういうふうな感じでやられたのか、その1点だけお聞きしたいと思います。

○**市長（尾脇雅弥）** 池之上議員の質問にお答えをいたします。

24年の施政方針の中でも、継続と挑戦という中で、行財政改革の断行の継続ということは申し上げております。その中身というのは、市長の給与を一部カットしますということで数字までは示してはいないわけですが、23年度、さまざまな状況を考慮して、25%カットということをご皆さんに御許可いただきました。

1年間通して、市長の職責の重さでありますとか、そういったもろもろを考えますと、それがかなり厳しい状況ではあるなというのは感じてはおりますけれども、いろんな意味で行財政改革を進める上で、範を示すという意味では、今年度、24年度に関してはまた引き続き25%カットということでやらせていただきたいというふうに思って、この議案を上程させていただきました。

以上でございます。

○**議長（宮迫泰倫）** ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（宮迫泰倫）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第1号から議案第8号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第8号までの議案8件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第9号・議案第10号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第13、議案第9号及び日程第14、議案第10号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第9号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

議案第10号 人権擁護委員候補者推薦につき意見を求めることについて

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○市長（尾脇雅弥）それでは次に、議案第9号及び議案第10号について、一括して御説明を申し上げます。

両議案とも人権擁護委員候補者の推薦につき、議会の意見を求めるものでございます。

まず、議案第9号は、現在、人権擁護委員であります川畑弘子氏が平成24年6月30日をもって任期満了となりますが、同氏は、人権擁護委員として適任であると考えられますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする川畑弘子氏の住所は、垂水市本町8番地、生年月日は昭和15年4月3日でございます。

次に、議案第10号ですが、現在、人権擁護委員であります黒石田時江氏が平成24年6月30日

をもって任期満了となりますが、同氏についても、人権擁護委員として適任であると考えられますことから、引き続き同氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

推薦しようとする黒石田時江氏の住所は、垂水市新城829番地2、生年月日は昭和18年6月1日でございます。

なお、人権擁護委員の任期は3年でございます。

以上で両議案の説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時2分休憩

午前11時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

まず、議案第9号について、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、適任とすることに決定しました。

次に、議案第10号について、適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第10号については、適任とする

ことに決定しました。

△議案第11号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第15、議案第11号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（北迫睦男） 議案第11号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第9号）案を御説明申し上げます。

補正の内容を記載しました参考資料を議案と一緒にお配りしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

今回の補正の主な理由でございますが、職員の早期退職に伴う退職手当の増額、地方財政法の規定に基づく前年度繰越金の財政調整基金への積み立て、市有施設整備基金への積み立て、また、地方交付税の確定に基づく病院事業交付金の増額補正などのほか、執行残や事業費の確定に伴う予算整理、並びに地方債の補正が必要になったものでございます。

今回、歳入歳出とも1億4万3,000円を追加しますので、これによる補正後の金額は、98億5,487万1,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから6ページに掲げてあるとおりでございます。

地方債の補正がありましたので、7ページの第2表地方債の補正にお示ししております。

それぞれの起債事業費の確定や変更によるものでございますが、右の欄の補正後に示す限度額に変更し、本年度の借入総額を11億3,982万円にしようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細のうち主なものを御説明申し上げますが、歳出のうち、事務事業の確定に伴う予算整理に係るものは省略させていただきます。

まず、22ページをお開きください。

1目一般管理費の退職手当等の退職手当でござ

いますが、退職勧奨に伴う早期退職者に係るものでございます。

同じページの8目財産管理費の積立金のうち、財政調整基金積立金は、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度決算剰余金の2分の1を積み立てるものでございます。

同じ節の市有施設整備基金は、今議会に議案第1号として提案しておりますが、垂水市市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例案に基づくもので、今後の市有施設整備の財源に充てるための積み立てを行うものでございます。

23ページの10目企画費の負担金、補助及び交付金の廃止路線代替バス運行費は、負担金の確定に伴うものでございます。

27ページお開きください。

12目介護保険事業費の繰出金は、一般会計からの繰出金でございますが、平成23年度介護保険特別会計の実績見込みによる減額でございます。

次に、29ページをお開きください。

2目児童措置費の扶助費の減額は、子ども手当の法改正によるものでございます。

次に、31ページの1目清掃総務費の負担金、補助及び交付金は、合併浄化槽設置基数の減少による補助金の減額でございます。

あけていただきまして、32ページの1目病院費の負担金、補助及び交付金でございますが、地方交付税措置額の確定に伴う増額でございます。当初予算が骨格予算であったことから、地方交付税措置の確定後に補正を予定していたものでございます。

次に、33ページをお開きください。

7目の防災営農対策事業費でございますが、施設園芸ハウスの入札残でございます。

36ページをお開きください。

4目観光施設整備費の委託料の減額は、宮脇公園整備事業で、旧垂水中跡地に計画されてお

りました物産館建設等の設計委託料でございましたが、特別養護老人ホーム等の建設計画が浮上したために、設計委託は発注しなかったものでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費の公有財産購入費と、補償、補てん及び賠償金でございますが、市道内ノ野線の改良工事で追神橋の工法が当初計画より変更になったことにより、用地費と移転補償費が減額になったものでございます。

40ページをお開きください。

2目の住居移転促進費は、がけ下移転の該当事業がなかったことによる減額でございます。

次に、43ページから44ページの3目小学校施設整備費は、空調設備設置事業の設計委託料と、工事費の実績に基づく減額でございます。

次の45ページの3目中学校施設整備費の工事請負費は、第8号補正で計上いたしました中央中学校大規模改造事業費の体育館部分の工事費でございますが、体育館につきましては、緊急防災・減災事業に該当しないことが後にわかりましたので、減額し、平成24年度当初予算へ計上したものでございます。

以上が歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻りますが、8ページの事項別明細書の総括表、及び10ページからの歳入明細にありますように、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源を充て、不足分については、地方交付税、繰越金等の一般財源を充てて収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○川尻達志議員 31ページ、清掃費のところですけれども、浄化槽の設置整備事業補助金が3

分の1使われていないということですよ。そうしたときに、まず最初の、当初組むときに見込み違いがあったのかという気がせんでもありません。ただ、使われていないことは事実です。

そこで、課長、何件ぐらい見込みで、何件ぐらいなかったの。差をちょっと教えて。

○生活環境課長（感王寺八郎）合併浄化槽につきましては生活環境課が所管しておりますので、お答えいたしたいと思えます。

当初計画では110基を予定しておりまして、予算で言いますと3,842万円を計上いたしましたが、実績としまして74基ということで、2,555万2,000円ということで差額を減額ということでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 ありがとうございます。

そこで、市長、このお金はやはり水道関係というんですか、そういった業者の皆さん方の大きな事業でもあると。ここを、やはり海を守るという観点からも、大きな政策として補助率を上げて執行していくという考えも、当然考えなきゃいけないと思う。余ったからということではなく。来年度に向けて、補助率を上げて仕事をふやしていく、そしてまた海を守っていくということに、どう考えられますか。

○市長（尾脇雅弥）今、川尻議員のほうから御指摘がありました。確かに業者の皆様方にとってはそれを見込んで仕事もされるということでございます。かなり3分の2ということですね、3分の1が仕事がなかったというような言い方も言えるんだらうと思えますので、今、時代の中で、環境的な問題もひっくるめて、この合併浄化槽、そういったものの設置促進というのは非常に重要なこととなっていると思えますので、今、御指摘いただいたことを勘案しながら、今後、対応させていただきたいというふうに思っております。それでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それと、新規事業の中にも、24年度の中にも盛り込んでおりますので、そのことも御理解をいただきたいというふうに思っております。

○川尻達志議員 この時期、毎年思うんですが、やはり、残すのはきっちりこうやって残していると思う。その上で、来年度どうやって使っていくのか。なかったから削るという発想ではなく、いかに効率よく、市民に喜んでいただけるのか、こういう発想で取り組みをしていただきたい。要するに、ことしの反省点を踏まえて、来年度どうやって生かしていくかということになるんだろうと思います。余ったからということじゃなく、来年どうやって使っていくんだということ、もう1回皆さん方が初心に戻っていただくことが市民のためにもなるし、そう思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（宮迫泰倫） ほかに。

○持留良一議員 2点なんですが、支出の関係では児童措置費、子ども手当の問題で、これは法の改正等によって、民主党が当初の公約を守らずにこんなふうになってきたんですけれども、本来、今の子供たちの実態、状況から見ても、貧困化率というのは非常に高く日本はなっているということからも本当に、考えても必要な支援策だったんだということを今も思っているんですが、そういう意味でも、削減すべきものではなかったというふうに思うんですが、このことによって實際上、市民への影響、いわゆるそういう保護者の方々への影響をどのように考えられているのかということと、それにかかわって、内容自体も非常に適用するには厳格化されて、いわゆる国内に居住しなきゃだめだとかいうのもありますし、また、自治体が子育て支援に使える交付金の新設等もその法案の中には入っていたかというふうに思いますが、そういうことも含めて、この法の改正に伴って、市としての対応だとか、影響だとかということ

どのように考えていらっしゃるのかというのが1点と。

もう1つ、この要綱でしたか、何かでしたかね、保育料も天引きできるような中身に変わってきたということで、非常に私たちも相談があったりしたんですけれども、やはり保護者にとっては大変な問題にもなってきていると。そういうことから含めて、非常にこの改正によって、市民への影響というのはいっぱい出てきたのかなというふうに思っているんですが、そのあたりについてどのように考えていらっしゃるのかということです。

もう1つは、プレミアム商品券、2月17日で締め切りがされたというふうに思うんですが、当然さまざま効果はあったと思うんです。今回は一般のスーパー等も入ったりということもあって、非常に地元の経済的な効果との関係で実際どうだったのかというのは、改めてやっぱり検証するときだと思うんですが、そのあたりについては今、どのように結果を見ていらっしゃるのか、実態がどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 今、御質問の件でございますが、私ども現場の立場としましては、恐らく、議員言われたように、大変な経済的な負担がふえているというふうに思います。ただ、国の法律等がどんどん変わっておりますので、その対応の中で今回これだけの減額を生じたということでございます。

保育園のその引き落とし分についても、これも制度の中でそれはできるというようなことを明記してございますので、対応としてはそういう扱いをしているということでございます。1万3,000円が1万円になったということで、大変な経済的な負担も強いられているというふうには思っております。

○商工観光課長（塚田光春） プレミアム商品券の検証なんですけれども、2月17日で販売が

終了しますことから、今現在、まだ検証はされておられません、これから商工会と連携しながら、小売店とかそういったのにどのような効果があったか、そこら辺を含めて、アンケートを通じてまた検証していきたいというふうに思います。

○持留良一議員 先ほど言われた子ども手当の問題ですけれども、そんな形でやっぱり地元の経済にも大きな影響が当然生まれてくると。当然、育てる保護者の方々にとっても、今までの経済的な土台がある意味、ある程度崩れてくるという状況など非常に、子育て支援というのが非常に厳しい環境の中にもあったというふうに思います。

これまでのいろんなアンケート調査でも、そういうところに、子育て支援に結構多くがこの制度、手当を活用して使われていたと思いますので、できたら今後、課長が言われたとおり、そのあたりのフォローする対策、支援する対策というのをぜひ検討もしていただきたいと。我々の予算等でもいろいろと検討もされている中身もあるかと思えますけれども、今後の課題になっていくかというふうに思いますので、ぜひこれは要望ということで、そういう対策をぜひ検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

○大藺藤幸議員 今、23年度の補正の審議なんですけれども、先ほど川尻先輩の質問の中で、浄化槽の設置基数の見込みが大幅に違うんじゃないかというようなことで、補正になっているわけですけれども、今、市長の答弁された中で、新年度も、24年度も浄化槽の補助金に関しては以前と同じような補助金のあり方でいきたいというようなふうにとらえたんですが、施政方針をいただいているわけですが、施政方針の中では、単独浄化槽の合併浄化槽への促進というこ

とで補助金を新設いたしますと書いてございますね。そして、参考資料の中では、65基分、1基当たり9万円というのが出されているわけですけれども、これ先ほどの答弁と若干ニュアンスが違うんですが、過去には1基10万円という補助金が垂水市の持ち出しで、一般財源からあったわけですけれども、一時取りやめになっておったわけですけれども、24年度の今、審議ではございませんけれども、24年度はこの9万円、65基分というのを予算措置をされていると資料の中では確認できるわけですけれども、そうなのでしょいかね。

○生活環境課長（感王寺八郎） 24年度の予算につきましては、単独浄化槽の上乗せということで、新規事業で24年度から実施をする。大藺議員がおっしゃったとおり65基ということで、内訳につきましては、国・県・市の3万円ということで撤去費用を補助をするということで考えております。

なお、そうすることによりまして、単独槽の機能低下から、あるいは切りかえということで推進がなされるんじゃないかということで考えているところでございます。

以上でございます。

○大藺藤幸議員 今、説明をいただいてよくわかりましたけれども、単独槽と合併槽の違いというのは、単独槽というのは、トイレだけの汚水を、汚物を浄化すると。で、逆に、単独槽の場合は、河川、湖沼、海に流れ込んでくる放流水が、汲み取りのほうが単独の浄化槽を設置するよりも、今はできないわけですけれども、単独は、設置するよりもBODの排出量が少なくて済むんです。ですから、汲み取りから合併浄化槽に切りかえる、設置をするそのことは、生活の改善にもなりますけれども、単独のほうを優先して合併浄化槽に入れかえる方針を、ぜひ力を入れて進めていただきたいと、そのように思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（宮迫泰倫） 答えがありますか。

○市長（尾脇雅弥） 今、担当課長が御説明したとおり、先ほど答弁したとおりでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本議案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第12号～議案第17号一括上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第16、議案第12号から日程第21、議案第17号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第12号 平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第13号 平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案

議案第14号 平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案

議案第15号 平成23年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第16号 平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案

議案第17号 平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案

○議長（宮迫泰倫） 説明を求めます。

○市民課長（白木修文） 議案第12号及び議案

第13号につきましては市民課所管ですので、一括して御提案いたします。

まず、議案第12号平成23年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、これまでの実績と今後の動向を勘案し、各費目において所要額を補正するものでございます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出とも1,211万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を27億8,459万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出から、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

12ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費は、東日本大震災等の影響により、国保総合システムの稼働時期が平成23年5月から8月に変更されたことに伴い、経費が発生し、国保連合会から各市町村へ分担金として請求されたことによる補正等でございます。

2項運営協議会費は、今後の所要額を勘案し、減額補正するものでございます。

次のページの3項保険税収納率向上特別対策事業費は、臨時職員1人分の今後の所要額を勘案し、減額補正するものでございます。

5項医療費適正化特別対策事業費は、年度途中で1人のレセプト点検員が自己都合により退職したことによる減額補正でございます。

次の14ページをお願いします。

2款1項療養諸費は、療養給付費等負担金の増額に伴う財源更正の補正でございます。

次の15ページをお願いします。

2項高額療養費は、平成23年3月から11月までの診療分の実績により、今後の医療費の所要額を勘案し、補正いたしました。

4項出産育児諸費は、今後の所要額を勘案し、増額補正いたしました。

次の16ページをお願いします。

3款1項後期高齢者支援金等は、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく補正でございます。

次の17ページをお願いします。

6款介護納付金も、社会保険診療報酬支払基金からの通知に基づく補正でございます。

7款1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金は、国及び県からの通知に基づく補正でございます。

3目保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会からの通知に基づく補正でございます。

次の18ページをお願いします。

8款1項保健事業費は、今後の所要額を勘案し、減額補正いたしました。

2項特定健康診査等事業費は、これまでの健診実績に基づき、今後の所要額を勘案し、減額補正いたしました。

次の19ページをお願いします。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金と、次の20ページ、3項指定公費負担医療分についても、今後の所要額を勘案し、減額補正いたしました。

これに対する歳入であります。7ページをお願いします。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税の補正は、年度末の予算整理に伴い、これまでの徴収率及び昨年度の徴収率を勘案し、補正するものでございます。

次の8ページをお願いします。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金は、変更申請に伴う補正でございます。

2項国庫補助金、1目普通調整交付金及び2目特別調整交付金は、国からの交付通知に基づく補正でございます。

8目出産育児一時金補助金は、歳出の出産育

児諸費を増額したことによる補正でございます。

次の9ページをお願いします。

7款県支出金、2項県補助金、1目国民健康保険調整交付金は、県から年間概算交付額通知に基づく補正でございます。

9款共同事業交付金は、国保連合会からの通知に基づく増額補正でございます。

次の10ページをお願いします。

11款繰入金、2項1目一般会計繰入金及び3目出産育児一時金等繰入金は、保険基盤安定繰入金等の確定に伴い、一般会計からの繰入金の補正でございます。

13款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、及び次のページの3項雑入ともに、今後の見込み額による補正でございます。

14款市債は、今後の収支を勘案し、借り入れを行わないことと判断し、減額補正いたしました。

続きまして、議案第13号平成23年度垂水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由は、実績に伴う鹿児島県後期高齢者医療広域連合納付金、及び後期高齢者保険料の補正でございます。

1ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ194万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億419万5,000円とするものでございます。

それでは、歳出から、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

6ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、平成23年度の保険料収納の実績に伴う被保険者保険料の減額補正、及び低所得者等の保険料軽減分を公費で負担する保険基盤安定負担金の確定通知による減額補正でございます。

3款諸支出金、2項1目繰出金は、一般会計へ繰り出す督促手数料の増額補正でございます。

次に、歳入の説明でございますが、4ページをお願いします。

1款1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料は、年金から天引きされる保険料の実績見込みによる減額補正、2目普通徴収保険料は、納付書払い等による保険料の実績見込みによる増額補正でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金は、歳出の保険基盤安定分担金の減に伴う一般会計からの繰入金の減額補正でございます。

次の5ページをお願いします。

4款1項1目繰越金は、全事業実績の確定見込みによる補正でございます。

以上、議案第12号及び議案第13号の説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）議案14号、15号、16号につきましては保健福祉課所管分でございますので、一括して御説明いたします。

最初に、議案第14号平成23年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第3号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正でございますが、介護保険、介護給付費支払い額の減額が主なものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1億3,483万3,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ18億3,886万3,000円とするものでございます。

最初に、事項別明細書の歳出について御説明いたします。

9ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の旅費でございますが、実績見込みに伴う増額補正でございます。

委託料の行政事務委託でございますが、平成24年4月から実施する第5期高齢者保健福祉計

画、介護保険事業計画にかかわるもので、介護報酬改定に伴うシステム改修に要する費用でございます。

25積立金は、給付費の見込み減額により、介護給付費準備基金への基金積み立てを行うものでございます。

次に、2款保険給付費、1項サービス等諸費から、ちょっと飛びますが、13ページの6項高額医療合算介護サービス等費につきましては、12月分までの支払い実績をもとに、今後の介護給付費を推計し、不用額の減額を行うものでございます。

次に、5款地域支援事業費、1項介護予防事業費、2目一次予防事業費は、旅費支出に不足を生じるため、報償費からの節間流用を行うものでございます。

あけていただきまして、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金でございますが、過誤納還付金の減額を行うものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

4ページをお開きください。

事項別明細書で御説明いたします。

1款保険料、2款使用料を増額し、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金を減額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

次に、議案第15号平成23年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、収益の確定見込みに伴い、追加補正をしようとするものでございます。

補正の額は、歳入歳出にそれぞれ1,582万8,000円を追加し、補正後の予算総額は、歳入歳出そ

それぞれ5億6,618万4,000円とするものでございます。

歳出について御説明いたします。

6ページをお開きください。

1款事業費、1項老人保健施設事業費、1目老人保健施設事業費でございますが、収益の確定に伴い、指定管理料交付金の補正を行うものでございます。

次に、歳入について、3ページの事項別明細書で御説明いたします。

1款療養費収入、3款財産収入、4款繰越金を減額し、5款諸収入、6款繰入金を増額いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第16号平成23年度垂水市病院事業会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

今回の補正の理由でございますが、病院事業収益及び病院事業費用の増額補正と、医療機器の入札結果に係る企業債及び建設改良費の減額補正をしようとするものでございます。

第2条の業務の予定量でございますが、入院患者を1,739人減員、外来患者数を889人増員し、総計を10万6,390人とするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正でございますが、収入の1款病院事業収益を1億2,064万6,000円増額し、総額で23億5,600万3,000円とし、支出の1款病院事業費用を1億1,376万円増額し、総額を22億9,846万円とするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出でございますが、収入は中央病院医療機器購入の入札に伴う減額補正で、1項企業債を6,790万円減額し、総額を5,740万円とし、支出の1款資本的支出を5,672万3,000円減額し、総額を2億1,771万5,000円とするものでございます。

あけていただきまして、第5条企業債の補正でございますが、お示ししておりますとおり、起債の限度額を1億2,530万円から5,740万円に減額しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（川井田志郎）議案第17号平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正は、年度末決算見込みに伴います所要額の補正を行い、予算の整理を行おうとするものでございます。

既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、予算総額をそれぞれ3,569万5,000円とするものでございます。

まず、歳出から御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費でございますが、2節給料、3節職員手当等につきましては、職員給の減額及び子ども手当等の減額に伴う補正でございます。

4節共済費につきましては、共済負担金の確定に伴う補正でございます。

8節報償費は、検針員研修会謝金執行残の減額補正でございます。

11節需用費の消耗品費及び印刷製本費は、不用額の減額補正を行ったものでございます。

13節委託料、行政事務委託は、検針委託料の執行残を減額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、前の4ページをごらんください。

1款使用料及び手数料でございますが、平成23年度簡易水道使用料が当初見込み額より使用料の増加に伴う補正、及び簡易水道手数料の増額に伴う補正でございます。これに伴い、2款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金を減額補正することによりまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議をよろしくをお願いします。

続きまして、地方税法第243条3による執行状況の報告といたしまして、水道課関連の事項につきまして御報告を申し上げます。

垂水市水道事業会計では、国による公的資金補償金免除繰上償還の措置が、平成22年度から平成24年度まで3カ年にわたり承認されたことによる償還につきまして、平成22年度分償還金額6,516万5,904円を平成23年3月に繰り上げ償還いたしましたことを御報告申し上げます。

また、この繰り上げ償還につきまして、今後、市のホームページや市報たるみず4月号におきまして公表することといたしております。

以上でございます。

○議長（宮迫泰倫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○川尻達志議員 間違わないように、垂水市介護保険特別会計補正予算の中で一般管理費、9ページ、基金の積み立てがあるわけですが、ことしになってもう70人を超すお年寄り、死亡者が出ておるようであります。そうしたときに、死ぬまでに我々は介護保険の厄介にならなきゃいけない。特に、本市については大変な高齢化率であります。基金を積まれることは当然のことだと思いますが、まず、基金残高はどれだけあるのか、お聞きします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） まだ確定ではございませんが、約1億4,000万円程度というふうに思っております。

○川尻達志議員 その中で、基金積み立てを行うに当たり、やはり基礎的な数字というのがあろうと思うんですよ。高齢化率、年代別のあれが出ていると思うんですが、そこで問題になるのが、総合計画で人口の予想数、ほとんど減っていない、あれは。その基準になる数字はどこになるのか、将来の人口想定をする上で。総合計

画だと減っていないから、予定だと、実態とは違って来る。そうしたときに、基金残高の適正をするためにはそこいらが、基礎数字が間違っていると全然違って来る。基金をたくさん積まなきゃいけない。ここら辺についての考え方をお尋ねします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 介護保険特別会計での基金の積み立てについては、特段明記はしてございませんが、ただ、介護保険料の中から今まで執行残として積み立てているものがございます。第4期が終わることしをもちまして、第5期介護保険事業計画が24年、25年、26年に始まるわけですが、その分の保険料の軽減ということで使わせていただくという基本的な考えを持っております。人口等につきましては、高齢人口の推移につきましては、計画の中で把握しておりますので（発言する者あり）、介護保険事業計画につきましては、独自でしている数字と、総合計画との整合性を持ちながら策定をしております。（「ということは、調整をしているということ」と呼ぶ者あり）はい。

○川尻達志議員 それじゃ、詳しく詰めてもしようがないんだろうけれども、ぜひそこいらの数字を出していただきたいと、具体的に。調整した数字を、今おっしゃったから。

それと、最高でどのくらい積みまなきゃいけないのか、基金を。どのくらい積みまれば何とか垂水市の高齢者が安心して介護保険の利用ができるのかという目途があるはずですよ。余り積み過ぎてもいけないだろうし、少なければ破綻をする。ここいらはどのくらい見ていらっしゃるか。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 介護保険、保険料の積み立て分につきましては、私ども、地域包括支援センター、それと介護予防係を持っております。そこにおける予防効果が出て、1億4,000万円積めた分というふうに思っております。介護保険料の設定につきましては、3年間の実施期間がございます。その間にすべての介

護保険事業所、サービス等をマックスで計算して出した保険料でございますので、それ等につきましては先ほど言いましたように、予防効果とか、いろんな私どもの施策が功を奏して1億4,000万円ほど積めた分だというふうにも理解しております。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑は。

○大藺藤幸議員 ちよつと昼が過ぎましたけれども、1点だけ。

病院の補正予算ですね、医療機器の整備事業、起債が1億2,530万円、マイナスの補正ですね、6,790万円、実際の起債は5,740万円。これ1億2,530万円というもともとの起債されたときの根拠、多分、医療機器でしょうから、相当な、何といいますか、幅があるという表現が正しいのかどうかわかりませんが、建設事業では物価本等を利用して予算を組まれるわけですよ、設計をされていく。だから、どうも幅が大き過ぎて、50%以下と。どのように考え、どういう状況でこういうことになってしまうのか。そしてまた、1億2,530万円なりの予算を組む必要があるのか、もともとですね。そこをちよつとお尋ねしてみたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）病院の医療機器につきましては、新規が5件、老朽化に伴う更新分が5件ございました。その中で、CT、全身用X線、CT診断装置、これの定価につきましてはかなり高額な予想をされておったということでございます。病院の器械選定につきましてはすべて病院のドクターの判断でございますので、言い方をかえれば、病院から来た数字をそのまま使っているという分でございます。この差額につきましては、執行残ということで、入札による執行残ということでございますので御理解いただきたいと思います。

○大藺藤幸議員 執行残という意味はよくわかります。今後、委員会で議論があるかもしれませんが、またそのときに詳しくお聞きをした

いと思います。

以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第12号から議案第17号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第17号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時20分から再開いたします。

午後0時9分休憩

午後1時20分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第18号～議案第28号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第22、議案第18号から日程第32、議案第28号までの議案11件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第18号 平成24年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 平成24年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 平成24年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 平成24年度垂水市水道事業会計予算案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥）それでは、平成24年度施政方針及び予算説明をさせていただきます。

本日ここに、平成24年第1回市議会定例会を招集し、関係諸議案の御審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端と主な施策の概要を申し上げ、議員各位及び市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

市政運営の基本的考え方。

昨年1月27日に就任して以来、私にとりましては2度目の施政方針となります。

前回は、第1回市議会定例会に提案した一般会計当初予算が骨格予算でございましたので、第2回定例会で市政に対する所信を述べさせていただきました。内容は、「継続」と「挑戦」をスローガンに5つの公約について、実現に向けての方針を申し上げ、2年目以降の種まきを中心に行政運営を行ってまいってきたところでございます。

「継続」とは、前市長からの「住んで良かったと思えるまちづくり」の志を継続するという意味であり、「挑戦」とは、新しい時代に向か

って「元気な垂水づくり」にチャレンジするという意味でございます。

平成24年度は、以上の考え方を基本としながら、将来の垂水が少しでも活力に満ちたまちづくりの方向に進むように、「挑戦」へ重きを置いた、「継続」から「挑戦」という、積極的で前向きな取り組みを進めたいと考えております。

そのために、これ迄以上に様々な現場へ足を運び、「こうだから出来ない」ではなく、「どうすれば出来るか」の視点で職員・市民一体となって頑張ってもらいたいと考えております。

3つの重点政策。

垂水市が取り組むべき課題は大小様々ありますが、今日の厳しい財政状況の中では、優先すべき政策を見極めて取り組んでいく必要があると考えております。

そこで、平成24年度は「安心・安全な垂水のまちづくり」「第1次産業の6次産業化と観光振興」「医療・介護・福祉の包括的取組」の3つの柱を中心に市政を運営していくこととしました。

（1）安心・安全な垂水のまちづくり。

昨年3月、1,000年に1度と言われる未曾有の東日本大震災の発生により、多くの国民の生命・財産が一瞬にして奪われ、また、福島第一原発事故の影響もあり復旧・復興は遅れ、今なお厳しい状況が続いております。専門家によると、同等クラスの西日本大震災の発生も近い将来にあり得ると危惧されております。

一方、私たちにとって同様に危惧されるのが、桜島の状況です。

平成23年1年間の桜島の爆発回数は996回と、鹿児島地方気象台が観測を開始した1955年以降最多となり、降灰量も増加傾向にあるなど、今後も活発な活動がしばらく続くと予測されております。また、台風・大雨等の自然災害の発生も予断を許しません。大規模災害を防ぐことは難しいと考えなければいけません。情報を共有

して備えることが重要です。加えて、新型インフルエンザ等の感染症や口蹄疫・高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病への備えも必要です。

このような危機的状況に対し、垂水市民の生命・財産を守り、犠牲者ゼロを目指すことが行政の最優先課題です。

まず、ソフト面の対策として、情報の収集及び発信、災害発生時の的確な対応を行うために危機管理体制の整備・強化を図ります。

併せて、「自助・共助・公助」の視点で、自主防災組織の整備・充実・連携を推進してまいります。

5月25・26日は「鹿児島県総合防災訓練」が垂水市で実施されることになっており、この訓練を機に各組織との更なる連携強化を図ってまいります。

平成23年度作成する防災マップの活用や、電柱を活用した土地の標高の表示についても取り組んでまいります。

消防力につきましては、今年度も、消防職員・団員の資質の向上を図るため、救急救命士の養成・病院研修及び県消防学校における教養・訓練を実施します。また、市民への普通救命講習や小学校高学年以上の救命入門コースを実施し、救命率向上と市民の防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、ハード面での対策は、桜島降灰対策として、路面清掃車を新たに1台購入し生活環境整備を図るとともに、宅地内降灰除去における高齢者の負担軽減策の創設についても国に要望するなどの取り組みを進めてまいります。

土砂災害対策として、県と連携しながら引き続き治山・砂防事業などの推進を図ってまいります。

道路整備は災害対策においても重要な役割を果たすことから、基幹道路である国道220号の整備では、推進中であります柘原地区の拡幅、海

潟地区の早崎改良、牛根麓から牛根境間の歩道整備につきまして、早期の完成を図っていただくよう引き続き要望してまいります。

県道整備におきましても、継続事業である垂水南之郷線及び垂水大崎線の改良整備について、積極的な推進を図っていただくよう要望してまいります。

また、市道整備については、内ノ野線本城地区改良の継続と、元垂水原田線の元垂水地区の国道交差点部から市木地区への整備などを図ってまいります。

災害・緊急時対応としても有効な「錦江湾横断道路」の実現については、国土交通省の民間連携事業の普及促進を目的とした研究事例の一つに「錦江湾横断道路」が選ばれるなど、必要性の理解が進んでまいったように感じております。また、県においては、錦江湾横断交通ネットワーク可能性調査に引き続き、錦江湾横断交通ネットワークファイナンシャルプラン作成事業を予定されております。このような状況下、本市においても情報収集や本市への影響に関する研究などに取り組める庁内組織づくりを検討してまいります。

市庁舎は災害対策本部が設置されるなど安心・安全の拠点となる施設ですが、現庁舎は老朽化が著しいことから、当面耐震補強を行うとともに今後、市有施設整備基金の積立により財源確保に努めながら、新庁舎建設の検討も進めてまいります。

また、市民の避難所となる各地区公民館についても、耐震化など防災拠点としての整備を図ってまいります。

(2) 第1次産業の6次産業化と観光振興。

次に、「第1次産業の6次産業化と観光振興」でございます。まず、第1次産業の振興についてであります。

農業を取り巻く環境は、政府においてTPP(環太平洋パートナーシップ)交渉参加に向けた

方針が表明され、また、国内・外の産地間競争の激化により依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、本市農業振興のため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成・確保し、併せて畑かん施設などの農業生産基盤の整備、経営規模の拡大など農業生産力の向上を図ってまいります。

また、国の施策である食と農林業再生のための基本方針に基づき新規就農者の増大・担い手農家等への農地集積の推進や農業の高付加価値化に向けた6次産業化の促進を図ってまいります。

更に、防災営農対策事業などにより高品質な農産物の安定生産を図りながら銘柄確立に努めるとともに、地産地消の推進や販売促進にも努めてまいります。

畜産振興対策としましては、地域環境に配慮した生産基盤の整備や経営支援対策を推進しながら、畜産農家の経営安定を図るとともに口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病侵入防止のため、引き続き徹底した防疫対策に努めてまいります。

次に、水産業の振興につきましては、長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、餌の高騰や長引く不況の影響による消費の落ち込み等もあり、ここ数年でやむなく倒産・廃業が相次ぐ等、依然として厳しい経営環境が続いております。よって、両漁協に対する資金貸付は、平成24年度も継続したいと考えております。

漁業生産の基盤となる漁港整備につきましては、海潟漁港と牛根麓漁港の2漁港について重点的に整備促進を図っていただくよう県に要望してまいります。

水産物の販路拡大や消費拡大を図るため、引き続き両漁協等と連携し、各種イベント等で機会あるごとに地元ブランド魚であるブリ・カンパチやその加工食品のPR活動に努めたいと考えております。

また、海外向けブリ加工品企業の工場増設計画の話も伺っており、その将来性に期待感を持つとともに、このような企業への支援にも取り組んでまいります。

以上申し上げましたとおり、本市の第1次産業は垂水を代表する産業であります。農・水産物の物づくりに関しては高い技術と専門性を有していることから、これからの課題は農林漁業生産と加工・販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進するなどの6次産業化の実現であると考えます。

商工業、産業振興の視点で見ると、垂水には、おいしい食材でありながら、知名度の低いものや加工・販売ルートが弱く宣伝効果の低いもの等が多くあると思います。こうした食材を「垂水ブランド」と位置付けして、PRを強化し、販路拡大を図っていく必要があります。その新たな販売促進の試みとして、全国にそして世界へ向けて情報発信し、新しい顧客の取り込みを図るために、利用者が全世界で約8億人のインターネット交流サイト最大手・フェイスブックによる販売に関する調査研究を行いたいと考えております。

次に、観光振興につきましては、教育旅行を中心としたツーリズムの推進、「猿ヶ城溪谷森の駅たるみず」や「道の駅たるみず」での集客を行いながら、交流人口の拡大を図り、観光における大隅の玄関口としての役割を果たせるよう取り組んでまいります。

豊かな自然環境を生かして平成21年度より取り組んでいるツーリズムの体験型教育旅行の受け入れは、漁協や市民の皆様の御協力により、平成23年度は関西・中国方面より中・高11校が来垂し、延べ民泊数が約1,600泊になりました。経済効果は約2,000万円程度になるものと思われ、地域にも元気を与えています。

また、平成25年度から新幹線の団体集約列車が運行されると聞いておりますので、関西・中

国地方の学校や旅行会社へのセールスの強化や受入家庭の拡大、核となるツーリズム推進協議会の組織強化にも力を入れていきたいと考えております。

更に、漁業体験型教育旅行を推進するため、新たに遊漁船登録を行う方に対する法定備品購入の補助を新設するとともにリーフレットを作成し漁協と連携して修学旅行生の誘致活動に努めてまいります。加えて、水産物のPRや魚食普及にもつなげてまいります。

次に、猿ヶ城溪谷森の駅たるみずは、県下でも珍しい溪流と登山を中心とした体験型観光の宿泊施設でありますので、キャニオニング等の利用者増進を図るための用具の整備をしてまいります。また、冬場の利用増進を図るために、溪流沿いの散策、高隈登山等を快適に堪能出来るように、温泉浴施設の実施設計と多目的広場や遊歩道等の整備を行う予定であります。

一方、スポーツ合宿による交流人口の増加を図るため、昨年同様、大学の準硬式野球部合宿の誘致を行うほか、新たな試みとして高校サッカーの合宿の誘致にも努めてまいります。その為にも、老朽化している施設の改修等について検討を進めてまいります。

(3) 医療・介護・福祉の包括的取組。

続きまして、少子・高齢化に伴う「医療・介護・福祉の包括的取組」についてでございます。

1 点目が高齢者対策であります。

高齢者福祉につきましては、「市民一人ひとりが生きがいや夢を持ち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち垂水」を基本目標とし、市民・行政・関係機関等がその理念を共有しながら、現在策定中の第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成24年度～平成26年度）に基づき、介護予防や地域包括支援センターの充実を推進してまいります。

昨年行いました高齢者実態調査では「たとえ介護が必要となっても住み慣れた地域で暮らし

続けたい」と希望する方が全体の9割と多いことや、通院が困難な方など、住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、医療行為等が十分提供されることも大きな課題と考えております。

多くの市民が在宅での生活を望んでおられる中、在宅医療の推進に向けた基盤整備事業として、平成23年度は垂水中央病院の協力を得て、地域支え合い体制事業ハード・ソフト事業を県内では初めて導入、更に、平成24年度からは垂水中央病院内に在宅診療部の開設を予定しております。在宅医療の推進は、医師の確保等多くの問題を抱えておりますが、本市において画期的な施策となると考え、関係機関連携の上、積極的に進めていきたいと考えております。「住んで良かったと思えるまちづくり」の一つとして、環境づくりを行ってまいります。

2 点目が子育て支援対策であります。

子育てに関して「子どもを産み、育てにくい社会になった」と言われて久しい訳ですが、これは地域の繋がりが希薄になってきたことも原因の一つに挙げられています。そこで地域の繋がりを維持し、社会基盤の再構築と併せて地域社会における「子育て機能の再生」を目指して子育てサポーター養成のための予算を確保し、子育て中の世帯が気軽に支援を受けられるようなまちづくりに社会福祉協議会とも協力しながら努めてまいります。少子化は地方、都市部に関わらず、全国的な問題であり様々な面でその深刻さを増しています。このために、新年度も引き続き当市独自の取り組みを加え、少子化対策を実行してまいります。

また、本市では平成21年度から、第4次垂水市総合計画に基づく地域振興計画づくりに取り組んでおり、これまでに「大野づくり計画」と「三和づくり計画」についてそれぞれの地域で進めてきていただいております。この地域振興計画においても高齢者や子育て対策に関することも計画に掲げられており、平成24年度におい

ては新たな2地区での実施を予定し、取り組みを進めてまいります。

大隅半島唯一の大学である「鹿屋体育大学」の知的財産を活用し、スポーツ振興、市民の健康づくり、地域振興を図り「元気な垂水づくり」のために、鹿屋体育大学との包括連携について研究してまいります。

これ等の施策を進めていくことが、市民のニーズをとらえ、満足度を高め、本市の課題である人口減対策にも繋がっていくものと考えております。

人口減対策はこれまでも継続して取り組まれてきたところではありますが、平成24年度は第4次垂水市総合計画の中間見直しの時期でもありますことから、総合計画に掲げた施策の検証と今後の具体的な取り組みについて検討し、市民満足度を高めてまいります。

以上、3つの柱を中心に頑張っております。

併せまして、就任以来取り組んでおります「垂水高校振興支援対策」にも、引き続き取り組んでまいります。

県においては、大隅地域における公立高校の今後の在り方を検討するため、平成23年度に検討委員会を設置され、この3月に取りまとめが行われようとしております。

本市はこの検討委員会において、『垂水高校は、小規模校の良さを生かし、キメ細やかな指導により生徒の可能性を広げながら、現状の「普通科及び生活デザイン科2学科」による運営を当面続け「地域に貢献し、地域に支えられる学校」を目指すべきである』と提言しております。

垂水高校振興支援対策については、危機感を持った対応が必要でありますことから、今後においては、垂水高校自身での更なる魅力の向上に努めていただくことはもとより、平成23年度の市民による取り組みを更に広げ「地域と一体となった振興・支援」体制づくりに努めてまいります。

具体策として、魅力ある垂水高校づくりに向けて「垂水高校振興支援計画書」を策定しております。この計画書は、学校のイメージアップ、進学・就職の充実、未来を担う人材づくり、垂水市の地域振興、垂水高校と関係団体との連携といった5つの柱で合わせて46の振興支援策からなっております。具体的な取り組みを実現していくためには、行政・関係団体・市民、垂水市全体での振興・支援を行っていく必要がありますので、今後、市内の各種団体の長がメンバーとなっている「垂水高校振興対策協議会」を中心に実行してまいります。

平成24年度においては、1番目に学校のイメージアップへの支援、2番目に垂水高校生の教育環境充実に向けての支援、3番目に「小規模校」だからこそその学校運営への支援をしてまいります。

また、平成24年度に開校3年目を迎える垂水中央中学校を核として、8つの小学校及び垂水高校との連携を更に深化し、継続的な取り組みを進めます。具体的には、相互の授業参観及び学力向上や生徒指導に関する研究協議、文化祭や体育大会等の学校行事における生徒や教職員・保護者の交流、垂水中央中学校生徒や保護者に対する垂水高校の学校説明会の拡充、本市を含む鹿児島市や鹿屋市などの保護者への周知活動等を徹底し、垂水高校への入学志願者及び入学者の増加を図り、垂水高校の振興に結び付けてまいりたいと考えます。

市民の皆様には、なお一層の御理解と御協力をお願いしたいと思っております。

以上、平成24年度の3つの重点政策を中心に市政に対する所信と施策の概要につきまして申し上げましたが、「住んで良かったと思えるまちづくり」「元気な垂水づくり」を進めるため、議員各位及び市民の皆様への御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

平成24年度一般会計及び特別会計予算の提案

に当たりまして、予算の編成とその概要について、御説明を申し上げます。

平成24年度の国の予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓など5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むとともに、欧州財政危機の状況も踏まえ、我が国財政の市場の信認を確保していくために、「財政運営戦略」（平成22年6月閣議決定）及び「中期財政フレーム」（平成23年8月閣議決定）に基づき、既存予算の不断の見直しを進めるとの基本的考え方により編成されております。

その結果、国の一般会計予算の規模は、90兆3,339億円（前年度比2兆777億円、2.2%の減）となっています。

平成24年度の地方財政への対応に当たっては、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとしており、通常収支分については中期財政フレームに基づき、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を、平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう確保することを基本に、所要の対応を行うとし、地方交付税の総額は17兆4,545億円（対前年度比811億円、0.5%増）が確保されております。

このような国の予算の状況を踏まえた、本市の平成24年度予算は、第2次財政改革プログラムを基本に、歳入・歳出両面から徹底した見直しを進めました。また、一般財源の予算枠をあらかじめ各課に配分する「枠配分方式」と、新規事業などを対象とした「政策調整枠」を導入し、市民福祉の向上のために、これまで以上に、限られた財源の有効活用が図れるよう工夫した予算編成を行ったところであります。

それでは、一般会計から御説明申し上げます。

平成24年度の一般会計当初予算の歳入歳出予算の総額は86億300万円で、骨格予算であった前年度より1.8%の増となっております。

歳入におきましては、市税は固定資産評価替えに伴う固定資産税の減などで、前年度に比べ

3.1%減の13億500万円を見込み、歳入の柱である地方交付税は6.5%増の41億2,339万6,000円を計上しております。また、借金である市債については、学校施設整備事業費を平成23年度の第7号、第8号補正予算に前倒し予算化したことから、10.9%減の7億370万円を計上しております。

なお、平成24年度は市税の減や文化会館等の市有施設の大規模修繕、職員退職手当の増などにより一般財源に不足を生じたことから、平成20年度以来4年ぶりに財政調整基金からの繰入金金を1億円計上しております。

歳出におきましては、財政改革プログラムに基づき、一層の節減合理化を推進することであるゆる経費の見直しを行っておりますが、特に人件費や内部事務経費の削減は引き続き積極的に図ってまいります。

一方、市民生活に直結する部分では、在宅医療の推進や健康増進関連事業など市民の健康を守る事業に重点的に予算を配分するとともに、子育てサポート事業など子育て支援関連事業の充実を図ります。また、市民生活に甚大な影響を与えている桜島の降灰対策にも対処いたします。

投資的な事業としては、垂水中央中学校の大規模改造事業などに引き続き取り組むとともに、市道内ノ野線などの市道改良事業も継続して実施します。

予算の状況を性質別に見てみますと、人件費は平成24年度の定年退職予定者が前年度より多いことから前年度比5,643万1,000円（+2.7%）の増、扶助費は障害者福祉費の増などにより前年度比2,559万6,000円（+1.7%）の増となっております。普通建設事業費は、平成24年度計画の学校施設整備事業を平成23年度の補正予算で前倒し予算化したことから、前年度比では1億6,439万4,000円（△19.5%）の減でございますが、前倒し補正分を加えますと前年度比約1億9

,400万円(23.1%)の増となっております。

また、今回の予算編成で枠配分とともに初めて導入した政策調整枠「新しい垂水づくり事業」は、市長プレゼンテーションの結果、垂水千本イチョウ観光推進事業、農業用水源確保対策事業など18の事業を実施することとなり、当初予算では総額8,041万5,000円の事業費を計上しております。

以下、主な事業につきまして、御説明を申し上げます。

まず、総務費について申し上げます。

策定から5年目を迎える第4次垂水市総合計画については、社会情勢や市民ニーズの変化への対応や、私の市政運営の基本的な考え方との調整を図るために中間見直し事業を実施します。

また、「地域振興計画」は、平成24年度は新たに2地区で策定作業が始まる予定ですので、まちづくり交付金事業等により地域の自立に向けた計画づくりを支援してまいります。

その他の主な事業として、消費者保護を目的とした消費者行政活性化事業や、広報事業の強化を図るためにコミュニティFM放送広告事業などを、引き続き実施いたします。

次に、民生費について申し上げます。

高齢者福祉につきましては、第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)に基づき、介護予防事業などを充実してまいります。主な事業として、道の駅温泉助成事業や、各種在宅介護支援事業、地域包括支援センター事業などを引き続き実施いたします。

障害者福祉につきましては、国において「障害者自立支援法」の見直しが検討されておりますが、平成24年度は現行法の枠組みにより、障害者の自立に向けた「地域生活支援事業」などを実施してまいります。

子育て支援体制の充実につきましては、引き続き垂水市次世代育成支援対策行動計画(後期

計画)に基づいて各種施策を実施し、子育てしやすい環境づくりに社会福祉協議会とも協力しながら努めてまいります。

主な事業として、乳幼児医療費助成事業や、子育て相談支援センター事業、子育てサポート事業などを実施いたします。

次に、衛生費について申し上げます。

医療費の急激な伸びで、垂水市国民健康保険事業が危機的な状況に陥っている状況も踏まえ、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという健康意識の高いまちづくりを目指してまいります。

主な事業として、各種がん検診の受診率向上や生活習慣病予防、母子保健活動の充実、感染症予防など、関係機関と連携して健康増進事業の充実強化に努めます。また、地域子育て創生事業などの子育て支援や、地域自殺対策緊急強化事業も引き続き実施いたします。

地域医療の充実につきましては、その中核となります垂水中央病院や肝属郡医師会垂水班との連携により更なる医療体制の充実を努めるために、引き続き必要な予算を計上しております。また、新たに垂水中央病院内に開設される在宅診療部の運営支援として在宅医療推進事業費を計上しております。

救急医療体制につきましては、一次救急の在宅当番医制と二次救急の病院群輪番制に加え、昨年から大隅広域夜間急病センターが開設するなど、一層の充実が図られておりますので、引き続き大隅広域夜間急病センター負担金などの予算を計上しております。

次に、生活環境分野でございますが、ごみ処理につきましては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもと、資源の節約、廃棄物の減量化、再資源化を推進し、循環型社会の構築を目指してまいります。平成24年度も引き続き、収集・分別にかかる経費や大隅肝属広域事務組合負担金などを計上しております。

また、生活雑排水対策といたしましては、川や海の水質保全を図るため、合併浄化槽の普及促進に努めておりますが、平成24年度は、新たに単独浄化槽からの切り替え撤去費用の一部を補助対象とし、更に推進を図ります。

次に、農林水産業費について申し上げます。

本市の地域特性を最大に活かした農業の展開、発展を図っていくため、安定的な農業経営体の育成・確保を図るとともに、防災営農対策事業などによる施設園芸の推進、畜産農家の経営安定と悪性家畜伝染病侵入防止にも努めてまいります。主な事業として、中山間地域等直接支払推進事業、各種畜産振興対策事業などを継続して実施するとともに、新規事業では、新規就農総合支援事業、戸別所得補償経営安定推進事業を予算計上し、また、以前から要望のあった、小規模な灌漑施設を対象とする農業用水源確保対策事業も市単独事業で実施いたします。

耕地関係では、平成23年度から県営事業として実施しております災害発生を未然に防止する農村災害対策事業負担金や、新規事業として同じく県営事業である中山間地域総合整備事業負担金などを計上しております。

林務関係では、豊かな森と海づくりに向けて、森林の有する地球温暖化の防止、国土の保全、水源涵養など多面的な機能の役割を十分発揮できるよう、間伐実施事業や森林整備地域活動支援事業などにより適切な森林整備を推進してまいります。

次に、水産業の振興につきましては、依然として厳しい経営環境が続いているため、養殖漁業の振興策として両漁協への短期貸付を継続実施いたします。

また、海潟漁港と牛根麓漁港の2漁港については、県営事業において重点的に整備促進を図るとともに、漁場環境の保全事業として、引き続き漁場環境保全事業や環境・生態系保全活動支援事業なども実施してまいります。

平成21年度から、垂水市漁協が中心となって取り組んでいる漁業体験型教育旅行を更に推進するため、新規事業として、漁業体験時に使用する遊漁船登録に必要な法定備品の購入補助を実施いたします。

次に、商工費について申し上げます。

本市の商工業の経営環境は、依然として厳しい状況が続いており、平成24年度も引き続き運転資金や設備投資などの借入に関する商工振興資金利子補給や、商工会運営に対する商工会運営費補助などの支援を行ってまいります。

雇用対策としては、景気の低迷で雇用の改善が進まない現状にありますので、平成24年度も緊急雇用創出事業（重点分野）による雇用の創出に取り組んでまいります。

魅力ある観光の振興につきましては、体験型教育旅行の受入れ推進として、民泊推進事業補助や教育旅行誘致支援補助を引き続き実施いたします。

猿ヶ城溪谷森の駅たるみず総合整備事業としては、冬場の利用増進を図るための温泉浴施設的设计委託料や、キャニオニングの利用者増進を図るための用具購入費を計上しております。また、県下でも有数の観光地となった垂水千本イチョウの交通アクセス対策として、旧垂水港からのシャトルバス運行費などの予算も計上しております。

次に、土木費について申し上げます。

産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路につきましては、引き続き元垂水原田線、内ノ野線改良事業を進めるとともに、その他の市道や集落道におきましても、各振興会からの要望や危険性などを踏まえ、緊急度の高いものから整備を推進してまいります。

関連します市道橋梁につきましては、平成24年度に全橋梁の長寿命化整備計画を策定し、整備着手への明確な工程計画を立案してまいります。

そのほか、土砂災害防止対策としましては、引き続き県営事業の急傾斜地崩壊対策事業負担金を計上しております。また、市営住宅、定住促進住宅の管理につきましては、居住者の安全や住環境の整備に努めるとともに、公営住宅長寿命化計画策定のための予算を計上し、市営住宅等の今後の整備計画を検討してまいります。

次に、消防費について申し上げます。

消防力につきましては、市民の生命、身体及び財産をあらゆる災害から守るために、その整備を図る必要がありますので、平成24年度は老朽化している消防団のポンプ自動車2台の更新を行います。

また、救急救命士の養成・病院研修などを実施するとともに、消防本部の訓練設備を充実させる予算も計上し、消防職員等の資質向上を図ってまいります。

次に、防災対策でございますが、昨年発生しました東日本大震災と同等クラスの大地震や、桜島の大爆発、台風・大雨等の自然災害の発生を想定した、安心・安全な垂水づくりのため、更なる防災体制の整備・強化を図ってまいります。主な事業として、潮彩町防災行政無線子局設置、鹿児島県総合防災訓練などを実施いたします。

次に、教育費について申し上げます。

市内4中学校が統合した垂水中央中学校の施設整備につきましては、平成24年度が大規模改造事業の最終年度となりますので、引き続き整備の推進に努めるとともに、中央中学校特別教室実験台の購入や、老朽化が進んでいる各小学校の危険箇所等の対策を講じるなど、学校施設の環境整備を図ってまいります。

また、垂水高校振興支援対策につきましては、「垂水高校振興支援計画書」に基づき検定試験等補助、垂水高校活動支援補助金などを予算化し、魅力ある高校づくりを支援いたします。

学校教育では、垂水の豊かな自然や歴史、文

化、産業などを生かした体験的な活動を通して、「生きる力」を備えた「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」の育成を図ります。主な事業として、理科大好きな子ども育成の事業、和田英作ジュニア絵画展、ふるさと俳句コンクールなどを実施いたします。また、学校給食については、安心して栄養バランスのとれたおいしい学校給食の実施に努めてまいります。平成24年度は食物アレルギーを持つ児童・生徒に対処する事業も実施いたします。

次に、社会教育につきましては、「学びの成果を暮らしに生かし、地域活力に満ち溢れたまちづくり」のために、各地区公民館を核に市民の誰もが主体的に学ぶことができる環境の充実を図るとともに、昨年の垂水島津家林之城築城400年記念事業を機に更なる歴史・文化行政の推進や、大野自然学校を核とした自然・文化体験活動などに取り組んでまいります。

主な事業として、お長屋の瓦葺替工事や、老朽化している文化会館の設備関係の大規模な更新事業、錦江湾シーカヤック大会補助などを実施してまいります。

次に、災害復旧費について申し上げます。

災害復旧事業につきましては、予測困難なゲリラ豪雨に伴う土砂災害や、台風の強大化による風水害等の発生に備え、所要の予算を計上しております。また、活動が活発化している桜島降灰対策につきましては、ロードスweeperの購入費を計上しておりますので、引き続き路面清掃や宅地内の降灰除去事業に取り組んでまいります。

このほか、予算を伴わない事業として、錦江湾横断道路の実現に関する調査研究、災害時に対策本部や避難所が設置される市庁舎及び各地区公民館等の改修又は新築に関する調査研究、地域ぐるみで学校運営を支援する「たるみず学校応援団」の設置促進事業などを実施してまいります。

また、市民満足度の向上と持続可能な財政運営を図るために、引き続き「第5次行政改革大綱」及び「第2次財政改革プログラム」の推進についても努力してまいります。

次に、特別会計につきまして、御説明いたします。

まず、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

国民健康保険制度は、農林水産業及び自営業者を中心とする制度として創設されてから、わが国の国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康保持増進に、また福祉の向上に大きな役割を果たしております。

しかしながら、国民健康保険を取り巻く環境は、ますます厳しい状況が続いており、これまでの各種制度改革や内部努力にもかかわらず、国民健康保険制度が抱える脆弱な財政基盤の構造的問題は、一層深刻さを増してきております。

このような中で、政府・与党においては、「社会保障・税一体改革素案」が、本年1月6日に決定され、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化、高額療養費の見直しによる負担軽減などが挙げられております。社会保障制度や国保を取り巻く情勢が大幅に変わる可能性があることから、今後も改革の動向を注視する必要があります。

また、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指して始まった特定健康診査・特定保健指導は、平成24年度で最終評価年を迎えます。国が定めました健診の受診率65%等の条件を平成24年度に達成しないと、その後の後期高齢者支援金にペナルティが課せられることから、引き続き未受診者対策を含め、特定健康診査等の受診率の向上に取り組んでまいります。

このように、国民健康保険制度を取り巻く環境は近年極めて流動的であり、また、その財政運営については、加速する高齢化、医療費の増大等、大変厳しいのが現状ですが、今後も国民

健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策などの経営努力に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、27億1,076万2,000円を計上しております。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者の医療費を安定的に支えることや高齢者と現役世代の負担の明確化を図ること等を目的に平成20年度に導入され、5年目を迎えております。

この後期高齢者医療制度は、導入当初から様々な問題が生じており、新たな高齢者医療制度のあり方について検討が進められ、その動向はいまだ不透明なままであります。今回の改革におきましては、社会保障制度の安定性と持続可能性を目指すことはもとより、世代間の納得が得られ、国民的な合意のもとでの改革実現を願っております。

現在では、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が、保険者として医療費の支払いと保険料の設定を行い、市が保険料の徴収を行っております。

この保険料を広域連合へ納付するために特別会計が設置され、予算の構成としましては、歳入は被保険者から徴収する保険料と保険料軽減のための繰入金としており、歳出は後期高齢者医療広域連合への納付金が主なものとなっております。

歳入歳出予算の総額は、2億1,012万7,000円を計上しております。

次に、交通災害共済特別会計について申し上げます。

交通事故で被災された市民の相互扶助を目的に昭和45年に設置されたこの共済事業は、市民各位の御理解と御協力によりまして順調に運営されてきております。今後とも、関係機関や各

種団体の協力を得て、市民の交通安全に対する意識の高揚を図り、事業の健全運営と合わせて加入促進に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、717万円を計上しております。

次に、地方卸売市場特別会計について申し上げます。

市民に新鮮な野菜等を豊富に、かつ、安定的に流通させる拠点として設置された公設地方卸売市場も、開設以来32年が経過し、近年は、流通構造の多様化や情報化の進展、食の安全への関心の高まりなど、生鮮食料品を取り巻く情勢は大きく変化している中、市民の食生活の安全と農業振興に大きく寄与しているところであります。

今日、農業、流通業等については、T P Pへの参加などの問題が山積しておりますが、今後も、社会・経済情勢の変化に対応し、利用者や消費者のニーズに応じてその機能の充実を図るなど、垂水の特徴を活かした健全な市場運営に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、463万8,000円を計上しております。

次に、老人保健施設特別会計について申し上げます。

「垂水市介護老人保健施設コスモス苑」は、要介護状態となった方々の心身の自立を支援し、家庭生活への復帰を目指す施設として、平成9年の開苑以来15年目の年を迎えました。

施設運営につきましては、利用者の尊厳を守り、安全に配慮しながら、その有する能力に応じた自立への支援という介護保険法の理念に則り、利用者の側にたったサービス向上に努め、より健全な施設運営が行えるよう引き続き努力してまいります。

歳入歳出予算の総額は、5億5,852万4,000円を計上しております。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

す。

介護保険制度は、平成12年度に施行され、今では市民生活に定着してきていますが、一方で急速な高齢化が進み、介護保険を取り巻く環境が大きく変わってきています。

その変化に対応すべく、平成24年度から平成26年度までの3年間の本市介護行政の指針となる第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定しているところでございます。

計画では、基本目標を「市民一人ひとりが生きがいや夢をもち、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち垂水」とし、施設整備の方向性や介護サービスの充実を重要課題として、策定に取り組んでおります。

特に、市民生活に直結する介護保険料については、住民ニーズを踏まえた介護サービスとの整合性を図り、できるだけ増額を抑えるよう検討しているところです。

予算の概要でございますが、現在策定中の第5期介護保険事業計画に基づき歳入歳出予算の総額は19億9,084万2,000円を計上しております。

次に、病院事業について申し上げます。

垂水中央病院は、昭和62年度の開設以来25年目となりますが、診療の質、経営の質を高め地域の中核医療機関として、役割を十分果たしております。

他の自治体病院と同様、医師不足の状況がありますが、経営努力もあり、現状においては黒字を維持している状況でございます。このため、平成24年度も、開放型病院としての機能充実を図るため、市内開業医との協力のもと、地域医療連携を重点に更なる医療サービス提供に引き続き努めてまいります。

また、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すため医療体制の充実があります。一つの施策として垂水中央病院では、平成23年度から地域支え合い事業を導入し、ICTシステムを利用した在宅モデル事業を実施

しており、更に、この4月から、在宅での生活を希望されている多くの住民のため、新たに在宅診療部を開設するなど、地域医療の充実に取り組んでいるところでございます。

平成24年度の予算は、業務予定量の年間患者数を、入院4万880人、外来5万5,670人の、計9万6,550人と、設定いたしました。

まず、収益的収支につきましては、収入の総額が22億6,093万4,000円、支出の総額が22億600万1,000円であります。

次に、資本的収支につきましては、収入の総額が5億3,130万円、支出が6億8,656万8,000円を計上しております。

事業運営につきましては、今後とも独立採算を維持しながら、経営の安定・信頼性・安全性の向上を目指し、医師会と協力してまいりたいと存じます。

次に、漁業集落排水処理施設特別会計について申し上げます。

今後、牛根境地区の生活環境の改善と川や海の水質保全の向上を図るために、引き続き加入促進を推進し、円滑な施設の運営管理に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、2,921万2,000円を計上しております。

次に、水道事業会計について申し上げます。

本年度も国道整備に伴う配水管布設を行うとともに、ライフラインとしての機能の確保及び信頼性と安全性の向上及び施設の効率的運転を図るため、施設が老朽化している井川配水池の改修工事に取り組んでまいります。

給水件数につきましては、減少傾向にありますが、平成24年度もなお一層の行政改革に取り組むなど、企業経営努力をし、事業の安定的供給に努めてまいります。

予算の概要につきましては、業務予定量とし、給水戸数7,000戸、年間給水量183万立方メートルとして、所要の経費を計上いたして

おります。

収益的収支につきましては、収益総額2億8,034万3,000円で、その主な財源は水道料金となっております。事業費用につきましては、総額2億6,737万9,000円で、対前年度比1,060万7,000円の減となっております。

次に、資本的収支につきましては、収入総額950万円、支出総額2億4,498万6,000円で、支出総額は対前年比7,710万8,000円の増となっております。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、内部留保資金を充当してまいります。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。

上水道と同様に、ライフラインとしての機能の確保・水道水質等の情報提供など、万全な体制の維持管理に努めますとともに、コストの縮減等事務事業の効率性の向上に努め、地域住民への「安全で安心な水の安定供給」に努めてまいります。

歳入歳出予算の総額は、3,429万円を計上しております。

以上をもちまして、予算案の説明を終わりますが、詳細につきましては、審議の過程におきまして、私ほか、それぞれの担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議賜われますようお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ただいま平成24年度の施政方針並びに各会計予算案について説明がございましたが、これに対する総括質疑及び一般質問のための本会議を3月6日及び7日の午前9時30分から開きます。

質疑及び質問は通告制といたしますので、質疑者及び質問者は、会議規則第51条第1項の規定により、2月27日の正午までに質疑及び質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

なお、当日の質疑及び質問時間は、答弁時間

を含めて1時間以内とします。また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

△陳情第7号上程

○議長（宮迫泰倫） 日程第33、陳情第7号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を議題とします。

お諮りします。

ただいまの陳情については、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号については、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫） 明24日から3月5日まで、議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、3月6日及び7日に開きます。

△散 会

○議長（宮迫泰倫） 本日は、これをもちまして散会します。

午後2時26分散会

平成 24 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 2 日 平成 24 年 3 月 6 日

本会議第2号(3月6日)(火曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 9番 | 北方貞明 |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 6番 | 堀添國尚 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 深港涉 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 磯脇正道 |
| 市民課長 | 白木修文 | 消防長 | 宮迫義秀 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 前木場強也 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下剛 | 教育総務課長 | 今井文弘 |
| 生活環境課長 | 感王寺八郎 | 学校教育課長 | 有馬勝広 |
| 農林課長 | 森下利行 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 松浦俊秀 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年3月6日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第29号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第1、議案第29号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案を議題とします。

説明を求めます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）おはようございます。

それでは、議案第29号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本来ならば、本議会初日に提案すべきでございますが、介護報酬の改定や鹿児島県の財政安定化基金の交付額が1月末に示されたことから、その後、早急に保険料を試算し、第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の策定検討委員会での審議を経て、本日に至ったところでございます。

この第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画につきましては、地域福祉計画とあわせ、議会の最終日に御説明いたす予定でおりますので、御了承いただきたいというふうに思います。

それでは、説明いたします。

今回の改正理由でございますが、法律で3年ごとに高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を定めることとしており、その計画の中に介護保険料が示されております。平成24年度から平成26年度の介護保険料を設定したことに伴い、当該条例の一部を改正しようとするものでござ

います。

改正の内容について、新旧対照表で御説明いたします。

第2条中、保険料率の対象年度を、現在の平成21年度から23年度までを、平成24年度から平成26年度までに改めるものでございます。また、保険料額につきましては、基準月額を現行4,020円から4,180円、160円の増でございますが、改め、この基準月額をもとに、各所得段階ごとの年額を算定しているところでございます。

同条第1号でございますが、所得段階で言いますと、第1段階となり、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者と生活保護受給者の場合でございます。基準月額の半分となり、年額は2万4,120円から2万5,080円となります。

次の第2号につきましては、住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の総計が80万円以下の場合で、第1段階と同様に基準月額の半分となり、年額が2万4,120円から2万5,080円となります。

次の3号につきましては、第3段階となり、本人を含む世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合、基準月額の75%となり、年額が3万6,180円から3万7,620円となります。

次の第4号につきましては、第4段階となり、本人が住民税非課税で、同じ世帯に住民税を納めている人がいる場合でございますが、この段階が基準月額を適用しており、年額が4万8,240円から5万160円となります。

次の第5号につきましては、第5段階となり、本人が住民税課税で、その合計所得が190万円以下の場合で、基準月額の25%増となり、年額6万300円から6万2,700円となります。

次の6号につきましては、第6段階となり、本人が住民税課税で、その合計所得が190万円を超える場合で、基準月額の50%増となり、年額が7万2,360円から7万5,240円となります。

次に、附則について御説明いたします。

附則第1項でございますが、条例の施行日を平成24年4月1日からとするものでございます。

附則第2項は、この改正する条例の規定は、施行日以後の介護保険料に対して適用しようとするものでございます。

以上、御説明いたしました介護保険料の改定額でございますが、第4期計画より基準月額で160円増額になっていますが、他市や肝属・大隅管内の他自治体の平均基準月額は5,000円弱になると思われ、比較しますと、本市の介護保険料4,180円につきましては、低い金額に設定できたというふうに考えております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮迫泰倫） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 それでは、この介護保険料の一部改正条例案について質疑を数点させていただきたいんですが、確かに最後、課長が締めくくられたとおり、大変努力もされた結果もあろうかというふうに思います。しかし、結果としては、160円であったとしても、値上げということにはこれはもう客観的に見ても変わらないということです。

先般、後期高齢者の保険料の問題でもありました。全国的に見ても、下げたところ、据え置いたところ、圧倒的には値上げという傾向があったかというふうに思いますけれども、結果として、高齢者の方々への新たな負担がこれで行われてしまうということがあると思うんですが、1点お聞きしたいのは、この第4期の計画の中で、いろいろ努力もされてきたというふうに思いますが、これだけやっぱり値上げをしなければならなかったことの原因ですね、いわゆる報酬の改定等に伴って本市も見直しがされたと思いますけれども、いろんな包括支援センター

を中心にしながら取り組みもされてきて、介護の予防を含めて、適正化の問題を含めて、いろいろ取り組みもされてきたかというふうに思いますけれども、結果として値上げだったということは、この第4期の計画のそういう取り組みはどうだったのかということを引きつらねて、総括もされているかと思うんですが、そのことについて、1点お聞きしたいということと。

あと、實際上どれだけ不足したのかということですね、いわゆる次期の計画を得たときに、これだけの設定になって、これだけやっぱり引き上げなきゃならないというふうになった。そこには、例えば先ほど言われました県の基金の問題、それから本市の給付基金の問題等々、いろんな形で努力をされて、12月議会でもそのことを強く要請もしたんですけれども、なるべく値上げ幅を抑えてほしいということを含めて要望もしたんですけど、そんな形で行われたというふうに思うんですが、そういう形でされた経過ですね、値上げが幾らしなければ足りないと、そのためにはこれだけの値上げをすると、そのために、高齢者の方に負担をさせないためにも、基金とか給付準備基金なんかを活用してということだったと思うんですが、そのあたりはどんなふうに行われたのか、そのことについてお聞きをしたいと思います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 結果として160円の値上げということになりました。これにつきましては、大半の理由でございますが、療養型病床再編で、老健施設の89床、それとグループホームの3ユニット27床分の増加、それに小規模多機能24名の増加ということでございます。通常、その幅からいたしますと、相当費用的には加算されるというふうに考えておりました。基金につきましても1億1,000万円等の投与をします。それと、県の安定化基金から一千数百万円いただいておりますので、ここら辺を調整しまして、上げ幅については極力抑えたというこ

とで考えております。

先ほど言われました、その不足の分というその考え方についてでございますが、私ども、第4期の介護保険事業計画におきましては、最終的に基金が1億4,000万円積めたこと等を含めまして、介護予防、健康増進を含めまして、介護予防の対応がしっかりできたものだというふうに考えております。その結果で、そういう基金が積めたというふうに思っております。

○持留良一議員 結果として、やはり介護保険のそういう施設の拡充がされると、結果としてまた保険料が上がるというジレンマというんですかね。そうしますと、やっぱりそこあたりどう対応していくかというのが、ある意味ではやっぱり問われていて、その2つあると思うんですけどね、さっき言われたみたいに、やっぱり包括支援センターを中心とした体制をしっかりと整えて、予防活動に取り組んでいくということと、私、基金の問題があるかと思うんですけれども、この基金自体の性格というのは、やっぱり給付準備基金も含めて、高齢者の方々が負担されたお金なんですよ。そういう意味では、きちっともうすべて、本来であれば1つの4期が終わったわけですから、返していくと、そのことで全体として、なるべく負担をゼロという形で抑えていくというのが基本だと思うんです。

後期高齢者の場合は、3%だけ残してということになったんですけれども、それはちょっと根拠が私自身もあいまいだなと思ったんですが、本市の場合というのは、給付準備基金も含めてゼロにした場合に、その160円という負担というのは解消できなかったのか、またそういう努力というのは考えられなかったのか、この点についてお聞かせください。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 基金1,000万円につきまして、約50円程度減額になると思われれます。これから高齢者がふえることを含めまして、やはり少々の基金は備えておくべきだと

いう考えで、こういうことをしております。

○持留良一議員 ちょっと十分納得できない点があるんですけども、要するに、やっぱりそういう基金というのは高齢者の皆さんが負担されたお金であるので、きちっと還元していくということと、やっぱりその中でどう解決したかというふうに、例えば5期でそういういろいろ問題が出てきたときには、やっぱりこの給付に関する問題というのは、やっぱり県とか国とか含めてやっぱり対応していく問題もあろうかと。

それはもうそれとして、そうしたときに、改めて今度の4期の結果を受けて、この保険料が値上がりをするというふうになったときに、課題、じゃどうしていくのかという問題点があるかと思えます。基本はやっぱりなるべく皆さん、高齢者の皆さんが元気で過ごしていただければ、それだけ介護等の関係でもそんなないかなと思うんですけど、ところが、第5期というのは、いろんな介護給付の抑制政策がとられる中で、サービスもなかなか難しい点も出てくるかというふうに思えます。そういう形でこの間、国のほうも抑制策をとってきたんですが、そういう中を受けて、第5期の取り組む課題というのは、この保険料との関係から見てどんなふうにとらえていらっしゃるのか、最後の質問です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） やはり予防が一番大事だろうというふうに思っております。介護予防係、例えば包括も含めまして、24年度から始まります在宅も含めまして、徹底していきたいというふうに考えております。

○議長（宮迫泰倫） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、産業厚生委員会に付託することに決定しました。

△議案第1号、議案第11号～議案第17号
一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第2、議案第1号及び日程第3、議案第11号から日程第9、議案第17号までの議案8件を一括議題とします。

件名の朗読を省略します。

議案第1号 垂水市市有施設整備基金の設置、
管理及び処分に関する条例 案

議案第11号 平成23年度垂水市一般会計補正予
算（第9号）案

議案第12号 平成23年度垂水市国民健康保険特
別会計補正予算（第3号）案

議案第13号 平成23年度垂水市後期高齢者医療
特別会計補正予算（第1号）案

議案第14号 平成23年度垂水市介護保険特別会
計補正予算（第3号）案

議案第15号 平成23年度垂水市老人保健施設特
別会計補正予算（第1号）案

議案第16号 平成23年度垂水市病院事業会計補
正予算（第2号）案

議案第17号 平成23年度垂水市簡易水道事業特
別会計補正予算（第2号）案

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査
報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長大藪藤幸議員。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）皆さん、おは
ようございます。

去る2月23日の本会議において産業厚生委員
会付託となりました各案件について、2月28日
委員会を開き、審査いたしましたので、その結

果を報告いたします。

最初に、議案第11号平成23年度垂水市一般会
計補正予算（第9号）案中の所管費目について
は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成23年度垂水市介護保険特
別会計補正予算（第3号）案、議案第15号平成
23年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第
1号）案、議案第16号平成23年度垂水市病院事
業会計補正予算（第2号）案、及び議案第17号
平成23年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予
算（第2号）案については、いずれも原案のと
おり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）次に、総務文教委員長北方
貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明）皆さん、おは
ようございます。

それでは報告いたします。

去る2月23日の本会議において総務文教委員
会付託となりました各案件について、3月1日
委員会を開き、付託案件の審査をいたしました
ので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第1号垂水市市有施設整備基金
の設置、管理及び処分に関する条例案について
は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成23年度垂水市一般会
計補正予算（第9号）案中の所管費目及び歳入全
款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成23年度垂水市国民健康
保険特別会計補正予算（第3号）案については、
原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成23年度垂水市後期高
齢者医療特別会計補正予算（第1号）案について
は、原案どおり可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫）これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

議案第1号及び議案第11号から議案第17号までの議案8件を、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第11号から議案第17号までの議案8件については、各委員長の報告のとおり決定しました。

△平成24年度各会計予算案に対する質疑・一般質問

○議長（宮迫泰倫） 日程第10、ただいまから、平成24年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を行います。

第1回の質疑及び質問は登壇して行い、再質疑及び再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質疑及び質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については4回までとしますが、一問一答方式を選択した場合は、1回目は一括で行い、2回目の質問から1項目につき3回までとします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いします。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、2番堀内貴志議員の質疑及び質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。

聞き飽きたと思いますが、「たるみずの新しい風、堀内貴志」でございます。

平成24年第1回定例会一般質問のトップバッターとして登壇の機会を与えていただいたことに対して、大変感謝いたしております。

さて、昨年3月12日九州新幹線が全線開業し、1年が経過します。新幹線全線開通と同じ時期を境に、鹿児島県に宿泊する観光客の数の推移がマイナスからプラスに転換し、その後もずっとプラスで推移しているそうです。先日、新幹線効果についての研究会があり、その中でも話がありましたが、鹿児島県の中でも新幹線効果を得ている地域は、地区別に言うと、鹿児島地区、指宿地区、霧島地区に限られているそうです。逆に、垂水市を含む大隅地区は、この新幹線効果を全く得られていないというのが実情です。なぜかという、効果の出ている地域は、新幹線が開通する以前から新幹線効果をねらって地道に活動してきたことがこの効果につながったと言われています。私は、この失敗を繰り返してはいけないと思っています。

2月23日の新聞で伊藤知事は、薩摩・大隅両半島を結ぶ錦江湾横断ネットワークについて、県民の総意としてプロジェクトをどう持ち上げるか、最終的な判断にかかってくる。そして財源的には成立するなどと、実現に向けて意欲を示されています。私は、この知事の言葉から、近い将来に鹿児島と桜島をつなぐ横断道路は必ず完成すると思っています。そうするならば、横断道路が完成するまでの間に、垂水市がどういうふうの魅力あるまちづくりをするかが大きな課題になると思っています。この横断道路が垂水市の人口減を促進する道路になるか、人口増に転換する道路になるかは、市長のこの任期の、この期間のすべての事業の内容にかかってくると思っています。

そこで、市長は着任以来、「継続と挑戦」と

という言葉が掲げられ、日々のあいさつの中でも幾度となく発言をされてこられました。本議会の初日の市長の平成24年度施政方針及び予算説明の中でも、冒頭で「継続と挑戦」という言葉が使われ、継続とは、前市長からの「住んでよかったと思えるまちづくり」の志を継続するという意味であり、挑戦とは、新しい時代に向かって元気な垂水づくりにチャレンジするという意味と言われました。そして、将来の垂水市が少しでも活力に満ちたまちづくりの方向に進むように、挑戦へ重きを置いた、継続から挑戦へと、積極的で前向きな取り組みを進めてまいりたいと話されております。

しかしながら、平成24年度予算案を見る中では、厳しい言い方をすれば、挑戦するための予算化がされていないような感じがいたします。安心・安全なまちづくり、垂水市のまちづくりをつくる上で、防災に重きを置いた予算化、市民の重大な悩みの1つ、降灰対策のためロードスーパーの購入費の計上等については、特に市長の公約でもありましたので大変評価できる予算措置だと思います。また、千本イチョウ園の推進事業や大隅半島キャニオニングの予算化についても、交流人口のさらなる増加を見込んで、いい事業だと思っておりますが、この事業は、平成23年度予算の中で既についていなければならない事業だと思っております。

何が言いたいかといいますと、対応が遅過ぎるということです。民間が立ち上げ、効果や評価があってから行政が入るのではなく、もっと行政が積極的に行動して、逆に市民をリードして方向性を示す姿勢が、垂水市の活性化に大きくつながるものだと思います。市長には、もっと前向きに、元気な垂水づくりのために積極的な事業を展開することを期待しております。いわゆる活力ある垂水市をつくるために挑戦をしていただきたいということを冒頭で話しまして、質問に入らせていただきます。

それでは、通告に従いまして、大きく2つの項目について質問をいたします。

1つ目は、熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設について、質問いたします。

12月議会において、自然エネルギーについて質問が相次ぎました。田平議員は太陽光発電の設置について、持留議員は再生可能エネルギーの本格的な普及へ向けた取り組みについて、池山議員は太陽光・風力発電の設置の検討について、それぞれ質問されましたが、市当局の考え方は、再生可能エネルギーが今後本格化する、そして自治体で取り組むことに関してはイメージアップにつながるから前向きに考えるなどと答弁しながら、一方では、事業の将来性やリスクを見通せなく、検討していないとはっきり答弁されました。まるで他人事です。自分のまちでやってみようという意気込みが全く感じられなかったのが率直な意見です。

再生可能エネルギーといいますと、自然界に存在するエネルギーであり、一度利用してもなくなる性質のものを指します。再生エネルギーを利用した発電、具体的には、風力・太陽光・地熱・バイオマス、そして小型水力発電がありますが、原発が大きな社会問題になっている中で、私は、将来の垂水市は、地元の資源や自然を生かした自然エネルギーのまち垂水市が理想だと思っております。

その考えの中で、本日は、熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設について、提案を含めて質問させていただきます。

この熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントは、なぜ垂水市にとっていい事業なのか、簡単に説明いたします。この装置は、プラスチックやプラスチック類のまざった廃棄物について、燃やすのでもなく、溶かすのでもなく、分解してA重油相当の油を取り出す装置のことで、分解する過程において、大きく3つのメリットが発生します。1つ目は、A重油相当の油の捻

出です。2つ目は熱源の活用です。3つ目はCO₂削減です。

1つ目のA重油相当の油の捻出は、分解することによって軽質油、いわゆるA重油相当の油を捻出することができるということです。もちろんこのA重油は漁船の燃料やビニールハウスの燃料に使用できますし、販売することも可能です。

2つ目の熱源の活用については、分解する上において大量の熱が発生するというので、この熱は使わなければただ大気中に放出するだけです。しかし、活用の仕方によっては、さまざまな事業に活用できます。温泉熱の維持管理、ビニールハウスの温度管理、温泉プールの温度管理などに活用することによって、経費の削減につながるということです。

3つ目のCO₂削減については、京都議定書の第17条に基づいて、国が温室効果ガスの削減を定めていますので、排出権という形で取引が可能ということです。いわゆる経済的な効果があるということです。

もう1つメリットを言うならば、分解した後に残る灰はセラミック灰と言われて、ほこりを出さない無害で安全な灰になるということです。使い方によっては、暖炉で活用しているところもあります。

私は、この熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設こそが、今の垂水市にとって最も活用できる事業だと思っています。なぜかというと、抽出した油は燃料として販売できる、熱源は道の駅の温泉の温度管理や、これからつくり上げたいと思っています森の駅の温泉事業にも活用できますし、市民からは温水プールの建設要望も出ていますので、その辺のところでも活用できると思います。また、CO₂削減の排出権も大きなメリットだと思います。

そこで、まず1回目の質問で、垂水市に対する効果を検証する上で、通告のとおり、ごみ処

理にかかる費用について、道の駅たるみずの温泉にかかる燃料の経費について、ビニールハウス農家の維持経費について、それぞれ担当課長に回答を求めます。

2つ目は、垂水市から、国旗である日の丸の発祥地について情報発信することについて、お聞きいたします。

民間で組織した団体が歴史について調査した上で、近代造船発祥の地、及び日本国旗日の丸のふるさとということで、垂水市の財産として後世に伝えたいという願いとともに、垂水市の発展、まちおこしに使おうと活動を始めています。私は、この活動は、まちおこしという観点からは実に意味のある大きな活動だと思っています。

そこで、まず、歴史に詳しい社会教育課長に対して、近代造船発祥の地及び日本国旗日の丸の歴史的な見解についてお尋ねします。

また、この団体は、ことしの12月12日に目標を設定して、近代造船発祥の地、日本国旗日の丸のふるさとということで、モニュメントや石碑を建てようと募金活動を始めようとしています。もしモニュメントや石碑が建立されたならば、それを目当てに多くの観光客が垂水市を訪れるだろうという期待がありますが、もしもこれが実現するならば、垂水市の新たな観光場所として活用できないものか、また、実現したときの交流人口の予想数や経済効果についても知りたいところです。

もし算出が不可能であれば、参考として、昨年の秋に大ブレイクしました、たるみず千本イチョウの実績について、垂水市に与えた効果・交流人口・経済的効果を、わかる範囲で結構ですから、教えていただきたいと思います。

これで、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（感王寺八郎）おはようございます。

ごみ処理にかかる費用について、お答えいた

します。

平成22年度ごみ排出量は5,558トンで、うち可燃ごみ2,433トン、資源ごみ2,904トンとなっております。

ごみの処理経費でございますが、ごみ処理清掃にかかるすべての経費で1億7,813万9,000円で、うち肝属清掃センターに搬入しているごみにかかる経費につきましては、基本割10%、人口割40%、ごみ量割50%で負担しておりますが、その負担金として8,500万3,000円、収集運搬等経費4,488万4,000円、分別等人件費で3,384万1,000円、古着等中間処理経費514万9,000円。平成22年度は水道施設の改修工事、ごみ選別建屋の新設工事等もあり、その経費が926万2,000円となっております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 堀内議員の道の駅たるみずの温泉維持にかかる費用について、お答えをいたします。

道の駅たるみずの源泉温度は約48℃のため、レジオネラの関係で温泉を60℃まで上げる必要があることから、灯油ボイラーを使用しております。そこで、平成22年度1年間の灯油使用量と灯油代につきましては、灯油使用量は14万1,200リッター、料金は1,059万円となっております。平成22年度の灯油単価は1リットル当たり約75円でございますが、平成23年度の灯油単価は若干上がりまして、86円で購入しているところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） おはようございます。

ビニールハウス農家の温度管理にかかる費用についての御質問にお答えいたします。

本市のビニールハウス等の被覆施設の加温機で使用されます重油の量は、その年の気温によって異なり、実態を把握することは困難でありますことから、今回は、県が定めた作物ごとの栽培指針に示されました平均使用量を参考に算

出させていただきました。その結果、垂水市における年間使用量は全体で約46万8,000リッターで、年間の使用額は約3,346万2,000円となっております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） 堀内議員の近代造船、日の丸発祥地またはゆかりの地の歴史についての御質問にお答えいたします。

私ども社会教育課が調べることでできる範囲内でお答えをいたします。

日本人の日の丸とのかかわりから御説明するのが一番わかりやすいと思いますので、歴史を追って、御説明いたします。

まず、推古15年と申しますから607年、中国へ遣唐使が国書を持って派遣をされ、「日出るところの天子、書を日没するところの天子に致す、つつがなきや」云々という文言が中国の歴史書「隋書」に記載をされております。また、約100年後の702年、中国の「唐曆」という書物に、遣唐使が来て、日本国から来たと言ったと記載をされているそうです。このことから、古来日本人は、太陽信仰と相まって「日出る国」と言い、日本つまり「ひのもと」といったのは、自分たちの国と太陽とを結びつけた考え方が根強くあったという説もございます。

そして、日の丸の意匠、つまりこのデザインがいつごろから見られるか調べてみますと、まず、平家物語は1309年ごろ成立したとされておりすけれども、第11段に、那須与一が、平家の軍船に立てられた「日いだしたる扇のかなめ」を射落としたとあります。時代は下りますが、鎌倉初期には、日月（じつげつ）を描いた小旗が武蔵の国葛飾の牛御前神社にある。また、大和の国吉野の堀家には、後醍醐天皇からいただいた「地平絹の日の丸朱」の御旗があるとされています。そして、戦国時代には、武田氏や伊達氏などの武将たちが使用しているのを「甲陽軍鑑」などの歴史書に見ることができます。

さらに、日の丸は、徳川の世になりますと、将軍家の御用船「安宅丸」の古い図面に残っていたり、幕府御用の御城米廻船につけて航行することが「牧民金鑑」という本に載っているようです。

このように、日の丸または朱の丸は、古くから使用されてきたことがわかります。

さて、長い鎖国の時代を過ぎて、18世紀末ころからロシアやイギリスの艦船が日本近海に出没するようになり、日本はいやが応にも世界史の一員として組み込まれていきます。

「薩藩海軍史」という書物によりますと、嘉永6年、いち早く薩摩藩、当時藩主は島津斉彬ですが、1853年5月、桜島の瀬戸村及び牛根にひそかに造船所を新設し、瀬戸村で「昇平丸」という軍艦建造に着手をしております。そして、その年の6月にはアメリカのペリー艦隊が日本に開国を要求するのであります。

この「薩藩海軍史」によれば、同じ年の12月には、島津斉彬は、軍艦15隻建造を幕府に申請するとともに、船舶徽章に日の丸を用いるように提議をいたします。そして、御三家の水戸家の徳川斉昭の意見もあり、翌年の安政元年（1854年）、時の老中安部正弘が「大船製造の議につきては、異国船に紛れざるよう、日本総船印は、白地日の丸のぼり、相用い候よう、仰せいたされ候」との達しを出します。

このようにして、日本が外国列強との関係を見無視できない状況が生まれる中で、日の丸が対外的に国を代表する旗として採用されたものと理解をしております。

そして、ある歴史学の先生は、「かつて大隅半島と桜島の間海峡があったこの地は、日本における近代造船発祥の地であり、国旗日の丸のふるさとなのです」と言われておりますけれども、教育委員会はこの考え方に沿って、堀内議員がおっしゃいましたとおり、垂水の歴史を住民の皆さんや市外に発信していくことは、垂

水に残る文化財や郷土の歴史を活用していく上でも、また垂水市を盛り上げていく上でも、大変大切なことと考えております。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 垂水市の新たな観光資源として活用できないかという質問にお答えをいたします。

現在、牛根地区に関しましては、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業を活用しまして、観光地の整備を行っております。今年度は、牛根麓の埋没鳥居を中心に、駐車場を含めた公園整備を行っており、平成24年度につきましても、垂水しおかぜ街道構想の中で、牛根ルートとして引き続き整備を行っていただくように要望しているところでございます。

今回、議員御提案のモニュメントにつきましては、幕末に当地先で近代的な造船がつけられ、ほかの地域にはない先進地であったことを知らしめる上からも、重要であると考えております。

また、国旗日の丸のふるさとであったことも、新たな観光資源として活用しまして、観光客の入り込み客がふえる努力をしてみたいというふうに思っております。

次に、国旗日の丸のふるさとモニュメントでどれだけの観光集客が図れるかという質問でございますけれども、これにつきましては予想がつかせんで、先ほど御提案のあったたるみず千本イチョウの観光の影響に基づいて、お答えしたいというふうに思います。

たるみず千本イチョウにおきましては、11月19日のオープンから12月18日までの約1カ月間に、県内外から4万1,500名の来園者がございました。その中で、12月4日の大野いきいき祭り当日は約5,000名の来園者により、県道南之郷線において約4キロメートルの渋滞が発生するなど、大変なにぎわいを見せたところでございます。1日平均の人数に換算しますと、1日に約1,400人の方が来られたこととなります。

そこで、来園された方々は、昼前後に来られるお客さんが多いことから、昼食を垂水市内で食事される方が大半で、北の牛根境の食堂から、南のまさかりのラーメン屋さんまで、通常の2倍から3倍のお客様が見えて、ある中央地区のおそば屋さんでは夜のめんがなくなったということをお聞きしております。また、コンビニや道の駅等での買い物客も通常の倍程度はあったと聞いておりますので、その経済効果ははかり知れないものがあるというふうに思っております。そのようなことから、来年度はもっと本市で食品等を買ったり食べたりしてもらうような仕掛けづくりをしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

これからは、一問一答方式でお願いいたします。

まず、ごみの関係についてでございますが、家庭ごみについては、大きく分けると、資源ごみ・燃やせないごみ・燃やせるごみ・生ごみに分別されます。先ほど課長のほうからも22年度実績で言いますと、5,558トンですか、大量のごみが発生しているということです。

私がここで注目したいのは、燃やせないごみについてであります。この燃やせないごみについては、現在、肝属地区清掃センターに運ばれております。運ばれたごみは、このセンターで負担金を出して処理してもらっているということです。負担金の計算方法も、基本料と人口割で、2市9町で割合を定めて分担し、残りの約50%がごみの量割ということで、運び込む量によって負担金が毎月変わるシステムになっているようです。いわゆる基本料と人口割の負担金を除いて、ごみの量が少なくなればなるほど、ごみ処理にかかる負担金が少なくなるというシステムです。

ちなみに、22年度に垂水市から運んだごみの

量は2,433トンです。これの負担金、基本料、人口割ありますが、平成22年度実績でいきますと8,500万3,000円。さらに、23年度はまだ出ておりませんが、24年度、来年度の予算では、基本料と人口割で負担するという話を聞いておりますけれども、1億1,870万6,000円計上されております。これは莫大な予算数値だと私は思っております。ちなみに、22年度実績をもとに肝属地区清掃センターに持ち込む量を20%削減したとします。すると、年間で約450万円削減できるという計算が出ております。20%のごみを清掃センターに運ばずに、私が提案する熱分解装置で処理することによって、そこで450万円の経費が節約できるということになるわけです。この量をふやせば、もっともっと節約が可能ということになります。

生活環境課では、現在、汚れたプラスチックは洗って乾かしてリサイクルして出してくださいと、市民に指導しています。しかしながら、洗う面倒、汚れたままで出してもいいということです。汚れたプラスチック類は、例えば紙のついているプラスチック類、さらには土や水のついているプラスチックなども熱分解装置で処理できます。さらに、企業が処分に困っているプラスチック類、例えば医療廃棄物の中では、注射器もしくは薬品の入っているプラスチック類、農業関係では、畑や自宅倉庫に山積みにされている使用済みのビニールハウス、漁業関係では、網、スチロールもしくはプラスチック舟、これなどもこの熱分解装置によるプラントで処分できるということですから、かなりの分野に私は応用できるのではないかなと思っております。

そして、2つ目、熱の活用についてであります。

商工観光課長のほうから、道の駅たるみずの温泉維持にかかる経費について年間1,059万円という数値が挙げられました。この維持費も大変

な費用だと思っております。そして、私が念願と思っております森の駅の温泉施設、森の駅に温泉施設を設置することについても、この熱源を活用することによって維持管理費が抑えられるというふうに私は考えております。

そして、農林課長のほうからは、ビニールハウスの農家の温度管理にかかる費用についてもお話がありました。垂水市のデータですけれども、3,346万円、農家が負担しているということですね。これについても私は経費削減につながるものと思っております、このプラントを建設することによってですね。さらに、農家においては、このビニールハウスの不用になったもの、これについては現在、廃プラ回収ということで、年3回、キログラム15円で有料で回収しているということです。これについても、農家を援助することによって、農家の負担軽減にもつながるものではないかなというふうに私は考えております。

そこで、今、話したように、私はこのプラントを建設することによって、垂水市には大きなメリットがあると思うんです。この熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設について検討するお考えはあるか、その点について、お聞きいたします。

○生活環境課長（感王寺八郎） 堀内議員の説明のありました熱分解装置による廃棄物の燃料化プラントの建設について、どのように考えるかとのことですが、垂水市出身の方で、垂水市をどうにかしたいとの思いから、熱い思いから、当事業の提案をいただいたところでございます。同施設については、三重県で平成22年に設置され、オフセット・クレジット・プロジェクト計画を作成し、平成23年7月、登録されているようでございます。

提案のあった事業の参考資料では、年間1,800トン処理可能施設で、建設費が約4億円で、補助事業として50%、過疎起債が可能であるとし

た場合にさらに70%の補助があり、すべての助成を受けられた場合、市の負担として6,000万円となります。年間の運転等経費として、過疎債の償還が600万円、運転管理費・人件費1,500万円、光熱水費900万円の年間3,000万円で、収入は、一般廃棄物の平成17年度プラスチックごみ約250トンですが、その他化石燃料系廃棄物500トンとした場合に、約331キロリットル相当の抽出油が期待でき、A重油換算で2,320万円との試算となっております。したがって、現在の中での判断は非常に困難な状況でございます。

今後の展開として、廃棄物処理政策において、現状の処理形態を維持していく場合と、熱分解炉システムを導入した場合とで、どのようなメリット、デメリットが生じるのか、その解決方法等も含めて調査研究し、最終的には清掃センターの施設解体と合わせて、リサイクル施設の内容検討を行う上で、リサイクル施設の1つとして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

今、算出で不可能だとおっしゃいました。そのことについて私はちょっと腑に落ちません。算出された額については、500トンの規模で算出されたと思います。これについては、垂水市では500トンしか集まらないかもしれません。しかしながら、このプラントのこれについては、12時間稼働で1,800トン、先ほど課長がおっしゃられたと思います。1,800トン可能なんです。いいですか。500トンで先ほど2,320万円のA重油相当が抽出できるとおっしゃいました。500トンです。垂水市では500トンしかできません。しかしながら、大隅全域で考えると、もっと量は集まるはずですよ。1日12時間稼働して1,800トンということは、少なくとも500トンの3倍、2,300万円の3倍、年間7,500万円ぐらい浮くんですよ。年間維持費が3,000万円とおっしゃいましたけれども、その差し引いてみてください。プラスに

転じると思います。そのことをちょっとお話ししておきます。

そしてこの事業はですね、もう既に一部上場企業はやっております。私が知っているところでは、先ほど課長からもお話がありましたけれども、その1社と、あと東証一部上場のロート製薬が既に事業を、平成22年5月の取締役会議において、熱分解炉システムの開発、販売及び精製物の販売ということで事業を展開して、今年度24年度に50億円の売り上げを目指しております。もう一部企業が既に走り出しているわけですから、私はこれは確かな事業だと思います。

ぜひとも、見ない・しない・やらないではなくて、環境課長がお話しされたように、メリット、デメリットがあると思います。まずはしっかりと調査し、場合によっては関連企業まで赴いてしっかりと情報を収集し、さらに、垂水市に建設することによる効果をよく吟味した上で、前向きに検討していただければと思っております。

そして、この件は、やるのか、やらないのか。やらないのであれば、何が根拠でやらないのか。今後とも、継続して引き続き追及していきたいという考えでおりますので、よろしく願いいたします。

それでは、3回目、市長に対して質問をいたします。

薩摩川内市では新エネルギー対策課を新設して、あらゆる新エネルギーについて模索検討中です。昨年、議会の視察研修で高知県禰原町に行きました。禰原町では、平成11年度、標高1,300メートルの四国カルストにデンマーク製の風車2基を建設し、電力を得ることで、毎年平均約3,500万円の利益を得ております。そして、そのことが町を豊かにしております。

私は、今話している熱分解装置による廃棄物の燃料化プラント事業は大変いい事業だと思っております。こうした新しい事業を取り組むた

めには、1つの課では到底いい知恵は浮かばないと思いますので、まずは各課から招集したプロジェクトチームが必要になると思います。そのプロジェクトで情報を収集し、実査し、そして検討し、場合によってはコンサルとの契約も必要になると思います。そういったプロジェクトの結成やコンサル委託料などの予算化は、失敗しないがための私は予算だと思いますし、まさしく市長がおっしゃる挑戦への予算化だと思います。市長がリーダーシップをとれば、市長がつくるという結論をつければ、つくるための組織改正は私はできるものだと思っております。

そこで、まず、このプラント事業に関して、プロジェクトチームを新設する、もしくは最低でも専属の担当者を選任するというお考えがなにか、お聞きします。

さらに加えて、市長は、選挙公約の中で、錦江湾横断ネットワークを前提として、垂水市の人口3万人を目指すと話されております。冒頭でも話しましたが、この錦江湾横断道路、知事のお話の中でも、鹿児島と桜島をつなぐこの道路は現実味を帯びてきているんです。私は、この人口3万人を目指すためにも、垂水市のため効果の上がる事業は積極的に取り組まなければならないと思っております。特に、このプラント事業は、高知県禰原町が実施した風力発電と同様に、地域に利益を生む事業だと私は思っています。そのことを踏まえて、市長には御回答をお願いしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。

それでは、堀内議員の3回目の御質問に対して、お答えをいたします。

まず、新エネルギーへの取り組みということに関して、基本的な考え方は、私も前向きに取り組んでいきたいというふうには考えております。ただ、本システムについては、プロジェクトチーム等の設置の検討につきましては、議員

の趣旨は十分理解をいたします。しかし、現状では、先ほど課長からも答弁がありましたとおり、現在示されている検討資料の中では、数億円の建設費、あるいは収益性等の課題があること、そのほか、詳細なデータがなく、有効性や効率性の検討や、また市の直営でいくのか、民営でいくのか、市が設置し、民間に委託する指定管理であるのかなど、施設のあり方、維持管理方針を含め、まずは情報収集をすることが必要であると考えております。情報収集については、廃棄物の観点から生活環境課に指示しております。プロジェクトチーム等の設置については、これらの情報収集等を行い、ある程度収集ができた段階での設置の検討になると考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

市長、収益性の問題が今出ましたけれども、収益性については、課長の話されたことについては私が先ほど話しました。500トンという排出量で計算した計算です。これ、いいですか、もう1回、確認のために言っておきます。12時間稼働でこのプラントは1,800トンの量ができるわけですよ。500トンということは、3倍以上はできるわけです。先ほど課長は、500トンで算出して2,300万円とおっしゃられたはずですよ。2,300万円の3倍ですよ。（発言する者あり）そのとおり、処理能力3倍あるんですよ、課長の算出よりも。そのことを考えただけでも、物すごい収益性はあると思うんです。そういったことを前向きに検討していただいて、この結論を出していただきたい。で、早期にプロジェクトチームもしくは担当者を決めていただきたい。課長の消極的な、私は答弁では、前に進まないと思います。そこをしっかりと課長も考えていただいて、検討していただきたいと思います。

そしてこの事業、課長からもお話がありまし

た。予算が、環境省の廃棄物処理に係る温暖化対策事業と、これに該当するわけですよ。そうすると、最高でも2分の1、補助金が可能なんです。さらに、ほかの外郭団体がやっている事業にも当てはまると思います。それを持ってくる。さらには、先ほど課長も話を、繰り返すようですけれども、過疎起債、これを使えば当初の負担額も少なくて済むというような私は気がします。で、利益も上がるわけですよ。収益性があるわけです。そのことを考えて、前向きに。財政が厳しい状況もわかっております。だけど、収益性がある事業なんです。上物だけで終わる事業じゃありません。つくって、それから収益が出るわけです。そのことを考えていただいて、積極的にこれから検討していただきたいことを最後に要望しておきます。

続きまして、2つ目の近代造船及び国旗日の丸発祥地を垂水市から情報発信することについて、2回目から質問させていただきます。

今、社会教育課長のほうから、日の丸国旗について詳しい説明がありました。日の丸国旗は、歴史は深いです。私がその中で注目したいのは明治維新、日本国旗として認められた発祥の地、これについて私は注目しております。私、これを調べるために、先日、県の図書館にも行ってまいりました。先ほど課長が話された「薩藩海軍史」、これです。この資料の中にしっかりと載っております。そして、垂水市教育委員会が発行する垂水資料集「牛根編」にも間違いなく記載されております。

社会教育課長の答弁を繰り返すようですけれども、この事実は、大正3年（1914年）桜島大噴火による大隅半島と桜島が溶岩で陸続きになる以前、1850年代に28代当主島津斉彬公は大隅半島と桜島の間の海峡付近一帯で近代造船所を新設したと。嘉永6年（1853年）5月、桜島の瀬戸村と牛根で造船所を新設し、牛根ですよ、牛根で造船所を新設し、瀬戸村で「昇平丸」の

大型船に着手、安政元年（1854年）12月に「昇平丸」は竣工した。同じ年の安政元年（1854年）7月、牛根で「鳳瑞丸」、それとさらに「万年丸」を起工した。そして、この年、この大隅半島と桜島間の海峡でつくられた「昇平丸」に、日本の船印となる国旗日の丸が掲げられ、それが後の日本国旗日の丸になったということ。そうすると、牛根の造船所を含めて、大隅半島と桜島間の海峡のあったこの地域、まさに日本における近代造船の発祥の地であり、国旗日の丸のふるさとというところえ方は間違いのない事実なんです。

こうした歴史、文化を後世に残すことは大切なことだと私は思います。そして、観光誘致の手段として活用して、その結果、町の交流人口がふえて、垂水市にとって大きな成果となれば、こんないいことはないと思うんです。

現実には、先ほど観光課長のほうから、たるみず千本イチョウ関係で訪れた客、シーズンで4万1,500名ですよ。観光場所をつくることによって、これだけの人がやってくるわけです。間違いなく、昨年千本イチョウに来られた人、垂水に興味を持っております。そんな中で、第2弾として、近代造船発祥の地、国旗日の丸のふるさととして垂水からアピールすれば、必ず効果が私は期待できると思います。

私は、この団体がまちおこしとしてやろうとしているこの事業、大変すばらしい実のある事業だと思っています。むしろ、この歴史は、きのうきょうに始まった歴史じゃないんです。それをなぜ、行政がこれまでにこの事実をとらえて、この情報をまちの活性化に生かさなかったのかが不思議でなりません。

最後に、市長に対して質問します。市長は民間が垂水市を活気づかせようとして一生懸命取り組んでいるこの事業、この事業に対してどう思われるか、その見解をお聞きしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）堀内議員のただいまの件について、お答えをいたします。

今、御説明いただいた趣旨に関しては賛同しておりますし、交流人口がふえて垂水市が活性化をしていくということ、民間の方々が主体となって活動していただくことは大変ありがたいことだと考えております。後援等につきましては、さまざまな見方、立場によって見解が違ふところもございますので、誤解のない表現で進めていきたいというふうに考えております。

○堀内貴志議員 はい、ありがとうございました。

きょうは少し取り乱しましたけれども、最後にこの事業の内容に関して、行政に対しても、ぜひとも、まずは市報、市民の中でもこの情報を知らない方がたくさんお見えになります。まずは市報で特集として取り上げていただきたいということ、さらには、あらゆる機会の場を通じて、垂水市からこのことを情報発信していただきたいということを要望しまして、本日、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、10時50分から再開いたします。

午前10時40分休憩

午前10時50分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

6番堀添國尚議員の質疑及び質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 議長の許可をいただきましたので、早速ですが、さきに通告しておりました案件について、質問いたします。できる限り具体的に通告してありますので、答弁は簡潔にお願いします。ただし、原発に関する質問については、答弁が長くなっても構いません。

それでは、第1点、防火水槽の件について。第7分団から、上ノ村に1基防火水槽を設置してほしい旨の要望があるところを見ると、牛根地区の防火水槽の充足率は100%ではないのではと推測します。第7分団の要望も含めて、今後どのように対処されるのか。

2点目、牛根の浮津港について。港内に川があります。当初の段階で設計ミスではないか。今後、しゅんせつにかかる費用を考えると、川を港の外に導くように改善はできないか。

3点目、交通安全対策として、県道國師境線及び中浜樹園地農道と国道220号と交わるところにカーブミラーの設置が必要と思うが。

4点目、牛根辺田地区の舗装及び牛根麓の市道川内線、垂水給食センター北側の集落道の整備について、どのように対処されるのか。

5点目、庁内のバリアフリー化の1つとして、庁舎内中ドアの自動化及び議会傍聴など、施設の改善は考えられないか。

6点目、市立中央中のプール建設の今後の計画について、お示してください。

7点目、牛根麓と海潟を結ぶ林道が現在工事中であるが、目的。雨水の放流で山崩れが予想されるが、その対策。また、道路の面積部分、森のダムが消失するが、森のダムとして失われた面積の再生はどのように考えているか。

8点目、平成24年度施政方針及び予算説明の中で、国道220号の整備で牛根麓から牛根境間の整備の文言で、「牛根麓から」としてあるが、どこを指しているのか。また、市民の生命、財産を自然災害から守ることはあるが、原発のことには触れられていない。市長の考えについて、お聞かせください。

これで、1回目を終わります。

○消防長（宮迫義秀）おはようございます。

堀添議員の防火水槽の御質問にお答えいたします。

1点目の牛根地区防火水槽の充足率でありま

すが、現在、防火水槽37基設置しておりますが、水利基準に適合しております40トン用の防火水槽は17基であり、充足率は44%であります。

2点目の第7分団からの上ノ村地区防火水槽の要望も含めた今後の対処であります。牛根地区につきましては、平成24年度からの中山間地域総合整備事業で、上ノ村地区を含めた5地区に40トン以上の防火水槽を5基計画しているところであります。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉）次に、浮津港の関連について、お答えいたします。

御指摘のとおり、山間部からの雨水や出水を海岸部まで導水するため、集落内を縦断し、浮津港の港内を流末とした比較的大規模な水路が4本、存在しております。この水路は、平成7年に完成しました浮津港改修以前より存在しており、改修計画の中でも、集落内の線形の変更においては用地費を伴う莫大な事業費が入用なこと、港外への導流についても、直角的な屈曲部が必要となり、かつ延長も長く、しかも縦断勾配がないことなどにより、かえって以後の維持管理に苦慮するなどのことから、現状の構造としているようでございます。

また、今回のしゅんせつについてでございますが、港内全域にかかるしゅんせつは、改修工事の完了年度であります平成7年から初めてでございます。それから、今回のしゅんせつにつきましては、24年度に本港の長寿命化計画、この策定のための調査を計画しております。現況が判断しやすいように実施する目的もあわせております。また、通常的な港内の水路放流部の維持管理につきましては、堆積土砂を陸地から除去することとしており、重機借上料としまして30万円から50万円を執行しており、経済的だと考えておるところでございます。

また、今まではこの作業のみの対応で、港湾

仕様、特に、深さ等についての不備は指摘されていないところがございます。

引き続きまして、交通安全対策としてのカーブミラーの設置について、お答えいたします。

まず、県道國師境線の境漁港上の国道交差点への設置についてでございますが、管理所管であります大隅地域振興局道路維持係に設置要望を含めて問い合わせをしましたところ、現場を精査し、必要であると判断されれば、交通安全対策事業として検討してまいりたいということの見解を得ているところがございます。

また、中浜樹園地農道の辺田上ノ村地区の国道交差点につきましては、以前より議員からの御指摘もありまして、国道の占用許可等の事務協議も完了しましたので、本市の交通安全施設整備事業23年度分として現在発注中でありまして、この3月中には設置することとしております。

次に、集落道などの整備計画について、お答えいたします。

1点目の牛根辺田地区の上ノ村、旧国道の市道でございますけれども、平之線の舗装についてでございますけれども、以前より要望も賜っております。今般、この市道に接する現国道の歩道整備が完了しまして、御指摘の道路環境、特に舗装について差違が拡大している状況と言えます。

本道路につきましては、降灰の多い地区でありながら未舗装で、清掃効率が悪いといえまして、また排水の問題も提起されていますことから、側溝整備をあわせて整備をしなければならない路線と認識しております。しかしながら、そのための海岸部までの排水について、民有地にかかる断面不足の箇所もありますことから、まずはその調整を図ってまいりたいと考えております。

2点目の市道川内線につきましてはでございますが、今般、観光拠点の1つとして、埋没鳥居

の稲荷神社への遊歩道が整備されまして、そこへの主要な連絡路といえます。交互交通に支障のある幅員であり、以前より御提案のあります、道路沿いの水路への蓋版設置によります幅員確保は有効な対策とはいえます。

しかしながら、この水路は、幅及び深さがそれぞれ60センチメートルと断面が大きいことや、もとより蓋版設置を想定しない現場打ちの構造でありますことから、強度不足の観点などもありまして、現実的には厳しい対策といえるところでございます。

また、この水路の上流には砂防堰堤も構築されまして、土砂類の流入は減っているとはいえますけれども、水量の問題もありますので、雨季の水量を調査し、車両加重に耐え、施工時の民地への影響の少ない小断面の二次製品への水路、この変更ということも検討したいと考えているところがございます。

なお、その方向性が決定されないまでも、埋没鳥居への往来による交通量を把握しまして、交通安全対策としての転落防止さくの設置の方向性も検討してまいりたいと考えております。

3点目の市給食センター北側の道路でございますが、これは市道錦町海岸線として管理しております。そもそも御指摘のような現状の道路構造になった経緯でございますが、現在の市給食センター建設時、これは平成15年に竣工しておりますけれども、この際に、建築基準法でいいます、その当時の道路幅員によります後退線、これに従いまして擁壁を構築したことから、結果的に給食センターの敷地部分のみが広がっているということになってございます。

このことから、本道路の国道から約60メートルにつきましては、旧態幅員の約3メートルのまま狭く、また本道路には民家もあることから、給食センターへの車両出入りについては南側の道路を利用しているところがございます。

この狭い部分の拡幅につきましては、防災的

見地からも以前より指摘されているところがございますが、拡幅すべき垂水市の市有地、これには道路に近接しまして埋蔵文化財を保管している倉庫もあります。この支障となる倉庫につきまして、取り壊し可否、これも含めまして、将来の利活用など庁内協議を進め、拡幅計画を明確に推進できるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男） 庁舎内のバリアフリー化の御質問にお答えします。

まず、庁舎内東側中ドアの自動ドア化の御質問でございますが、このことは総務文教委員会で議員から御提案があり、委員会終了後に庁舎管理の主管課であります財政課にも報告、相談がございました。

市民課では、身体の不自由な方や車いすでの来庁者等には、常駐している窓口職員での素早い対応を心がけているとのことでございましたので、今後もそのようなお客様に不便を来すことがないようにお願いしたところで、現段階では自動ドアの設置は考えておりません。

次に、議会傍聴の件でございますが、このことは、開かれた議会や情報公開の観点から、これまでも懸案事項でございました。バリアフリー化の観点から申し上げますと、庁舎の改造によるエレベーターの設置を行い、直接議場で傍聴していただくことが一番よい方法かもしれませんが、老朽化した現庁舎での設置は難しいため、新庁舎建設時に検討する必要があると考えております。

他市では、テレビ中継やインターネット中継により、テレビやパソコンを見ていただく方法などが実施されているようでございます。本市も議会事務局で導入を検討しておりますので、費用対効果など、ベストの方法を検討していただくようお願いしているところでございます。

また、その他の弱者への配慮も十分する必要

がございますので、新庁舎建設を視野に入れて検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

○教育総務課長（今井文弘） おはようございます。

市立中央中のプール建設の今後の計画についての御質問にお答えいたします。

垂水中央中学校のプール整備につきましては、現在、多額の予算を必要として実施をしております大規模改造工事終了後の平成25年度以降に、建設に向けて検討することになると考えております。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 堀添議員の御質問にお答えいたします。

牛根麓と海潟を結ぶ林道につきましては、海潟牛根麓線として2006年度から開設工事が行われているところであります。当該地域は、豊富な森林資源を有しながら、基盤となる林道網の整備が不十分であることから、合理的、集約的な施業により、地域林業の活性化を図るとともに、災害時の迂回路、国道バイパスとしての役割を果たすことを目的としております。

次に、道路の整備に伴い、雨水の放流で山崩れが予想されるが、その対策はしてあるのかということですが、雨水の排水対策につきましては、現場の地形状況等を考慮し、雨水が1カ所に集中することがなく、分散するように、小まめに横断溝等を設置しております。また、横断溝の流末に布団かご工などを設置し、周囲に飛散させ、水の集中による表土の洗掘を防ぐ対策を行っているところでございます。

続きまして、道路面積部分の森のダムが消失するが、失われた面積の再生はどのように考えているのかということですが、本地域の森林整備の基盤となる本路線が整備されることにより、本路線を活用し、植林や放置されていた人工林の間伐等の手入れなどの森林整備が進

み、木材の搬出等が行われることが期待されています。このような森林整備を行うことにより、本地域の森林の再生につながると思われまので、今後も関係機関と連携し、森林整備の推進を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 堀添議員の質問にお答えいたします。

原子力発電所における原子力災害の発生及び拡大防止、その後の復旧を図るために、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、また、原子力安全委員会の原子力施設等の災害対策についてを十分に尊重し、鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編を定めて、必要な対策を講じていただいております。

今回、福島第1原子力発電所で発生した原子力災害は、計画の対策範囲を超えたものであり、県でも、国の防災指針の改定等による県原子力防災計画の見直しまでの間、川内原子力発電所で同様の原子力災害が発生した場合に備え、緊急性、公益性の観点から、住民の安全確保を優先とした鹿児島県原子力災害対策暫定計画を平成23年12月に策定いたしました。この計画で、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等で、暫定的に半径20キロに広げた経緯がございます。垂水市は、川内原子力発電所からおおよその距離は半径60キロぐらいに位置しております。

原子力発電の有無については、国等でのエネルギー対策が議論されると思いますが、原子力防災対策については、県内市町村独自で対策、検討はできませんので、県と連携した対策を講じていかなければならないと思っておりますことから、今回の施政方針に独自に示しておりません。しかしながら、安心・安全なまちづくりの観点からは、重要な事項、市民の関心事項でありますので、県と連携をし、住民にはしっかりと周知してまいりたいと思っております。

なお、今回、県の暫定計画に基づき、薩摩川内市から、原子力災害発生時の避難地域として垂水市にも依頼がございました。

この件に関しては、以上でございます。

次に、牛根地区の国道整備について、お答えをいたします。

御承知のとおり、現在、牛根地区の国道におきましては、継続的に歩道整備を推進いただいているところでございます。この事業は、大義で言う牛根地区内でも、牛根麓、二川、牛根境の3つの区域に分かれており、毎年実施されている国道整備要望において、3つの区域を総称的に牛根麓から牛根境間としており、施政方針においても同様の定義語としてお示ししているものでございます。

このうち、御指摘の牛根麓の定義でございしますが、施工区間は地元で平易的に言うところの辺田地区でございしますが、大字あるいは地番的に牛根麓であることから、国交省事業においても牛根麓とされており、要望書や施政方針等においても同様に活用しているものでございます。

一方、平成21年に地元より要望書が提出されました牛根麓、宮崎小路地区の約130メートルの国道歩道整備につきましては、整備未了区間として認識されており、現地調査測量などが実施され、明確な施工年度は公表されていないものの、整備すべき方向性は示されているところでございます。

しかしながら、この区間の整備については、前述の辺田地区を言う牛根麓の同事業には繰り入れることはできず、実施の際は全く別工区として推進されると伺っております。したがって、この区間は、現在施工中の区間における牛根麓の定義とは異なることとなります。

以上でございます。

○堀添國尚議員 ありがとうございます。

1点目の防火水槽の件ですけど、牛根地区の充足率が44%、驚きました。で、総体としては

前向きに検討するということがあったので、できるだけ充足率が100%になるように努力をしていただきたいと思います。

2点目の浮津港のことですが、これは、牛根会の一本釣りの総会に出席した折に、会員の皆さんから、港に川が流れてきておって、そのしゅんせつには莫大な費用がかかるはずだというようなことで、牛根会の一本釣り会から陳情を出すと、この改善についてですね。そういうことで、私も出席しておりましたので、とりあえず議会で取り上げてくれないかというようなことがありまして申し上げたわけです。

課長の説明を聞いていると、総体的に言えば工事が難しいと、後の管理も難しい。だから、このしゅんせつ費用にかかる30万円から50万円ですか、当面はこれでいくんだと、こういう考え方ですね。ちょっと不満足ですが、土木課のほうに専門家ですので、工事が難しいのであれば、（発言する者あり）今、同僚議員から応援のあれがありますけど、それはそれでいいんじゃないかと、私は思っています。だけど、しゅんせつについては、やっぱり漁業のこともありますので、的確にやっぱりやっていただきたい。

以上です。

3点目の交通安全対策として、県道國師線と中浜樹園地農道と220号と交わる場所なんですけど、境の松尾のほうから下ってくれば、この国道と交わるわけなんですけど、斜めに交わるわけですね。直角に交われば左右がよく見えるんですけど、斜めに交わっているもんだから、特に車をちょっと前に出して、右、国分方向からの交通に気をつけないといけないわけなんですけど、やりますというような明確なあれはなかった、前向きに検討するというような答弁でしたので、やはり市長のほうでも、市民の生命、財産を守るというような表現をされるわけなんですけど、こういうことからやっぱりそれにつながることで、積極的に対策を講じてほしい。

それと、中浜樹園地から来る辺田の上ノ村ですが、あそこと交わる場所は、前、土木課のほうでは、おとしでした、要望した折に、前が国道だから許可は下りないと、再三そう言われましたので、それなら僕が国道に相談していかと言ったら、いいということだったので、維持出張所の後藤さんと現場確認をして、結果的に言えば、市道に立てる方法もあるんですけど、市道に立てた場合、ずっと停止位置を引っ込めないといけない。そうすると、前に出てきたときは、もうあそこはスピードがどんどん出ているから、事故も何回も起こっておりますよね。危ないということで、結局は国道の歩道に立てたほうがいいということで、維持出張所のほうはそういう判断されたわけですね。

それで、歩道が広いから、情報ボックスが入っているかもしれないから、入っておればやはり県の管轄になる、擁壁のところを立てないといけないでしょうねということで、帰ってから調べてみますということで、結果的に言えば、情報ボックスは入っていないということで、土木課のほうへその旨通知があったはずですよ。

で、それから、いつするのか、前の係のときはしますということで、振興会長さんにその旨伝えておいた。そして、新しい係になったら、何か福岡まで行くんだそうですね、その申請書が。だから、ちんなんたんなん出すのが面倒くさいんでしょう。僕もそういう事務はとったことがあるから、それはわかるから、それならいつすつとかと聞いたら、来年の9月ごろまでには必ずしますと、こういうことだったわけですよ。それなら、その旨、振興会長さんにはもうできるというておいたから、その旨断りを言って、そう言いますよということで、そのときはそれで済んだんです。

そうしたら、去年の9月ですよ、もう明けて3月ですよ。そういうことで、検討するみたいなことをおっしゃいましたけど、その前の段

階があって、まあ言えば私にうそをついたんです。

だから、そういうことについての市長の職員の指導、こういうことにも波及していくわけですけど、本会議でこういうことを言うのはどうかとは思いますが、そういう腹立たしい面もありました。ですから、約束されたら約束されたとお守ってほしい。ですから、このカーブミラーについても、今、課長がおっしゃったように、前向きに取り組んでいただきたい。

この点については以上です。

牛根辺田地区の舗装、これは今、国道がもう歩道は整備されておりますので、課長も認識をしていらっしゃるようです。ぜひよろしく願います。

そして、市道川内線のこの要望はもうずっと前から出ておったわけですね。それこそもう10年以上前からだと思います。そのときの説明によると、上に砂防ができていないから、あそこの土砂が流れ込んだときに、ふたを持ち上げたりして整備に問題があるからということで、ずっと断られていたわけですよ、改善することを。そうしたら、今度はもう上に砂防もびしゃっとできて、そういう土砂は流れてこないのに、次はどういうふうにして断るんだろうと思っておいたら、やらない方向での何か。

だから、あそこは上に県の、今さっきも話が出たんですけど、埋没鳥居の、県がもう3月で工事が終わりますよね。そういうことと考えた場合に、できることなら、私どもはこういうことをここで言わなくても、やはりあそこを推進した観光課か企画課か知らないけど、周囲の状況の横の連携というものがなぜとれないのか、それに疑問を持った次第です。ですから、今でもお客さんは来られます。ですから、そういうことについてはできるだけ、垂水市ですから、市ですよ、整備をきちんと進めてほしい。市長もこのことは積極的に対策をお願いします。

5点目の庁内のバリアフリー化のことですが、職員が対応してするということですけど、それは親切で大変いいことだと思うんですけど、ただし、職員はやっぱり自分の職務に専念する義務があるわけですから、あそこのドアマンじゃないわけですから、ちょっと手前のほうに移動したら、左のほうにスペースはありますよね、どうかした場合に。それが難しかったら、もうあのドアはとっばらえばいい。僕はそれは、鹿屋も国分の市役所も見に行きました。中ドアなんて何もない。そこらあたりを課長、もう一遍、方向性を示してください。

6点目の市立中央中のプールの計画ですが、非常に簡単でいい答弁をいただきました。ありがとうございます。ですけど、先ほど堀内議員のほうも交流人口のこと等があったりして、思うんですけど、これは100万円や200万円のできる品物ではないと思うんですね。そうすると、私たちが視察に行った檜原町というところは、北海道と所沢市と私たちの垂水市が3市で合同研修を受けたんです。それぐらい視察者が絶えないということですね。ちょっと、研修を受けるときに、今、議長の宮迫さんが、おたくの町長はただ者じゃないですねということをおっしゃいましたが、まさにそのとおりだと私も思いました。非常に勇気のある、そういう施策をなされておりました。ですから、プールをつくる折に、よそからもモデルとして見に来るような、そういう施設をぜひ勉強をしていただきたい。それについての予算化は、財政課長も市長もこのことを聞いておられますので、十分な予算の配慮をお願いをしておきます。

7点目、牛根麓と海潟を結ぶ、これは林道の件ですが、目的はわかりました。森のダムとしての機能が、道路の面積の部分、失われるわけですよ。これが牛根の字、今、桜平というところを工事中らしいです、海潟のほうからはですね。で、そこが約、牛根麓の新しく工事を始

めるところからすると、3.5キロぐらいの延長線があるらしいです。それを垂水のこの平均雨量を掛けた場合、雨水が4万7,250トン、結局雨水として流れるわけですね。これは下場のほうの川の流量とも、渇水期のころになると影響がしてくると思うんです。ですから、この失われた部分の森のダムとしての再生を図っていただきたいという内容の質問だったわけですね。

で、それは、今、課長は、関係機関やいろいろ連携しながらしていくということでしたので、近くに市有林もありますよね。だから、民間にお願いする前に、市有林のそういう整備も迅速にできるわけですね、ほかの人に断らんでいいわけですから。

それが、私、2～3日前に山に上がって、きれいな杉林があります、よく整備されたところが。そこに13ミリの塩ビのパイプを突っ込んでみたんです。そうしたら40センチ潜ります。いわば、それが森のダムですよ。そして、今度は同じ杉林でも、光がある程度差して木が生えているようなところ、ここはさらに45センチ潜ります。暗い杉林は、もう地肌です。ですから、そういうふうにするように、今後、森林組合とか地権者とかの指導とか、それをお願いしておきます。

ということは、私たちの牛根麓に全部流れてくるんです、宮崎小路川と仏石川に。そうすると、先ほど堀内議員の自然エネルギーのことなどもあったわけですけど、僕たちは、その川で発電ができないかということを勉強中です。そうすると、川の水量と関係してくるんですね。そういう意味で、森のダムが必要であると、そういう認識に立っての質問でした。ですから、ぜひ、個人の所有についてはなかなか進まないかもしれないけど、まず、あそこに広大な市有林があるわけですから、そこらあたりから整備をしていただきたい。

それと、雨水を流すわけですけど、それも見

てみました。そうしたら、またもう1つ看板が立っておって、すごく土砂を侵食したところがあって、放流水を流すところの工事が3月26日までやったかな、そういう看板が立っておりました。そして、牛根麓に帰ってきて、私の近くにその工事を請け負った会社の事務所があるんですが、そこに1メートルぐらいの黒いビニールのヒューム管が何本も持ってきてあったから、ああ、多分あそこを工事するんだなと思ったわけですね。だから、そういう大がかりな工事をするときに地権者には説明はなされているのかどうか。設計の段階で市には細かな説明があったかどうかはわかりませんが、そこらあたりも工事の進捗状況によっては配慮をお願いします。

8点目ですね、国道220号の牛根麓、通称牛根でも、牛根麓といえば、中浜までが大字です。牛根麓といえば、一番入り口のあの道の駅のところに川がある、あれから手前を通称牛根麓という。今、工事をしているのは、牛根辺田から境なんですね。この残された部分が130メートルでしたっけ、大体150メートルぐらいあるわけですね。なぜあれを残したのか、僕は意味がわからないんだけど、何も地域住民が反対したような記憶もないし、なのに、そういう未整備区間を飛び越えて、多くの予算をもって辺田地区から改造していく、修繕していくということについて、非常に疑問を持ったわけですね。それは、高山にも行って話をしました。ただ、あの人もやっぱり公務員ですから、ここまで出かかっても言えないことがあったんだろうと思います。ですから、皆さんで前向きに取り組むというふうにおっしゃっておりました。

近くには身体障害者や年寄りが多いです。非常に危ないです。ですから、事故が起これば、事故というのはどういう形で起こるかはわからないから、その責任はだれがとるのか、本人だけの問題なのか。ですから、その未整備区間に

ついても、私どもも地域としてはやっぱり努力をしますけど、執行部のほうでも、そういう事情を踏まえて交渉をしていただきたい。

それと、最後の質問ですが、原発のことですけれど、市長は、県の方針などを考えながらやるという旨だったと思います。ですが、私は、基本的には、これはもう人類に対する挑戦だと思っていますから、この原発というのは。人間が手を染めるといけない代物。だって、今の東北が物語っているじゃないですか。それを今度はまた、何かテレビニュースでは、タイに原発のあれを輸出するんだというようなことも国のほうではやっているようですけど。

あの当時、アメリカ軍は80キロを移動させたんですね、米国人を。今、市長がおっしゃったように、ここは60キロですよ、大体。それは、季節にもよって、風の方向と関係してくると思うんですけど。ですから、市長は垂水市で起こった、市民の生命、財産というのは、守るというのは当然なことだし、だけど、これもやっぱり相当な覚悟が要るんですよ。口では言いやすい、言葉は美しいです。だけど、実際やるとなるとこれは命がけです。

きょうの南日本新聞を見てみると、大体、震災関係、原発関係が15カ所ぐらい掲載されています。それほど国民、県民の情報が欲しい、こういうことだろうと思います。ですから、きょうは報道の方も来ていらっしゃるようですけど、ぜひ今後も直線的・平面的・立体的な報道をぜひよろしく願いいたします、我々はその情報しか得られないわけですから。それによっていろいろ判断するわけですね。きょうはヨウ素剤のことも記事に出ていました。

だから、川内原発は必ず事故が起こると、それは確率の問題であって100年後だか200年後だかわからんけど、できたんだから、確率としては必ず事故は起こると、こういう考えのもとで対応を考えていかないといけないんじゃないか。

私たちみたいな年寄りはいよいよですよ。妊婦さんとか子供とかいうのは非常に影響を受けるわけですから、それこそ今、少子化対策を騒動を言っていますが、そういうことについても市長は率先して、やっぱりそういう考え方で市民の皆さんを安心させて、やっぱりリードしていただきたい。

私は昭和17年生まれですけど、牛根中のときに大体55人体制で4クラスありました。その中に非常に優秀な友達がおりました、30代後半で交通事故で亡くなったんですけど、その人が25のころ、私とよく遊んだりしゃべったりする仲間でしたので、原発のことについてどう思うかということ、何のことからその話になったのかわかりませんが、その人がこんな言いました。人間の遺伝子を傷つけるものまで人間が手を染めるべきでない、あの25歳の若さで。彼が元気でいたら、今、市長のそこに座っているかもしれない。私もそのつもりでした。ですから、今、通り一遍の大体の表面的なことをおっしゃいました。再度、このことについて市長はどういう覚悟で臨まれるのか、そこをお願いします。

これで、2回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 今、再度原発についての御質問がございました。

先ほど答弁を申し上げたことが基本となりますけれども、早いもので、3月11日ですね、昨年1年がたとうとしておりますので、この結果を踏まえて、今の現状を見ますと、なかなか単にエネルギーだけの拡充という意味で原子力政策というのは進めてはならないことだったのかなというふうにも思っております。

先ほどからいろいろ自然エネルギーの話も出ておりますので、垂水の持っている自然エネルギーのポテンシャルも生かしながら、前向きに取り組んでいかなければいけないと思いますし、市民の生命、財産を守ることを最大限努力していくというのが私に課せられた一番大きな責務

ではあると思います。議会の皆様ともさまざま協議をしながら、まずこれを一義的にしながら、前向きにいろんなことを話し合って進めていきたいというふうに考えております。

○財政課長（北迫睦男） 中ドアの御質問でございますが、御提案の位置をずらすということにつきましては、東側へのことだと思うんですが、その位置には防火シャッターの作動位置がございまして、ちょっと位置的に無理ではないかというふうに思います。

それと、撤去のことも言われましたが、撤去につきましては、空調や降灰のことを考えますと好ましくないのではないかというふうに思います。入り口とロビーを遮断するものがなくなりますので、冷暖房には非常に非効率的でございますし、また、現在の降灰状況を考えますと、入り口の開閉時に直接灰が入り込んでくることも考えられますので、今のところ、現状維持でいきたいなというふうに考えております。

○堀添國尚議員 ありがとうございます。

今の中ドアの件ですけど、降灰のことも、垂水は特殊な地域だから、それはわかります。だけど、冷暖房の温度というのはどこの市町村も同じような形で、今のCO₂の関係もあったりして、大体は分室されていると思うんですよ。そういう中で、ここは古いからなかなか改善も難しいかもしれないけど、私はあのドアはとっばらっても何も問題はないと思っています。灰が来たときはマスクをすればいいじゃないですか。要はやるかやらんかの問題ですよ。来庁者といっても、お隣の市みたいに人間もごんごんは来ないでしょう。ばらんばらん来るんじゃないですか。だから、職員を守るのか、お客さんにサービスをするのか、そこらあたりだと思います。ここでは結論は出ないと思います。だから、このことは、市長のほうでも市民サービスということでぜひ考えてみてください。

それと、このバリアフリー化の1つとして、

議会の傍聴は、今いろんな機器がありますから、待合室のほうで何かのテレビを見られるような方法も考えられると思うんですよ。ここまで1階から階段が46段あるんですよ。だから、これを急にエレベーターをつけよとか、エスカレーターをせえということはちょっと、一を得て百を捨てるということになりますから、それは今、課長がおっしゃったように、次の段階で考えていただいたらいいと思うんですけど、中ドアについては、お言葉を返すようですけど、ぜひ検討してみてください。

原発のことは、今からも勉強をして、学校給食のこととかそういうことにも触れていきたいと思います。市長のほうでもいろいろ情報をして、研究していただきたい。

以上です。ありがとうございます。

○議長（宮迫泰倫） 次に、7番田平輝也議員の質疑及び質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 昼も間近になってまいりましたので、簡単に質問いたします。

皆さん、お疲れさまでございます。ことしは日本全国で例年になく寒い日が続いて、いろいろと被害が発生しております。農家にとりましては春の収穫時期となってきました。本市におきましても、桜島の降灰や気象条件などで農水産物などに被害が出ているようでございます。今後、被害が発生しないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問させていただきます。

まず、雇用対策についてですが、今、全国的に経済状況が悪くなり、不景気が続いて、高校や大学などを卒業しても仕事になかなか見つからないと聞いております。若い人たちもですが、中年層の方々も仕事がないという方々を周りでも多く見受けます。以前、親と2人暮らしの方が、職業安定所、ハローワークに何回も相談に

行くが仕事がないため、親の国民年金だけで生活していると話をされておられました。雇用の促進など、市としては大変重要なことと思いますが、これまでの雇用に対する取り組みをお聞かせください。

次に、介護施設、単身高齢者などの現状について伺います。

全国的に少子高齢化が言われておりますが、本市も、県内18市の中でも2番目の高齢化率35%で、急速に高齢化が進展しております。施政方針の中で、少子高齢化に伴う医療・介護・福祉の包括的取り組み、そして、在宅医療、在宅介護の推進などを言われております。また、2月17日には池田忠先生の講演をお聞きしました。素晴らしいことだと思っております。

毎年、ひとり暮らしの高齢者の方も多くなってきました。そして、県内でも孤独死の方が574名と報道されておりました。介護施設の入所状況などについて、以前の質問、回答で、待機者が年々ふえて、183名、ひとり暮らしの高齢者が1,781世帯とのことをございました。現在の入所状況、待機者、自宅での老老介護者数、そして単身高齢者の現状はどうか、伺います。

次に、振興会についてですが、市内の各振興会も高齢化が進行して、年々限界集落が多くなり、振興会の活動もできない集落など、心配されております。そして、今回、振興会会長委託料についての見直しの説明が全員協議会でありました。今回の改正で、今後合併したところは5年間合併助成金を出すとのことをございます。

私どもの振興会は、振興会の総会で、高齢化が進む中、振興会会長などの役員の人材不足への対応、そして市の行財政改革などの説明をしまして、3集落が合併いたしました。本来、振興会会長に市から支給される委託料は、振興会長の配慮で、振興会の会計を通して、合併した振興会の現班長にも支給をしています。また、牛根麓振興会も同じとのことをございます。今

さら、合併しておいて、合併助成金のことを言うのは本当に恥ずかしいことですが、振興会会員から言うべきと言われてまして、質問しております。ここ数年前に合併した振興会は3年だけの助成なのか、現行の3年をあと2年間延長できないのか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（塚田光春）雇用に対するこれまでの取り組みについて、御説明いたします。

少子化や人口の減少等を考慮しますと、市民が働く環境づくりや雇用する企業立地等は、本市にとりまして重要な課題であることは十分に認識しております。これまで、商工観光課の雇用対策としての取り組みでございますが、市では、失業者の雇用対策にとりまして、平成21年度より23年度までの3年間、国の100%の補助事業を活用しまして、地域の雇用創出に努めてまいりました。そこで、平成23年度の雇用創出のための事業は、地域雇用創造推進事業で36名、緊急雇用創出事業で20名、緊急雇用創出事業の重点分野で19名、ふるさと雇用再生特別基金事業で8名、合計で延べ人数になりますが、83名の新規再雇用による雇用の創出を図っております。また、地域雇用創造推進事業を利用して、市民が就労するための能力のアップや、起業を促すために商品開発・販路拡大・ネットビジネス等の講演会を開催しまして、人材育成に努めているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛）田平議員の御質問にお答えいたします。

高齢者社会に向けての本市の現状でございますが、まず最初に、介護施設等への入所、待機者の現状について、お答えいたします。

第5期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定に伴い、平成23年11月調査いたしました分について御説明いたします。

待機者の数でございますが、介護老人福祉施

設103名、介護老人保健施設、コスモス苑でござ
いますが、6名、特定施設入居者介護、華厳園
でござりますが、52名、認知症対応型共同生活
介護、4施設、31名、小規模対機能型居宅介護、
4施設、6名で、計193人でございます。今回、
名簿等をいただきまして調査をしました結果、
この中に34名、重複申し込み者も含んでおるよ
うでございます。

次に、自宅での老老介護者数についてござ
いますが、高齢者実態調査で在宅要介護者につ
いて調査しておりますので、お答えいたします。

介護者と本人の関係につきましては、子供が
約38%と最も多く、次に配偶者が27%、その他
親族が7%、介護者がいない、18%となってお
り、介護者がいると答えた介護者の性別で言い
ますと、男性が35%、女性が64%と、女性が中
心であるようでございます。

次に、介護者の年齢についてでございますが、
65歳未満が57.4%、65歳以上が39%、65歳未満
の介護者の内訳としまして、60歳から64歳が31
%、55歳から59歳が30.5%、50歳から54歳が21
%と、年齢層は高いようでございます。また、
65歳以上の介護者につきましては、65歳から69
歳が26、70歳から74歳が23、80歳から84歳が23、
75歳から79歳が21となっておるようでございま
す。

次に、ひとり暮らしの現状について、平成23
年5月調査しました結果でございますが、御報
告いたします。5期計画で設定しています日常
生活圏域ごとに御説明いたします。

新城と柘原圏域で366、垂水・水之上・大野圏
域で873、協和圏域で231、牛根圏域で310の計1
,780世帯でございます。また、本市の高齢者の
いる世帯でございますが、総体に対し4,343世帯、
そのうち高齢者のみの世帯数は2,839世帯、うち
高齢者のひとり暮らしの世帯数は1,780世帯で
ございます。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（前木場強也） 田平
議員の振興会についての御質問にお答えいたし
ます。

数年前に合併した振興会は3年間だけの助成
なのか、あと2年延長できないかということで
ございますが、事前に合併した振興会は、年額
12万円の3年間で覚え書きを交わしております。
今回、合併特例措置といたしまして、合併奨励
金を年額10万円の5年間助成することになりま
すが、この新制度と比較した場合、金額的に不
公平が生じることは認識しております。そのた
め、市長並びに財政課と協議いたしました結果、
差額分を助成することにいたしました。

なお、交付方法につきましては、来年度交付
できるように、合併奨励金の要綱の整備とあわ
せまして検討させていただきたいと思えます。
また、牛根麓振興会につきましても同様の考え
方でございます。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、一問一答でお願い
します。

先ほど、雇用の関係で83名ですか、大変すば
らしいと思っています。雇用対策としてその後、
南中学校跡地に何か企業の誘致などの話はない
のか、伺います。

そして、これまで市民より要望の多かった農
水産物などの販売をする物産館などの建設計画
は、今後どのように考えておられるのか、伺い
ます。

また、以前、ある市においては、雇用の改善
を目指しまして、市の中に雇用促進・企業誘致
課などがあり、雇用対策に非常に取り組んでお
られました。雇用促進を図るため企業誘致支援
として、進出する企業の立地をサポートするた
め、各種優遇策を年々拡大いたしまして企業誘
致や雇用支援をされておられました。

そこで、本市の企業など、立地の支援策につ
いてお聞きしますが、これまでの支援策と今後

どのような支援策を考えておられるのか、お伺いいたします。

○企画課長（倉岡孝昌）雇用対策についての2回目の御質問にお答えいたします。

最近における垂水南中学校跡地の企業誘致に関する提案などについてでございますが、事業提案を受け、情報交換をしている案件が1件ございます。具体的な事業計画案など示されておりませんので、情報も十分でなく、御説明できる段階にございませんが、今後計画案の提示など、進展が見られましたら、内容を検討の上、関係先との調整など進めてまいりたいと考えております。

次に、これまでの企業立地に対する支援策について、引き続きお答えさせていただきます。

垂水市企業等立地促進条例による雇用及び事業所設置に対する補助金交付、垂水市産業開発促進条例による固定資産税の課税免除、もしくは奨励金の交付を行うなどの優遇制度を設けており、企業立地による雇用促進を図っております。また、さきの12月議会で可決いただきました垂水市企業等立地促進条例の一部改正により、垂水市内の事業所増設による経営規模拡大をより一層支援できるようになったところでございます。

今後の支援策について、直接的な支援策ということではございませんが、平成24年度におきましても、県主催で東京都にて開催予定の企業立地懇話会でのPR活動を予定するなど、情報の収集に努めますほか、県とも連携しながら、既存の立地企業のフォローにも努めてまいります。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春）私のほうからは、垂水南中学校跡地を利用した物産館等の建設は今後考えられないかという質問にお答えいたします。

垂水南中学校跡地を利用した物産館等の建設

は、平成23年度当初予算で中学校の校舎を利用したところの物産館、レストランの整備の実施設計を計上しておりました。しかしながら、民間の病院経営者により、中学校跡地を利用し、特別養護老人ホームを建設したいとの要望があり、しかも、その整備の中で物産館やレストランも整備していただくという願ってもない整備計画があったため、市での整備はやむなく断念し、民間側に託したところ、土地の価格交渉等が思うようにならず、契約までこぎつけなかったところでございます。

そこで、垂水南中学校跡地を利用した物産館等の整備は、国や県へ補助金要望の中で整備の約束もしており、しかも、平成22年度に柘原、新城地区を対象に実施しましたマーケティングによるアンケート調査の中でも、物販施設ができた場合の利用について、60%から80%の住民が利用したいとの意向もあることから、前向きに検討したいと思っております。

ただ、中学校跡地は面積が広いと、物産館だけでなく、ほかの施設と複合的に整備することが最善の方法であると思っておりますので、現在、中学校跡地に進出したいという企業の話もあることから、それらの動向を見ながら、中学校跡地に計画するのか、あるいは中学校跡地付近に計画するのか、あわせて検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○田平輝也議員 3回目に入ります。

就労のことは、もう安定所に行けと、相談に行けと言えば一口なんですけれども、せめて市民の方が気軽に相談ができる体制づくりができればと、非常に考えております。本市の場合、私もですけど、どこの課がそれなど担当されておられるのか、また、市民の方々から就労相談などないのか、伺います。

また、新年度に実施される雇用対策事業の内容について、非常に期待しておりますので、で

できればお聞かせください。

3 回目を終わります。

○商工観光課長（塚田光春） 田平議員の 3 回目の質問にお答えいたします。

雇用促進や企業誘致について、どこの課が担当しているかという質問でございますが、雇用促進につきましては商工観光課の商工係が担当しまして、企業誘致につきましては企画課の地域振興係が担当しております。

ただ、雇用のあっせんにつきましては、法的に市ではできないようになっておりますので、職業安定所いわゆるハローワークなんですけれども、のほうで雇用のあっせん等をお願いしているところでございます。

また、市民からの就労の相談はないのかという質問でございますが、市民の方が当課を就労のために相談に来られることは、これまで 1 人もございません。

次に、平成 24 年度に実施します地域雇用創造推進事業と重点分野雇用創出事業の内容と雇用見込み数について、お答えいたします。

これらの事業は、国の雇用対策の一環で実施しているもので、いずれも国の 100% の補助事業で実施しているものでございます。

まず、地域雇用創造推進事業は、商工観光課内に 1 名事務員を置きまして、垂水市にある企業への求人のあっせんのためのパンフレットを作成し、関西・関東垂水会等を通じての PR 活動の実施をしたり、就労のために役立つ講演会やツーリズム推進のための講演会を実施し、35 名の雇用創出を見込んでおります。

次に、重点分野雇用創出事業につきましては、商工観光課所管が特産品 PR 事業と高峠公園再生事業の 2 事業で、次に、市民課所管が特定健康診査未受診者対策事業の 1 事業、土木課所管が集落道環境保全事業の 1 事業、水産課所管が水産物販売促進支援対策事業の 1 事業、企画課所管が地域住民の声を生かした振興計画策定事

業の 1 事業で、合計 6 つの事業を実施しております。

なお、これらの事業により、15 名の失業者を雇用するようにしております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、要望をして終わりたいと思います。

最後に、施政方針の中でも、3 つの施策の柱の中で、第一次産業の六次産業化と観光振興を掲げられ、そして今、県も非常に大隅半島の観光の振興を掲げられております。南中学校跡地を利用した物産館などを建設することは、農家や漁業者の方々が農水産物の加工品の出荷の場所提供を初め、物産館などで働く雇用の場の提供にもなるかと思っております。また、物産館などができますと、観光客などが集まり、交流人口がふえて地域の活性化にもなりますので、物産館などの建設の検討、そしていろいろさっきも 35 名、15 名とか、雇用の話がありましたが、できるだけ多くの雇用が発生する企業誘致を要望いたしまして、雇用対策についての質問を終わりたいと思います。

次に、介護関係でございますけれども、先ほど、今回待機者が 193 名でしたかね、そのうち重複している人が 34 名、差し引いてもまだ待機者が約 160 名ぐらいですか、とのこと。以前、ある私の知り合いの年寄りの方が、今、2 カ所申し込みをしているんだと言われておりました。これまでいろいろ私どもも報告を受けたりしておりますけれども、ただ、施設からの報告を集計して報告されていたのかなと思っております。今後も重複者の十分なチェックをして、その報告をお願いしたいと思います。

また、先ほど、自宅での老老介護者数の質問で、年齢別の割合の回答はお聞きしましたが、それらの老老介護を受けられている人は市内全体で何名ぐらいなのか、お知らせください。

それから、国も医療・介護費の高騰を抑制す

るために、在宅医療、在宅介護なども進めておられます。自宅で親の介護をするため、仕事をやめて帰ってこられている方も多く見られ、そして介護の苦勞も大変だとよく聞きます。そのような在宅介護をされている方々に対して、介護手当などはどうなのか、介護手当の支給対象者への支給条件、ここ数年間で支給額の増減額などがあるのか、それらの内容と、市内、本市全体の対象者数、総額などをお聞きします。

また、本市にある、ある病院が今、介護関係施設に改造、増築されているようですが、今後、それらのことで入所の待機者がどれくらい改善されるのか、お聞きいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 先ほどの質問でパーセンテージだけお示ししておりましたので、高齢者調査の中で数字を当て込みましたので、お知らせしたいと思います。

自宅での老老介護者についてでございますが、65歳以上が総体で216名。介護の内訳としまして、65歳から69歳が55名、70歳から74歳が50名、80歳から84歳が49名、75歳から79歳が45名となっておりますのでございます。

次に、介護手当についてでございますが、支給条件等をお答えをしたいと思います。

寝たきりの高齢者や重度認知高齢者、及びその者を介護する介護者が、毎年10月1日を基準日として、以前1年間以上本市に住所を有し、かつ基準日以前9カ月間中6カ月以上を介護している者としております。

ここ数年間の支給額でございますが、平成20年度は118名、683万円、21年度が104人、579万円、22年度が113人、688万円、平成23年度、119名で695万円支出しております。

次に、垂水温泉病院の療養型病床の再編についてのことだと思しますので、お答えいたします。

垂水温泉病院は、医療療養病床74床及び介護療養病床15床からの転換としまして、老人保健

施設89床を平成24年4月1日から開設される予定となっております。また、ほかに介護療養病床18床からの転換事業としまして、グループホームを2施設、同じく24年4月1日から開設予定となっているようでございます。

待機者の解消についてでございますが、現在、介護老人保健施設の待機者6名、グループホームの待機者が31名となっております。当然、この方たちの入所については改善されるというふうを考えております。そのほか、実際、施設に申し込みをしても入所するのに時間がかかることから、申し込みをされていない方も相当数いらっしゃるというふうに思われます。そういった表面に出てこない施設入所希望者の改善にもつながるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○田平輝也議員 3回目に入ります。

現在策定中の第5期高齢者福祉計画、介護保険事業では、地域の課題や高齢者のニーズにどう反映させていくかが大事なことですが、第4期計画と比べてどうなのか、人口の年齢別推移の実態などをお聞きいたします。

先ほども言いましたけれども、親の介護をするために遠くから帰っている方々も数名おられます。介護をする家族の経済的な負担を軽減するために、介護手当を少しでも増額できないのか、見直しはできないのか。そのことが逆に介護医療費の抑制にもなると考えております。これらの手当は県内のほかの市に比べてどうなのか、それらの財源、また国などからの補助などはどうなのか、伺います。

以前、ちょっと話は余談になりますけど、ひとり暮らしの独居老人の方が、子供が近くにいないために、体の調子が悪くても我慢されていたようです。たまたま子供が帰ってきて病院に連れていかれましたが、残念なことに、数日してお亡くなりになりました。近所の方々も早

く気づいておればと残念がっておられました。

今後、ひとり暮らしの高齢者は年々ふえていくようですが、高齢者福祉対策の充実を言われる中、このような単身高齢者などに対して、できれば、周辺の方々に通報がすぐできる簡単な緊急通報サービス器具などの設置に対して、補助や器具の貸し付けなどは考えられないのか、お伺いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、3回目の御質問にお答えいたします。

第4期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画でございますが、これは平成21年から23年度までの計画でございます。人口の推移でございますが、できるだけ実態に沿った形で推計する必要がありますため、住民基本台帳から推計を行っております。

また、基本的に高齢者に対しての計画になることから、計画に基づき、総人口と老年人口の推計につきまして、御説明いたします。

第4期計画の最終年度で、総人口の計画値が1万7,227名に対しまして、実績では1万7,352人、計画値と125人ちょっと差がございました。高齢人口につきましては、6,034人に対し、実績値は6,019人と、ほぼ見込みどおり推移している状況でございます。

現在策定している第5期計画期間中の総人口は、これまでどおり減少していきませんが、高齢者の人口につきましては、団塊の世代が65歳以上になることから、若干増加するものと推計しているところでございます。

次に、介護手当の見直しについてでございますが、支給額につきましては、7万円を最高とし、4万円、2万円、1万円の4段階で、本市独自の判定様式により計算し、支給することとしております。財源につきましては、総体の7割以上を占める、支給額7万円でございますが、介護特会の地域支援事業費で対応し、残りは一般会計より負担しております。支給額について

でございますが、他市との比較におきましても、低い設定ではないというふうに考えております。

次に、簡単な緊急通報サービスの設置等についてでございますが、現在、保健福祉課では、地域支援事業の中で、突発的な心疾患等があるひとり暮らしの虚弱高齢者に対し、緊急通報装置を貸し出し、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切に対応するため、センター方式による緊急通報体制整備事業を実施しております。現在では、市内で7名の方が利用されております。うち1名でございますが、この条件対象外で、補助対象外として1名の方が利用されております。

緊急通報システム導入につきましては、現在、鹿児島県内ではセンター方式・協力員方式・消防方式など、県下各自治体さまざまな方法を導入しており、費用の面の問題等も含めまして、今後さらに拡充を図るため、研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 先ほど、お聞きしました。いろいろ民生委員の方とか介護関係の方とか、月に何回か回りますけれども、なかなか毎日という、それはもう大変なことでございます。高齢者、特にひとり暮らしの方はいつ緊急事態が発生するかわかりません。ある方が、こういう手軽な、何ですか、安否確認の器具、そういうのを持ってこられまして、ぜひこういうのができればなというふうな相談が来ました。緊急器具などの設置など、もう既に対応している行政もありますが、日常生活上の支援を要する高齢者のために、安心・安全のまちを目指して、独居老人対策にさらに努力をしていただきたいと思います。

以前、たまたまテレビで独居老人の対策ということで放映されておりました。ひとり暮らしの孤独死対策などのことございました。県内でも、ひとり暮らしの方がだれにもみとられず

に、過去最高の574名の方が亡くなったと報道されておりました。本市の孤独死などの現状、対策、そして警察との連携などはどうなのか、伺います。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 4回目の質問にお答えいたしたいと思います。

孤独死の件数につきましては、自宅等で亡くなられ、年齢など、いろんなケースが想定されます。また、孤独死についての定義がはっきり示されていないようでございますが、今回、警察の照会によりますと、だれにもみとられず亡くなり、死後2日以上たって発見された65歳以上の独居高齢者として、平成22年度中4名の方があったようでございます。

孤独死亡死のための取り組みについてでございますが、単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で死亡することが社会問題となっておるのが現状でございます。日常的に家族や近隣との関係がある場合は、孤独死に陥る可能性が低いため、家族や地域コミュニティが弱まる中、何らかの形で見守りネットワークを機能させ、高齢者との接点をつくる必要があると考えておるところでございます。

そのためには、行政はもとより、社協・民生委員・振興会・地区公民館・ボランティア団体の協力者、また、電気・ガス・水道の事業者等に広範囲に協力を求めながら、地域の実情に合わせた支え合い体制づくりが必要と考えているところでございます。これから、関係機関との連携を深めながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田平輝也議員 最後に、振興会についてです。

先ほどのあれは要望としてお願いしたいと思っております。緊急安否の器具ですね。そういうのを検討していただきたいと思っております。

振興会につきましては、先ほどの回答で、差

額分を何とか助成していただくとの回答でございます。前向きに検討していただきまして、ありがとうございます。

ただ、先般の説明では、現在143ある振興会の中で、既にもう27振興会が、今言われております限界集落、あと10年内には110の振興会が限界集落や、中には消滅集落もあるとのことでございます。今後、確実に限界集落がふえると予想される中、振興会の充実、活動ができるように、そして垂水市のためにもいろいろの対策を講じていただきたいと要望いたしまして、振興会についての質問を終わります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。

次は、1時30分から再開いたします。

午後0時22分休憩

午後1時30分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番感王寺耕造議員の質疑及び質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、お疲れさまです。

議長の許可をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

今回は、施政方針演説、24年度予算を中心として質してまいります。

まず、メガソーラーについて伺います。

1点目、本年2月20日、新年度予算のマスコミ会見でメガソーラーの実施を発表され、その模様がテレビで放送されました。議員には、平成23年9月8日の全員協議会で概略についての説明があっただけです。マスコミ発表により既成事実をつくり、議会軽視も甚だしいと考えますが、市長の見解、真意を問います。

2点目、昨年9月8日の全員協議会後の株式

会社ファンド運用会社ザイスジャパンとのその後の協議内容について。

3点目、この事業が本市の再生エネルギーの展望でどのような位置づけを持つのか、以上3点、市長に伺います。

次に、平成24年度農業予算について、農作業受委託組織の育成について伺います。

1点目、市長の政策調整枠で予算計上されております新規の市単独事業、農業用水源確保対策事業の事業内容・運用・要綱について、詳しくお示してください。農林課長にお願いいたします。

2点目、農作業受委託組織の育成について伺います。

認定農業者、担い手農家が少ない現状では、若い人たちだけで本市の農地を保全していきません。また、企業参入についても、耕地の単位面積の小さい本市では難しいと思われまます。現在でも、耕作放棄地は125ヘクタールにも上っており、就農者の高齢化によって、ますます耕作放棄地がふえることが懸念されます。高齢農家、兼業農家が営農を継続できるように受委託組織の設立が必要と考えますが、その対策について、市長に伺います。

次に、垂水、牛根両漁協への2億円の資金貸し付けについて、伺います。

1点目、両漁協の経営状況について、具体的な数字をお示してください。

2点目、市は各水産業者の経営状況を把握しているのか。

3点目、貸付金回収不能のおそれはないのか。また、貸付金の回収保全の対策はとられているのか、以上3点、水産課長に伺います。

次に、垂水高校振興対策について、伺います。

1点目、新規事業、垂水高等学校振興対策事業164万3,000円、検定試験補助等の中身について、具体的にお示してください。

2点目、今後予算を伴う取り組みの考えがあ

るのか。

3点目、直近3年間の本市中学生の垂高進学者数と、今後9年間の中学校卒業生数の動向について。

4点目、直近3年間の垂高の就職、進学率の中身について。

2点目は市長に、あと3点は教育委員会総務課長にお願いいたします。

次に、各小・中学校の危険箇所の対策について伺います。

本年度予算、小・中学校施設整備費499万3,000円の内訳について、教育委員会総務課長に伺います。

次に、特定健康診査、特定保健指導について、市民課長に伺います。

1点目、受診率の現状は。

2点目、受診率向上の取り組みは。

3点目、平成27年度には、平成20年度と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者予備軍を25%減少させることが政策目標として掲げられております。それとともに、平成25年度より、医療保険者ごとの達成状況に応じた後期高齢者支援金の加算、減算が行われます。本市の受診率の現状を踏まえ、どのような影響があるのか、アバウトな数字で結構ですので、試算をお示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） それでは、メガソーラーについての御質問にお答えをいたします。

メガソーラーの事業提案を受けておりますことについて、平成23年9月議会において全員協議会を開催していただき、事業概要等の説明をさせていただきました。また、同じく12月議会の池之上議員の一般質問において、進捗状況や市民へのメリット、ファンド撤退後の計画などについて御質問があり、9月議会以降の経過で、関係企業による現地再調査がありましたことや、ジャパンファームさんとの調整を進めているこ

と、大野地区で住民に経過説明会を開催したこと、売電価格等の決定や関係するそれぞれの調整が調った時点で、事業採算性が精査された上で、本市への立地の可否が決まること、その上で各種作業が進められていることをお答えしております。また、一般質問の翌日には「垂水にメガソーラー計画」という見出しで地元の南日本新聞に大きく事業概要の報道があり、周りの方々の知るところとなっております。

今回のテレビ報道は、2月23日開会いたしました3月議会の前に、恒例となりました施政方針発表後に関連しての報道であったようでございます。当日2月20日は、テレビ、新聞記者など、約10名ほどの方々が取材に来ていただきました。私のほうからは、その中で、平成24年度の施政方針、3つの柱を中心に概要説明をいたしました。メガソーラー事業につきましては、記者に対しての施政方針の概要説明書にも明記されておりませんし、まだ準備、調整の段階であり、継続的に取り組みを進めることとしておりましたので、こちらのほうからこのことに触れてPRしたようなことはありません。ただし、関連する質問ということで、私の施政方針の説明終了後、以前新聞で報道されましたメガソーラーの現状について御質問がありましたので、お答えしたところでございます。

質問の内容は、その後の進捗状況や施設規模、企業名などについてでありました。回答は、基本的にこれまでの繰り返しになりましたが、進捗状況としては、それぞれの事項に調整が進んでいると答えております。また企業名につきましては、経過に変化がございましたので、企業名のみ答えております。

いずれにしても、このプロジェクトの最も基本となる売電価格も決定しておりませんし、このような状況下で、感王寺議員が言われる既成事実をつくろうなどという意図は全くございません。議会に対しても、関係者と日程調整を

して、近日中に現状について議員の皆様方に報告させていただく予定であります。報道各社の皆様も、それぞれの報道の視点があり、報道の自由を規制することはできません。

東日本大震災が発生し、福島原発事故が暗い影を落とす中で、太陽光発電を中心とした新エネルギー政策の拡充は、これからの必然の流れだと考えます。そのことも報道された理由ではないかと考えます。これまで御説明しておりますとおり、売電価格の決定やジャパンファームさんとの協議調整を行うことが事業決定の判断になりますこと、また、計画段階の展開でありますことはお答えしたとおりであり、御質問のような意図はないことを御理解いただきたいと思います。

○企画課長（倉岡孝昌） メガソーラーについての2点目の御質問を、私のほうからお答えさせていただきます。

このことに関しましては、さきの12月議会における御質問に対しまして、11月に入りまして、関係企業の再度の立地調査が行われ、地形や周辺環境、送電設備等の関係など調査され、立地に適しているとの判断があったこと、同時に、降灰に関する再度の検討も行われ、お送りした関係資料を検討の上、対処できるとの見方を示されたとお答えいたしております。

その後も、送電設備に関する資料の送付や関係する法規制について、情報交換を行ってきたところでございます。

事業者側にありましては、実際に発電事業を行うに当たっては、別に事業会社を新たに興すと話されておりましたが、12月から以降は、新会社設立の準備と、パネル製造に関する企業やパネルの設置等に携わる企業、金融機関などとの協議、また他自治体でも同様な取り組みを計画されているとのことで、そちらとの調整などに時間を使ってこられたと聞いております。

そのようなことで、逐次連絡をとり合ってお

りましたが、2月13日に時間がようやくとれたとのことで来庁されまして、買い取り価格の問題などあって最終的な合意形成ができないもどかしさはあるが、関連企業との調整が進んでいること、また、今後の発電事業を行っていくために、リニューアブルジャパン株式会社という名称の会社を新しく設立したとの報告があったところでございます。

また、先ほどの市長の回答にもありましたけれども、議会への事業者を含めました事業内容の説明の機会を設けたいと以前より考えておりましたので、今議会中における機会の設定を協議し、その調整もいたしているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）次に、3点目の本市の再生エネルギーの展望での位置づけについて、お答えをいたします。

さきの12月議会で、再生エネルギーの導入に取り組むことは本市の政策上も非常に重要なことで、福島原発の重大事故の教訓を受けて、再生エネルギーへ段階的に取り組む時代に来ていると、私の思いをお答えしております。

平成20年に策定いたしました本市の第4次垂水市総合計画においては、環境、経済政策の面から、基本計画の循環型社会の構築という政策目標における新エネルギーの活用、及び働く環境の充実の政策目標における企業誘致の両面からの政策に位置づけされることとなります。

今後のエネルギー政策が大きな話題になる中、太陽光発電事業が本市に導入されることは、化石燃料消費削減やCO₂削減に取り組むことになり、エコクリーンエネルギー政策として、本市にとって大きな宣伝効果を期待できます。企業誘致の面からは、雇用の確保や地元企業による工事の受注、新たな税収の確保などにつながります。

また、平成15年に策定された垂水市地域新エ

ネルギービジョンにおいて、新エネルギーの賦存量をエネルギー別に見てみますと、太陽光発電が最も賦存量が多いと推計されております。この時点では住宅等の屋根における太陽光発電を主に想定しており、まだ大規模な太陽光発電という施設の認知度は低かったようですが、メガソーラーを集光面積比率で単純計算すると、同ビジョンで推計する太陽光発電の1割強の数値になるようであります。

今後、国や県の動向を参考にしながら、メガソーラーによる新たな太陽光エネルギー資源を加えて、本市のエネルギービジョンの改定を検討する必要があると考えております。

○農林課長（森下利行）感王寺議員の平成24年度新年度予算の新規事業についての御質問にお答えいたします。

垂水市農業用水源確保対策事業であります。本市の農業は、近年、気象状況の不安定による渇水と、桜島降灰等による農作物等の品質低下及び生育不良などの被害が発生し、農業経営に多大な被害を及ぼしているところであります。

このような状況に対処するため、水源施設の整備により、農作物等の品質の確保と生産の安定、桜島降灰等の被害の防止を図るために、国・県畑かん整備事業の採択要件をクリアできない地域を対象に、市単独事業としまして、平成24年度から平成26年度までの3カ年間を事業期間としまして、実施するものであります。

事業の内容につきましては、削井、揚水機などの水源施設や配水施設、電気施設の事業費に加え、電気探索の調査費の助成であります。ただし、圃場内における水源施設から被覆施設等までの配管等につきましては、対象外とさせていただきます。

事業実施主体につきましては、農業者の組織する団体で、代表者の定めのあること、それから、組織及び運営に関する規約を定めていることのほか、農家3戸以上の農業者で組織する団

体で、うち認定農業者が1名以上含まれていること。また、市内の農業者で組織された農業者団体で、受益面積が0.3ヘクタール以上であることなどの採択要件を付しております。

補助額につきましては、垂水市農林課の所管に係る補助金交付規則に基づき実施し、事業に要する経費の2分の1以内とし、限度額を100万円以内としております。ただし、水源位置が標高50メートル以上の場合は、限度額を200万円以内としております。なお、水源を確保できなかった場合と農業用水機能を有していない場合は、対象外としております。

続きまして、農作業受委託組織の育成についての御質問につきましても、私のほうからお答えさせていただきます。

本市の農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、小規模農家や兼業農家が多いことから、10年後の本市の農業を考えますと、その維持・発展が困難になってくるのではないかと懸念しているところでございます。

このような状況を踏まえまして、本市の農業を維持・発展させていくためには、認定農家等の担い手の育成はもちろんのこと、高齢農家や小規模農家の方々に少しでも長く就農していただくことが大切であり、そのためには、各地域に農作業受委託組織を設立していただき、労働力の提供や農業機械購入などの経費削減などに努めることが必要であると考えているところであります。

現在、垂水市におきましては、新城、水之上地区に農作業受委託組織が設立されており、市としましては、この2つの組織の取り組みを足がかりに、他の地域への普及・啓発を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎）感王寺議員の質問について、お答えいたします。

まず、両漁協の経営状況についてということ

でございますが、これまでの長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、えさの高騰や長引く不況の影響による消費の落ち込み等もあり、ここ数年でやむなく倒産、廃業が相次ぐなど、また、昨年11月には大手業者によるブリ、カンパチ等の大量出荷もあり、魚が売れないなどの状況もあり、厳しい経営環境が続いておると認識しております。よって、両漁協に対する資金貸し付けを24年度も継続したいと考えております。

2番目の各水産業者の経営状況を把握しているかとのことですが、各水産業者の経営状況は、個人情報関係で、資料として手元にはございません。しかしながら、漁協で開催されます養殖業者経営管理協議会及び漁協経営改善検討委員会において説明がございまして、個人の経営状況も把握しております。えさや燃料の高騰、魚価の低迷による経営が厳しい養殖業者もいることは事実でございます。漁協では、昨年からは、国産のえさから中国産のえさに切りかえるなど、コストのかからない安心・安全な養殖業に取り組んでいるところでございます。

3番目の貸付金回収不能のおそれはないのか、貸付金回収保全の対策はとられているのかのことですが、水産振興資金貸付契約書第9条に、借受人は償還期限までに返済できない事態となった場合、直ちに貸付人に報告するものとする、不測の事態により債務を履行できない場合は、借受人の財産及び連帯保証人の財産を処分し、借受人の弁済に見立てるものとするとして規定しております。

両漁協とも、単年度収支22年度決算では、垂水市漁協で1億9,500万円、牛根漁協で3,500万円の事業利益を上げております。23年度も同様の決算見込みであると聞いております。両漁協が垂水市との信頼関係を損なうようなことはないと思っております。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘）感王寺議員の垂

水高校振興対策についての御質問にお答えいたします。

1 番目の検定試験補助164万3,000円の中身についてということでございますので、お答えいたします。

平成24年度は、検定試験の受験料の全額補助82万3,000円と、そのほかに活動支援補助金として垂高だよりの作成・配布等への補助金20万円と、部活動等への支援補助金として60万円、合わせて164万3,000円の補助を行うこととしていくところでございます。

なお、補助をいたします検定試験の種類でございますが、それには実用英語・数学・日本漢字・珠算・電卓・簿記実務・情報処理・家庭科の食物調理技術・被服製作技術、それと秘書技術検定の10種類がございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の今後の予算を伴う取り組みの考え方について、お答えをいたします。

現時点では、先ほど教育総務課長が申し上げましたとおり、検定試験などの補助と部活動などや学校のPR活動に対する支援補助に取り組むこととしておりますが、今後につきましては、これから垂水高校振興支援計画書に基づいた取り組みを進めていく中で、新たに予算を必要とする取り組みが出てくれば、その際は、補正予算等で議会へのお願いをすることはあると思います。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘） 3点目の直近3年間の本市中学生の卒業総数と垂水高校進学者数及び今後9年間の中学校卒業生の動向について、お答えいたします。

直近3年間の本市の中学生の卒業総数を申し上げますと、平成20年度が160人、平成21年度が139人、平成22年度が141人であります。

次に、垂水高校進学者数であります。平成

21年4月で39人、平成22年4月で34人、平成23年4月で36人となっております。

また、今後9年間の中学校卒業生の動向ではありますが、今年度が143人で、平成24年度で120人、25年度で126人、26年度で126人、27年度で120人、28年度で108人、29年度で96人、30年度で110人、31年度で105人となる見込みでございます。

そのようなことからしますと、平成23年度の卒業生と9年後を比較してみますと、9年後は38人減るというようなことになるようでございます。

以上でございます。

次に、4番目の直近3年間の就職、進学率とその中身について、お答えいたします。

直近3年間の就職、進学率でございますが、調査をいたしました結果、平成20年度から平成22年度まで、就職、進学、それぞれ希望した生徒全員が就職、進学が決まっております。ということで、就職率、進学率とも100%となっております。

それでは、就職の方の中身でございますが、平成20年度は就職者総数30人中、県内19人、県外11人となっております。県内就職者のうち地元垂水市への就職者が7人となっております。平成21年度は就職者総数21人中、県内15人、県外6人となっております。県内就職者のうち地元垂水市内への就職者数は7人となっております。平成22年度は就職者総数27人中、県内18人、県外9人となっております。県内就職者のうち地元垂水市内への就職者数は10人となっております。

このようなことから、地元垂水市内への多くの生徒が就職しているということも言えると思います。

次に、進学のほうの中身でございますが、平成20年度は全体の50.7%となる35人が進学しており、進学者のうち大学、短大への進学は20人で、うち国公立への進学者数は3人で、専門学

校への進学は15人となっております。また、平成21年度は全体の50%となる25人が進学しており、進学者のうち大学、短大への進学は7人、うち国公立への進学者数は1人で、また専門学校への進学は18人となっております。平成22年度は全体の57.5%となる38人が進学しており、進学者のうち、大学、短大への進学は17人、うち国公立への進学者数は3人で、また専門学校への進学は21人となっております。

次に、5番目の各小・中学校の危険箇所の対策についての御質問にお答えいたします。

新年度予算、小・中学校施設整備費499万3,000円の内訳はということでございますが、小学校施設整備費の中の修繕料199万3,000円と、工事請負費290万円、それと、中学校施設整備費の中の修繕料10万円を合わせたものでございます。

小学校施設整備費の修繕料は199万3,000円ありますが、垂水小渡り廊下、手洗い場撤去、境小屋上電気ケーブル修繕、牛根小渡り廊下屋根取りかえで、それと工事請負費の290万円は、垂水小教室補修、柘原小職員室床張りかえ、協和小特別教室床補修でございます。中学校施設整備費の中の修繕料10万円につきましては、漏水等突発的な修繕を見込んだの予算でございます。

以上でございます。

○市民課長（白木修文） 感王寺議員の御質問にお答えします。

この特定健康診査、特定保健指導は、内臓脂肪型の肥満に着目した生活習慣病の予防のために、保健指導を必要とする者を抽出する健診で、平成20年度から各医療保険者に義務づけられたものでございます。

まず、御質問の1番目のこの健診の受診率についてですが、平成20年度は36.6%、平成21年度は39.3%、平成22年度は40.4%で、平成23年度は、最終結果はまだですが、ほぼ昨年と同程度の40%ぐらいです。この受診率の平成22年度

の県内市町村国保の平均は32.7%、全国平均は32%となっております。平成22年度で見ますと、本市は40.4%でしたので、県内でもかなりよい結果となっております。

御質問の2番目の受診率向上の取り組みについてですが、この健診を実施するに当たり、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づいて、5年間の特定健診等の実施計画を策定し、毎年計画目標値を達成するために努力しております。

受診率向上のために取り組んでいるものとして、市内の全医療機関で自分の都合のよい時間に予約して健診を受けていただいたり、平日に受診できない方のために垂水中央病院で日曜健診を4回実施しております。また、平成22年度からは、未受診者対策として、未受診者にアンケート調査と脱漏者健診を実施しております。さらに、平成24年度の取り組みとしましては、健診の必要性の周知のために、機会あるごとに、出前講座であるとか、各地区の各種の集会等を回っての説明会を実施し、積極的に市民の方々に受診勧奨を呼びかけていく予定です。

御質問の3番目の受診率65%未満の場合、後期高齢者支援金のペナルティーが発生するが、その場合の試算額についてですが、国は、平成20年度からのこの特定健診を実施するに当たり、各医療保険者に、受診率等に目標値を定め、5年後の平成24年度のその達成率に応じて、後期高齢者支援金をプラスマイナス10%加算、減算するという仕組みにしました。全国の市町村国保に課せられた目標値は、特定健診の実施率65%、特定保健指導の実施率45%、メタボリックシンドロームの該当者予備軍の減少率10%というものです。

仮に、本市の結果が悪く10%の加算を受けた場合、平成23年度の後期高齢者支援金の数値でいきますと、約2,300万円、後期高齢者支援金が増額されることとなります。しかし、本市の状

況からいきますと、これまでの受診率は県内でもかなりよい結果を達成しておりますので、10%の加算を受けることはないと思われま

す。また、2月24日に行われました県の国保主管課長会で、国の加算、減算の方法はまだ決ま

っていないが、平成22年度の全国平均が32%なので、平成24年度は各市町村、40%達成を目指して

くださいとの県の助言もありましたので、本市も現在ぎりぎり達成はしていますが、さらなる受診率向上を目指して取り組んでいきたいと思

います。○感王寺耕造議員 それでは、2回目を一問一答方式で進めさせていただきます。まず、メガソーラーですけれども、冒頭、市長に厳しいことを言いましたけれども、市長答

弁にございましたとおり、東北震災、またそれに伴う原発の問題から、この問題という部分が非常に脚光を浴びていると、再生エネルギーについてですね。また、京都議定書の部分もござ

いますし、その達成もございます。そういうことで、マスコミさんが走り過ぎたのかなという部分で了解いたしております。

ただ、市長、昨年全協でも出ましたとおり、この問題については議員からいろいろな指摘がございました、全協の席です。まず、財源はどうするのか、一般財源からの持ち出しはないのか、また、降灰の影響はないのか、最終処分場の問題ですね、それからジャパンファームさんの問題、また、耐用年数についてはどうなのか、耐用年数を過ぎた後の撤去費用についてはどこが持つのかですね、こういう分

でいろいろ問題が指摘された部分もございます。また、以前水迫市長の部分でございましたバイオマス実験事業ですね、これについても議員から、一応商工観光課長が、当時の、総括をした、きちっと結果があったということはおっしゃったんですけれども、この撤退のときの議員から強い指摘があったと思うんですね。そうい

う部分で、私はもうちょっと慎重にマスコミ対応をしていただきたかったという部分では思っております。2回目の質問ですけれども、まず、先ほどもちょっと申しましたけれども、最終処分場の問題ですね、県との協議、まだ廃止届、この部分については県に出しておりません。県へこの部分を、どのような形で協議されたのか、したのか、この部分。もう1点が、ジャパンファームとの協議ですね、この部分をなされたのか。また、その内容について、お示ください。また、売電価格ですね、送電線分離、この部分が徹底しないとザイスジャパンさんも動けないと、それは私も重々承知いたしております。また、この売電価格ですね、特に、これはいつごろ決定するのか、これについてもお示ください。

また、全協の席で、この計画について、高峠で10ヘクタールの土地に5から6メガワットの施設をつくるということでございました。これによって、2,500から3,000世帯に給電するんだということですね。本市のメリットとしては、土地の使用料が100万円、雇用が1~2名を見込めると、また、建設業の方々ですか、この部分にも仕事を優先的に回していただくような施策をするということであつたわけですが、ただ、1点だけ確認したい部分が、この事業はあくまでも営利事業、この会社の営利事業であるのか、事業者が資金を出して、本市は情報の提供と土地の貸し出しに徹するのか、その部分をまず確認したいと思います。そして、調査報告の部分もあつたんですけれども、もし、最終処分場にも、つくるのであれば、ガス発生の問題がありますし、そうすると、調査費用、もろもろの部分がござ

然ザイスジャパンさんのほうで持つべきものだと私は考えて、現時点では認識しているんですけども、本市の役割はどこからどこまでであるのか、この部分について確認いたしたいと思えます。市長でも商工観光課長でも結構ですので、手短にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥）まず、詳細の御質問に関しては担当のほうからお答えさせていただきますけれども、経緯について少しだけお話をさせていただきます。

今、感王寺議員が御指摘いただいたとおり、前回の全協の中でお話をさせていただきました。その中で、皆様からそれぞれ懸念されることに対して御質問があったことは十分承知しておりますし、答弁として、丁寧、慎重に対応させていただきますということでお答えしたように記憶をしております。基本はその姿勢で全く変わっておりませんで、幾つか出ました懸案事項を、まだ売電価格は決まっておりますので、それの以前のできることで、いろんな課題を解消していくという動きをしております、近々皆さんに発表させていただきたいという段取りでおります。

○企画課長（倉岡孝昌）それでは、幾つか御質問いただきましたので、お答えいたしたいと思えます。

まず、最終処分場のことでございますが、最終処分場は、面積が7.6ヘクタールほどございます。事業者からは、第2ステップとしてこれを活用したいので、このことも含めた高峠の全体的な事業計画でとらえたいというふうに聞いておまして、実際、ここを使うような手だてはまだ講じておりません。

また、最終処分場を利用いたしますには、最終処分場を閉鎖する必要がございますので、そのためのガスの発生状況や水質の追跡調査、モニタリング調査などをする必要がございます。その期間は2年以上を要するという事になっ

ているようでございまして、このことも事業者のほうには伝えてございます。

次に、ジャパンファームさんとのことでございますが、ジャパンファームさんとはこれまで7回ほど協議を行っており、これは簡単な打ち合わせから、各部門の代表者を含めた説明会までの協議でございますけれども、そのうちの1回は、市長とジャパンファームの社長と会っていただいて、事業概要の説明をいたしたところでございます。

ジャパンファームさんとの協議については、細かいことはありますが、大きく2点、協議事項がございます。1点目は井戸の水の関係でございます。井戸の水は、ジャパンファームさんが鶏を生産されるときに使われるその水の量に、メガソーラーで使う部分が支障にならないかという点でございまして、このことにつきましては、調査いたしまして、一定量の水を確保できるということを確認いたしましたので、報告いたしております。で、もう1点は、これが一番大事な点でございますけれども、防疫体制のことでございます。このことにつきましては、まだ実際の協議に入っておりませんが、市、また事業者を入れて、三者で協議をしていくということで話をさせていただいているところでございます。

それと、売電価格でございますが、売電価格につきましては、つい最近の報道で、第三者委員会の委員が決定したという新聞報道がございました。その中で、第1回目が近々行われるということでございますが、その中で、この価格決定をするまでには2カ月ほどの議論が必要だというふうなことを言われておるようでございますので、そのくらいの期間を要するのではないかと考えております。

それと、本市の事業の役割でございますけれども、本市は、この事業に当たりまして、土地の提供と情報の提供をするということを役割と

いたしております、事業自体の実施は、実施企業のほうでやるということの事業役割になっております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 3回目に入らせていただきます。

御丁寧な答弁をいただきました。また、本市の役割について、土地の提供と情報の提供のみと、あとはすべてザイスジャパンさんの子会社ですか、この分でやっていくということで、その部分については安心いたしました。

ただし、土地使用料の部分ですね、全員協議会の部分で、池山議員ですかね、聞かれたところ、100万円ほどという部分も聞きましたですね。そうしますと、これは6ヘクタールを想定した価格なのか、10ヘクタールを想定した土地使用料ですね、賃借料なのか、ちょっとわかりませんが、ちょっと余りにも安過ぎるんじゃないかという部分も考えておりますし、本市のメリットを大きく確保するためにも、まず、土地の使用料の適正価格いっぱいをとっていただきたいと、そう思います。また、固定資産税についてどのようにするのか、撤去費用についても、先ほどの答弁であれば、ザイスジャパンさんのほうがとるということでしょうけれども、本市の一般財源について影響がないように、きちっとネゴシエートしていただきまして、大事な部分でございますので、尾脇市長、私も応援をしておりますので、頑張ってくださいと思います。

続きまして、農業予算について、入らせていただきます。

市長枠で農業用水源確保対策事業、この部分、予算計上していただきました。この部分については、私も2～3回取り上げさせていただきましたし、篠原議員からも、すつとかせんとかと、厳しい部分が出たことを覚えております。こういう形で出していただいて大変感謝いたしてお

ります。

ただ、市長、私思う部分が1点、予算計上していただいたんですけども、やはり土地の部分ですね、連担的な条件下で効率的な生産ができるように土地をまとめる必要があると思うんですね。そうしますと、この施策、どこがどのような形で行っているかといいますと、現在では農林課の農政係の部分もやっておりますし、農業委員会の部分でも取り扱っている部署でございます。

ただし、例えば、営農形態による農地のすみ分けですね、この地帯は園芸地帯だと、この部分は露地野菜、この部分は牧草地帯だと、そういうようなすみ分けができてないと、また、農地の交換分合による集積、この部分がないと、市長がせっかくいい事業を導入されたとしても、なかなか進まないんじゃないかと思っております。また、国の事業をもとにしました、今期、また本市におきましても国の事業をもとにしました新規就農総合支援事業、また戸別所得補償経営安定推進事業ですね、こういう部分が農地集積とかいろいろございますし、このようなやっぱりシステムをきちっとつくっていかないと、農地を集める、集積する部分が大事だと思うんですね。

時間がないので1点だけお伺いしますけれども、農業委員会は御承知のとおり、市長部局ではございません。独立した農地行政機関でございますけれども、農林課農政係と農業委員会と重なっている仕事があるわけですね。だから、この部分をやっぱり1つにしまして、より農地を集積して、今度の新規事業も、こういった国の事業に基づいた部分もやる必要があると思うんですけども、農業委員会の了承も必要なんですけれども、その組織再編といいますか、その考えはないのか、農地を集積する連担化の部分の対策をどう考えておられるのか、市長にお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の組織再編についての御質問にお答えをいたします。

農林課と農業委員会事務局との統合につきましては、庶務の一元化、事務の一体的推進に加え、水産課や商工観光課との同一フロアの見直しなどについて、以前、行政事務改善委員会で検討がなされましたが、法改正により、農業委員会の事務量がふえたことなどにより、農林課との事務兼任については、今後改めて担当課の意見を聞きながら検討していくという結論に至っております。

今後の組織再編につきましては、現在、行政改革に伴う人員削減や県からの権限移譲等により仕事量が増加してきている状況を踏まえ、統合した場合のメリット、デメリットをしっかりと見定めて、農林課と農業委員会事務局との統合のみでなく、全体を通じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 農業委員会ともうまく協議していただきまして、とにかく農地を1カ所に集積することが、やはりこれが経営の効率化につながりますから、また市長がせっかく立ち上げていただいた事業ですから、この部分をしっかりとらまえていただいて、協議していただきたいと思っております。

済みません、1点だけ忘れていたんですが、受委託組織ですね、今、新城、水之上で進んでおります。県のソフト事業を使って、話し合いの部分が進められておまして、実際、新城においては田植え部会ということで、これは県単のむらづくり事業の時代から続いております。これをやっぱり拡充していく必要があると思うわけですが、ただ、県のほうもソフト事業はあるわけですが、なかなかハード事業がないということで、国はほとんどない状態だと、私は認識しております。ただ、県単事業で1点だけ、ハード事業として、県農業農村活

性化推進施設等整備事業という部分がございます。この部分が3分の1の補助ということで、3分の2の補助残があるわけですね。

そうしますと、例えば水田、水稻を考えると、46型のコンバインで700万円から800万円ぐらいします。そうすると、乾燥機もやっぱり3台ぐらいそろえなきゃいけないと、それで400万円、これでもう1,200万円ですね。そうすると、倉庫も土地も確保しなきゃいけないといえますと、3,000万円以上のやっぱりお金がかかりますよね。国の事業もない、県単事業も1つしかないという段階で、もし、新城、水之上がこの部分の地域の話し合いがうまくいまして、受委託組織を地域でつくるよといった場合、さっき申しました県単事業の部分に上乗せしまして、市が単独事業を組んで上乗せするか、そういう考えがないのか、市長に1点だけお伺いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 今の御質問にお答えいたします。

農作業受委託組織への市単独補助の考えはないかということについての御質問ですけれども、組織活動に関するソフト面の補助につきましては、現在、本市におきましては、各種生産組織の活動に対する補助は行っていないことから、農作業受委託組織への市単独補助事業については考えておりません。組織活動などのソフト面の補助につきましては、国、県の補助事業がありましたら、活用してまいりたいと考えております。また、機械などの購入などハード面につきましては、多額な経費を要するため、できるだけ県の補助事業を活用していただき、市としましても、上乗せ助成につきまして検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 ひとつよろしく検討していただきまして、前向きに進めていただければと思っております。

時間がございませんので、3番目の垂水、牛根両漁協に対する2億円の貸付金について、2回目の質問に入らせていただきます。

当然、私も、養殖業という部分につきまして、は本市の基幹産業であり、支援は必要だと考えております。また、水迫市長時代、グローバル・オーシャン・ワークス等誘致していただきまして、尾脇市長もブルー・ツーリズムを進めて、平成24年度予算でも、遊漁船登録時の法定備品購入の補助とか、そういう部分で一生懸命やっておられますし、また、施政方針でも魚食の普及、六次産業化、また、フェイスブックを活用した有利販売等、取り組んでいくと申されております。これを私、評価するとともに、施政方針にもありましたとおり、こうだからできないではなく、どうすればできるのか、まさしく実践されているということで、頑張ってくださいと思います。

しかしながら、養殖業を見てみますと、私、畜産業と似ているなどと思う部分があるんですけども、稚魚を導入して18カ月から20カ月でお金になると。長期の部分でやはりランニングコスト、運営費がかかるわけですね。そうしますと、18カ月から20カ月かかるわけですけども、導入したと、また、そうしますと、出荷時の魚価の低迷、またえさの高騰ですね、また赤潮とか台風とか自然災害ありますから、計画外の事情で一気に魚価、漁協の経営が逼迫する危険性も私はあると考えております。

水産課長は、両漁協の部分も経営状態はいいから、問題はないと信じておりますということですけども、不慮の事態という部分は、いつ何どき起こるかわからんわけですよ。水産課長、水産課長の仕事は、漁業振興とともに貸付金の回収、この部分も私は大事な部分と思うんですよ。2億円ですね。当初予算が90億円も満たない本市で2億円、これが欠損になったら大変なことだと私は思っているから、こういう形で質

問させていただいているわけですけども、法的に、私の知っている範囲では、租税公課の部分については、これについては優先的に、もし倒産された場合、回収できるという部分は私はわかっておりますけれども、この貸付金はその部分の公課に当たるのか、この部分を総務課長でも結構ですので、水産課長でも結構です。またちょっと教えてください。

また、水産振興資金貸付契約書9条でということの話があったわけですね、水産課長からですね。この部分で担保しているということなんですけれども、また一方、このもととなっております垂水市水産振興資金貸付規則の部分ですね、この部分の7条の部分で、市長は漁協が次の号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、既に貸し付けた資金の一部または全部の返還を命ずることができるという部分でうたっているわけですね。その中身につきまして言いますと、規則及び契約に違反したとき、資金を長期間使用しないとき、その他不当な行為と認めるときという部分しかうたっていないわけですね。

そうしますと、類似の部分で、JAこうやま農協、この部分が破綻したとき、JA鹿児島もつきが引き受けた、包括継承したわけですけども、そのときは、経済連ないし全農、この部分が一応の資金を出してという部分で救済した経緯がございます。そうなった場合、まず、一般債権者に、もし漁協が倒産した場合、一般債権者に先んじた貸付金の回収、保全の対策が私は必要だと思っているわけですね。また、県漁連ですね、また全漁連の与信ですね、債務保証も私は必要だと思っておるんですけども、この点について、市長ちょっと、水産課長でも結構ですので、一言いただきたいと思います。

○水産課長（岩元悦郎） 感王寺議員の質問にお答えいたします。

まず、不測の事態の担保はあるか、焦げつきのおそれはないか、公金である、上部団体との

協議は、県漁連、県信連、いろいろありましたが、振興資金の第7条でもうたっていますように、契約に違反したとき、資金を長期間使用しないとき、その他不当な行為を認めたときとありますけれども、今のところ、規則に違反するような資金の使い方はしておりません。垂水市漁協でいえば、1億円の借入れ資金といたら、3月から6月にかけてカンパチの稚魚購入資金に、大体1匹……（「その問題じゃないですよ。資金回収とその問題を私は聞いている」と呼ぶ者あり）

もし返済できない場合は、理事9人による連帯保証人の財産を処分し、返済に見立てるとまではなっておりますけれども、それからは文書化していないのが事実でございます。しかしながら、JF鹿児島・漁協・組合長・筆頭理事・筆頭職員ですか、それと上部団体の県漁連・県信連・垂水市・農林中央金庫鹿児島がメンバーとなり、養殖業者経営管理委員会及び漁協経営改善検討委員会を年3回開催しております、経営状況を監視しております。また、それとは別に、両漁協には年間資金繰り計画、月別資金繰りの実績を求めており、組合の経営状況の把握に努めるとともに、危険性を事前に察知できるようにしております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥）今、担当課長が答えたような状況でございますので、それを答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○感王寺耕造議員 ちょっとお答えを全然いただいているんですけれども、次の問題もありますから、1点だけ、実際、一部上場の会社でもどんどんどん倒れているのが現状なんです。また、類似団体でも、JA鹿児島きもつき（こうやま）だけでなく、私の記憶では、15年前か、そのぐらいですかね、鹿児島の農協も倒れてしまいました。そういう部分があるわけですね。

だから、法的な部分の認識も含めて、万が一ですよ、そういうことがあっちゃいけないんですけれども、いけないんですけれども、もし漁協が倒れた場合、どうやってこの貸付金を回収していくのかという私は問題を指摘しているわけですよ。法的な根拠の分も含めて、租税公課の公課に当たるのか、一般債権者より先に回収できるのかという問題ですね。この部分については、また後日ちょっと教えていただきたいと思っておりますので、大きな額でございますので、水産業は大事だと思いますけど、この分だけはお願いたしておきたいと思っております。

続きまして、時間がありませんけれども、もう駆け足で答弁は求めずにやってまいりたいと思っております。

ごめんなさい、1点だけ、垂水高校振興対策について伺います。

現在のところ、検定試験の部分でお金を出されているということで、高校生のモチベーションを上げる上では、私、結構なことだと思うんですけれども、ただ、やっぱり学区外から来られている方もいらっしゃるわけですね。この部分にも出すということで、同じ生活レベルの方々でも、やはりよその鹿屋とか鹿児島とか、また私立の部分でやっていらっしゃる方もいるんですね。そうしますと、検定料、垂水市外の方にも垂高にいれば払って、この分補助して、あと、垂水市民であるのに垂高に行かない人は払わないとなれば、今度は公平性の問題も出てくると思うんですが、その点についてだけ、1点だけお願いいたしたいと思っております。

○教育総務課長（今井文弘）感王寺議員の御質問にお答えいたします。

検定試験の補助とか、先ほど申し上げましたが、補助をしていくこととしておりますけれども、その点につきまして、市外からの入学者もいるんじゃないかというところで、公平性とかいう面で御質問がございましたが、確かに言わ

れるのは私も理解をいたしますが、ただ、今は垂水高校をどうして存続させていくかということが大事でございますので、ここは不公平感というのもございますけれども、ここはやはり皆さんにこの垂水高校をいかにしてPRしていくか、また、ここが魅力ある学校になるための行政側の支援として少しでも手助けをしていかなきゃならないんじゃないかというのが、一番重要じゃないかというふうに考えております。

○感王寺耕造議員 垂高についてはもっと具体的にお聞きしたかったところであったわけですが、また次回にお願いしたいと思います。

特定健康診査ですね、特定保健指導ということで、今、市民課長のほうから答弁をいただきました。

全国平均、県平均よりもはるかにいい部分で頑張っておられるわけですがけれども、全国、県と比べていいわけですがけれども、見直しも国のほうもあるような話もちょっとお聞きしております。

ただ、やっぱり加算の部分を勝ち取っていくためには、やっぱり確実なものにしなきゃいけないという部分もございますし、市長、この部分は、市民課の皆様には頑張っていたいでいるんですけれども、より以上に受診率が多くなりますように、また、それに伴って確実に加算の部分を獲得していくという意味でも、市民課だけに任せるんじゃないなくて、全職員に号令をかけて、親戚の人・友人・知人、またそういう形で輪を広げていただいとっておりますので、よろしく指示のほどお願いいたします。

平成24年度も垂水市が平穏でございますように、また、尾脇市長2期目の大事な挑戦の年でもございます。いろんな事業を出していただいて、私たちも協力できる部分は協力してまいりたいと思いますので、頑張ってくださいと思います。

時間がございませんので、これで私の質問を

終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時40分から再開いたします。

午後2時30分休憩

午後2時40分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質疑及び質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 昨年の桜島の爆発回数は観測史上最多の996回となり、多くの灰が冬場には北西の風に乗って、垂水に降ってきます。今年も噴火活動は活発に続いていて、1月は月間最多を更新する172回が観測され、54日間連続の爆発も記録されております。噴煙の約7割は、南東に位置する垂水方面に流れて灰を降らせているという新聞報道であり、垂水市の農作物の被害は甚大なものがあります。今後も活発な活動がしばらくは続くと思われております。

千年に一度と言われる東日本大震災発生から1年になろうといたしております。一瞬にして多くの生命、財産が奪われました。また、福島原発事故の影響もあり、復旧・復興はおくられて、いまだに生まれた土地に帰れない人たちが多くいらっしゃいます。市長は施政方針の中で、危機管理体制の整備・強化を図りたいとされております。安心・安全なまちづくりのための危機管理体制の確立は社会的にも大きく求められております。具体的な内容と状況について、お知らせください。

桜島降灰対策事業と低温被害について。依然として活発な活動を続けている桜島であります。市民生活にも大きな被害を与えており、特に垂水の農作物への被害は大きなものがあります。

これまで、降灰対策事業としていろいろな面で対策をとってこられました。ここ近年にない爆発回数であり、こういった面での被害があったのか、また、その対策はどうだったのか、お知らせください。

今年度の降灰対策事業についてもお知らせください。

また、2月3日、今期一番の寒気と放射冷却のため、鹿児島県本土は全18観測点で氷点下を記録し、垂水市も特産のビワ、キヌサヤ等に大きな被害がありました。被害の状況をお知らせください。

農林行政について。防災営農対策を初め、多くの事業が予算化されております。新規事業も4事業が予算計上されているようです。その内容をお知らせください。

防災営農対策も4,394万円計上されております。23年度（後刻、91ページの発言により訂正済み）実績と今年度の事業内容もお知らせください。

水産行政について。長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、えさの高騰や長引く不況の影響により、消費の落ち込み等もあり、依然として厳しい経営環境が続いております。一次産業の柱であります水産業振興が大事であることは言うまでもありません。今年度、こういった水産行政を予定されているのか、お知らせください。

新庁舎建設検討について。私が議員となって初めて、新庁舎建設について、公文で触れられました。新庁舎は、桜島災害対策本部が設置されるなど安心・安全の拠点となる施設であり、老朽化が著しいことから、当面、耐震補強を行うとともに、今後、市有施設設置準備基金の積み立てにより財源確保に努めながら、新庁舎建設も進めていくということが施政方針で示されました。その検討内容等をお示しください。

市道の整備について。産業及び市民生活を支える社会基盤となる道路は、引き続き事業を進

め、その他の市道や集落道においても、要望や危険性などを踏まえ、緊急性の高いものから整備を推進するということでもあります。今年度の事業予定箇所をお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（山口親志）川畑議員の質問にお答えいたします。

危機管理体制の確立については、東日本大震災による大きな災害を受け、日本国内の重要な課題であり、当然ながら、垂水市でも早急な対策をとらなければならないと思っておりますが、現状では、ハード、ソフト面の整備においては、国、県の力をかりなければ十分な対策をとることができないし、また、自然が相手でありますことから、対策も厳しいものがあります。しかしながら、本市の当面の市民の安心・安全のための対策としまして考えておりますのが、やはり大雨、台風等の対策であると思っております。平成19年度から危機管理監を設置し、情報収集に努め、その情報において早目の避難等の対策を行い、犠牲者ゼロを目指し、各災害対策部の充実を図り、体制の整備を行ってまいります。

具体的な内容としましては、やはり避難所において、まず、自主・勧告・指示に基づき、避難の態勢をとっていき、あわせまして、まだまだ満足する施設ではありませんが、職員を配置し、引き続き体制を整えていきます。

それ以外に、東日本大震災で起きました重要な災害がありますが、国、県の防災計画等の情報、見解等の整理を行い、住民に確かな情報を発信していきたいと思っております。平成23年度の予算で作成しております本城川、桜島、標高のマップについては3月中に策定し、4月に関係のある世帯に配布し、各自が置かれている状況の確認をしていただき、防災の意識を持っていただきたいと思っております。配布後は、住民からの問い合わせが相当あると思っております。自助・共助・公助の説明をし、また、あわせま

して、住民の方々から情報もいただきたいと思っております。防災マップ作成がスタートだと思っております。

5月25日、26日は鹿児島県総合防災訓練を垂水市で、昭和63年に実施して以来、今回、垂水中央運動公園をメインに実施していただきますが、津波・桜島爆発・地震・大雨等を想定し、関係機関・地元消防団・住民の協力をいただき、防災意識の高いこの時期に開催いたしますが、訓練内容については現在各機関と調整中でありまして、決定をまだ見ておりません。地元住民の参加を呼びかけて、充実した訓練にしたいと思っております。

以上であります。

○土木課長（深港 渉） 桜島降灰対策に御質問に、まず、土木課所管についてお答えいたします。

被害につきましては、補助事業として行っております降灰の路面清掃及び宅地内の除去事業における23年中の事業費ということでお答えをいたします。

国土交通省水管理・国土保全局所管の道路及び歩道清掃事業費が1,648万4,000円に対前年比854万2,000円の増、それから都市局所管の宅地内降灰除去事業費が2,264万7,000円に対前年比284万6,000円の増と、爆発回数に比例したように、いずれも事業量がふえているところでございます。

対策としましては、先ほどの事業費増に見られますとおり、路面につきましては、請負業者への作業指示回数頻度の増、宅地につきましては、要望による集積場所の増を図っているとともに、危険防止の観点などから、収集指定日以外の緊急的収集の指示を行ったりしているところでございます。

次に、24年度における降灰対策としまして、市長公約でもあります路面清掃車の増強ということで、本市の道路事情に最も即している4ト

ン車ベースの車両を1台購入することとしております。

また、桜島降灰防除地域として指定を受けております4市による桜島火山活動対策協議会におきましては、毎年国等へ要望活動を行っておりところでございますけれども、24年度には、新規の要望事項としまして、宅地内降灰除去における高齢者や身障者など、弱者負担軽減対策に係る事項を付記していただくよう、現在、事務調整中でございます。そのほか、直営によります公共的施設でありますとか、集落道における降灰除去の継続や、降灰状況や地域ごとの実情に即した、よりきめ細かな作業を推進していると考えておるところでございます。

以上です。

○農林課長（森下利行） 農業関係の降灰対策についての御質問にお答えいたします。

桜島降灰による平成23年の農作物の被害額がありますが、県へ報告しました被害額は7億2,250万円で、前年度比8.5%の減少になっております。これの要因としましては、平成23年の爆発回数は996回で、確かに過去最多でありましたが、降灰量につきましては、前年度と比較して12.6%の減少したことにあります。しかしながら、被害額が前年度より減少したとはいえ、本市の重点作物であるサヤインゲン、キヌサヤエンドウ等の農作物に対する被害は甚大であることに変わりはないところであります。

次に、農業面における降灰対策としましては、防災営農対策事業による土壌等矯正事業のほか、ビニールハウスやトンネルハウスなどの被覆施設等の導入の推進を図っているところであります。

また、桜島の火山活動は依然として活発で、今後も続くことが予想されることから、激甚地域であります鹿児島市・霧島市・鹿屋市・垂水市の4市で構成してあります桜島火山対策協議会を通じまして、防災営農対策事業が円滑に実

施できるよう、予算枠の確保や年齢制限などの事業採択要件の緩和等について、国及び県へ要望しているところであります。

続きまして、平成24年2月3日の寒害と霜害についてであります。2月2日夜半から3日の明け方まで、気温が氷点下を下回った状態が続き、また風がなかったことから、低温と霜における被害がキヌサヤエンドウやミエンドウ・ソラマメ・ビワ等に発生しております。被害の様相につきましては、キヌサヤエンドウ・ミエンドウ・ソラマメにつきましては、低温と霜によって葉やさや等が焼けた状態になっており、また、露地ビワにつきましては、現段階でははっきりわかりませんが、栽培面積の半分以上が低温により種子が黒ずんでいると予想され、実が大きくなっても奇形等で商品価値がないと思われまます。

このような状況を踏まえ、市・県・農協等と協議した結果、被害額としましては全体で約5,730万円と推計しております。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 水産関係の降灰対策について、お答えいたします。

水産関係におきましても、昨年からことしにかけて、桜島の降灰については心を悩ませているところでございます。特に、両漁協では漁協施設用地も広いことから、灰が降ったり、場内にたまった灰が風で舞い上がり、漁港内はもちろんのこと、漁港に隣接した住家へも影響を及ぼしております。

どういった対策をしてきたかという質問でございますが、ブリ、カンパチの水揚げ漁港であります県管理の海潟漁協と牛根麓漁協は、出荷時に降灰に対する影響を一番受けていますので、市土木課の環境整備班にもお願いし、去年12月に漁協職員も一緒に降灰除去を実施したところでございます。また、県のほうへもお願いし、路面や側溝清掃をお願いし、1月から2月にか

けて実施しているところでございます。

また、今後の対策についてでございますが、漁港内の降灰除去は補助制度がないため、財源確保という観点から、4市で構成する桜島火山活動対策協議会へ、補助制度の構築をしていただけるよう垂水市として要望をしているところでございます。

なお、その他桜島関連として、軽石除去事業を毎年両漁協へ委託し、実施しており、その効果もあるため、今後の事業の継続及び必要な予算額の確保と、海上における漂流軽石の効果的な回収対策の検討を要望しているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘） それでは、学校関係の降灰対策事業について、お答えいたします。

平成23年度につきましては、御存じのとおり、学校関係は空調設備の設置の工事関係を進めてまいりました。この事業につきましては、22年度から24年度実施ということでございます。御存じのとおり、24年度分を23年度に前倒しで実施するというところで進めてきているところでございます。

それと、これまでは校庭に降り積もった降灰についての、これが吹き上がらない、巻き上がらないようにということでの防塵剤、そういうものの購入をして各学校へ配布してきていたという対策は講じてきているところでございます。

それから、新年度の対策事業でございますが、これまで、職員やP T A等の奉仕作業でできておりましたが、松ヶ崎小、協和小、桜島の降灰の堆積量の非常に多いこの2つの学校につきまして、人力では非常に困難だというふうな状況でございます。平成24年度は機械により事業実施をするということで予定をしているところでございます。

以上です。

○農林課長（森下利行） 農林課所管にかかわります新規事業の内容についての御質問にお答えいたします。

新規就農総合支援事業と戸別所得補償経営安定推進事業は、国が示した、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針、行動計画に基づく新規事業であります。

まず、新規就農総合支援事業の内容ですが、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修時間の準備型と、経営が不安定な就農直後の所得を確保するための経営開始型の2つに分かれて給付金が支給されるものであります。準備型につきましては、県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関・先進農家・先進農業法人で研修を受けた場合で、原則として45歳未満で就農する者に対し、最長2年間、研修期間中について、年間150万円が県から支給されます。経営開始型につきましては、市が作成します地域農業マスタープランに位置づけられているもので、原則45歳未満の独立自営就農者について、最長5年間、市から年間150万円を支給するものであり、対象者は平成20年度以降就農された方々となっております。ただし、市等が適切な就農をしていないと判断した場合は支給を打ち切り、また、前年度の所得が250万円以上ある場合は支給しないこととなっております。

続きまして、戸別所得補償経営安定推進事業の内容ですが、農業の競争力、体力強化を図るため、意欲ある関係者を含め、集落あるいは地域ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むよう、これに協力する者に対し、農地集積協力金として支援が行われます。この事業の実施に当たりましては、市において、地域ごとの地域農業マスタープランの作成が必要であります。

次に、農業用水源確保対策事業でございます

が、この事業の内容につきましては、先ほどの感王寺議員の質問で答弁させていただきましたので、割愛させていただきます。

最後に、中山間地域総合整備事業でございますが、農業生産基盤の整備や生活環境基盤を県営事業として平成24年度から平成28年度の5年間で実施するものであります。

事業の主なものは、農業生産基盤整備として、農業用排水施設整備が5路線、パイプラインが約3,600メートル、取水堰が17カ所、農道整備が14路線、圃場整備が1団地となっております。また、農業生活環境基盤整備としましては、集落道整備が9路線、集落排水施設整備が3路線で、集落防災安全施設整備として、防火水槽が8基となっております。総事業費は10億3,900万円で、補助率は国が55%、県が30%で、市の負担率は15%となっております。

続きまして、防災営農対策事業についての御質問にお答えいたします。

平成23年度の実施事業でございますが、降灰による農地の酸性化や土壌の団粒化を軽減するための土壌等矯正事業につきましては、受益戸数が78戸、受益面積が約45ヘクタールで、事業量としましては、苦土石灰が約16.6トン、バーク堆肥が約68トンで、事業費は206万2,000円となっております。

ビニールハウス等の野菜被覆施設につきましては、従来の大型ビニールハウスが3組合で、受益戸数が13戸、受益面積が9,932平米で、事業費が1億502万1,000円となっております。

また、平成22年度より任意組合での導入が可能となりましたトンネルハウスが2組合で、受益戸数が6戸、受益面積が5,108平米で、事業費は690万9,000円で、野菜被覆施設の総事業としましては、1億1,193万円となっております。

果樹につきましては、「不知火」などの被覆施設が1組合で、受益戸数が3戸、受益面積が4,261平米で、事業費は3,985万8,000円となっております。

おります。

続きまして、平成24年度の事業予定でございますが、土壌等矯正事業につきましては、受益戸数が100戸、受益面積が50ヘクタール、事業費が342万5,000円、野菜被覆施設につきましては、トンネルハウスが6組合の受益戸数が31戸、受益面積が約2.4ヘクタール、事業費が2,531万7,000円を見込んでおります。

また、飼料作物確保事業として、トラクターやカッティングロールベラーやラッピングマシンなどの収穫調整機械の導入が1組合で、受益戸数が4戸、受益面積が12.7ヘクタールで、事業費としましては、1,479万6,000円を見込んでおります。

平成24年度は、ただいま申しましたとおり、土壌等矯正事業、野菜安定対策事業、飼料作物確保対策事業の導入を計画し、防災営農対策事業の全体の予算としまして、4,353万8,000円を予算計上させていただいております。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 川畑議員の質問にお答えいたします。

水産業は、農業と並びます垂水市の基幹産業でございます。長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、えさの高騰、長引く不況による消費の落ち込みにより、両漁協とも依然として厳しい状況になっております。そのような中で、人件費の抑制はもとより、中国産冷凍餌料を仕入れたり、生産原価の削減等により、漁業経営安定化のためコスト削減に鋭意努力しているところでございます。

そこで、平成24年度の水産業関係の主な取り組みについて、お知らせいたします。

まず、水産振興関係では、水産物の販路拡大や消費拡大を図るために、関西等で開催される水産物商談会でのPR・販売活動や、イオン九州福岡店で開催される鹿児島うまいものフェア物産展での販売促進活動を行い、両漁協のカン

パチ、ブリなどの販売促進の支援をまいります。

次に、体験型教育旅行を推進するため、新たに遊漁船登録を行う方に対する法定備品購入の補助を新設するとともに、リーフレットを作成し、漁協と連携して、修学旅行生の誘致活動に努めてまいります。加えて、水産物のPRや魚食普及にもつなげてまいります。

次に、つくり育てる漁業の一環として、23年度に引き続き、藻場礁の設置に努め、豊かな海づくりパイロット事業により、ヒラメ・マダイ・カサゴを牛根及び垂水市漁協管内にそれぞれ放流しまして、漁船漁業の振興も図ってまいります。

次に、養殖漁業を取り巻く環境は依然として厳しいことから、両漁協とも資金繰りに苦慮しており、漁協経営の安定と養殖漁業振興策のために、資金貸し付けも継続したいと考えております。

次に、中小漁業者が漁業経営に必要な資金を金融機関から融資を受けやすくするために、昨年度に引き続き、24年度も鹿児島県漁業信用基金協会への出資を行います。

次に、漁港建設費でございますが、県管理漁港の海潟漁港につきましては、23年度に引き続き、道路や防波堤の整備を実施し、牛根麓漁協におきましては、いよいよ浮き防波堤の工事に着手いたします。

次に、漁場の環境をよくするために、23年度に引き続き、桜島から流れ出す軽石等の除去作業を実施し、また、垂水市沿岸に存する藻場及び干潟の維持回復に努めてまいります。

以上で、水産関係の主な事業についての説明を終わります。

○財政課長（北迫睦男） 新庁舎建設検討についての御質問にお答えします。

実は、2月1日付で庁舎建設等庁内検討委員会設置要綱を手交し、先般、第1回の会議を行

ったところでございます。

検討委員会の設置目的は、庁舎等の老朽化に対応した施設の改修、増改築または新庁舎の建設に関し、必要な事項を調査及び検討するため設置したものでございます。所掌事項といたしまして、庁舎建設等により、市民サービス機能の充実及び事務効率の向上を図るため、庁舎建設等の基本構想策定に関すること、庁舎建設等の事業化の立案に関すること、庁舎等の有効活用及び市民の利便性の確保・向上、その他庁舎建設等に関することとしております。

第1回の会議におきましては、庁内検討委員会設置要綱と市有施設整備基金の条例案についての報告と、その他、今後検討の必要となってくる参考資料等について説明を行い、情報共有と共通認識を図ったところでございます。

今後は、この検討委員会を中心に協議してまいりますので、役割が非常に重要になってくると思っております。

これまで、本市の財政状況等からなかなか踏み出せなかった新庁舎建設計画への糸口と考えておりますので、議会の皆様の御理解、御協力を賜りたいと考えております。

○土木課長（深港 渉） 最後6点目の24年度におけます市道等の整備計画について、お答えいたします。

予算的に改良事業と維持的事业に分け、計上しておりますので、事業項目ごとにお答えいたします。

まず、改良事業としましては、継続的に推進しております内ノ野線と元垂水原田線の2路線を施行することとしております。内ノ野線につきましては、追神川にかかる第2追神橋下部工の施工、元垂水原田線につきましては、今年度末までで県道から野久妻地区までが完了しますことから、新たに2期地区としまして、元垂水国道交差点から市木方面へ約400メートルの施工を計画しております。

なお、両路線とも、基本的構造は年次的な施工延長を延ばし、早期の完成を図る目的や、通行量等を考慮し、1.5車線的で歩道なしとし、総体的には地域の振興会長でありますとか、建設推進委員会等の承諾をいただいているところでございます。

維持工事的事業につきましては、年次的に継続して実施しております大野地区の田地明垂桜線及び牛根地区の高野2号線、岳野4号線の舗装工の主体工事、海潟地区の小浜大浜線の側溝改修、新城地区横間田平線の舗装工、新規事業としましては、政策調整枠として市長プレゼンへ計上しました新しい垂水づくり事業の中で、協和小学校周辺の和田飛岡線改修、中央地区敷根町の小川菓子店から南へ入る敷根町中洲線の側溝改修、中市木集落道の舗装工、瀬戸山線のトンネルから馬込地区への急勾配区間におけますスピード抑制のための路面標示等を計画しております。

その他、ポイント的な整備としましては、振興会要望等に係る危険度の高い箇所を整備を図ってまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 それでは、一括方式でお願いいたします。

順を追って、2回目に入りたいと思います。

まず、危機管理体制についてであります。

今、総務課長のほうから丁寧に説明がございましたけれども、この件については、先日の総務文教委員会でも一部議論をされたような気がいたします。

この危機管理体制の分ですけれども、昨年の大震災から大いに注目される、私は体制の整備が必要ではないかと思っております。今、説明がありましたように、垂水の場合は、大雨、台風の対策が今のところは主でありますけれども、想定外のことが起こるといようなことで、津波対策も大事ではないかとい

うふうに思っているところです。

管理監も今度、かわられました。前の管理監がやめられる前に、標高板の設置とか、標高の表示についていろいろ言われまして、私が最後のお土産としてこれをどうにかいたしますというようなお話を聞いたわけですがけれども、先ほどの総務委員会でもこれは説明は受けたわけですがけれども、この標高板の設置や電柱等の標高表示について、再度御説明をお願いしたいと思っております。

次に、桜島降灰対策事業であります。降灰は割と少なかったというような、全体的に情報がありましたけれども、爆発回数は相当なものだったということです。この降灰におきましても、地域によって大分違うと思っております。先ほどの土木課長の説明の中で、昨年よりも降灰の、宅地内とかそういった面の降灰の量は相当多くなっているというお話をしました。そういった中で、地域によっては水路内にまた灰が集中したり、またこれからそういった面も大事に砂をとっていかなければ、私はならないかと思っております。

ロードスイーパーがいろんな、ことしは何回も出動していただきまして、私は海潟地区なんですけれども、集落道や歩道とか、いろんな面で活躍してもらったわけですがけれども、ただ、集落道でも、まだロードスイーパーが入る中で、事業の関係で灰をとっていないと、ロードスイーパーが中に入ってとっていないというところが多数、私はあったんじゃないかと思っております。そういった関係の集落からも、そういった面も、なぜとってくれないのかなというお話を聞いたりました。

今後、今からはちょっと降灰量も少なくなるわけですがけれども、今後の対策といたしまして、そういった面の集落道でとれなかった分の状況を、今後、全体的に見直して、降灰の多い地域にはそういうロードスイーパーを入れていただ

きたいと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

それと、水路内の降灰の除去ですね。それと護岸の除去とか、国道の側溝の砂の、灰の除去とか、そういった面の対策はどうされていくのか、そこら辺をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

農林については、一応説明をお受けいたしました。これは、降灰対策については、この後の防災営農対策について、また質問していきたいと思っております。

水産のほうの被害ですけれども、特に降灰の多い海潟漁協の周辺は、広場が大変広いもんですから、北の風が吹けばもう灰が舞い上がって、もう本当に付近の住民に大きな被害を与えている状況です。里道とか道路よりも、漁協の近くの広場が物すごい被害を受けているわけがございます。こういった面も、今後、独自の事業でも資金を出していただいて、早目にこういう面も対応して、私は、いかなければならないのかなと思うんですがけれども、今後、県の降灰事業の対策事業でお願いはしていくということですがけれども、ぜひこれも早目に市単独でもこういう事業を私は取り入れていってもらいたいなと思っておりますので、今後、これについては要望していきたいと思っております。

降灰対策については、いろいろな事業を各課でもされていると思っております。教育委員会も今、説明があったとおり、今年度は松ヶ崎小と協和小にまた独自の降灰の除去をするということで、子供に支障がないように、ひとつ教育委員会などでも取り組んでいただきたいということをお願いしていきたいと思っております。

次に、農林行政にしていきたいと思っております。

先ほどの私の質問の中で、私が22年度と言ったような気がいたしますね。防災営農対策事業の中で、22年度の実績と言ったような気がしますが、これは23年度実績と思っておりますので、変

更をお願いいたしたいと思います。(85ページで訂正済み)

新規事業で上げていったわけですが、大変いい事業が国のほうで持っていていただきまして、農業をする人たちにはありがたいなと思っています。民主党になってから大変お金回りがよくて、本当によくばらまいてくれるなということで、感心したりしているところです。特に、この垂水市などは一次産業の盛んなところで、農業に対しては大変ありがたいと思っています。

今、農林課長から説明がございました新規就農総合支援事業、これも準備型と経営開始型ということがありまして、それによれば、1年に150万円の補助がもらえるということで、これは本当に農家にとっては大変ありがたいことだと私は思っています。今度の予算で、この事業で予算が組んでありますけれども、何人かは予定されていると私は思います。この事業の今年度の見込みをひとつお知らせいただきたいと思います。

それと、先ほど感王寺議員が質問いたしました農業用水源確保対策事業、これは市の単独だということで、大変いい事業ではないかと私は思っていますので、これも幅広く、いい結果ができるように、この事業を進めていってほしいと思います。

中山間地域総合整備事業、これが今後の、私は、垂水市の農業のために大変ありがたい事業だと思います。総額で平成24年から28年の5カ年で10億3,900万円というような事業費になるわけでありまして、この事業が実施されますと、各地区は大変ありがたいなと思います。パイプラインとか道路の整備とか圃場整備とかありますけれども、この事業の内訳について、もう少しちょっと説明をいただきたいと思います。

次に、防災営農対策事業については、説明が今年度の事業もありました。1つ、異常気象で

桜島の灰もですけれども、低温の被害もことはありまして、大きな被害を私はこうむったと思います。その中で、去年、おとしから取り組んでいるトンネルハウスのキヌサヤの分ですね、ことしはその分が場所によっては大変被害を受けなかったという状況もあるようです。できたら、やっぱりこういう面も積極的に取り入れていってもらうように、補助事業率も高いわけですから、こういう面も積極的に農林行政に生かしていただきたいなと思いますので、引き続き、防災営農対策事業については頑張りたいと要望していききたいと思います。

水産行政についてです。

これも農林と一緒に大きな、垂水市の一次産業の柱でもあります。水産課長が説明する中でいつも、長期にわたるブリ、カンパチの魚価低迷、えさの高騰やということが出てきます。私もこの言葉を使うわけですが、なかなかこれから逃れることがない言葉でありまして、できれば、ブリ、カンパチの魚価が上がってというような、こういう文句が出てくればありがたいがなと思うわけですが、今、両漁協も大変魚価が低迷して、大変苦しい状況であるということは、市長もですし、水産課長もよく知っていらっしゃる。さっきの感王寺議員の質問の中でもそういうことがありました。これは本当に心配しての感王寺議員の、私は質問事項であって、本当に何が起こるかわからないわけですから、そういった面ではしっかりとした対応をしていかなければならないと思っています。

そういった中で、先日も垂水市漁協のほうで市長のほうにいろんな面でお願いがあったということも、私もそれは後で聞いたわけですが、昨年も11月ですか、いろんな面で私も一緒に市長にもお願いに行ったりして、損失補償もお願いも行きましたけれども、なかなか難しいというような状況だったと思っています。

れども、また再度、今度お願いに来られたというのを聞きました。その内容ですかね、内容と市としての対応はどうであったのか、そこら辺を1つ、御説明を課長のほうにお願いしたいと思います。

次に、新庁舎建設検討についてであります。

大変、今度の施政方針を見て、私は、ああ、こういうことも本当に考えなければいけないなと、私は考えました。長いこの庁舎で本当に私も、古い庁舎で、今後どっかにかこの対応もしていかなければならないということも考えておりましたけれども、今回、施政方針でそういう方向で一応市長のほうで触れられたということは、大変私はいいいことだと思っております。

先日の総務委員会でも、それに関する市有施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例案も提案されまして、皆さんの賛同をいただいたわけですが、ここではいろんな面で事業を、基金をためてやっていくということですが、最終的にはこの基金が新庁舎建設に結びついていくというようなお話でもありました。今後、積み立てをたくさんして、いつかはこの新庁舎も移転するか、ここに建てかえるかという議論になってこなければならぬかと思っております。ですから、この条例案も委員会でも説明を受けたわけですが、この基金設置、管理及び処分に関する条例案について、その位置づけ、今後の状況というのを1つ、説明をしていただければと思います。

市道の整備については、土木課長から丁寧に説明していただきまして、振興会長さんからもお願いのある道路とか、いろんなやる場所もあるでしょうけれども、23年度内でやるとおっしゃった部分も、今の説明を聞きますと、24年度にやるというようなお話でありましたので、地域の方々は待っていらっしゃいますので、なるべく住民に目の行き届いた事業をしていただくように土木課長にお願いして、この点について

は終わりたいと思います。

以上で、2回目を終わります。

○総務課長（山口親志）川畑議員の2回目の質問にお答えいたします。

危機管理体制の中で、平成24年度に計画しております電柱等への標高表示についてですが、国道沿い及び県道、市道沿いの電柱に5・10・15メートルの高さを目印になる形で色をつけて設置していきたいと計画しており、国土交通省、九電等とも協議をしていきたいと思っております。このことも先ほどから申し上げておりますいろんな災害を想定しての市民への啓発と考えております。

安心・安全については、100%の対応で十分であるということは決してありませんが、行政を行う中での最重要課題であることは認識しております。このような事業も含めまして、情報収集・情報発信・避難等を含めた早急な体制、要援護者・高齢者対策、防災に対する意識づけ等、課題は相当ありますが、先ほども申し上げましたとおり、犠牲者ゼロを目指し、取り組んでいかなければならないと思っております。

以上であります。

○土木課長（深港 渉）集落道などの降灰除去対策について、お答えいたします。

本市におけます降灰除去事業は、基本的に国庫補助事業として推進していますことは、御案内のとおりでございます。したがって、道路降灰除去事業の対象となるのは、道路法という市道のみであり、現状におきましては、御指摘の集落道などは請負による業者発注ではなく、主体的に直営の環境整備班で対応しているところでございます。

しかしながら、御指摘のとおり、小まめな対応とは言いがたいところではございます。

また、降灰量がふえている現状もありまして、市民生活の安定という観点からは、市道に限らず、集落道等も同様に行う必要がありますこと

から、24年度予算には、補助対象以外の路線への対応ということで、緊急的な業者への発注を考慮しまして、重機借上料を新規に計上しているところでございます。

それから、側溝清掃についてでございますけれども、この側溝清掃につきましては、補助事業での採択基準が、側溝断面高さの3分の1以上の部分のみがその対象となるということで、非常に厳しく、降灰量が多いとはいえ、ほとんどがその基準に該当しておりません。したがって、単独事業として取り組んでまいることとしております。

しかしながら、その作業は人力に係る部分が多く、事業単価が高うございますので、降灰量の多い地区の中で、その量等を把握しまして、部分的にでも実施してまいります。

次に、護岸道路の対策について、お答えいたします。

提起されております護岸道路は、本来、海岸護岸施設の一部とされ、一般的に言う道路ではないものの、市民におかれましては、かねてより生活道路として利活用されている現状と言えます。特に、降灰量の多い海潟地区におきましては、排水の悪い箇所の降灰堆積がかさみ、ますます排水が悪くなるなど、悪循環と言える状況にあり、特に雨天時の歩行に支障を来しているようでございます。

現在、海潟地区におきましても、市構想のしおかぜ街道として、県の魅力ある観光地づくり事業でこの護岸道路の整備を行っていただいておりますところでございますが、整備済みの地区におきましても、排水についての改善が見られないとの指摘を受けており、施工主体の県も認識されているところではございます。

本来この事業では、遊歩道的な舗装面の改善を主目的としており、抜本的な排水対策は行えないものとなっております。しかしながら、遊歩道的整備とされいながら、たまり水による

歩行困難も現に発生していますことから、現在施工中の特に排水の悪い、しかも降灰のたまりやすい、江洋館の下の護岸でございますけれども、その対策を要望、協議しましたところ、改善の方策を検討していただくことになりました。

今後も、この県事業におきましては排水対策についても十分考慮していただくよう、引き続き要望してまいるとともに、市としましても、排水のための穴あけでありますとか、軽度な対策への早急な対応、あるいは小まめな降灰除去に努めてまいりたいと考えております。

○農林課長（森下利行） 川畑議員の2回目の質問にお答えします。

新規就農総合支援事業をどのように見込んでいるかということですが、先ほども説明申し上げましたとおり、新規就農者は、平成20年度以降就農された方も対象になることから、現在、市が把握しているのは6人ですが、今後実施します地元説明会等で地域の方々に対象者がいないか聞くなどして、漏れた人がないよう努めてまいりたいと思っております。

次に、平成24年度の中山間地域総合整備事業の事業内訳につきましては、実施設計に伴う委託料の負担金でございます。また、この事業の県等の事業採択につきましては、地権者の同意が必要となってくるわけですが、土地改良法に基づく地権者の同意は3分の2以上となっておりますが、垂水市におきましては、土地改良区の役員の方々の協力により、農業用排水施設整備が94.4%、農道整備が93.9%、区画整備におきましては98.6%の同意を得ることができました。土地改良区の役員の方々には本当に感謝しているところでございます。

以上でございます。

○水産課長（岩元悦郎） 川畑議員の質問にお答えいたします。

垂水市漁協との協議内容とのことですが、まずは23年11月21日、組合長ほか理事2名と職員

2名、計5名、市長室を訪問されました。そのとき、水産課長と財政課長も同席し、組合長から魚が全く売れない、近年になく経営が苦しいとのことで、運転資金として5億円必要、それには市に損失補償をお願いしたいとのことでした。ただ、そのときは口頭のみで、文書での説明資料もなく、市長のほうから、もう一度経営見直しなど資料を作成し、後日水産課と協議してくださいとのことでした。

その後、事務的な協議を2回ほどした後、24年2月13日、組合長ほか理事2名と職員3名、計6名が市長室を再度訪問され、そのときも水産課長、財政課長も同席し、漁協の経営状況説明の後、組合長から改めて、中国産冷凍餌料等仕入れのため5億円、買入れのための損失補償のお願いをされました。

結果として、市長の思い、考えは、組合も昨年の8月から新体制となり、これまでの負債がのしかかり、いろいろ苦勞を抱えられ、大変だと思うが、今の段階で損失補償ができるとは言えない。今後さらに漁協の経営状況を見ながら、何かいい知恵はないか検討していきたい。ブリ、カンパチは本市の一次産業で、何とかしたいという気持ちはある。今後もブルー・ツーリズムや販路拡大に努力していきたいと伝えたところ です。

以上でございます。

○財政課長（北迫睦男） 市有施設整備基金の御質問でございますが、議案につきましては、午前中に可決していただきまして、ありがとうございました。

設置目的等につきましては、議案の提案説明時に申し上げたとおりでございますが、各施設の建てかえ等も含め、施設の修繕や設備の更新等を実施する上で、予算編成上、単年度での高額負担の回避や、年度間の平準化を図ることを目的として基金を設置し、予算の許す範囲内で積み立てていくものでございます。

特に、耐震性に乏しく、急がなければならない新庁舎の建設や、公民館等の耐震化事業の財源としての活用も大きな問題として考えているところでございます。

また、今後の状況でございますが、平成21年度から橋梁の長寿命化のための調査を実施しております。来年度は、市営住宅等の長寿命化のための調査を予定しているところでありまして、さらに今後は、港湾・漁港・道路などインフラの長寿命化のための調査も実施し、しっかりとした年次計画を立てて、早目早目の対応を図っていかねばならないと考えております。

先ほど申し上げました現庁舎や公民館等の耐震補強、また学校施設の長寿命化対策、膨大な費用を必要とする消防救急無線、防災無線のデジタル化対策など、今後直面してくる状況は、予算的にも非常に厳しいものがございます。

このような状況では、この市有施設整備基金の有効活用を図っていくことで、予算編成上、単年度での高額負担の回避や年度予算上の平準化を図ることができま すし、さらに、年次計画のもと、しっかりとした事業実施ができるものと考えているところでございます。

○川畑三郎議員 いろいろ大変いい答弁をいただきまして、ありがとうございます。

水産行政についてですけれども、いろいろ、今苦しい状況ですけれども、一番思うのが、漁協のやっぱり執行部ですね、参事さんとか、そういうのにも入って、やっぱり水産課も一緒になっているいろいろ詰めをして、かねてからやっぱり交流していかないと、状況を把握できない面もあると思いますので、この部分については、しっかりと水産課長が柱になって連携をとってやっていていただきたいと思います。あと1～2分あるのけ。もう終わり。

ここで、この水産行政と新庁舎検討について、市長に伺いたかったわけですがけれども、もうないですね。

それなら、これで終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。
次は、3時50分から再開します。

午後3時40分休憩

午後3時50分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

3番大菌藤幸議員の質疑及び質問を許可します。

[大菌藤幸議員登壇]

○大菌藤幸議員 皆さん、大変お疲れさまでございます。最近、長雨が続けております。先人のお言葉をおかりしますと、木の芽流しと、草木も元気盛んに伸びてくる時期だと、一雨一雨暖かくなるというようなふう聞いております。議会も1回1回の議論で一步ずつ前進をして、垂水市の活性化のために頑張っていければと思っております。

議長の許可をいただいておりますので、早速質問に入らせていただきます。

1番目に、垂水中央中学校の武道館建設の予定はということですが、これは文科省の指示で、24年度から柔道・剣道・相撲の中から選択して必修科目に下さいということですが、今、垂水中央中学校には武道館がありません。現時点で中学校を訪れてみますと、市の武道館を利用して、今年度から23年度中にも武道の前倒しをして授業をなさっているようでございます。

市の武道館といいますと、陸上競技場、そしてキララドームの一面にあるわけですけれども、授業時間帯の関係もございまして移動に大変手間取っていると、それが現状でございます。過去の教育委員会の説明の中では、24年度からいかなさるのかという質問に対して、体育館に畳を敷いて、当面しのいでいきたい。将来的に武道館等の建設も25年度以降に考えていきたい

というお答えをいただいておりますが、当面、体育館に畳を敷いて授業を受けるということになりますと、体育館も午後には部活動等で使用されるわけでございます。畳の片づける時間、片づける場所等に現場サイドでは苦勞なされるのではなかろうかというふうにお聞きしております。

ここに、中央中学校のPTA会長も在籍してございますが、PTA会長の先をとって話をするようなことになろうかと思いますが、そこはお許しをいただきたい。将来の武道館建設に関してのお考えをお聞きいたします。

2番目に、生活環境課の事務室移転の目的を問うというテーマでございますが、生活環境課が所管している作業量の何%を環境センターの仕事としてとらえておいでなのか。最近の全協での説明の中で、今後、直営でやっていくのか、民間活用による委託にするのか、早急に検討する必要があると、このようなことが活字で示されております。何を意味するのでしょうか。将来、現業職員も公社職員も、現業職員では採用を予定はないと、そのような理由から、一部民間委託ということを活字で示されておいでですが、そのような将来的な見通しをお聞きいたします。

3番目に、錦江湾横断道路特別委員会への活動費を問うというテーマで質問をさせていただきますが、一昨年でしたかね、議会全体で特別委員会を立ち上げるべき、そして、全員の賛同を得て、特別委員会が立ち上げられました。その後、委員長を初め、副委員長を初め、県レベルでの協議会等に参加をされ、その都度、結果を文書でいただいております。当然目を通してあります。最近、伊藤知事も、建設は可能であるということをもマスコミ等に報道をされておいででございます。

この横断道路が実現するならば、垂水市はいち早く恩恵を受けるはずでございます。100%の人がそう思っているとは限りませんが、大多数

が、一部反対意見もございますが、大多数が垂水市の活性化になる。今ここで特別委員会への活動費を問うということは、議会事務局側からそのような予算要求がなかったという答弁をいただくかもわかりませんが、それはあえて存じ上げて質問を差し上げております。

なぜならば、尾脇市長は公約の中に、錦江湾横断道路の実現に力を尽くします、最終的にこの沈みかけている、人口減で悩んでいる垂水市を、人口3万人を目標に頑張るまいりますということを表明されている。ならば、議会側からの要請がなくても、市長みずからの活動費でも構わない、30万円でも50万円でも予算づけが欲しかった。必要に応じて補正でふやせる、補正予算等でふやせる条件は整っているはずです。議員全体で異論が出てくるはずがない。そのようなことを踏まえて質問しているわけですので、御見解をお伺いいたします。

次に、両漁協への水産振興貸付金を問う。先ほども川畑先輩から、その前も感王寺議員からこの件に関して質問がございましたが、少し角度を変えて、切り込み角度を変えて質問してみたいと思います。

昨年、漁協の総会にもお呼びいただきまして、今の垂水市の就労人口の中で、若い層がいるのは本当に漁業だけです。だけという表現は正しくないかも知れませんが、非常に若い人が多い。この漁協の、先ほど川畑先輩が触れられました、2月の第2週ですか、損失補償のお願いに組合長初め、理事、職員の方がおいでだったということですが、この議論は昨年度から行っております。法的にこの損失補償が無理ならば、尾脇市長は、市長選挙の段階でも、漁業の振興に力を尽くします、こういう表明をされております。

今、振興資金を両漁協へ各1億円ずつ貸し付けをされ、稚魚の購入資金に充てているわけですが、昨年の漁協との覚書の中で、来年

度まで1億円、順次、25年度が9,000万円、26年度7,000万円、27年度5,000万円、28年度以降は貸し付けなしという覚書が入っております。確かに、漁協といえども、市民の、県民の、国民の税金に頼ることなく、自助努力で経営改善をすべき、そういう観点から見ますと、経営改善をなされるがゆえに、将来的には借りる必要もない、貸す必要もない、不足は生じないという考え方を持っていて、事業計画が立てられていると思います。

しかしながら、先ほどの川畑先輩の質問の答弁の中でも、昨年11月にカンパチ等の値段が急落し、えさの購入資金が足りない、あえて、昨年損失補償を断られているにもかかわらず、再度お願いにいられた。この損失補償に対して、市民が同意をするのか否かは別として、稚魚の購入資金として充てていらっしゃる毎年1億円の資金は、今は組合になくてはならない振興資金であると認識をしております。組合側もそのような認識を示されております。よって、この振興資金の今後のあり方を問うものでございます。

これで、1回目の質問を終わります。

○教育総務課長（今井文弘） 大菌議員の御質問にお答えいたします。

中央中学校の武道館の予定についてということですが、今、御質問の中でいろいろ述べられた中で、私が今、答えようとするのがちよっと重なる分もございますが、そこはお許しいただきたいと思っております。

まず、現在、中学校の保健体育科での武道の実施状況でございますが、平成24年度から新しい学習指導要領によりまして、武道が必修化されます。本年度までは、武道とダンスから選択することとなっており、垂水中央中学校では武道を選択し、柔道の授業を市武道館において実施をしております。

武道は、議員もおっしゃいましたとおり、柔

道・剣道・相撲の中から1つを選択することになりますが、垂水中央中学校では柔道を選択しております。1年間の授業時間は、1年生が12時間、2・3年生が14時間となっています。実施の時期は、10月中旬から11月末までと、1月中旬から3月までの2つの時期に、市武道館を使いまして実施する計画であります。

柔道の授業につきましては、平成23年第2回定例会におきまして議員の質問にもお答えしておりますとおりに、市武道館を使っていますと、やはりその移動に時間を要するというので、代替案として、体育館での畳を敷いた形での答弁をさせていただいたと思っております。しかしながら、そうすることによっても、やはりさっきも言われましたとおりに、畳の準備、片づけ、あるいは他の部活動との関係もございまして。そういうことで、そういう問題点があるということもわかりました。そういうことで、当分の間は市の武道館を使用していくとしておりますが、学校側の強い要望もありまして、将来的には学校敷地内に建設していかなければならないというふうに考えております。

武道館建設につきましては、現在実施をしております大規模改造工事終了後の平成25年度以降の建設に向けて、本市の過疎地域自立促進計画の見直しや、他の学校施設の整備についても考慮しながら、より有利な補助事業等を調査、検討しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○生活環境課長（感王寺八郎） それでは、生活環境課の移転に伴います質問にお答えしたいと思います。

生活環境課は、次世代へ良好な環境を引き継ぐため、地球規模の環境問題から、市民の日常生活の中で身近な生活環境衛生に関することが業務でございます。

今回計画いたしております事務所移転は、不

法投棄の関係、野焼きの関係、犬・猫の保護、へい死動物の処理、公害環境汚染に関する事項など、現場における迅速な対応による市民サービスの向上、環境衛生施設の運営・管理の検討による安定的、効率的な運営の実施、あわせて、管理棟の有効利用を目的に実施するものでございます。

生活環境課の事務の中で、ほとんどが電話連絡による通報が主であり、資材等においても、管理棟、倉庫を利用して保管しているため、現場への対応が早くできる、あるいは火葬場の使用に関する事項につきましては、既に窓口の一括申請により市民課で実施しておりますが、改葬等による火葬場の使用については、火葬場に近くなるということから、火葬場利用前の申請もできるということでございます。また、浄化槽についても、浄化槽設置補助金等は、浄化槽業者、施工業者等の申請が主であることから、特に問題はないということでございます。

このようなことから、今以上の利便性をもって移転ができるということと考えているところでございます。

また、環境センターの今後のあり方ですけれども、現業職員が2名で今、運転・管理を行っております。環境センターにつきましては、休むことなく運転・管理をしなければならないという点がございまして、また、将来的な中を考えた場合に、今後の現業職員の採用というの、非常に人件費の高騰という中では厳しい問題があるのではなかろうかなというふうに考えております。そのような中で、施設管理公社職員を含めた中の民間委託という形での位置づけも検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 錦江湾横断道路調査特別委員会の活動費についての御質問にお答えをいたします。

まずは、御発言の機会をいただきましてありがとうございます。昨年、施政方針においては桜島道路としておりましたけれども、同様趣旨の事業でございますから、統一して錦江湾横断道路ということと呼ばせていただきますことを御了解いただきたいと思います。

県の錦江湾横断交通ネットワークの可能性調査と経済調査のまとめは、錦江湾を横断する交通ネットワークとして、鹿児島から桜島間が一定の将来交通量や経済波及効果が見込まれ、施工も技術的にも可能と考えられ、費用対便益比、B/Cも1.0を超えていることから、最も効率的なルートと考えられると、同様の表現で締めくくっております。

県の試算では、海底トンネルの勾配を5%にすることで、工事費が300億円縮減されるという発表もありました。また、県においては、平成24年度に新規事業としてPPP、PFI等を活用する場合の事業スキームや効果、課題などの整理とともに、ファイナンシャルプランの作成等を行われる予定であることを示されております。

このようなことで、錦江湾横断道路実現への道が開きつつあると感じているところであります。

御質問のことにつきましては、さきの12月議会において同様の趣旨の御質問があり、連携して活動していくことは非常に重要であるとお答えをいたしております。ただ、まず議会において、各種要望活動など御議論いただき、予算要求をしていただくことが大切になるとお答えをしたところであります。

この課題は、鹿児島県はもちろん、国や当事者である鹿児島市の判断が大きく左右するプロジェクトでもあります。私も、議員時代に経済同友クラブの一員として、また桜島架橋推進協議会の役員として、福岡や東京へ陳情活動も行ってまいりましたので、変わらない強い思いが

ございます。

知事の可能性調査の判断時期と本市の予算編成時期とが重なったことなどによりまして、現時点では項目のみでございますけれども、そういう意味において、先ほど大菌議員の発言と同感でありますので、今後、特別委員会、県議・国会議員の皆様方とも連携をしながら、県が大きく前向きにかじを切っていただいたこのプロジェクトを一日も早く実現へ向けて後押しをしたいと考えているところでございます。

○水産課長（岩元悦郎） 大菌議員の質問について、お答えいたします。

両漁協とも、長期にわたるブリ、カンパチ等の魚価低迷、えさの高騰や長引く不況の影響による消費の落ち込み等もあり、ここ数年でやむなく倒産、廃業が相次ぐなど、依然として厳しい経営環境が続いております。よって、24年度も水産振興資金貸し付けは継続をお願いしているところでございます。

覚書につきましても、23年4月15日、垂水市漁協の経営状況を図るためにも、今後も続いていくものではありませんよということで御理解いただき、23年度1億円、24年度1億円、25年度9,000万円、26年度7,000万円、27年度5,000万円、28年度はゼロ円ということで覚書を交わしております。牛根漁協も同様でございます。

なお、昨年11月、垂水市漁協から損失補償についての市長協議に来られた際、水産振興資金増額の方向でどうかとの協議もいたしました。漁協としましては、5億円の損失補償をしてほしいとのことでした。

今後、市としましても、漁協の経営改善に向け、お互いに協議しながら、よい知恵を出し合い、安心・安全な魚の販路拡大のため、あらゆるイベント等を活用し、ブリ、カンパチやその加工品のPR活動に努め、また、教育旅行の受け入れにも力を注ぎ、組合への収益につながるよう努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○大園藤幸議員 一問一答方式でお願いいたします。

武道館の件でございますが、きょうもプール等の建設等の質問もございましたが、過去にはプールと武道館を立体的に建設する可能性もあるという説明を受けております。その時点で、武道館が1階、プールが2階という説明でございましたけれども、その時点で、私は逆にプールを1階、武道館を2階というほうがいいのではないかと御提案申し上げました。

なぜならば、プール、武道館の建設に当たって教育予算を使うわけですから、一般に開放は難しいのかもわからない。しかしながら、昨今の医療費の高騰等も考えますと、いろんなエネルギー、もしくは温水等を利用して温水プールに整備をし、授業以外の時間帯は市民に有料で開放していただく方法も、計画をされる段階で必ず耳の片隅にとめておいていただきたいと教育長をお願いをした経緯がございます。

将来的に、今度の大規模改造が終わりますと、東側にグラウンドの校庭への拡張も予定をされているはずでございます。そうしますと、プールの位置等も、現状の位置では問題があるのかもわからない。合理的に整備を進める上で、配置がえをしなければならぬ。現在のプールの位置では活用方法に問題があるかも知れません。

そういう意味で、プール等の改修を含め、武道館の建設を計画される段階では、25年度以降に一步ずつ踏み出していくというお答えでございますが、必ずそのことも書きとめていただいて、そのときに現教育総務課長がおいででいらっしゃいましたらなおよし、教育長がいらっしゃったらなおよしでございますが、私も同様でございます。ということで、必ずそのようなつもりで引き継ぎ等にも支障がないようお願いをしていきたい。

そのことと、現在の23年度は前倒しで柔道を中央中学校はされておりますが、時間的に、1年生が12時間、2・3年生が14時間ということでございますので、給食時間等の休憩を含み、午後からの授業等との間の規制は、教育委員会の中であるのかもわかりませんが、そこら辺は私は存じ上げておりません。給食前の時間帯に武道館等へ移動をして、この授業を受けるような方法を現場サイドと協議をしていただきたい。そうすることによって、教職員にも児童生徒にも無理がかからない。このようなふうに思っておりますので、ぜひ協議をしていただきたいと思います。教育委員会への答弁は求めません。

この問題はこれで終わります。

次に、生活環境課、事務所移転の件、現業職員が現在48歳と55歳の2名が環境センターで作業をされていると、管理をされていると。将来的にこの公社職員もしくは臨時職員等に管理等を、機械等のメンテナンスを指導され、現業職員が欠員になり、もしくは休まれたとき等に、この公社職員、現業職員等で賄っていられるおつもりなら、公社職員、現業職員の採用は必要に応じて随時されていくのかという問題と、この現業職員の一般職員への職種変更、これは現業というのは現業で採用されているらしくて、本人の同意なく一般職への強制的もしくは半強制的な配置がえはできないということになっているようでございます。このようなことがないのかを、再度お尋ねを申し上げます。

○生活環境課長（感王寺八郎） それでは、生活環境課の衛生処理施設は、環境センター、清掃センター、それから火葬場ということで、現業職員3名と施設管理公社職員、臨時職員によって運営を行っております。特に、先ほどありましたとおり、環境センター、それから火葬場の両施設につきましては、運転をとめることなく管理していかなければいけないということで、両施設とも施設の管理・運転につきましては経

験が必要であり、単なる異動による管理運営はできないということだと思っています。また、職員も高齢化する中で、近い将来を考えて、管理運営を構築していかなければならないというふうに考えております。

特に、採用につきましては随時されるのかということでございますけれども、やはり1施設での採用となりますと、どうしても人件費の高騰というのが今後出てくるかと思えます。そういう中では、施設管理公社職員等にやはりその技術を継承していく中で管理運営していくと、適正な管理運営をするということが非常に重要じゃなかろうかなというふうに、担当課の課長としては思っているところでございます。

また、現職員につきましては、現業職で採用されておまして、朝夕、施設管理に没頭され、頑張らせていただいております。今後は、後継者育成に力を入れていただきたいと考えておまして、また、ただいま質問のありました職種変更につきましては、本人の意思確認が必要であり、またさらには労働組合との労使間協議も必要となってきております。そういうことで、一方的な職種変更ということにはございません。

以上でございます。

○大園藤幸議員 過去に、これ一般職の方でしょうか、垂水市役所でも人が嫌がる配置というのがございますね。いい表現ではないかも知れませんが、嫌がるような配置がえをされた、聞いた話ですから、当然、私が目にしているわけではございません。そのようなことがないようをお願いをしたいと。

それと、この環境センターが新しくなりましてから12年ですかね。あそこの職員は本当に仕事に誇りを持って、日曜も夜も朝早くも行っているらしいです。機械のメンテ等に非常にシビアに反応しなければならんということで。まあそのような頑張っている現業職員は自分の仕事に誇りを持っていると、私は感じております。

そのような職員には、配置がえには本当に十分な配慮が必要でありますし、現業で採用されているわけですから、それなりの十分な気配りも必要な気がいたします。

最後に、事務室の移転で将来的な改革の一步が進むのかもわかりませんが、一部、民間委託の可能性を示唆されておいででございます。これは、果たして、民間委託をするとどれだけの財政改革になるのか、そのようなこともしっかりと調査をされて、検討をされて表現もすべきことであろうし、職員にも動揺が起こります。しっかりと活字で示されていらっしゃるわけですね。やっぱりそこら辺は、議員に対しての説明の中で必要だったのかもわかりませんが、過去には旧環境センター跡地は生活環境課の行政財産であって、普通財産ではまだない。しかし、そう遠くない将来にはそれなりの方向性がある程度、お互いに、執行部も議会も、ある程度の方向性が見えていることは認識しております。旧環境センターの跡地は、新しい環境センターが12年前できたときには、建てかえ用の土地として活用方法を考えられていたはずでございます。将来的に跡地をどのようにされるかは、今後協議を進めなきゃならんわけですが、環境センターを建てかえる、施設をつくり直すということは考えられなくなってくるわけです。そのような理由から、将来的には民間の委託も考えなければならないという説明なら納得をいたします。

ということで、この事務室の移転が将来的に財政改革の一步になればと期待をして、この質問は終わります。

最後に、錦江湾横断道路、この表現をさせていただきますが、知事もさきの報道では、民意の盛り上がりがないければ無理なんだと、実際にこれは大隅の経済界を中心に始まったこの運動なんですね。民意の盛り上がりといいますと、大隅半島と薩摩半島を比べてみますと、どうし

ても大隅半島に恩恵があるわけですので、大隅半島の民意が盛り上がらなければならない、このようなふうを考えております。

そこで、再度市長にお願いを、お聞きいたしますけれども、今後、新年度の予算等は示されておりますが、6月なり9月なりに、事務局のほうで特別委員会への活動費の予算請求がありましたら、市長の考え方と特別委員会の考え方は同一でございます。同一であるはずでございますので、予算請求を認めていただけるのか。でなければ、委員長も副委員長も活動に、非常に活動に支障を来す。そして、できるなら、特別委員会を差しおいてではございませんが、議会全体として動くことも民意の盛り上がりになるのではないかと。このようなふうに思いますが、いかがでございますか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほども答弁しましたように、ちょうど予算編成の時期と知事の3年間の可能性調査の、ある程度、一定の結果というのが少し重なったということもございまして、項目だけのということが現状でございます。

ただ、先ほど、今お話がありましたように、かなりここまで前向きに大きくかじを切っていただいておりますし、一番恐らく恩恵を受けるであろう場所は垂水なのではないかなと思っておりますので、先ほど答弁をいたしましたような形で、各いろいろな方々とも連携をしながら、必要があればまた財政とも相談をして、状況に合った形で予算措置をしていきたいというふうに思っております。

○大園藤幸議員 では、最後の質問に入ります。

これは、先ほど年度ごとに28年度以降は貸付金の予定はないと、お互いに承諾といいますが、理解をして、貸付金の文言が示されているわけですが、あくまでも漁協の自助努力でそれなりの改善が見られた場合というふうに私は認識をしております。

これもあくまでもアバウトな数字でございま

すけれども、90億円程度の総売り上げが漁協にございますね。毎年2億円ぐらいの黒字が出ております。しかしながら、その2億円の中で、その使い道としては、過去にこうむったであろう不良債権の返済に1億5,000万円程度返済をされているようでございます。当然、概算でございますが、現在の漁協の債務は20億円程度、毎年1億5,000万円から2億円の返済でありますと、10年程度で完済いたします。現状の売り上げ、もしくは事業の場合ですね。やはり、24、25、26、27、4年間で、4年目は5,000万円ということと納得をしていただいた裏には、返済が進んでいくと金利負担分も少なくなるであろうから、何とかなるであろうという考え方で事業計画を漁協のほうは組まれていると思います。

しかしながら、先ほど川畑先輩の話でも、長年の景気の低迷、魚価の問題とか、いろんな表現をされています。その表現がなくなればいいんでしょうけれども、やはり25年度、来年度からは1,000万円減っていきますね。ことし2月に損失補償を、昨年断られているにもかかわらず、再度お願いに来られたということは、事業計画どおりに事が進んでいない、昨年の11月から急激な魚価の低迷があったということにほかならないと思います。

それと、今、両漁協に1億円ずつ貸し付けを、1年単位で短期貸し付けでございますが、財政課では基金が10億円あると、しかし、過去の垂水の風水害のときに7億円程度あった基金が底をつく状態になったと、今後もそういうことも想定されます。10億円の基金が枯渇する可能性もある。そのときに、これは漁協との覚書の話をしているんですね。貸し付けの覚書ですね、契約書ですね。これ、緊急に垂水市が基金等を取り崩しても難しいと、大きな風水害に見舞われたというような場合に、この契約書に、返済をしていただくという文言を私はつけ加えるべきなような気がしているんです。

これは保全の意味で言っているのではございません。いつ何どき、どんな災害があるかわからないんですよ。そのためにも財政課でも将来的に一定規模の、一定規模というのはそういう意味ですから、基金が必要なんだという考えを持っていらっしゃると思います。この2億円があれば緊急時の災害を乗り越えられるようなときには、返済をお願いできるような、契約期間中であつてもですよ、お願いをできるような契約書にすべきなような気がいたしますが、水産課長、どうお考えですか。

○水産課長（岩元悦郎）確かにそういう事態はあり得るかもしれませんが、また、24年度の契約を交わすとき、また漁協と調整してみたいと思います。

○大園藤幸議員 それはぜひ、言い方は悪いですが、垂水市が、市民が漁協に対して貸し付けをするわけですから、組合のほうにもそれなりの理解をいただいて、それなりの覚書にしていきたいと思います。

最後に、尾脇市長に再度お願いいたしますが、先ほど申し上げました23、24年度1億円、25年度9,000万円、26年度7,000万円、27年度5,000万円、28年度以降は貸し付けをしないという契約でございますけれども、覚書でございますが、今後、この漁協に、漁業者の若い層の、手放さないためにも、垂水市からですね、必要に応じて臨機応変に、今年度は1億円かもしれないけれども、来年本当に稚魚の購入に困っているならば、購入資金に困っているならば、1億5,000万円の貸し付けも可能であるというようなお考えをお聞きしたいんですが、この資金計画の中で、これは稚魚の購入資金に充てるというふうの契約でございますね。で、この資金計画によりますと、稚魚の購入費が5億3,600万円と、あと組合による近代化資金等による調達及び自己資金で約4億3,000～4,000万円と、1億円が不足をしているので、この1億円を貸してくださ

いというような趣旨の事業計画でございますので、今後、稚魚の購入資金に不足を来すときには、再度協議に応じる考えがございますか、お答えを願いたいと思います。

○市長（尾脇雅弥）覚書についてですけれども、覚書は、両者理解のもとに取り交わしたものでございます。ですので、先ほど水産課長もお答えしたとおり、覚書というのを基本といたします。しかしながら、いろんな自然災害あるいは不測の事態、これが発生した場合、あらゆるケースが考えられますので、先ほど川畑議員の質問もありましたとおり、今後、議会の理解もいただきながら、そのときの状況等も見ながら判断していくことも必要だと考えておりますので、そのように御理解いただきたいと思ひます。

○大園藤幸議員 以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮迫泰倫）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）次は、明日午前9時30分から本会議を開き、質疑及び一般質問を続行します。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）本日は、これをもちまして散会します。

午後4時41分散会

平成 24 年 第 1 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 24 年 3 月 7 日

本会議第3号(3月7日)(水曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | 10番 | 池山節夫 |
| 2番 | 堀内貴志 | 11番 | 森正勝 |
| 3番 | 大藪藤幸 | 12番 | 川尻達志 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 5番 | 池之上誠 | 14番 | 徳留邦治 |
| 7番 | 田平輝也 | 15番 | 篠原静則 |
| 8番 | 持留良一 | 16番 | 川畑三郎 |
| 9番 | 北方貞明 | | |

欠席議員 1名

| | |
|----|------|
| 6番 | 堀添國尚 |
|----|------|

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 深港涉 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 磯脇正道 |
| 市民課長 | 白木修文 | 消防長 | 宮迫義秀 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 前木場強也 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下剛 | 教育総務課長 | 今井文弘 |
| 生活環境課長 | 感王寺八郎 | 学校教育課長 | 有馬勝広 |
| 農林課長 | 森下利行 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 松浦俊秀 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年3月7日午前9時30分開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）おはようございます。

定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

これより、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△平成24年度各会計予算案に対する質疑・
一般質問

○議長（宮迫泰倫）日程第1、昨日に引き続き、平成24年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を続行します。

それでは、通告に従って、順次質疑及び質問を許可します。

最初に、12番川尻達志議員の質疑及び質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

春3月弥生、木々の芽も膨らみ、私のうちのサクランボも新芽を吹き出しました。1年前、この季節に東日本の大震災がありました。原発がありました。世界史の中でも多分記録されるような1年でありました。月日のたつのは早いもので、また同じ季節がめぐってきました。この間、私たちは、がれきであるとか、きずなであるとか、セシウムとか、それこそ使い慣れない言葉が、今当たり前の言葉になっております。

1年たって、復興は全然進まない。本当に政治は何をしているんだろうかと思えます。民主党は、マニフェストは総崩れ、鳩山政権では普天間で沖縄はぐちゃぐちゃ、菅政権では、御承知のとおり、原発の後始末、議事録もつくっていない。やはり政治の果たすべき役割が失われている。受け皿になるべき自民党も、なかなか

支持率が回復しない。困難な時代には必ず英雄が待望視されます。古来からそうであります。戦国時代の信長から家康へ、明治維新のときもそうあります。今、大阪の橋下市長がそういう存在にあられるんだろうと思います。結果はどうあれ、やはり新しい芽が動くときには必ず何かあるんだ、そういう思いをひしひしと感じております。若くないと変えられないんだろうと思います。

我が垂水でも、尾脇市長が誕生して1年を経過して、どう変わっていくのか。12月議会で垂水の弱点はどこかと問うたときに、人口減少であるとおっしゃいました。私も同感であります。このことを今議会の予算の中で政策としてどのように生かされていくのか、このことについては今回は質問をいたしません。これからの議会で質問して、ただしていきたいと思えます。

それでは、質問をします。

まず、危機管理についてでありますけれども、東日本の震災があってからそれぞれいろんなことが起きていますけど、一番大事なことは、命を損なわないことなんだろうと思えます。災害は、垂水はほとんど、ここ4～5年台風も来っていないし、ありませんけれども、ないときには必ず次はあるんだ、桜島もそうです、必ず災害は繰り返すんです。ないときにしっかりと対応をしていかなきゃならない。そういう意味で質問をさせていただきます。

まず、防災訓練であります。防災訓練とは何を目的にするのか。私の思い違いでなければいいんですが、防災訓練を計画どおりに終わって、うまくいったということじゃ、よもやあるまい。防災訓練をして何かふぐあいがあった、不都合があった。このことに対応していくのが本来の防災訓練であろうと思えます。過去の防災訓練でそういった問題点があって、どのような問題点があって、どのように解決をしていくのか、そういうシステムがあったのかどうかを

お伺いをします。もしあったとすれば御報告を
いただきたいと思います。

それから、2番目のメガソーラーであります
けれども、基本的には私もこのメガソーラーに
は反対はしない。歴史の、時代の流れであります。
ただ、市民なり私どもの疑問に対してしっ
かりと答えたかが問題なんだろうと思います。
なぜならば、垂水市には、繰り返し申し上げま
すけれども、新港があります。南漁港がありま
す。それから道の駅のウォークボードもありま
す。それからバイオガスもやりました。今回も
森の駅に橋をかけると言いますけれども、森の
駅もつい先般完成したばかりであります。とい
うことは、いずれの事業も最初でしっかり検証
ができてないと思う。これは我々議会サイドに
も問題があるんでしょうけれども、1つの事業
が効果がないということが全然議論をされない
まま進んできたのかな、そのことが大きな市民
の負担にもなっているんだろうと思います。そ
ういった観点から、メガソーラーについて、ま
ずこれまでの経過についてお示しをいただきた
いと思います。

それから、国旗、国歌ですけれども、私は9
月議会でこの質問をしているんですが、実はこ
とし、正月に福山を通りました。旧福山町です。
今の霧島市。ほとんどの家庭に日の丸が出てい
る。あれを見たときに愕然としました。あれだ
け言ったのに、垂水は変わらないなど。笛吹け
ど踊らずとはこのことです。ただ、教育長にお
かれては、市報でしっかりと取り上げていただ
いたことについては個人的に感謝を申し上げます。

やはり何と申し上げても、ここいらがないと、
本当にこの国はどうなっていくのか。東京都の
石原知事、前の大阪の橋下知事も言及されてお
りますけれども、ただ、このお二方については、
教職員組合だったんだろうと思います、そうい
う場で立たないとか、起立をしないとか、そう

いうことだったのかなと思いますが、私が申し
上げておるのは、9月議会でも申し上げました
けれども、あえて答弁は求めなかったけれども、
社会教育課長、学校教育課長にもお願いをした
はずであります、啓蒙・啓発をしてくれと。

何でかという、私が言っていることは、垂
水市民なり、それから子供たちにもやっぱりそ
ういうことを教えなきゃいけないよと、基本的
なことだと思う。学校の先生たちだけじゃない。
このことが行われていない。やはりこれから私
たちが厳しい時代を子供たちに託すわけですの
で、日本国家ということをお忘れちゃいけない。
そういった意味で質問しますけれども、国旗、
国歌について、法的な根拠はどうなっているの
か、まずお伺いをします。

以上で、1回目を終わります。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

川尻議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災訓練実施で学んだこと、問題点、
改善点についてであります。平成17年度まで
は消防本部によります垂水市水防訓練が主に実
施してきておりましたが、平成18年の台風災害
での死者、死亡者発生を受けまして、垂水市土
砂災害防止等総合訓練を実施し、平成20年度よ
り中央地区、牛根・二川地区、新城地区で垂水
市総合防災訓練を実施してまいっております。

総合防災訓練においては、陸自・海自・警察・
県防災ヘリ等の各組織との連携を重視したさま
ざまな訓練を実施してきており、安心・安全の
確保からは非常に重要であります。住民を巻
き込んだ訓練が少ないのではないかと感じてお
ります。

そのような中、危機管理監の助言によりまし
て、規模的には小さいんですが、県の防災訓練
に劣らないような住民参加の訓練を実施し、炊
き出し訓練・避難所開設訓練・地域住民による
図上訓練・夜間避難所生活体験訓練と、場所を
かえながら実施してまいりました。

このあたりでやはり、今、議員が質問でもありましたとおり、防災訓練の充実ということで年々年々、危機管理監のお力をいただきながらレベルアップを図っているところであります。ただ、先ほども申し上げましたとおり、住民参加をもうちょっと考えていきたいと思っております。

そのような中で、新城地区の訓練では、地区の自主防災組織の協力をいただきまして避難訓練を実施しております。

防災訓練で学んだ今後の課題といたしましては、自主防災組織、住民が訓練参加できる体制の確立を図らなければならないと思っております。防災意識の高揚が必要であると思っております。あわせて、防災訓練実施に伴う、想定できる災害を精査し、訓練に取り入れ、安心・安全のための訓練をしてまいりたいと思っております。

毎年毎年開催しております総合防災訓練についても、やはり指摘のとおり、1つ1つを精査しながら、時期に合った、今、時代に合った訓練を実施していくということは、今のこの意識の中では重要であるという認識は十分しております。対応してまいっているところであります。

以上であります。

○企画課長（倉岡孝昌）おはようございます。

川尻議員の2点目のメガソーラーについての御質問にお答えいたします。

5月下旬にメガソーラー立地に関する最初の話がございましてから、9カ月余りが経過したことになります。経過につきましては、昨日の感王寺議員の御質問と重なる部分もありますけれども、簡単にお答えしたいと思います。

9月までのことにつきましては全員協議会の席でお話しいたしておりますので、それ以降のことといたしまして、11月に入りまして、関係企業の再度の立地調査が行われました。この中

で、高峠の地形でありますとか、周辺環境、送電設備などについての再度の調査が行われ、立地に適しているというような判断がなされたところでございます。

それと同時に、垂水市には降灰の問題がございますので、降灰の問題についての検討もなされ、資料等をお送りし、そのことについても対処できるというような見込みも示されたところでございます。

それ以降、送電線に関する資料の送付とか、関係しますことの法規制などについての情報交換を行っているところでございまして、最近におきましては、メガソーラーの事業を起こすための事業会社として、リニューアブルジャパンという会社が設立されたということも御説明したところでございます。

このメガソーラー事業の立地に当たりましては、大きく4つのポイントがあると考えております。

1つ目は、基本となります、発電した電気の買い取り価格と期間がどのように決まるかでございます。このことにつきましては、昨日の感王寺議員の御質問にお答えしておりますが、けさの新聞報道によりますと、昨日、第1回目の調達価格等算定委員会が開催され、4月までに集中審議をし、5月ごろには買い取り価格が示されるのではないかとというような報道があったところでございます。

2つ目に、九州電力さんとの売電が調うことでございます。このことにつきましては、現在計画されている範囲内であれば、容量的には現施設でも受け入れ可能という事前協議までできていることであり、今後、本協議に向けて準備をしておられるということのようでございます。

3つ目は、安定した事業計画が立てられるかということでございます。今回の事業は、専門分野の企業体との連携による事業計画を基本に考えておられまして、買い取り価格が決まらな

い中ではございますが、事業連携の調整が進んでいるという報告を先日お受けしているところでございます。

このようなことで、今回のメガソーラー事業の現状は、諸条件が整うことを前提にした準備、調整の段階ということになります。

また4つ目に、これも大事な点でございますが、隣接するジャパンファームさんとの調整の問題でございます。このことにつきましては、これまで市が事業主体となって調整を進めてまいっております。これまでに各分野の責任者を交えた事業概要の説明会や課題の抽出を行ってもらっており、それぞれの課題解決に向けた検討が進められております。

技術的な対処を必要とすることもございますが、課題は大きく分けて、井戸水の問題と防疫対策の問題になります。

井戸水につきましては、メガソーラーの降灰除去作業のために公園内の既存の井戸からくみ上げる取水量によって、ジャパンファームさんの井戸水の取水に影響を与えることがないかという問題でございます。計画的な生産をされる上で水不足が生じないか心配されておられ、この点につきましては、もともと共通理解しておく必要がございましたので、ジャパンファームさんとの協力を得まして、井戸調査を行い、事業に必要と思われる一定量の水は確保できているとの調査結果を受けているところでございます。

防疫対策については、このことが一番心配されている点でございますが、内容につきましては十二分に事業会社のほうにも伝えてあり、メガソーラー事業の各作業時及び事業完了後の管理体制や見学者対応など、工程ごとの防疫対策など、慎重に検討してもらおうこととしております。

なお、防疫対策についての具体的な協議にはまだ入れないところでございますが、このこと

は今後、ジャパンファームさんと市と事業者との3者による協議の場を設けて、課題解決に向けて取り組んでまいる所存でございます。

○総務課長（山口親志）国旗、国歌について、法的根拠を私のほうから申し上げさせていただきます。

国旗、国歌についての法的根拠ですが、国旗は、国旗及び国歌に関する法律によりますと、国旗は日章旗とする、また、国歌は君が代とするというふうに法律でなっているようであります。

○学校教育課長（有馬勝広）では、川尻議員の国旗、国歌につきましての御質問にお答えいたします。

法的な根拠につきましては、ただいま総務課長からございましたとおりの法律によりまして、学校教育でも指導しているところでございます。

学校教育につきましては、まず、小・中学校では、平成20年3月に告示されました学習指導要領に、小・中学校の社会科で、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮することとあります。小学校の音楽科では、国歌君が代はいずれの学年においても歌えるように指導すること、また、小・中学校の特別活動では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする明記されております。

垂水市内の小・中学校におきましては、これらのことを踏まえまして、国旗、国歌についての指導が行われるとともに、入学式や卒業式ではすべての学校において、国旗を掲揚し、国歌を斉唱しております。

このように各学校では、児童生徒が学校・社会・国家など、集団への所属感を深め、国旗及び国家の意義を理解するように指導してきております。このことを通しまして、児童生徒が将

来、国旗及び国家に対する正しい認識を持ち、国際社会で尊敬され、信頼される日本人として成長するものと考えております。

そのためには、議員が御質問の中で申されたとおり、家庭や地域に対する啓発も大変重要でございます。学校は、家庭においても祝祭日に国旗を掲げることに積極的に啓発するなどして、自発的な掲揚につながるような環境を整えることが何よりも重要であると考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） 川尻議員の御質問、国旗日の丸ですね、特に社会教育課の現状と取り組みについて、お答えをいたします。

各地区公民館における国旗日の丸の掲揚状況等については、9地区公民館のうち、大野・松ヶ崎・垂水地区公民館を除いて、6館が掲揚ポールがございますが、掲揚しているのは終原地区公民館が1館、ほかの館は今後も掲揚するようお願いをしております。

公民館は地区の、地域の市民が集う場、そしてまたさまざまな社会教育活動のセンターとしての役割を持っております。そのために、地区公民館連絡協議会の場合でも各館長、主事さん方へ、特に祝祭日などにつきましては国旗の掲揚に努めていただくようお願いをしているところでございます。

そして、市民館は掲揚を行っておりますが、図書館はポールがございません。文化会館はポールが駐輪場にありますので、掲揚を行っていきたいと思います。市の体育館は現在掲揚をしておりますが、野球場や市営グラウンド等は体育行事の際に掲揚をしております。

また、議員おっしゃいましたけれども、広報たるみずで教育長のコラムを毎月連載しておりますけれども、昨年10月号では、祝祭日には国旗を掲げようと題して、市民に国旗の掲揚の意識の醸成に努めておるところでございます。

今後とも社会教育課は、機会をとらえて国旗掲揚の啓発に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○川尻達志議員 一問一答でお願いをします。

まず、防災訓練であります、結果として反省会はしなかったということによろしいんですね。防災訓練をして、無事に終わったということが終わっている、今までは。まず、このことをもう1回お聞きをします。

何でと申し上げますと、先ほども言ったんですが、やはり何かしたときに、計画どおりいったじゃだめなんです、災害というのは。いつどこで、何どき起こるかわからない。そのために備えてやるわけですので、100%うまくいっても、いざというときに役に立たないんだと。そのときに不都合があったことをしっかり検証していくことが大事だろうと。

私は、この質問はそういう意味でしたので、重ねてこれ、していたのか、していなかったかということ御回答をいただきたいと思います。

それと、要するに、今回でもそうだったんですが、食料、最低限2～3日しのげるだけの水とか食料の備蓄は、本市では用意がしてあるのかということでもあります。きのうですか、テレビでもやっていましたけれども、顔が洗えない、水がない、一番役に立ったのはウェットティッシュだった。やはりそういったことを想定をしながらやっていくべきだと思います。そこいらの備蓄についてもどうか、お伺いをします。

○総務課長（山口親志） まず、最初の防災訓練の検証であります、当然検証をしまして、先ほども申し上げましたとおり、平成20年度から21年度、22年度、23年度と、22年度は中止になりましたが、その中に訓練種目、訓練項目も追加をしまして、充実をさせておりますので、当然ながら検証をした上で訓練の内容も充実をさせておりますので、例えば1つ1つの避難訓練とか、そういった訓練でいろんな部分はこう

いうところがこうこうだったという検証はしておりますが、検証に基づきまして防災訓練の充実を図っておりますので、検証の上で防災訓練の充実を図っておりますので、御報告をさせていただきます。

それから、避難に備えた備蓄についてであります。食料品等については垂水市商工会等と救助物資の協定を結んでおりますので、それに対応していきたいと思っております。水の備蓄については平成24年度で予算をお願いしておりますので、備蓄の水の対応はできるかと思っております。

あわせて、自主防災組織によります炊き出し訓練等も防災訓練で実施しておりますので、食料等のその炊き出しに関しても、商工会の物資を結んでおりますそれとあわせて、炊き出し訓練でしております。そのあたりを活用して考えております。

備蓄については、水だけの備蓄を24年度は計画をして、予算をお願いしているところであります。

以上であります。

○川尻達志議員 ちゃんと検証をされていらっしゃるということで安心をしました。

念には念を入れて、議事録はとっておりますか。

それと、学校教育課長、子供たちもするはずですよ。学校のほうではやっぱりその反省会等しっかりしておりますか、そのことをお聞きをします。

それと、1年前から私は申し上げているんですが、災害の来る前にやはり避難が大事だと思うんです。そのときに我々は何とかなるんだけれども、社会的弱者と言われてる人たち、障害者であり、お年寄りであり、ここいらの避難体制の充実について私は1年前から危機管理監を通して話をしているんですが、ここいらについての対応はどうなっているかということと、

今、総務課長のほうからありましたけれども、自主防災組織の話が出ました、炊き出しの話が。多分組織率についてはかなり向上はしていると思うんですが、その実態はどうなのか。ただ、つくっただけで本当に機能しているのか、ここが大事なところだろうと思います。

県から言われて、国から言われて、垂水市はこれだけ組織率が上がりましたという報告だけで終わっているんじゃないのか。本当の意味で自主防災組織が機能していないとするならば、そういう体制づくりもしっかりと予算措置をしてやっていくべきじゃないのかと思いますが、このことについてお伺いをします。

○総務課長（山口親志） まず、議事録についてであります。防災訓練の終了後の会議というのは状況状況でしてありまして、あわせて、今回、防災訓練をした後の議事録という形ではとっておりません。ただ、防災訓練を実施する前に、関係機関といろんな調整をしながら防災訓練を実施しますので、実施をする段階での協議というのはしておりますので、そのあたりを踏まえまして、先ほども申し上げましたとおり、年々充実をしておりますので、終了後の議事録についてはとっておりません。

それから、弱者対策と自主防災組織の関係であります。まず、弱者対策のほうからあります。御指摘のとおり、一番災害が起きたときに対応しなければいけないのが弱者対策でありますので、そのあたりを少し答弁させていただきたいと思いますが、考え方を。弱者対策の中で、まず要援護者の方は事前に災害時の要援護者の登録をしていただきまして、対策本部等設置時に一番に保健福祉対策部で対応していただきまして、福祉施設等への避難の対応及び連絡をとってもらっております。また、財政出納対策部では避難者の輸送も整えておりますので、要請がありましたらすぐ対応をしております。

しかしながら、要援護者以外に、地域の高齢者対策については、自助・共助・公助の観点から、先ほども申し上げました自主防災組織の活動としまして、また地域のつながりとして対策をとっていただく方向が一番身近でありますことから、自主防災組織を中心に振興会等へもお願いをしているところであります。

そこで、自主防災組織の状況であります、平成17年度には10.3%しかありませんでしたが、死者発生等の災害を受けまして、またあわせまして県下の状況を踏まえまして、組織率向上に努めてまいりました。平成19年には67.3%、平成20年度からは危機管理監の指示及び取り組みによりまして、平成23年度11月現在では86.8%まで組織率が向上してまいりました。あわせまして、平成22年度には垂水市自主防災組織連合会も設立しております。

その中で、議員指摘のとおり、自主防災組織の内容であります、自主防災組織の充実が、先ほども申し上げましたとおり、公助だけでは十分な対策はとれませんので、共助の役割として非常に重要であり、地域の高齢者等の早期対策につながっていくと思っております。

まだまだ自主防災組織においては、活動、訓練等で組織の中の差は相当ありますが、充実を図らなければならないと思っておりますので、自主防災組織のリーダー育成とともに、地域と連携をとっていただき、この防災意識の高い時期に再度、自主防災組織の充実を図っていききたいと思っております。

以上であります。

○学校教育課長（有馬勝広） それでは、御質問にお答えいたします。

学校での防災訓練としての反省といいますか、そういうことですが、本年度になりまして協和地区で防災訓練が実施されました。これは垂水市を挙げてのことでしたが、そのときに、協和小学校のほうでも地震、津波を想定し

た避難訓練を実施いたしました。その際にはいろんな取材もあったわけですが、そのときには警察そして消防署の皆様も多数御出席いただきましたので、その中で具体的な御指導もいただいたわけですが、そして、避難のあり方はどうだったのかということ協和小学校でも反省をして、それを記録にとっております。

あと、それ以外の学校につきましても、これは鹿児島県教育委員会からの通知もございましたけれども、各小・中学校すべての学校で地震、そして津波までを想定した避難訓練をもう実施しております。そして、その報告も、今、教育委員会にも提出してもらっていますが、そのときに、今までは地震とか台風、風水害、そういうのをやっておりましたが、今回、津波ということも想定してやっております。そこで、どこが避難すべきなのか、そして児童の誘導のあり方、初期対応の教師の役割のあり方とか、そういうことも実施計画をつくりまして、実際にやった後、また反省をしているわけで、あと避難のあり方とか、そういうことについての改善すべきところは改善しております。

また、各小・中学校実施するに当たりましては、消防署とか警察署の方に来ていただきまして実際に御指導いただいておりますので、そこで実際に本当に子供たちの動き方、教師の指示のあり方、そういうことも課題を指摘していただいておりますので、そこをまた生かしているところでございます。

以上でございます。

○川尻達志議員 まだ聞きたいことがあるんですけども、時間の都合もあります。ぜひ議事録を作成して、それを公開をしていただきたい。そうしないと、往々にして、計画どおり訓練が終わりました、万歳万歳ということになりがちであります。そこいらが一番大事なところだろうと思っておりますので、議事録をつくって、議会に

でも、市報でもよろしい、報告をすることをさせていただきたい。

それと、弱者対策のところ保健福祉課ということも出ましたけれども、あえて質問をしませんけれども、そこいらの人数の把握とか、そこら辺について、避難経路までしっかりと対策をとっていただくことをお願いをしておきます。

次に、メガソーラーですけれども、反対ではないと申し上げております。ただ、先ほども申し上げただけけれども、マスコミに出たということで非常に私は気分を害しました。我々は、ジャパンファームのことでも私は非常に心配だと、それから池之上議員は撤去費用はどうなるのかと。肝心のところが全然出ないままマスコミに出るということは、これは執行部の脇の甘さをはっきりと指摘をしておきます。このことは、やはり議会と執行部の信頼関係にもとる問題だろうと思う。あえて警鐘を鳴らしておきます。

そこで、私はジャパンファームの出身ではありませんけれども、現在ジャパンファームとは何の関係もありません。日常のつき合いも全然ありません。もうはっきり申し上げますけれども、ジャパンファームも、いいですよと言って、つぶれてもしょうがない。私の関知するところではない。ただ、あそこで働いている人たちですよ、このことを私は心配する。もし市長が、私の記憶違いかもわかりませんが、K T Sの中で、森の駅、千本イチョウ、それからメガソーラー、観光というふうに私はとりましたけれども、もしそういうことであるとするならば、これを受けたジャパンファームの脇の甘さだろうと思います。

私が心配をするのは、重ねて申し上げるけれども、ジャパンファームが、もし出水、この前の口蹄疫とか鳥インフルの話なんですよ。あれだけばたばたして、もしということがあったときに、ジャパンファームはつぶれて当然ですよ、

これについて文句を言わなかったんだから。ただ、そこで働く人たちのことをもう1回考えていただきたい。要するに、ジャパンファームも垂水市が誘致した企業なんです。この雇用の話、それからいろんな固定資産税の話とかいうことを考えたときに、どうなのかという疑問が今でもあります。

それと、やはり売電価格も決まっていない。それから撤去費用についても、どこが撤去をするのか。仮に垂水市が10年か15年後いただくとする。その間の市が売った売電価格が撤去費用とペイするのか、最低でも。やはりそこまでしっかりと報告をしていただきたいと思います。

それから、ここにもあるんです。きのうの読売です。どんどんどんどん進んでいるんだけど、やはり、ほかが進むのはどうでもいいんですよ。垂水市にとって本当にメリットがあるのか、このことをもう1回、マスコミに出ること自体が、推進ありきでいっているはずなんです。このことをもう1回言っておきたいと思います。反対じゃないんだよと、丁寧に丁寧に説明をして、理解を求めていくことが大事だろうと思います。あえて今回の議会で私もそういう丁寧さを求めたいと思います。

○企画課長（倉岡孝昌） まず、ジャパンファームさんとの対応のことについて、お答えさせていただきます。

ジャパンファームさんとはいろいろ協議を行っているわけですが、その中で私どもは共存共栄という言葉を使わせていただいて、ともに、垂水には高峠がございまして、ジャパンファームはジャパンファームという企業がございまして、ともに成立するような条件の中でというような話をさせていただいているところでございます。

御指摘のように、ジャパンファームの垂水工場は、昭和54年に垂水に進出した企業でございまして、チキンの生産処理数は現在2,750万羽と

いう大きな生産施設でございまして、従業員数も250名ほどいらっしゃいます。そのような規模でありますことから、これが垂水市にとりましても大事な企業であるということは十分に認識いたしておりますし、また、市長からも慎重、丁寧に対処するようという指示を受けておりますので、そのようなつもりで現在も対応いたしておりますし、今後も対応いたしていくつもりでございます。

それと、撤去費用についてでございますが、撤去費用については、前回の、さきの議会の御質問に、3つの方法があるということをお答えしたと思います。その中で今、協議を進めておりますのは、売電価格が、10年になるのか15年になるのかわかりませんが、その後につきましても事業者のほうで引き続いてやるんだったらやっていただくと。ただし、そのかわり、撤去については事業者側で撤去していただくというような方向で、今後調整を進める予定であります。

以上でございます。

○川尻達志議員 まず、KTSが流したということで、市長、文書でKTSに抗議をされましたか、私の本意じゃなかったと。ここが一番大事なところであると。口でおっしゃっても、やはりそういった具体的な行動を示さないと、なかなか理解は得られないんだらうと思います。

それから、メガソーラーがこのまま進んでいくとして、いろんなところでこうやってメガソーラーをやっているんですよ。設置の条件は必ず、最低でもこういうところと同じようになるように、まずそれが最低条件だらうと思います。垂水だけそういった導入をして、ふぐあいが、例えば撤去費用でもそう。どうなっているのか。最低でも、ほかのところをしっかりと調べていただいて、こういう条件ならいいですよというぐらいの強い気持ちで進んでいただけるかどうか、お伺いをします。

○市長（尾脇雅弥） マスコミ報道関係に関しては、きのう感王寺議員のときにお答えはしたんですけれども、それぞれの報道の視点がありまして、自由を規制するということはできないということで、きのうは申し上げました。ただ、今、御指摘がありました、結果として、議会に対して懇切丁寧に説明をしていくという基本的な考え方は変わっておりませんので、それに反するような形で流れてしまったということであれば、おわびは申し上げたいというふうに思っております。

それから、垂水のメガソーラーの状況ということなんですけれども、恐らくほかの市町村の状況よりはいい形で、我々の条件というのは進んでいるんだらうと思いますので、詳細に関しては、また今度、業者さんが来られて説明をさせていただくということでございますので、その中で御質問等いただければというふうに考えております。（「抗議をされたのか、KTSに」と呼ぶ者あり）

抗議はしておりません。

○川尻達志議員 終わりますけれども、この件については。ただしっかりと、こういうことについては抗議をしていくことが大事なことだらうと思います、あなたの意思に反するとするならば。そうしないと、なかなか我々も受け入れられないような気がします。ぜひ、あなたがそうおっしゃるんだったら、そういうこともしていただきたい。あえて答弁は求めません。

それから、国旗、国歌の件ですけれども、今度、オリンピックがロンドンであります。そのときに、金メダルをとって、にこにこしているシーンをたくさん見られたらいいなと思います。ただ、そのときに、国歌を口パクじゃなく歌う人がいるかなと思うと、若干の不安があります。やはり本当にこういったところから国は緩んでいくんだらうと。外国といろいろもめておりますけれども、やはり国歌という意識を失った国

は絶対減んでいくんだろうと思います。

そういった意味で、私が9月にこういう話を
して、皆さん方で正月に国旗を掲揚された方は
いらっしゃいますか。されなかった方は。いや、
された方でいいな。国旗を掲揚された方、いら
っしゃいますか。（「挙げんや、みんな。うそ
でん挙げんや」と呼ぶ者あり）正直でいいん
ですよ。了解をしました。多分この程度の実力だ
ろうと思います、市民もひっくるめて。ぜひ、
祝祭日とは言いません、少なくとも正月には国
旗を掲げていただきたい、皆さん方が率先垂範
して。

それと、なじむかなじまないかわからないん
だけども、昔は竹ざおにくくりつけて出して
いたはずなんです。今、なかなかそういうこと
ができる環境じゃない。国旗を掲げる器具があ
ると思う。あれは助成とかそういうことは考え
ていかれないのか。そういうことをすること
によって、みんなの意識も上がってくるんだら
うと思います。ぜひそこらについても検討をい
ただければありがたい。これは啓蒙すると、啓
蒙をしていくという予算の使い方ですんなりに
問題はなかろうと思います。

それと、ちょっと話は飛びますけれども、総
務課長、この前、天皇陛下が手術をされました。
宮内庁かれこれで記帳に訪れた人が10万人ぐら
いいらっしゃると。この記帳についてやはり我々
も、天皇は国家元首であらせられます。ありま
すとは申し上げません。この記帳について宮内
庁あたりに問い合わせをしていただいて、もし
問題がないとするならば、垂水市は率先垂範し
て記帳所を設けるべきじゃないかと、そのよう
にも思います。ぜひ部内で検討をされて、でき
ればそういう方向で進んでいただければ、また
市民の感情も違ってくるのかなというふうにも
思います。あえて答弁は求めません。

これで終わります。ありがとうございました。
○議長（宮迫泰倫）次に、9番北方貞明議員

の質疑及び質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、おはようございます。
それでは、早速質問に入らせていただきます。
施政方針と予算について、質問いたします。
行財政改革について。

24年度市政運営については、施政方針で3つ
の重点項目を掲げられておられます。まず1番
目に安心・安全な垂水のまちづくり、2番目に
第一次産業の六次化と観光振興、3番目に医療・
介護・福祉の包括的な取り組みと、この3つの
政策を掲げられています。その中で、市長の5
つの公約の中で、行財政改革の継続だけが何も
触れられていません。確かに予算説明の中で、
継続可能な財政運営のために取り組むというこ
とで財政改革の説明はなされておりますが、予
算編成に限っての行政改革ということか。鹿児
島県知事や他の市町村長も行財政改革の必要
性と推進を施政方針に掲げておられます。市長
は24年度の施政方針に行財政改革を掲げなかつ
たわけをお聞かせください。

安心・安全なまちづくりで、危機管理体制の
整備と強化を質問する予定でありましたけれ
ども、昨日、川畑議員、また先ほどの川尻議
員に対しての答弁で大体理解いたしましたので、
私は今回、危機管理監について質問いたします。

危機管理監設置要綱に、設置第1条に、市民
の生命、財産に被害を及ぼす、あるいは及ぼす
おそれのある危機発生時に、迅速かつ的確な対
応を図るために危機管理監を置くとなってい
ます。現在、危機管理監は鹿児島からの通勤と
聞いていますが、設置第1条の条件に適合して
いると思われませんか。この件は市長にお伺
いいたします。

次に、観光振興の漁業体験型教育旅行推進
について、質問いたします。

本年度は、5月17日、奈良県生駒市の大瀬
中学校を皮切りに6校の民泊が予定されていま
す。

年々盛んになり、垂水では、漁協を中心にえさやり体験や遊漁船での船釣りが人気があります。今回、遊漁船法定整備購入補助金として60万円が計上されています。その内容をお聞かせください。

人口減対策について。

市長の公約の3万人のまちづくりに対しまして、私は、基本的には公約は市長の任期中の4年間と思っておりますが、この4年間では到底3万人は達成することはないと思っております。これまでの取り組みと今後の取り組みをお聞かせください。

次に、集落水道について。

安心・安全なまちづくりは、市民の生命、財産を守ることが基本と考えておりますが、人が生活していく以上、水は飲料水として、食事や飲み水として大切なものであります。これまで、集落水道に対して何人かの同僚議員が質問され、改善され、地域の方々に喜ばれているところもあると承知しています。一部のところで飲用水として不適切なところがあると聞いておりますが、どのような対応をしてきたか、お聞かせください。

これで質問を1回目、終わります。

○市長（尾脇雅弥）北方議員の施政方針及び予算説明についての1点目の行財政改革について、お答えをいたします。

まず御理解をいただきたいのは、このたびの施政方針において、挑戦の視点へ重きを置きましたことから、私の5つの公約の中の3つの重点政策を柱に据えさせていただきます。私にとりまして、行財政改革の必要性は十分認識しており、身を切る姿勢を示すことで御理解いただきたいと思っております。行財政改革の推進に決して終わりはなく、引き続き進化していかなければならない重要な課題であると考えております。また、行財政改革の断行の継続は私の5つの公約にも入っており、冒頭に掲げまし

た3つの重点施策の推進の基盤となるものでありますことから、今後も継続して真摯に取り組んでまいります。

現在、平成22年度から平成24年度までの3カ年を計画期間とする第5次行政改革大綱においては、大綱に記載された推進の方法に基づき、期間中の成果を確認するため、年次ごとに総合計画と連動した推進計画を策定して、数値目標を設定し、計画的に推進しております。また、平成22年度から平成26年度まで5年間を計画期間とする第2次財政改革プログラムにおいては、本市の重要課題に適切に対応できる弾力的で足腰の強い健全な財政構造を構築し、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を図るために、財政改革プログラムの目標達成への取り組みにおいて、記載された各事業の推進を図っております。

平成23年度においては、この行財政改革の推進母体となる行政改革会議を4回開催し、また、行政改革会議の下部機関としての5つの部会においては10回開催しております。

なお、平成24年度においては、引き続き、平成23年度の実績や効果の確認と、行政改革大綱における42の推進計画及び財政改革プログラムにおける43の推進計画における平成24年度の取り組み計画の実施を行います。本年度は第4次垂水市総合計画の中間見直しの作業を行いますことから、市民満足度調査や優先順位の検証結果等を踏まえて、行財政の効果的かつ合理的運営や市民サービスの向上を図ってまいります。

また、経営会議においても、随時、行政改革会議からの報告を検証しておりますし、各課に出向いて行った各課経営方針ヒアリングの場においても、行財政改革の重要性について意識づけを行っております。

このように、計画に示された目標等を達成することはもとより、庁内全体においても職員の意識改革を図りながら、本市行政改革の基本方

針である市民との協働による行政、市民の目線に立った質の高いサービスを提供する行政、コスト意識を持ち、経営感覚に立脚した行政の各項目の推進に今後とも継続して取り組んでまいります。

それでは、危機管理監について、お答えをいたします。

危機管理監の居住についてですね。

危機管理監の居住につきましては、鹿児島市の居住であり、通勤可能な範囲でありますことから、居住を条件に雇用はしておりません。また、危機管理監は非常勤特別職として雇用しており、非常勤特別職に住居手当、通勤手当の支給は今までしておりません。

危機管理監の業務としましては、国民保護計画・垂水市地域防災計画及び修正、県防災計画との調整、各機関との連絡調整等の内部勤務と、想定できる災害等の情報収集及び情報の提供の業務を行っており、その情報等に基づきまして対策本部を設置し、垂水市の責務において、市長をトップに対策を実施しております。

想定できる災害等の発生及び発生のおそれがある状況においては、当然庁舎に寝泊まりしていただき、また、自宅でも常に情報収集もしていただいております。緊急時には連絡体制もっておりますので、災害に関しては24時間体制を確立しており、対応できるものと考えております。

住居手当を予算化するより、現状の待遇で安心・安全なまちづくりのための体制整備においては支障はないというふうに思っております。

○水産課長（岩元悦郎） 北方議員の質問について、お答えいたします。

21年度から取り組んでおりますブルー・ツーリズム、漁業体験型教育旅行、漁家民泊受け入れにより、都市との交流人口を図り、水産業と観光業を結びつけることにより、本市の活性化に大変寄与しております。

今後、漁業体験型教育旅行をさらに推進するため、垂水市漁協に所属している漁船で新たに遊漁船登録を行う方に対して、法定備品購入、救命胴衣・信号紅炎・救命浮環などの補助を新設することで、現在、13隻を23隻にもっていきたいと思っております。そうすることにより、えさやり体験、漁場見学時の遊漁船の安定的確保を図ろうとするものでございます。

ただ、お客様、乗客からお金をいただかなければ遊漁船登録だけで済みますが、料金をいただくとなると、遊漁船業の登録が必要となってまいります。今回の予算措置として、10隻分60万円をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 次に、人口減対策についてでございますが、私は、公約の中で5番目の柱として、桜島道路実現への挑戦をうたっております。その中で、鹿児島市まで30分の道路実現は、垂水の未来をさらに明るくします。鹿児島市などのベッドタウンとして人口3万人のまちづくりを目指しますと補足しております。つまり、この人口3万人づくりにつきましては、中・長期的プロジェクトとしての錦江湾横断道路の実現が前提となっております。そのことでの取り組みへ挑戦していくことが垂水市の発展につながるかと考えております。

このように、3万人のまちづくりは、さまざまな環境が整備された後に近づいていくものであると考えており、最近の国や県の動向を踏まえた場合に、実現への道が開きつつあると感じており、昨日の大園議員の御質問にお答えしましたように、今後、垂水市においても実現に向けた取り組みのサポートを行おうとしております。

垂水市における人口減少への対策は、少子高齢化の時代を迎えて、市民の社会的な生活や行政運営に少なからず影響を及ぼしており、現状を少しずつでも改善していくことが望まれており

ます。

この改善のため、今までに、定住促進住宅事業や空き家バンク制度、水之上定住促進住宅の入居条件の緩和、子育て対策などの、住んでよかったと思えるまちづくりにおける各事業を取り組んでまいりました。

さらに取り組みを進めていくために、先般開催された経営会議において、庁内に今後、人口減少対策プロジェクトチームを、仮称でありますけれども、設置することが確認されておりますので、今後はこの会議を中心として、さらに人口減少への対策を図ってまいりたいと考えております。議員各位の御協力をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（感王寺八郎） 集落水道について、お答えいたします。

集落水道施設の飲料水の適正な管理を行うため、平成20年6月議会で川尻達志議員、同12月、森正勝議員から質問があり、行政の積極的関与を推進するため、平成21年度より地域管工事組合に集落水道の管理委託と、安心・安全な飲料水の供給のため年4回の水質検査を実施しております。

集落水道の維持管理につきましては、1カ月置きに施設周辺の清掃等を実施しており、高齢化する中、管理が困難な地域にとっては非常に喜ばれております。また、水質検査につきましては、原水38項目1回と、浄水50項目と、10項目2回の、年4回を実施いたしております。

御質問のありました不適のところがあるか、どのように対応してきたかとのことですが、22カ所のうち、水道法に基づく大腸菌の検出が見られたところが12カ所、マンガンが1カ所、砒素が2カ所が検出されたところでした。

対応につきましては、滅菌消毒設備のない施設からはたまに大腸菌が検出されることがあることから、平成22年10月に滅菌器メーカーによ

る説明会を開催いたしたところでございます。また、原水38項目、浄水50項目を実施することにより、砒素、マンガン等が検出されたところですが、結果につきましては集落水道代表者に通知し、対応を検討しております。

砒素の除去施設等について、八代市を研修し、各家庭で水道に設置するカートリッジ式の浄水装置、2リットルのポット式の浄水器、全体を処理する浄水設備等を研修し、集落の方々に説明をいたしました。家庭内設置型はカートリッジの交換が1年2万円程度は必要となり、除去施設を設置した場合は維持管理費が高くつくことから、設置に至っておりません。

平成22年度は、滅菌装置の設置を1カ所、マンガン除去装置の設置を1カ所、集落水道施設改良事業補助金により実施いたしております。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。一問一答をお願いします。

行財政のことですけれど、再度質問いたします。

市長の公約は1期4年、市の運営に対して市民と約束をされるわけです。そしてそれを実現に向けて取り組まれると、私は思っております。5つの公約で、今回、行財政改革の継続が掲げておりません。それで先ほど答弁の中で、年次ごとに計画されているということ伺いました。

そこで、市長にお伺いいたしますが、現在の行政改革、財政改革、これ24年度の取り組み内容は、もう1度お聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 繰り返しになりますけれども、平成24年度に関しましては、引き続き、平成23年度の実績や効果の確認と、行財政改革大綱における42の推進計画及び財政改革プログラムにおける43の推進計画における平成24年度の取り組み計画の実施を行いながら、本年度は第4次垂水市総合計画の中間見直しの作業を行いますことから、市民満足度調査や優先順位の検証結果を踏まえて、行財政の効果的かつ合理

的運営や市民サービスの向上を図ってまいります。

また、経営会議においても、随時、行政改革会議からの報告を検証しておりますし、各課に出向いた各課ヒアリングの場においても、行財政改革の重要性について位置づけを行っておりますので、そのような活動を中心に実施をしていきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 内容が、私の頭が悪いんでしょうか、全然わかりませんでした。数字の四十幾ら幾らと言われても、何をされるのかさっぱりわからないんですけど、そういうふうな答弁になっておったんですしたら、もうそれでいいでしょう、わかりませんけれども。

第5次行政改革は今年度、24年まで、それで、第2次財政改革は中間で今はあります、26年までであると思っております。第6次行政改革は来年度からスタートするわけですがけれども、やはり24年度中、今年度中に策定しなくちゃいけないと私は思っているんですけども、また財政改革は中間の見直しということで、この辺もひとつもう一遍お聞かせください。

だから、この行政、財政改革が施政方針に一言も触れていないことは、行財政改革に対する認識、そして市長がやろうと思う気構えがないと思われても仕方がないんじゃないかと私は思っておるんですけども。だから、この考え方が、市長は認識が軽いと私は思っております。

そういうことで苦言を言うて、もうこの質問は終わります。

次に、危機管理監のことですけれども、先ほど答えでは、設置のところで、私は、危機発生時に迅速かつ的確な対応を図るために危機管理監を置くと、これは第1条に載っておるわけです。ところが、市長は、通勤可能な範囲であるというふうに言われました。平常時だったら私はいいいと思うんですよ、何もありませんから。危機発生時、垂水市にいらなくても大丈夫なんで

しょうか。この第1条に対して整合性はないと私は思っております。

市長は、平成5年でしたかね、台風のあった年、平成5年は垂水におられましたかね。平成5年の台風13号のときは鹿児島から通勤できなかったはずですよ。垂水港は流木で満杯になってフェリーの出入りはできませんでした、数日間。そういうときがあるんです、危機発生ときは。そして、8・6水害のあったときも同じでしたかね、県道は。あのときも早崎からは来られませんでした。

市長が言うには、そういうのは予測ができるから寝泊まりをされると言われるかもしれませんが、答えは先ほどのとおりでしたから。しかし、今いかなるときに危機が発生するかわかりません。だから、とてもじゃないけれども、鹿児島からはそういうときは来られないと思うんですよ。危機発生したときは、最初の3分間、あるいは3時間が最も大事だと思います。それでいかに行動をするか、いかに対応するかになっておると思うんですよ。そこの認識がちょっと足りないんじゃないかと思うんですよ。

私はここに、過去に、20年の3月27日の竜巻のときに、事故発生から解散までの消防の方からデータをいただいたんですけども、このときですね、7時前でしょうかね、多分、19時だから、7時前に、恐らく前後に竜巻が発生したはずですよ。それで、私の友人が鹿屋から帰りにそれに遭遇したんですよ。そして私のところに7時ごろに電話が来たんですよ。それで僕は、ここに19時07分とここに書いてあります。一般市民からの連絡、これは多分僕だと思うんですよ。錦江町付近で竜巻が発生したというふうには僕は通知しておるんですよ。それから3分後には、既にこの本部が損害保険号という車で浜平へ2人がもう出向いております。そして、その発生現場の母屋には6分後には消防車が着いています。そういう迅速な行動をしておるんで

すよね。そういうことで、これをちょっと読み上げますけど、8時に、40分後にはもう現地に本部を置いています、本部を。そして、発生から2時間半で、その間いろいろな調査をしていますけれども、本部を解散しています。それで、車庫に帰ってきたのが9時32分と書いてあります。

そのように、最初の行動が物すごく大事と思うんですよね。そして、鹿児島からこの発生時の、一番行動、指示しなきゃいけない時間帯に、来れますか、連絡がとれますか。このときはまたちょっとケースは違いますけれども、このときの管理監とは翌日まで連絡はとれなかったと聞いていますよ。（「そらいかん」と呼ぶ者あり）そういうことなんです。だから、垂水に住居を構えて、危機管理監はいるべきです。

志布志市が危機管理監を採用していますよね。志布志市は、採用時に、市内に住居を構えることが条件で採用しています。市長がなぜこのとき、採用のときに言われなかったのか。市長が一番目標に最初に掲げておられます、垂水の安心・安全まちづくり、これを言われるのであれば、一番先にこれをやるべきと思うんですが、その辺の見解をお聞かせください。

○総務課長（山口親志）申しわけありません、市長にでしたが、私のほうで答えさせていただきます。

先ほども申ししておりますとおり、危機管理監の業務としましては、災害時の情報収集とそれから情報提供でありまして、災害発生時には垂水市に寝泊まりもしていただいておりますし、そういった災害の発生及び発生のおそれがある場合は当然寝泊まりもしていただくし、また、情報収集等でそういった危険な情報等、危ない情報等がありましたら、常に連絡をとっておりますし、垂水に住居じゃなくても24時間体制はとれるというふうに自信を持っております。

それから、先ほど竜巻の発生のことを議員が

言われましたが、やはり自然との闘いというのは非常に厳しいものがありまして、この中で竜巻に関しては、やはりどの危機管理監であっても、竜巻に関しては情報収集というのは非常に厳しいものがあると思います。すべての災害を情報をとるということは厳しいものがあります。私もちょうどこのときには農林課長でしたので、熊本に出張をしております、帰ってきて我が家でゆっくりしましたら、竜巻ということで、それから上野に上がりまして、そのときに農業関係は私のほうで対策をとったつもりでおります。

ですから、危機管理監の仕事をきちっと分担しまして、情報収集やらそういった情報をとっていただいた後に、対策は先ほども言いましたとおり、各対策部、市長をトップにした対策を練るというふうに思っておりますので、そのあたりの情報収集にやはりたけております危機管理監の役割というのは、垂水市にとって、安心・安全のためにもやはり重要な位置だと思っております。

ですから、災害に関しての、災害のすべてのことに関して危機管理監が対応できるかということに関しては、やはり発生、竜巻等に関しても、多分にどこの危機管理監でも、どこの情報収集でも、的確にピンポイントで情報収集するということは厳しいと思います。

あわせまして、対策というのは垂水市がとるものでありまして、危機管理監の助言はいただきますが、危機管理監があくまでも対策を練るのではなくて、垂水市が練るというふうに意識をしておりますので、それとあわせまして、24時間体制もきちっととれるように今、体制をとっておりますので、鹿児島から通勤されることに関しては十分じゃないかというふうに認識をしております。

以上です。

○市長（尾脇雅弥）今、質問がありましたけ

れども、これまでの台風とかそういったものに関しては、1週間ほど前からデータ収集をしておりますので、その規模とかそういったものを考えながら、十分対応はできるんだろうというふうに考えております。

今ありました竜巻等の突発的なものですね。これは、例えば私も含めてですけれども、垂水市に常に居住していても、いろいろ出張でいないとかですね、いろんなケースがありますので、結果的に対応できないケースもあろうかと思えますけれども、そういった場合は電話でやりとりをしたり、いろんな形で対応せざるを得ないという部分がありますので、その辺のこともひっくるめて、よりいろんなケースを想定して、今後、慎重な、丁寧な対応を考えていかなければいけないというふうには考えております。

○北方貞明議員 課長のお答えで、確かに竜巻とかそういうのはピンポイントで予測はできないと、私も十分理解しております。だけど、災害というのはいつどこで発生するかわからない。そのために危機管理監ということをおかれておると思っております。そして、助言をいただきながら、それで市長が答えていただきました、台風などでは1週間前から予測できる。ここにおられる方は1週間前からみんな知っています。テレビ報道ですべてわかります、進路方向も。そういうのはだれでもわかるわけです。

だから、先ほど言いましたように、そういう突発的な事故が起きたとき助言をいただきながらということも聞きましたから、今。やはり地元において、迅速に行動、指揮、指揮は最終的には市長ですけれども、アドバイスをいただける位置におったほうがいいんじゃないかと私は思っております。（「そのとおりのやっど、いいほうにもとってやらないかんど」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。だから、この要綱の1条を加えて、垂水に居住する者とか、やはりこの1条を加えるべきじゃないでしょうか。必要

な事項は市長が決めると、ここにもちゃんと書いてあります。必要じゃないでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 住んでいただければそれにこしたことはないとは思いますが、それだけで判断をして危機管理監を決めるわけではありませぬので、前も申し上げました、専門性でありますとかいろいろなところを考慮して、垂水市民の安心・安全を守るために人材として必要だということが大事だということですので、そのように御理解をしていただきたいというふうに思っております。

○北方貞明議員 それじゃ、次に入りますけど、先ほど言ったように、私の思いとちょっとかみ合いませんでしたけれども、次、遊漁船について質問いたします。

これは先ほども、遊漁船ではなくして遊漁船業に対するの補助と私は思っています。そうですね、遊漁船業に対する。遊漁船と遊漁船業の違いというのは、遊漁船業は商いをするということですね。

今回、私たちは現在、民泊を受け入れておるわけなんですけれども、私のところで生徒さんを受け入れて、船で魚釣りに連れていく。これは既に法に触れておるわけです。これは御存じでしょうか。ということは、民泊をした時点でもうお金をいただくということになっているから、船に乗せて魚釣りに連れてはいけません。海に行って魚を釣り上げるということは、もう商いをしたというふうにして、仕事をしたということに認められて、だから、私たちはこれから、今までのやり方では生徒さんを魚釣りに連れていくことはできません。それはもう法律で決まっているから、それはいけないわけですけど、今回60万円の補助が出ます。これは恐らく、60万円垂水市から出たような答弁ですけれども、県、垂水市と合わせて2分の1じゃないんでしょうかね、それで個人負担がその半分ですよね、というふうには私は思っておるんです

が、この設備のほうは。

それで、なぜ私たちができないかといいますと、遊漁船法がありまして、1人当たり3,000万円以上の賠償保険を掛けて、そして法整備をして、やっと遊漁船業というのをいただいて、生徒さんを乗せることができるんですよ。それで、遊漁船業をとるには、5年間で2万3,000円の遊漁船業登録、そして先ほど言いましたように、3,000万円の保険を掛けるには、たしか1人3,200円でしたかね、掛ける定員数、これはその船を持っている方が個人で掛けなくちゃならないことは当然なんですけれども、それで、民泊をするためにこの保険をとって、賠償金を掛けてですね、果たして、受け入れ側の家庭が満足いくような、収入と言ったらおかしいんですけど、5,000円でやっていけるのかと。これ保険は毎年掛けていくわけですからね。この辺の保険のことに對して執行部はどのように考えているのか、補助とかそういう手当はできないのか、それをちょっとお聞かせください。

○水産課長（岩元悦郎） 北方議員の質問について、お答えいたします。

漁獲行為を伴わない行為、えさやり体験、漁場見学、イルカウォッチングですか、も海上運送法により届け出が必要となり、1人3,000万円以上、定員分のついた保険契約が必要となります。そして、漁獲行為を伴い、業をなす行為、例えば民泊での船釣り、定置漁業の体験も、遊漁船業の適正化に関する法律により、遊漁船業の届け出が必要となり、保険料等2万3,000円と、1人3,000万円以上、定員分の契約がついた保険契約が必要となります。

この補助金を新設する段階で、鹿児島県からも30万円いただいておりますので、鹿児島県ともやりとりをしたんですけれども、船の持ち主が漁場体験以外にも個人的にも商業目的で運用できるということで、登録料、保険契約の費用は個人財産であるので認められないと、ただし、

遊漁船法定備品の一部助成は認めていただいたという経緯があります。

議員がおっしゃいましたように、遊漁船業登録料、損害保険料に對して、市の何らかないのかということでしたけれども、先ほど述べましたように個人財産という観点から補助金は難しいと考えており、御理解願いたいと考えております。

以上でございます。

○北方貞明議員 個人財産ということで御理解いただきたいということですが、それではですね、せっかく今まで、ここまで順調に民泊が伸びてきたのに對して、僕の場合は、先ほども言いましたように、連れていったけど、今後、この保険を掛けてまではとてもではないですけど、ちょっとできないですわ。

それでですよ、仮に、仮のことはちょっといけませんかもしれんけど、10名乗れる船に、10名分の法的な救命道具とかそういうのは設備はいたしますよね、2分の1で。それで、保険は掛ける。そして、その10名乗れる人が生徒さんを受けたとしても、10人は家庭では恐らく受けきらんと思うんですよ、その船主さんが10名登録しても。そうしたら、大抵4名しか泊められることはできないと思うんですよ、私の場合は3名しか泊めていませんけれども。4名泊めたとき、その4名分はその船主さん、船長さんはお金はもらえないんですよ、自分が泊めておるから。それで、10名あるから、あと6人をどこかの家庭の人たちから乗せられる。そうしたとき、この6名分のお金はだれが払うのかということですよ。生徒さんたちは全然払いません。そうなれば、その船長さんがもうサービスで乗せるか。あるいは、ほかの民泊を受け入れている家庭の方が何がしのお金を出すかということになると思うんですけれども、その辺も、やはりこれだけ民泊を進めていくんでしたら、行政のほうで、そういうのが発生したら1人幾

らとか、やっぱりそういう方向性を示してもらえんな、恐らくこの遊漁船業登録はなかなか難しいんじゃないかと思うんですよね。そういう金額の設定、あるいは何人か乗せて幾らと、そういうようなのをちょっと考えておられるか、ちょっとお聞かせください。

○商工観光課長（塚田光春） 今、垂水市の教育旅行、体験型ですね、これは本当に議員がおっしゃるとおり、漁業体験型教育旅行ということで垂水市は本当に脚光を浴びているところでございます。

今回のこの制度はあくまでも、体験も漁業体験、また農業体験とあるんですけれども、その体験料じゃございませんで、今現在垂水市漁協が行っているえさやり体験ですね、日帰りのえさやり体験、それに対しての助成でございますので、例えば今、垂水市漁協が13隻だったですかね、13隻持っております。それでその中で、13隻じゃ、とてもが修学旅行生がたくさん来た場合、対応できないということで、さらに10隻ふやして、その法定備品を購入しようというものでございます。

ただ、今、議員がおっしゃるとおり、遊漁船業の登録料も発生します。それは5年間有効ですけれどもね。それと、あと3,000万円保険、これも発生するということが昨年我々もわかりました。で、これを、今後、垂水市が売っていくにはやはり必要な経費だろうというふうに思います。

しかし、今の現段階では、この登録料、そしてまた保険料を公費で払うというのが、まだ制度化されておりませんので、これは引き続き、垂水市は漁業体験で打って出らんといかんもんですから、県と市と、県のほうへ引き続き根気強く、この助成はできないものか相談していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○北方貞明議員 わかりました。そうしたら、

県と交渉していただいて、できるだけ個人負担がないように努力してください。

1つだけ、私がこの間、県のほうに行って調べてきたら、現在、遊漁船業登録をされている方もおられます。いいですか。垂水漁協区管内で4名の方が登録されて、定員数は37名です。それで、牛根地区で9名の方が登録されていて、乗れる定員数が67名。計104名の方が乗れるような遊漁船業をとっておられる方もおられますので、こういう人たちとも連携をとってやればまた、もうこの人たちは既に法定のあれも入っておられるわけですから、遊漁船業をとっておられるわけですから、垂水の民泊を推進していくには、この人たちのお手伝いをもらったほうがいいんじゃないかなと思っています。先ほども言いましたように、私も一緒だったんですけど、私自身はもうこの保険に入っていないものですから、もう今回からは連れていけないわけなんですけど、こういう方々にも協議されたほうがいいんじゃないかと思っております。

そうしたら、次に入らせていただきます。

それじゃ、水のほうを伺います。

集落水道に関しては、安全な水の提供として、水質検査やら管理に努力されていることは理解いたしました。

今、砒素が出たということで、2カ所の集落から出たということは、水道法に掲げられた数値を、0.01、リットルですかね、その2倍から5倍の数値が出ておるわけですよね。だから、集落の方々はわかってから、水を買って、温泉水を買ったり、いろいろ水を買っておられます。だから、一日も早くこれは安全な水を提供、皆さん方は飲みたいと思っておるんですけれども。

そういうことで、私は、なぜそれが出たかということを集落の方に聞いたらですね、昔、宝が出たんだと、こういうような表現をされたんですけれども、実は藩政時代に、島津斉彬の命によって鉱山開発がなされてですね、その辺が

銅、鉄の採取されておったというのが文献にも載っているわけなんですけれども、ここに「偽金づくりと明治維新」という本の中に、斉彬の政策が載っているわけなんですけれども、安政元年に大隅国垂水の山中で金鉱及び石英を得たりと書いてあるんです。そして、かつて垂水で得た鉱石は、オランダ人が調査をした結果、プラチナが入っていたというような文献もあります。そういうことですね、先ほど言いましたように、ここで銅やら、そういうのを採取されておった。その横に現在、今、水源があるということです。だから、鉱山からはこういう物質が出るということは、その文献にも、またいろんなものでも載っております。

そういうことで、今、生活環境でも一生懸命されておるといのも私も知っております。先ほど課長が言われた、除去のこういうデータも私もいただいております。経費が何百万もかかると、家庭用のでも何十万かかかるといこと、いまだかつて皆さんはそれをされていないわけなんですけれども、今後、これに対してどのような手だてをされるのか、ちょっとお聞かせください。

○生活環境課長（感王寺八郎） 砒素が検出されたところの水源確保の関係ですけれども、議員からもありましたとおり、施設の設置につきましては非常に高額になるということで、比較的近い南側の河川の水質調査を実施しております。結果として、検出されなかったということでございますけれども、利用可能ではありましたが、取水箇所や管理の問題、過去災害等で幾度となく被害を受けているというようなことから、その河川からの取水については、非常に集落にとりましては消極的なところがございます。

また、ことしの2月に入りまして、北側の河川が、現在取水しております山腹の湧水からとっているわけなんですけれども、それと異なるので

はないかということで調査をいたしました結果、異常がないということで、先日、集落関係者に協議をいたしまして、整備計画等の検討を協議を今現在行っているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 そうしたら、既に集落の方々とは協議中ということでよろしいですね。

一日も早く安全な水を飲めるように、これも一種の危機管理だと思います。市長のほうから、これを皆さんが安心できる水を一日も早く提供できるように対策をとっていただければと思っております。

だから、私の友人なんかはお孫さんが来ても自分のところの水は飲まないと、市販の水を買って飲ます。特に赤ちゃんであれば、もうとてもじゃないけど飲まされないと。だから、そういうことで、今、御飯を炊くにも水を買って、要は家庭で使うのはふろと洗濯だけだといふうに言っておられます。また、ある御婦人は、自分の息子にここに家をつくってあげようと思っておったけれども、こういうのが発生したから、おまえたちはもうこっちにおらんでいいから垂水の中央に家を建てると、そう言うたと、そういうようなことも聞いております。

そうなればですよ、ますます過疎化が進み、限界集落になっていきますから、やっぱりその辺のところも十分気をつけて、心を配っていただいて、一日も早く解決していただきたいと思っております。

これで、水のところは終わります。

そして人口の問題、これはもういいです。

これで、質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。次は、11時25分から再開いたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を

開きます。

10番池山節夫議員の質疑及び質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 お疲れさまです。

先月、日銀は、下落傾向が続く消費者物価について、1%の上昇率を目指すことを決めました。緩やかなインフレ目標を初めて導入したことになります。10年以上続くデフレから脱却できないことから、消費者物価の緩やかな上昇が見通せるまで、実質的なゼロ金利政策と金融資産の買い入れなどによる強力な金融緩和策を継続するという日銀の意思表示ですが、裏を返せば、10年前に1%から2%のインフレ目標を掲げて金融緩和と財政出動をしていれば、日本経済は既にデフレを脱却し、2から3%の経済成長を実現できるようになっていたのではないかと考えます。

今、民主党の野田政権は、消費税を8%にするという増税案に執念とも思えるような意欲を燃やしておりますが、今、この時期での消費税増税は、必ず経済活動を鈍らせ、税収全体もかえって減収になると予想されます。間違った経済政策をとられると、この先また10年、日本はどうなるのかと暗たんたる思いがいたします。

今、経済浮揚を最重点政策とすべきであります。日銀と政府は2%のインフレターゲットを設定し、日経平均株価を小泉政権時代の1万3,000円、対米ドル為替レートが85円台になるまで財政出動をすることが、企業の投資意欲を高め、雇用の増大につながり、国内需要を呼び起こし、消費税やその他の税収の増加につながるというスパイラルが生まれます。

消費税増税の前に解散総選挙をして、国民に信を問うていただきたいと切に願うものでありますが、この困難な時代に我々地方は、市長を先頭に、行政と議会が切磋琢磨しながら、持続可能な垂水をつくる努力をしなければなりません。

ん。頑張ってください。

ということで、それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして質問をさせていただきますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

施政方針と予算案について。

水産物の販路拡大や消費拡大について。

ブリ、カンパチのPR活動について、具体的に教えてください。

また、施政方針から市長のトップセールスという言葉が消えたことについて、理由をお聞かせください。

商工業、産業振興について。

食材の「垂水ブランド」については、フェイスブックとの関連で考えて、これまでの垂水ブランドとは取り組みが違うのかとも思いますが、フェイスブックについてどのようにかかわっていくのかとあわせて伺います。

千本イチョウについては、シャトルバスの予算が組まれておりますが、内容について教えてください。

垂水高校振興策について。

イメージアップへの支援について、教育環境充実に向けての支援について、小規模校だからこその学校運営への支援について、具体的にお聞かせください。

学校給食の食物アレルギー事業について、予算がついた事業の内容について、伺います。

ごみ処理について。

大隅広域事務組合でもごみの減量化について議論がありましたが、垂水市内でのごみの減量化について伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥）池山議員の御質問にお答えをいたします。

施政方針からトップセールスという言葉が消えたということですが、今までもどおり進

めていく決意でございます。本市には、かごしまのさかなとしてブランド認定された垂水市漁協のカンパチ「海の桜勘」と牛根漁協の「ぶり大将」と、2つのブランド認定を受けた魚がございます。これを、国内はもとより国外への販路開拓をしていく必要があるかと思っております。

まず、国内の販売では、各種イベントや量販店などへのブリ、カンパチ、その他加工品のPR販売等を積極的に推進してまいります。私自身も昨年6月に開催されました関西鹿児島ファンデー、あるいは2月16日には自治会館のふるさと市場に参加し、NHKでもテレビ放送されたところでございまして、今後も地元のブランド魚のPRに努めてまいります。

海外へ向けましては、牛根漁協隣接地にありますグローバル・オーシャン・ワークスを拠点とし、特にアメリカ向けのブリの輸出に力を入れていきたいと考えております。

財務省貿易統計によりますと、2011年アメリカ向け冷凍ブリフィレは3,658トンで、対前年比38%の増であります。そのうち約3,000トン、およそ8割は牛根漁協管内のブリであります。また、そのうち1,400トンは垂水の民間企業グローバル・オーシャン・ワークスから福岡を経由して、アメリカに輸出されております。グローバル・オーシャン・ワークスには工場増設の計画もあり、その将来性に期待感を持つとともに、いろんな形で支援したいと考えております。

米国の消費者はどういうものを好むのか、ニーズはどうかなど、牛根漁協の生産者とともに、メイド・イン・垂水あるいは牛根として、ブランド確立のために時期を調整してアメリカを訪問し、トップセールスマンとしてPR、販路拡大のために努めてまいりたいと考えております。

垂水市漁協のカンパチにおいても、現在も香港やシンガポールへ、微少ではありますがけれど

も、輸出が続いております。昨年11月には、福岡市で開催されました九州インバウンド・ビジネス・フォーラム、中国各地の旅行業者45社が参加した商談会にも中馬組合長とも参加し、垂水の魅力、養殖カンパチの魅力をアピールし、南日本新聞にも掲載をされました。

カンパチに関しましては、今後も、経済発展の著しい中国を初めとするアジアを主なターゲットとして、海外輸出の商談会が国内でもありますので、今後も地元のブランド魚であるカンパチのPRにも努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 池山議員から3点、商工業と産業振興についての質問が出ておりますので、お答えいたします。

まず、フェイスブックに係る食材の垂水ブランドについて、お答えをいたします。

本市特産品等の新たな販売促進の試みとして、全国に広く消費喚起を促すために、フェイスブックによる販売に関しての調査・研究を行い、販売のシステムづくりを行いたいと考えております。まず、ツールとしてのフェイスブックの状況、可能性についての調査を行います。これは、各自治体でも現在行っているホームページ上のショッピング等の比較検討も含まれます。

それでは、御質問の食材「垂水ブランド」としていくための商品の選択の仕方について、述べたいと思います。

まず、特産品としてある本市の商品についてフェイスブック化した場合、売れるかどうか、商品として消費者のニーズに合致しているか等について調査・研究を行います。現在存在する商品もですが、新商品の開発も生産者へお願いする必要があるかと思います。

なお、これに関しましては、垂水市のイメージ戦略ともなりますので、できれば、生産者の皆様の協力を得る形で、現在既に販売実績があ

り、知名度の高い焼酎や温泉水、ブリ、カンパチ、美湯豚などを中心としたものを候補に挙げたいと考えております。

そこで、商品を売り出すための商品基準や販売基準を定める必要がありますので、商品として売れる商品なのか見きわめ、それを決定するための選定委員会組織をつくり、選定委員会を開催し、販売商品として選定されたものをフェイスブックへ掲載し、販売することになります。そして、消費者のニーズをしっかりとらえ、販売数の確立ができた場合は垂水ブランドになるわけですが、全国に垂水ブランドとして消費者の人気をつかむまでには月日を要するものと思われる。

次に、千本イチョウの駐車対策について、お答えいたします。

まず、臨時駐車場の整備でございますが、平成23年度も臨時駐車場として使用しました旧県道廃道敷も県のほうで整備できないか、要望しておりますが、まだまだ不足するため、近くの土地を一時借地しまして、重機借り上げにより整地をしまして、臨時駐車場として約160台分確保できるように整備する予定でございます。

また、シャトルバスにつきましては、垂水フェリー・桜島・鹿屋方面からの車は旧垂水フェリー跡地を拠点に、輝北町方面からの車は高峠公園の駐車場を拠点にして、イチョウの見ごろのピーク時の土曜日・日曜日に限り、シャトルバスの運行を計画してまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘） 垂水高校振興対策についての御質問にお答えいたします。

垂水高校振興対策につきましては、基本的には垂水高校振興支援計画書に基づく46の支援策を、垂水高校振興対策協議会を中心に実行してまいりますが、平成24年度においては、1番目に学校のイメージアップへの支援、2番目に垂水高校生の教育環境充実に向けての支援、3番

目に小規模校だからこそその学校運営への支援に取り組んでまいります。

1番目の学校のイメージアップへの支援であります。市広報紙に毎月特集コーナーを掲載し、また広報紙は中央中学校にも配布をし、さらには市外にも広報していきたいと考えております。また、学校紹介ビデオやパンフ作成への支援も考えております。それと、垂水高校生がボランティアやイベント等への参加ができる場の提供をし、市民等から高評価が得られるような支援をしていくものでございます。

2番目の垂水高校生の教育環境充実に向けての支援については、まず、経済的支援策として、生徒が資格取得をする際の受験料について全額助成をしていきたいと思っております。それと、自己の職業観づくりや地元企業への就職促進ということで、就職率アップのための地元企業との交流の機会をふやしていきます。さらには、垂水高校振興対策協議会、それと同窓会、PTAといった支援団体との連携が図れるように取り組んでいくものでございます。

3番目の小規模校だからこそその学校運営の支援であります。小規模校のデメリットを補完する施策も必要ということで、大隅地区内での高校ネットワークの構築、高校・大学の連携や、中学・高校への支援、また部活動等への支援補助金の交付をし、生徒が活躍し、輝ける場づくりとなるための支援を行っていくものであります。

以上、支援内容について申し上げましたが、この中には、すぐに実施できる分、これからもう少し検討しなければならない分もございます。これから検討しなければならない分につきましては、今後、垂水高校振興対策協議会での御意見等をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） では、池山議員

の学校給食の食物アレルギー事業についての御質問にお答えします。

学校給食は、必要な栄養をとる手段であるばかりでなく、児童生徒が食の大切さや食事の楽しさを理解するための教材としての役割も担っております。本市におきましては、平成24年度より実施を計画しております学校給食アレルギー対策事業は、食物アレルギーを持つ児童生徒にとっても、他の児童生徒と同じように給食を楽しめることを目指して実施しようとするものでございます。

本市のこれまでの学校給食における食物アレルギーへの対応の現状は、原因となる食物の除去、例えば牛乳の提供中止、パン・デザート代替食の提供のみの対応を行ってまいりました。本事業では、学校給食が原因となりますアレルギー症状を発症させないことを前提としまして、垂水市立学校給食センターの機能や環境に応じて、食物アレルギーを持つ児童生徒の視点に立ち、アレルギーの原因食物を除去したアレルギー対応給食を提供することを目的とした事業でございます。

以上でございます。

○生活環境課長（感王寺八郎） 質問のありましたごみ減量化については、本市にとっても重要なことであると考えております。ごみは、地球の限りある資源から成っております。その限りある資源を守るために、まず1番目に、ごみをできるだけ出さない、買い物には買い物袋を持参し、レジ袋をもらわない、使い捨て商品を選ばない、生ごみは堆肥化するなどの減量を図る、リデュース。2番目に、何度も繰り返し使うマイはしやマイボトルの持参、家具や家電製品は長く使う、詰めかえ商品や繰り返し使える商品を利用する、リユース。そして3番目に、ごみ分別をきちんとし、資源として再生するリサイクルの、ごみを減らす3ポイントの3Rを市民の皆さんにお願いをいたしております。

特に、ごみの減量化は、リデュース、リユースが最も重要であります。どうしてもごみは排出されます。そのような中でリサイクル、ごみ減量化を図るために、市民の皆さんにお願いし、分別収集を行っております。今後につきましても、ごみ減量化を推進していくことが必要であり、分別のお願いを推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 よくわかりましたと言ってしまえば終わるんですが、それではあんまりですからね。

きのうから大菌議員、川畑先輩、魚価の低迷で漁協のほうから損失補償の話が出たりしたのは、やっぱりいま1つ魚の価格が低迷していると、そういうことが原因でそういうことになるんだろうと思いますので、やはりトップセールスという言葉、入っていなかったから聞いたんですけどね、やっぱりこれからはアメリカ、中国、もうそっちのほうへ消費を向けていかないと、魚の価格が上がっていくというのはちょっと無理なんだろうと私も思います。できるだけそういう方向へ、市長みずからも先頭に立って販路を拡大していただいて、それで少しでもブリ、カンパチの値段が上がって、それで両漁協が立ち直っていただくように、その点についてはお願いをしておきます。

あと、商工業、産業振興のこの部分ですけど、先月かな、薩摩川内市がフェイスブックに、武雄市だったか、武雄市が開設しているフェイスブックのホームページというのかな、それには月に200万かな、相当閲覧があるんですね。だから、薩摩川内市はそれにリンクさせたということでフェイスブックを開設すると。その点について触れていなかったんですけど、答弁は。

武雄市長は200自治体の参加を目指すと、自分のところのフェイスブックのそれに全国から200ぐらいの自治体の参加を目標にして、規模の大

きなものにして、それで販売を目指していくと、そういうことを目標に新聞でも語られているんですけど、その辺について、さっき、フェイスブックを活用して売れるようになるには月日を要するというような答弁だったんですけど、私は、武雄のそれにリンクさせたら意外と早いんじゃないかと思うんですよ。ですから、その辺のことを、薩摩川内市が開設して、ホームページの開設費が200万円で年間の運営費が150万円、で、垂水市がその同じようなことをやったときにどんな費用になるかわからないんですけど、その辺についてどう思っているのか、後で伺いますね、一括でいきますから。

それと、千本イチョウは臨時駐車場が160台ということで今言われたんですけど、さきの12月議会で川尻議員がちょっと質問をされて、渋滞したと。堀内議員の質問でしたかね、千本イチョウに11月19日から12月18日までに4万1,500名、堀内議員の質問に答弁があるんですけど、それで、12月4日のいきいき祭りに5,000名と、この12月4日に4キロの渋滞が発生しているということで、12月議会の川尻議員の質問は、その渋滞して救急車が通れなくなったらどうするんだというような質問だったんですよ。これは当然起こり得ることで、来年も、これから先も起こり得る話なんですよ。

それで、臨時駐車場160台でも足りないでしょう、恐らく。それで、シャトルバスを運行して、それでもどうかと思うわけですよ。その辺について、やはり救急車がどうのこうのというのが一番大変なところで、その辺について、どちらでもいいです、市長でも、課長でも、どんなふうに対応していこうと考えられるのか、その点について少し伺います。

あと、高校の振興策については一生懸命と、こんなものでしょう。これだけやって、精いっぱいやってもらって、感王寺議員の質問ですね、きのうの。感王寺議員がいろいろ質問をされて、

垂水高校の進学率とか、中学校から垂水高校に何名進学があるのか、きのう感王寺議員のほうから質問があって、その答弁が、平成21年に垂中から39人ですかね、それで22年が34人、23年が36人と、垂中からの進学。今度は、垂校から進学率を問われているんですけど、平成20年が50.7%で、35人が進学していて、大学・短大が20人、このうち国公立へ3人と、専門学校が15人。平成21年が大学への進学率が50%で25人、大学・短大が7人で国公立が1人と、専門学校18人。22年が57.5%進学で38人、大学・短大17人で国公立が3人と。

国公立にやっぱり進学していて、いいわけですよ。それでもなかなか生徒が集まらないと。この辺は、子供がいないというのものもあるし、いろんな問題があるんでしょうけど、これだけのことをやって、今までも努力してきているんですよ。努力されてきていて、それでもこの状態というのは、教育長、どうしますか、これから。その辺のことを、教育行政のトップですからね、どうされますか。それを伺いたいと思います。

学校給食の食物アレルギーなんですけど、今度初めて事業ということで予算化がされたから質問したんですよ。今までは事業ということではなくてアレルギーには対応されていたわけで、それを予算がついて、アレルギーの対応の事業という名目で予算がついたということで質問しているんですけど、この辺の、さっきあった、今まではアレルギーのある子にはそのものを除去していたと、それをもう食べさせなかったと。今度はそれにかわるものを、3品あって1品に対してアレルギーだったら、アレルギーのある子は2品になったと。これからは、3品あって、アレルギーがある子にも3品あるようにするという意味だと思うんですけど、その辺をもう1回。

例えば、私がこの質問をしたのは、今問題に

なっている茶のしずく、あれで、茶のしずくの石けんを使ったら、皮膚から吸収したので小麦アレルギーになっているんですよね、女性の方が。それがもう相当数いるんですよ。それで、小麦アレルギーというのは結構あるのかなと思って、そんなことで小麦アレルギーになったら、うどんも食えない、ギョーザ食えない、もう食べられるもの、ピザも食えない、何も食えないんですよね。石けん小麦アレルギーになるぐらいなら、子供の中に小麦アレルギー、相当いるのかなと思って、これを質問事項に入れたら、この前ちょっと打ち合わせのとき、子供には余りいないみたいなんですけど。

アレルギーというのは、食物アレルギー、以前私、質問をしたときに二十何種類あったんですけどね、たしか。小麦アレルギーはないとしても、いろんなアレルギーに対して、事業として、このアレルギーにはこういうものを代用して、同じような3種類なら3種類の給食メニューとしますというのをわかる範囲で、具体的にわかったら教えてください。

それから、ごみなんですけど、堀内議員の質問で、可燃性ごみが2,433トン、それで8,500万円でしたかね、これ費用が。この前、大隅広域の事務組合の議員の研修で熊本に行っただけです。そうしたら、熊本市のほうで、垂水市の分別にも書いてあるらしいんですけど、名刺以上の紙はすべてリサイクル。私、熊本でそれを聞いて、ええ、すごいなと思ったんですけど、帰ってきて聞いてみたら、垂水市も名刺以上の紙に関してはすべてリサイクルになっているらしいんですよね。これは私の不明のいたすところで。

ただ、市役所でそこに出るときには、こういう切った紙、あれも全部リサイクルに入ってるんですよ。それで、私は以前、荒崎に見に行ったときも、紙のリサイクル、結構あったんですけどね、これが私も余り徹底していないし、うちで、大体燃えるごみに入れているんですよね、

大概の紙は。それで、うちの集落あたりで見ても、紙は大体燃えるごみに入っている率のほうが多いんですよ。それで、熊本に行ったときに、大隅事務組合の有動さんという事務局長に、これですよ、紙をリサイクルにみんながきちっと回したら相当減りますよねと言ったら、それはもうすごい減りますよという話なんですよね。

だから、この点について課長に伺うんですけど、どのぐらい徹底されているもんだろうか。私はだからこの質問をすると決めてから、うちでもリサイクルに紙は入れているんですよ。そうしたら、うちのが、お父さん、面倒くさいねと言うから、ばかやろうという話なんですけど。でも、これが垂水市全体で名刺以上の紙を全部リサイクルにしたら、相当可燃性の、燃えるごみは減ると思うんですよ。そして、燃えるごみが減るということは、燃えるごみで出す分が減りますからね、当然経費は減ると。その辺のことについて、わかる範囲でいいです。これを実行したら、推計ちょっとどのぐらい減るんじゃないかなとか、どんなものか、その辺について教えてください。

これで、2回目を終わります。

○商工観光課長（塚田光春） 武雄市とのフェイスブックのかかわりと、フェイスブックの運用についてお答えいたします。

本市の特産品の販売商品が決まりましたら、いよいよフェイスブックのシステム構築を行いまして、その後、販売商品を掲載し、通信販売をすることになりますが、佐賀県の武雄市は閲覧件数が月に今、300万件を超える通販ページを持っておりまして、そこで、薩摩川内市と同様に、武雄市の通販ページに垂水市のページをリンクさせまして、本市の特産品などを販売していきたいというふうに考えております。

それからフェイスブックの、先ほど、立ち上げ費用200万円とか運営費150万円ですね、これについてお答えしますけれども、システムの構

築費用が今のところ200万円、それと年間の運営費が150万円かかるというふうにお聞きしております。ただし、出店料などの負担はございませんで、地元の零細企業などでも、商品さえしっかりしておればだれでも商品登録できるというふうになっております。

先ほどの、全国に垂水ブランドとして消費者の人気をつかむまでには月日がかかるんじゃないだろうか、いや、私はそうは思わないということなんですけれども、私が申し上げましたのは、消費者が好んで垂水の商品をどんどん買ってくれる、いわゆるこの段階が私は垂水ブランドと思うんですね。だから、フェイスブックに載せた段階で、ぼちぼちは売れると思います。しっかりと売れるまで、それが垂水ブランドとしておりまして、それにはちょっと月日を要するのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） どうするのかと、こう言われましても、これまでの努力を続けていきますと言うしかできないわけですが、先ほど、垂水高校の支援として教育総務課長のほうで答弁をいたしました。何よりも大事なものは、やっぱり垂水高校のイメージアップだろうと思うんですね。垂水高校に行けばこうだよということが広まっていけば、まただんだんもっていくんだらうと思いますけどね、それがまた一朝一夕にできることでもないだらうと。

垂水高校の支援につきましては、御承知のとおり、県立高校の廃止基準というのが一応なくなりました。そして、昨年から大隅地域の公立高校の在り方検討委員会、これが今、開かれておりまして、今月の19日に最後の検討委員会がございます。そこを受けて、委員会のほうでは県教委のほうに何か答申を出すんだらうと思いますけれども、まだ全くわかりませんが、はっきりとどうなるかですね、ただ、廃止基準がなくなったわけですから、当面、これが5年か

10年かわかりませんが、垂水高校が廃止になるということは、一応その危機は避けられたのかというふうに思います。

そこで、私としましては、垂水高校とそれから中央中学校の交流をこれまで以上に図っていくと。今、中学校のほうも高校のほうも非常にその気になっております。ですから、1学期から垂水高校の先生方が中学校のほうに行っている説明をする、あるいは中学校の生徒が垂水高校に行くと、そういう交流をこれはもう確実に去年以上に進めていけるだらうというふうに思います。そうすることによって、特効薬というのはないわけですから、今まで努力してきたことを確実にまたして、進めてまいりたいというふうに思って、何しろ県立高校でございまして、何をなささい、こうなささいということとは言えないわけですが、やはり市としてもいろいろ支援を今やっております。何よりも大事なものは、やはり垂水高校自体のいわゆる自助努力というのが一番大事になっていくだらうというふうに思います。一緒になって頑張っていきたいと思います。

○商工観光課長（塚田光春） 済みません、千本イチョウの臨時駐車場の件で答弁漏れがありましたので、再度お答えいたします。

千本イチョウの臨時駐車場の整備とシャトルバスの運行だけで渋滞緩和ができるのかという質問なんですけれども、シャトルバスは、先ほど申し上げましたように、旧垂水フェリー跡地を拠点にシャトルバスを運行させることから、国道に旧垂水フェリー跡地へ案内する誘導員を配置しまして、すべての車が垂水フェリー跡地へ行ってくれるように誘導員を配置し、万全の体制をとって誘導に努め、渋滞緩和に努めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） では、池山議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず、学校給食アレルギー対策事業を実施するに当たりまして、まず大切なことは、食物アレルギー対応の給食の実施基準を作成して、事業を推進していくことが大切でございます。

その中で、実施基準としまして、まず医師の診断と食事療法の指示書があるということと、家庭でも食事の療法を行っているということ、あと、多くの食品にアレルギーを持っている児童生徒や、アナフィラキシーの強い症状を発症するといった、そのような重症者でないということなどの実施基準を設けて、対象者を、学校とも協議して、保護者の要望等もお聞きしながら、決定していくこととなります。

御質問の、どのような内容なのかということですが、まずは使用頻度の高い卵、これは鶏卵・ウズラの卵、あと牛乳などの乳及び乳製品を基本といたしますけれども、卵や乳製品以外の原因食品につきましても、でき得る範囲で対応しまして、給食センターでの基本給食の献立をもとに、原因食品を除去した対応食の調理を行ってまいりたいと考えております。そのような内容でございます。

調理に際しましては、専任の調理技師を当てまして、調理室の一面をアレルギー食コーナーとして、そこで調理するということでございます。

具体的に、今、給食センターでも研修をしたりとか、研究している内容をちょっと御紹介いたしますけれども、例えば卵のアレルギーであれば、卵なしの衣で揚げ物をつくったり、卵抜きの肉団子やつくねをつくったり、あと、手づくりのナンというパンみたいなのがありますが、あれも手づくりでつくる場合がございますが、そのときには卵を抜いて牛乳を入れてつるとか、そのような対応食でございます。

あと、鹿児島県内でもいろいろ行われている例としましては、例えば除去食としましては、卵スープを野菜スープにかえるととか、あるいは

そばを、うどんを提供するとか、鶏の肉の照り焼きの場合には魚の照り焼きとか、そのようなことも鹿児島県の指針では例が示されております。子供さんのやはり原因食品というのをしっかり確かめて、そして、どのようなものが対応可能なのかということで対応してまいりたいと考えております。

先ほど御質問の小麦アレルギーの子供さんもいるかもしれないんですが、今、特に幅広く把握をしないといけませんので、原因の中に小麦のアレルギーを持つ子供さんもいらっしゃるかもしれません。そのときにはまた対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（感王寺八郎） 先ほどありましたとおり、本市におきましても、名刺はもとより、シュレッダーくずまで資源ごみとして説明して集めております。しかしながら、紙類につきましても、個人情報との関係で、燃やすごみとして排出されるものがあるように思っております。特に、燃やせるごみにつきましても、資源にならないもの、衛生的に処理しなければならないものということで定めておりますけれども、かなり紙類につきましても、やはり入ってきているというような状況じゃないのかなというふうに考えております。

また、割合的にどの程度減るのかということですが、数字的なものは持っておりませんが、かなり紙類と、それからプラスチック類が多いというふうに感じております。そうしますと、紙類を原料化することで資源ごみに出すとなった場合につきましては、やはり30ないし50%程度の減量化を図れていくんじゃないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○池山節夫議員 わかりました。

最後のごみだけですね、個人情報の点がある

ということですが、その辺をクリア、何と云えばいいんですかね、できるだけ紙を資源にリサイクルに回すと、相当経費は浮くとは思いますが、その辺のことについては努力をさせていただきたいということで要望をしておきます。

それとですね、ごみのことについて、堀内議員が冒頭で質問をきのうされたんですけど、熱分解装置ですか、その質問についていろいろ答弁があったんですけど、ここに施政方針の中に、市長、何だっけ、この1ページ目に、これまで以上にさまざまな現場へ足を運び、括弧がしてあって、こうだからできないではなく、どうすればできるかの視点で頑張っている所存でございますとあるんですよ。ですから、どうすればできるかという視点で熱分解装置も、新人議員が一生懸命頑張って提案したあれですから、頑張って検討してみてください。

私の質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

次は、1時15分から再開いたします。

午後0時7分休憩

午後1時15分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

11番森正勝議員の質疑及び質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。

先日、BSの11チャンネルを見ておりましたら、「再考」という番組に宮城県出身の衆議院議員の小野寺五典氏が出ておられまして、興味深い話をされておりました。3月11日の大地震による大津波で、太平洋上にあったGPS波浪計で計測された津波を解析して気仙沼市の津波到達域をあらわした地図と、実際の津波が到達した地域をあらわした地図とを比べてみますと、びたり一致したそうです。GPS波浪計による津波の最大は21メートルと予想されていました。

気象庁は、地震発生後3分後に、14時49分に津波警報第1報、岩手・福島3メートル、宮城県6メートルを出し、15時14分に第2報を発表し、宮城県10メートル、岩手県・福島県6メートルに引き上げました。今回の地震による死者・不明者約2万人という甚大な人的被害が発生し、そのほとんどは津波による犠牲者であったわけですが、気象庁が発表した第1報は、実際の地震の規模や津波の高さを大きく下回るものでありました。その後、気象庁は津波警報改善を発表しました。GPS波浪計のデータを取り込んでいれば、人的被害も大分違っていたのではないかと小野寺氏は話しておられました。確かにそのとおりではないのかと思います。

原発事故に対処するいろいろな会議の議事録が残されていなかったり、SPEEDIの存在さえ知らなかったり、航空機によるモニタリングも米軍は3月16、17日に行ったわけですが、政府は12日に航空機を飛ばしながら、六ヶ所村に担当の係官が到着していなくて、結局その飛行機はモニタリングを行わずに人命救助に引き返したそうです。政府の危機管理に苦言を呈して、質問に入ります。

まず、自殺対策と孤独死についてでございますけれども、今年度予算で地域での自殺対策事業として48万6,000円が計上されておりますが、どのような事業なのか、説明をお願いいたします。

平成22年度の垂水市の自殺者数と孤独死者数と独居老人の世帯数はどのぐらいか、教えてください。

次に、県道垂水大崎線でございますけれども、現在の整備状況と課題について、お答えをお願いいたします。

3つ目は、道の駅についてでございます。

新しい指定管理者にかわられてから5カ月が過ぎました。お取引先優待券カードと社員優待

券カードが発行されているようでありますが、これを御存じだったのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

終わります。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 森議員の御質問にお答えいたします。

新年度予算で、地域での自殺対策事業として48万6,000円計上されております。内容につきまして御説明いたします。

全国では、平成10年から14年間連続で、年間の自殺者数が3万人を超え、鹿児島県におきましても、毎年400名以上の方がみずから命を絶っているという深刻な状況が続いております。本市におきましても、平成22年中は、自殺により亡くなった方の数でございますが、11名と、人口比から考えると高い自殺死亡率と言えるようでございます。

そこで今年度から、県の補助事業である鹿児島県地域自殺対策緊急強化事業、全額県の補助でございますが、この事業を行っており、平成24年度も引き続きこの補助事業を活用していきたいと考えております。

事業内容といたしましては、人材養成のための事業が主なもので、日ごろ気分の落ち込んだ方と接する機会の多い医療機関・介護事業所・各学校・市職員・民生委員の方々などを対象に、専門家を招き、自殺のサインへの気づき、声かけ、関係機関へのつなぎ方や、心の悩みを抱える方をどう見守っていくかという内容の講座を、24年中は3回から4回ほど実施するよう計画しております。

また、悩みの内容ごとに整理した相談機関一覧表や、自殺防止のためのパンフレットなど作成し、各種講演会や健康づくり教室の場などで配布していく予定でございます。

本市の自殺者の数でございますが、過去5年間で言いますと、平成19年が3名、平成20年が5名、平成21年が5名、平成22年は11名、それ

で平成23年、現在でございますが、7名の方が報告をされております。特徴としましては、男性の占める割合が9割を占めている状況でございます。

孤独死の件数につきましては、昨日の田平議員への説明の中で言いましたように、22年中は4名の方があったようでございます。

それと、独居老人の現状について、平成23年5月調査いたしました結果を、第5期計画で設定しています日常圏域ごとに御説明をいたしたいと思ひます。

新城・柘原圏域は366、垂水・水之上・大野圏域で873、協和圏域で231、牛根圏域で310の計1,780世帯でございます。

65歳以上の夫婦のみの世帯数でございますが、新城・柘原圏域で219、垂水・水之上・大野圏域で569、協和圏域で127、牛根圏域で144の計1,059世帯であるようでございます。

高齢者のいる世帯としまして、高齢者のみの世帯数が2,839世帯で、うち高齢者のひとり暮らし、先ほど申しましたように1,780世帯であるようでございます。

以上でございます。

○土木課長（深港 渉） 次に、県道垂水大崎線について、現在の整備状況等を所管の大隅地域振興局建設部道路建設係へ確認しましたことをお答えいたします。

まず、整備状況でございますが、整備状況ということで整備率でございますけれども、本路線は、垂水市二川の国道220号を基点とし、鹿屋市輝北町を經由し、大崎町野方の国道269号を終点とする総延長約32.6キロメートルでございます。このうち垂水市域の延長が8キロメートルで、整備率34.5%として約2.8キロメートルが整備済みの状況でございます。また、鹿屋市域の整備率は45.1%の状況でございます。垂水市域の進捗率は低い状況であると言えます。

この事由の1つとして、ほか地区に比べて急

峻で急カーブも多く、その改良においては、必然的に橋梁や大規模な面対策などにより工事単価が高くなり、結果的に単年度ごとの整備延長が進まない状況にあるとされております。

また、現在推進中の施工箇所は、基点の二川国道からおよそ5.5キロメートルの位置にあり、工事名称は牛根3工区としており、24年度の施工予定は、橋梁上部工が1基、これ延長が41メートルでございます。それと舗装工で延長250メートルとされております。

23年度（137ページの発言により訂正済み）までの本道路改良につきましては、市の負担金を伴わない社会資本整備総合交付金事業で推進されているところではございますけれども、せんだって、24年度からは、市負担金5%を要す地方特定道路整備事業への転換があり得ることも提起され、その際の負担金支出が可能かの打診をされております。

この事業転換につきましては、垂水南之郷線も同様に推移していきますので、このことは今後の課題とも言えます。と申しますのも、負担金支出として新たな市の財源の確保でありますとか、今までは負担金なしの県営事業として、一方的と言えますさらなる整備率推進や早期の完成を図っていただく要望をしておりましたけれども、必然的にそうなりますと、市の負担金支出可能額によりましてその事業量などが決定されるものとなり、要望内容もその根源である財政状況をかんがみて行うことにならざるを得ないからでございます。

しかしながら、本路線は桜島大爆発時の避難道路としても位置づけていますので、できる限りの整備率向上を目指して、特に、市内での負担金に係る事務調整等を慎重に図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○商工観光課長（塚田光春） 森議員の道の駅の温泉券無料優待券の発行について、お答えい

たします。

御指摘のあったお取引様優待券、それから社員優待券の発行に関しましては、報告を受けております。そこで、発行日等の詳細を確認しましたところ、社員優待券につきましては、1月16日に、社員1人に10枚、480人分の4,800枚を配布し、お取引様優待券に関しましては、2月1日から現在まで、お取引様各家、2,000枚配布したと報告を受けております。

以上でございます。

○森 正勝議員 再質問をいたします。

一問一答方式で質問したいと思っております。

まず、自殺対策と孤独死についてでございますけれども、本市は、人口比からすると、自殺死亡率が孤独死に比べると高いということのようでございます。それに比べますと、孤独死は4名ということで、高齢者の方は比較的元気な方が多いということになるかと思っております。地域自殺対策緊急事業については、年3～4回講座を実施するというところで、心の悩みを抱える方を見守るということでございます。これについては答えは要りません。

孤独死についてでございますけれども、孤独死が県内で574件、それから垂水市でも22年度で4件あったということでございますが、孤独死防止について、現在、垂水市はどのように取り組んでおられるのか、説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） それでは、孤独死防止のための取り組みについて、お答えいたします。

単身高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中、地域から孤立した状態で死亡することが社会問題となっているところでございます。日常的に家族や近隣との関係がある場合は孤独死に至る可能性は相当低いと考えられるため、家族や地域コミュニティが弱まる中、何らかの形で見守りネットワークを機能させ、高齢者との接点をつくる必要があると考えていると

ころでございます。

本市の取り組みといたしましては、緊急通報システムの設置、訪問給食時の確認、安心ノートの作成、元気会・サロンなどで周知、傾聴ボランティアの育成や、高齢者らへの声かけや相談相手となる地域ボランティアの養成を行い、対応している状況でございます。

これらの方法でございますが、やはり行政はもとより社協・民生委員・振興会・地区公民館等、関係機関との連携を深めながら、さらに進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 孤独死については見守りシステムを、見守りのネットワークをつくるということでございますけれども、今申されました垂水市の緊急通報システムについて、内容と現況について説明をお願いいたします。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 垂水市が実際行っております緊急通報システムの内容と現状について、お答えいたします。

本市における緊急通報システムは、呼び方が緊急通報装置ということで今、実施しておりますので、その概略をお知らせいたします。

この事業でございますが、緊急通報装置を貸し出し、急病や災害等の緊急時に迅速にかつ適切に対応するため、対象者を、市内に居住する65歳以上のひとり暮らしで、心疾患等を有し、かつ住民税非課税者としております。補助に該当する場合でございますが、月額使用料300円、設置工事費を無料とし、補助に該当しない場合には、月額使用料4,252円、設置工事費1万6,590円としております。現在で市内7名の方が利用され、うち1名が補助対象外の方でございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 最後の質問は、お答えは市長にお願いしたいんですが、今、緊急通報システムを紹介されたんですが、独居老人が1,780世帯

ございまして、この緊急通報システムを導入しているのは7名の方だけだということでございます。なぜこのシステムが普及していないかというふうに考えてみましたら、心疾患を有して、かつ住民税非課税だということに縛りがあまして、この縛りによって、わずか1,780世帯の7名だけしかこの装置をつけていないということでございます。

例えば霧島市あたりは、実施要綱を見ますと、65歳以上のひとり暮らしで高齢者の世帯、それから65歳以上の高齢者のみで構成する世帯で、緊急時に適切な対応が困難と認められる世帯、それから身体障害者・知的障害者・精神障害者のみの世帯、それから、これらに掲げる者のほか、市長の特に必要と認める世帯にこれを認めているわけでございます。

やはり市長、市長はいつも安心・安全なまちづくりということを言われますけれども、私はやっぱりここを見直しをして、霧島市みたいなこういう実施要綱にちょっと変える必要があるのではないかというふうに思っておるんですが、市長のお考えをお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） ただいまの森議員の質問に対して、お答えをいたします。

緊急通報システムの導入に対しましては、センター方式・協力員方式・消防方式など、県下各自治体さまざまな方式を導入しておりまして、費用の問題等も含めまして、どのような対応ができるか、森議員の今の御意見も参考にしながら、今後、研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 正勝議員 ぜひ対象の範囲を広げていただきたいというふうに思います。

次に、県道垂水大崎線についてでございますけれども、垂水市が未整備の部分が5.2キロあるわけでございますけれども、今現在行われている箇所から220号との接点までの間にあと2～3

カ所整備すると、大型車やトレーラーが通れる
というようなことを聞いております。その場
所を優先的に整備したら、やはり避難とか救助
とかいろんなものに利用できるんじゃないかと
思うんですが、そういった箇所を優先的に整備
できるようにはできないのか、お答えをお願い
いたします。

○土木課長（深港 渉） 2回目の御質問にお
答えする前に、先ほど1回目の答弁の中で間違
いがありましたので、訂正をお願いいたしま
す。

後段で説明しました事業名の年度のことでご
ざいますけれども、25年度まで市負担金を伴わ
ない社会資本整備交付金事業ということで推進
されていると説明しておりますけれども、これ
は23年度、つまり今年度までがこの事業である
ということですので、訂正をお願いいた
します。重ねて、おわび申し上げます。（135
ページで訂正済み）

それから、2回目の御質問でございますけれ
ども、この整備箇所の要望について、お答えを
いたします。

1回目にお答えしましたとおり、現在施工中
の牛根3工区は二川から5.5キロメートルであり、
二川集落上の整備済みと現在の牛根3工区との
間の未整備区間が約3キロメートル残っており
ます。現時点の計画では、施工中の牛根3工区
が来年度で完了予定であり、次の整備区間とし
て、3工区に接続して、二川基点側へ約1.5キ
ロメートルの整備を計画を承認いただいている
ということでした。

議員の言われる区間がこの1.5キロメートル内
にあるかは判別できないところではございま
すけれども、通常、現地踏査や基本設計、実施
設計などの観点から、着手予定年次の3年前には
次の整備区間の計画を提示しなければならない
とされておるそうでございます。また、年次ご
との整備推進向上ためには予算配当が最も重要

であることから、現状においては、その計画、
1つの区間の整備完了の明確な年次が告示し
しがたいとされておるところでございます。

なお、整備箇所の要望等については、当然受
け付けはしなければなりませんけれども、先ほ
どの事由などにより、計画変更には数年を要す
ことから、要望箇所への確実な着手年次等は
すぐにはお答えできないとお聞きしております。

それと、垂水市域の厳しい地形などの現況か
ら、一定区間の線形計画等が必至であるといえ、
ポイント的な改良整備については困難であると
言われております。

以上でございます。

○森 正勝議員 ポイント的な改良整備はでき
ないということですのでございますけれども、やはり
これを計画的に進めるためには、できるだけ早
く終わらせるためにも、やっぱり年次ごとの計
画が必要だと思うんですが、年次ごとの計画は
立てられないのか、お聞きいたします。

○土木課長（深港 渉） 整備の年次計画の立
案ということでお答えいたします。

先ほどの答弁と重複いたしますけれども、明
確な年次計画立案となりますと、まず1点目に
予算確立という観点が重要な課題となってまい
ります。

年々県におきましても、財政改革として公共
事業予算も緊縮化しており、それぞれの振興局
所管においても多くの整備路線を抱えているこ
とから、1路線への偏った予算配分は望めない
状況であることは必至でございます。現状にお
ける予算配分での進捗状況は、1つの工区ごと
の明確な完了年次も立てられないところである
といえ、未整備区間における年次計画そのもの
も明確には立案しがたいとお聞きしております。

以上でございます。

○森 正勝議員 垂水大崎線についての最後の
質問をいたします。

今、年次ごとの計画は立てにくいということ

でございましたけれども、市長にお伺いいたします。

23年度まで負担金は要らないということでございました。今後、24年度の予定は立ててあるようでございますけれども、今後、地方特定道路整備事業ということで、負担金5%負担すれば整備が進むということでございます。私は、5%というのはそんなに高い負担金じゃないのではないかと思いますし、この路線はやはり非常に、爆発のときの避難道路にもなりますし、またいろんな意味で必要な路線ではないかというふうに思っております。ぜひ、5%負担ということでございますので、ちょっと本腰を入れて整備していただきたいんですが、市長のお考えをお願いいたします。

○市長（尾脇雅弥） 県道垂水大崎線の整備推進に係る市負担金への対応について、お答えをいたします。

本路線につきましては、まず1点目として、桜島大爆発時における重要な避難路でありますことから、現に桜島火山活動対策協議会におきましても、特に牛根地区住民の重要な避難路として、その整備促進につきまして毎年要望しているところでございます。

また、先般の東日本大震災以降、津波対策も重要視されており、その際の主要な対策となる直近の高台へ避難する主要な道路としても位置づけられますとともに、本路線の鹿屋市との行政界の付近には岳野地区もあり、火災や救急業務などの防災的見地からも重要な幹線でございます。

以上のようなことから、本市における災害時の幹線路としましては、市内全域を貫く国道220号を軸として、それに接続する垂水大崎線を含む各県道が重要な路線でありますことから、その整備推進は核となる施策と言えます。

これらの重要性から、安心・安全な垂水づくりのため、負担金事業となった場合の予算計上

につきましても、早期の全線改良が推進されるようにできる限りの配慮を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 正勝議員 よろしく願いをいたします。次に、道の駅についてでございます。

今、ここにお取引先様優待券カードというのがございます。私はもらったわけではございません。借りてきました。まさか職員の方でもらっていらっしゃる方はいないと思いますけれども、これは入浴券無料なんですよ。で、レストラン20%オフ、これを持っていけば、連れていった人も無料だというようなことらしいんですよ。私もまだ行っていませんけれども、そういうことでございます。

今、課長が言われました社員が480名、それから取引先も入れて6,800枚が配られているということになります。としたら、これが道の駅の入浴の、温泉の売り上げにどう影響して、また経営的に圧迫しないのか、その辺のことについてお答えをお願いいたします。

○商工観光課長（塚田光春） 森議員の2回目の質問について、お答えをいたします。

今回、無料温泉券などの券を発行した理由としましては、芙蓉商事の社員を初め、これまで道の駅を利用したことがない人たちを、これから集客を高める目的であったというふうにお聞きしております。

利用状況につきましては、道の駅に確認しましたところ、2月末時点での利用者数は364人です。その内訳は、温泉が162名、レストランが160名、ソフトクリームが42名となっております。このときの売り上げは、温泉は無料ですが、食事等の売り上げは22万5,220円で、トータルの利益は3,718円と黒字になっております。

なお、利用された方々が物販で平均400円程度のものを買われたと仮定しますと、約14万5,000円程度の売り上げとなり、その場合の利益は2万

1,000円程度になるものと思われま

す。このように、今回の無料温泉券の発行は、トータルではわずかな利益ではございますが、今後の集客効果に期待しているところでございます。

以上でございます。

○森 正勝議員 集客効果にはなると思うんですけども、売り上げにつきましては、無料ですから、相当やはり影響してくるんじゃないかというふうに思います。

芙蓉商事との協定書の22条でございますけれども、今回のこの優待券の発行というものは、この22条の規定に抵触しないのかどうか、お聞きいたします。

○商工観光課長（塚田光春） ただいまの無料温泉券の発行が協定書の22条に抵触しないのかという質問でございますけれども、指定管理者は年度終了後60日以内に事業報告書を提出するようになっておりまして、市は、その事業報告書に基づき、グループが行う業務の実施状況及び施設の管理状況等の確認を行うようになっております。

そこで、22条の規定は、グループによる業務実施は、仕様書等垂水市が示した条件を満たしていない場合は、垂水市はグループに対して業務の改善を勧告するものとなっております。つきましては、今回の件は勧告に該当するような内容ではないというふうに認識しております。

なお、当該年度末に提出された事業報告書に基づき、改善点等があれば、この中で対処してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○森 正勝議員 今回の件は22条には抵触しないということでございます。

非常に私のほうに聞こえてくる不協和音がございまして、薩摩おごじょさんですか、それとの関係、それから出荷者組合との関係、いろいろな不協和音が聞こえてまいります。しかも、その不協和音が非常に高いトーンで聞こえてく

るわけでございます。

私は最初、垂水市と指定管理者の締結をされたときに私も立ち会いましたけれども、社長も非常に柔軟でございましたし、道の駅の駅長の方も、この人なら安心して任せられるんじゃないかという気がしておりました。ところがですね、最近のいろんな方の話を聞いてみますと、ちょっと協定したときの状況とは違っているようでございます。私は今ここで何らかのメスを入れる必要があるんじゃないかというふうに、私は感じております。課長の答弁の後に、市長は現在の状況をどのようにとらえられていらっしゃるのか、市長のお答えもお願いいたします。

○商工観光課長（塚田光春） ただいまの森議員の4回目の質問にお答えいたします。

昨年の10月1日より、現在の芙蓉商事・薩摩おごじょ企画グループが指定管理として道の駅たるみずの管理運営を行ってきておりますが、地元との協議に関しましては、中心となる出荷者協議会との協議を、これまで部会も含めまして8回行ってきております。また、出荷者協議会の忘年会や新年会へも市及び当グループも参加をさせていただいており、意思疎通は図られているものと感じております。

従業員に関しましては、毎週月曜日に朝礼を行い、その週の確認や先週の反省を行い、毎週水曜日に主な職員による経営向上会議を開催して、意見を出し合うと聞いております。

また、当グループは、地元商工会や観光協会へも加入していることから、これらの組織に関する連絡事項も把握していると思っております。

また、市とグループとは12月に管理運営協議会を開催し、意見を交わしております。次回は3月末に行う予定でございます。

しかしながら、一部の出荷者から苦情も聞いており、これに関しましては随時連絡をとり合い、対処しておりますが、経営という面もあることから、全員が納得できる経営手法は困難で

はないかというふうにも感じております。

次に、経営状況であります。10月から1月までの4カ月間の売り上げは1億4,189万5,000円で、それに係る原価及び費用が1億4,459万円となっており、収支は269万5,000円の赤字になっています。原因としては、新規オープンした10月期における初期投資的な経費の発生があったことと、新体制の不安定な経営などから、10月、11月の販売額が800万円程度落ち込んでいること、レストランの原価率の改善が思うようにはいかなかったこと、御存じのとおり、非常に寒い日が続く、灯油代等がかさんだことなどが主要な原因であると考えております。

しかしながら、昨年の同期の赤字が340万円程度であることを考慮すれば、比較的順調に経営が行われていると推測されるところでございます。

先ほどの優待券の発行に関しましても、こうした状況を打開したいという思いと、原価率に関しましても、地元のを積極的に利用しようとした結果とも聞いており、今後につきましては、それらも含めて経営改善が図られるよう指導していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 道の駅の業務に関しましては、今回新たに民間のグループへ指定管理したことで、私も気にかけていますので、常時、道の駅の運営状況やグループの状況などを随時担当課長から報告を受けておりますので、承知はしております。

出荷者協議会との関係、館長の問題などさまざまな話も聞いておりますが、主に対人関係や統制に問題があったと聞いています。

そこで、2月末で館長も本社から課長が見えられたと聞いておりますので、新館長が統括してくれるものと期待しつつ、担当課のほうでも随時状況を把握して、問題があれば指導するように指示してまいりたいと思っております。

以上でございます。（森正勝議員「終わります」と呼ぶ）

○議長（宮迫泰倫） ここで、暫時休憩します。次は、2時5分から再開します。

午後1時57分休憩

午後2時05分開議

○議長（宮迫泰倫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番持留良一議員の質疑及び質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、施政方針並びに予算について、総括質疑及び一般質問を行っていききたいと思います。

その前に、11日、1年がめぐってまいります。改めて、亡くなられた方々に心から哀悼の意をあらわしたいと思います。そしてまた今議会は、震災後、そして統一地方選挙後、最初の予算でもあります。私たちは東日本の大震災からの教訓を踏まえて、新しい政治を目指す立場で議会も行政も頑張っていきたいというふうに思います。そのことをまず皆さんと確認をしたいと思います。（「同感だ」と呼ぶ者あり）

さて、予算は直接住民の生活を左右し、その福祉いかんを決するものであります。私はそういう意味では、今回、予算の視点として、1つは、住民の生命と暮らしを守るという自治体の役割と公共性が発揮されているか、2点目は、地域内経済循環の活性化、地域内再投資力のアップによる住民の生活力の強化と福祉の向上を目指す経済政策になっているか、このことを中心としながら質問し、今後また委員会でも議論をしていきたいというふうに思います。

まず最初に、平成24年度施政方針並びに予算について、総括質疑をいたします。はしょりませうけれども、その点は御了承ください。

最初は、施政方針の基本的な考え方で、「住

んでよかったと思えるまちづくり」の問題です。政府の社会保障の一体改革案には、年金の段階的削減や医療費の窓口負担をふやすなど、社会保障のあらゆる分野で高齢者も現役世代にも負担増と給付削減という連続改悪を進める計画になっています。また、素案には消費税増税計画もあり、消費税の増税は、市民の暮らしや中小企業者の営業を壊すことにもなります。このような方向の中で、自治体はどうあるべきなのでしょう。住んでいてよかったと思えるまちづくりのためには、このような政策に対して、市民の生活を守る立場から、国への提言と、困難を抱える市民の命と暮らしを守る施策を充実させることが必要と考えますが、責任と対策について、伺います。

次に、重点政策について伺います。

最初は、医療・介護・福祉の包括的取り組みです。

地域包括ケアは、介護を中心に医療や多様な生活支援を含む包括的な高齢者ケアとして2025年に向けて政府も取り組んでいて、本市でも来年度から本格化していく事業です。この事業は、24時間、365日必要な介護や医療、生活支援を受けながら、住み慣れた地域で生活継続が可能になるという構想で、高齢者の、国民の要求を反映したものになっています。

一方では、問題点として、深刻な現状の問題、保険あって介護なし、厳しい労働条件、人手不足、経営難には言及はしていません。問題をはらんだ地域包括ケアは、医療難民や介護難民が減るどころか、新たな困難層が拡大することが懸念をされています。

真の地域包括ケア実現のためには、地域で安心して暮らし続けるためには、いつでも入居できる施設があること、公的責任で介護サービスが切れ目なく保障され、生活維持にも必要なサービスが十分に提供され、経済的負担に左右されず利用できる仕組みなど、公的介護保障が確立

されることが大前提だと考えます。

そこで、以下の課題と対策について、伺います。

1つはマンパワー対策や各施設・病院等の連携、2は、医療・介護報酬の改定に伴う影響と対策、3点目は行政の役割と責任が重要になりますが、見解を伺います。

2番目として、第一次産業振興と六次産業化の問題について、ただします。

今回取り上げる農業問題は、基本的視点として、TPP参加の国内条件づくりの事業の1つと見られています。

1つは、まず、六次産業化の問題をどのようにとらえているのか伺います。

生産者の自主的努力に光を当て、生かすことが大切ですが、既に加工食品や外食の割合は高くなっており、六次産業化にすべての担い手が参加でき、競争力強化の切り札になる条件はないと考えますが、見解を伺います。

2点目は、新規就農総合支援事業の位置づけと今後について伺います。

担い手の確保・育成は、地域農業や農村の維持に必要不可欠なことは明白であり、これまでも独自の制度を求めてきました。本来であれば、国が上げて担い手の確保・定着に長期的位置づけで取り組む政策ですが、位置づけと今後の方針について、見解を伺います。

3番目は、戸別所得補償経営安定推進事業の問題です。

目的は、平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模の形態が大宗を占める構造を目指す、遊休地等の集積は取り組む課題ではありますが、目指す形態が大宗を占めるには、現に生産を担っている農家を切り捨てなければ実現できません。農家を生産から締め出す危険なものにならないのか、見解を伺います。

3番目は、垂水高校振興策について、質疑い

たします。

今、さまざまな取り組みが支援策として、市民の応援も受けて取り組まれています。問題の解決は簡単にいくとは思いませんが、今改めて根本的な問題に対しての取り組みも必要と考えます。県の方針として、4月以降、再編も視野に入れた各校のあり方を検討に入れると新聞では報じられていました。2年前、地方高校切り捨て反対県民集会が開催され、基準の見直しを求める決議もされ、生徒数だけで判断しないで、学校の存在価値があるという趣旨が確認されたと認識をしています。未来を担う子供たちの教育を歳出減らしの手段にするような取り組みは許せません。

そこで、地域振興と人材育成という県の高校教育の責任や、教育を受ける権利、教育の機会均等々の保障などを踏まえ、小規模校の経営の支援策、学校・学級規模の見直しを改めて求めていく必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、一般会計に関して、質疑に移ります。

最初は、子育て支援の効果と子育て支援のあり方について、質疑をいたします。

今回の予算案でも子育て支援事業の予算が計上されています。その事業の効果と課題はないか、伺います

また、市長が議員時代に最も力を入れた取り組みの1つが子育て関係だったと認識をしています。特に、他市町村との格差を問題にし、改善を関係者とともに取り組んでこられました。だからこそ、この問題での市長の姿勢が改めて問われるし、関係者の期待も大きいものがあると考えます。

そこで、格差解決への取り組み、安心して産み育てる政策づくりへの方針と、今後の工程についてどのような考えなのか、見解を伺います。

次に、雇用対策への取り組みについて、伺い

ます。

予算案の説明でも、平成24年度も緊急雇用創出事業による雇用の創出に取り組むと、そのような形で方針が書かれています。しかし、この中身は、ある意味では他力依存型になっていると考えます。平成19年には地域雇用促進計画がつくられ、平成22年3月まで取り組まれました。総合計画や実施計画との若干の矛盾はありましたが、雇用創出という時代の要請や、時代としての役割が発揮できたと思っています。

そこで、地域雇用創造計画の総括はどうだったのか。

2番目は、私は今こそ新たな雇用に創出していく計画が必要と考えますが、見解をお聞かせください。

一般会計で最後の質疑として、森の駅事業で温泉の実施設計予算について伺います。

冷泉の引き込みをするための設計であり、施設の活性化対策として位置づけられています。私が懸念するのは、当初も指摘してまいりましたが、施設の性格が違うのを運営していくという課題がありました。この回答はいまだに示されていません。そんな中、活性化対策として温泉問題が取り組まれることになりました。私は、改めて当初の問題の解決と、今後の事業としてはしっかりとした準備、調査がこの施設の運営のかぎを担うと考えます。

そこで、以下の点について、質疑をいたします。

他自治体と類似する政策との比較検討はどうか。当初の計画との整合性は。将来にわたるコスト、経営、維持管理、運営。それから指定管理問題の方針はどうなっていくのか、伺います。

次に、道の駅の問題をたします。

新しい会社になって5カ月が経過いたしました。議会も承認した以上、責任もあり、どのような状況なのか気になるところであります。2009

年総務省が発表した導入状況調査結果では、06年から3年間の間に、指定取り消し・業務停止・満了・取りやめが2,100件と激増し、そのうちの半数近くが休止・廃止・民間譲渡に迫いやられています。一義的には事業者の資質や経営能力が問われますが、自治体の責任も大きく、公の施設をどう考え、どんな検討をしたのか、根本が問われる問題でもあります。私も、議会も、経営の立て直しとさらなる観光施設としての発展を心から願っているものであります。

そこで、現状と課題について、協定書や指定管理者に関する運用方針に照らし合わせて、以下の質問から、確認と対策について伺います。

1つは、適正かつ円滑に運営されているのか。

2点目は、指定後の留意事項と実施状況はどうなっているのか。

3点目に、管理運営協議会の設置はどうなっているのか。

4番目は、問題への対応と流れはどうなっていくのか、伺います。

教育問題、最初の質問は、中学校、この4月から始まる武道必修化に関係して伺います。

この間、新聞の読者欄に、柔道での事故が心配だという声が多数見受けられるようになりました。また、柔道事故被害者の会や学校現場や親たちからも、安全を危惧する声が上がっています。学校等では事故防止対策や指導者の研修は取り組んでおられると思いますが、確認の意味も含めて、以下の点について伺います。

ここ数年間の事故の実態について伺います。

2点目は、事故防止対策についての取り組みについて、伺います。

教育問題での2番目は、伝統芸能など文化の継承と支援について、及び推進について伺います。

先般の生涯教育の集いで、中俣下川踊りでの住民の方々と小学生との踊りには大変感銘を受けました。今日、全国でも、県内でも、後継者

や運営等で困難を抱え、継承が大きな問題になっています。本市でも、新城小などでもその取り組みが行われていますが、総合的な学習への位置づけなど取り組めないか、そのための市の支援や推進で保存や継承の問題に対応できないか、伺います。

最後の質問は、浄化槽水質検査に対する質問であります。

市民の方から、同じような検査はおかしいのではないか、また、検査や保守点検の費用の負担が本当に大変だという声が寄せられています。浄化槽の維持管理には2種類の水質検査が法的に義務づけられています。

そこで、2種類の検査の必要性について。

2点目は、水質検査の手数料の負担が重たいというこの声に対して、助成している自治体の理由と本市の考えについて、お聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わりますけれども、簡潔で明確な回答をお願いし、再質問がないようお願いをしたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 持留議員にお答えいたします。

住んでよかったと思えるまちづくりに関連して、税と社会保障の一体改革でございますが、私は、国・地方を通じた安定的な社会保障財源が確保でき、かつ社会保障の機能強化につながる改革であるべきと考えております。議員御指摘の市民の負担がふえるということは、さまざまな問題や課題等があることは十分認識しておりますが、ゆりかごから墓場までという言葉に象徴されますように、社会保障と税の一体改革が、子育て支援・医療・介護・年金といった安心を裏づける社会保障制度となることを期待しております。

少子高齢化といった人口構造の大きな変化、雇用基盤の変化、家庭形態や地域基盤の変化など、社会保障制度を支える社会経済情勢の大きな変化に伴う課題への対策としての一体改革で

ありますので、現在の社会保障を守り、さらに充実し、みんなで支え合う仕組みづくりの構築が重要であると考えております。

地方自治体の首長として、今後においても、地方単独事業に関して必要な安定財源を確保するとともに、保育士・保健師・児童福祉司の方々によるマンパワーに基づく社会保障サービスへの税収配分等に関する懸案事項などに関しても、全国市長会、そして地方六団体を通じて、国に対し強く働きかけていくことが私の役割であり、責務であると自覚しております。

それから、対策に関しての御質問ですが、すべての制度設計が明らかになっていない中でございますが、社会保障の切り捨てになるようなことはないと思っておりますし、また、税制においても、低所得者への優遇控除等も盛り込まれるものと思っております。

しかしながら、本市における人口動態や経済状況等に対する現状と将来への課題などを整理しながら、必要に応じ、本市の少子高齢化の進展に即した医療・福祉の施策の充実を図るための単独事業の導入も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 持留議員の御質問にお答えいたします。

最初に、マンパワー対策や各施設・病院等の連携についてでございますが、医療・福祉・介護など、現場職員が疲弊することなく働き続けることも、医療・介護の基盤整備から見ると最も重要なものとなります。しかし、マンパワーの少ない本市の場合、少ない人材で質の高いサービスを提供することが市内事業所の職員には課せられてきております。

そこで、本市では、23年度に実施しました、支え合う地域のきずなプロジェクト事業の実施により、地域の医療機関・歯科医院・薬局・介護事業所等、利用者を支える側の連携を強化し、

顔の見える関係づくりができつつあると考えております。このことが、新年度から進めます在宅医療推進への一歩にもつながると考えており、今後も支援していきたいと考えております。

次に、医療・介護報酬の改定に伴う影響と対策についてでございますが、最初に、診療報酬の改定による影響について、御説明申し上げます。

病院での試算によりますと、勤務医の負担軽減のため、看護補助者や夜勤者の手厚い配置等に報酬加算があり、全体では0.004%の増額改定になるようでございますが、薬価改定につきましては減額され、総体で若干増収になるようでございます。新年度実施予定の在宅医療についてはどれくらいの影響があるか、今のところわからない状況でございます。

次に、介護報酬の改定についてでございますが、介護職員等の処遇改善を目的に原則として3年ごとに見直されるものでございます。今回の改定率は、全国平均で1.2%の増額改定となっており、本市の介護保険料への影響額でございますが、32円増額となるようでございます。また、介護事業所等への報酬改定に伴う影響等につきましては、事業所にも詳細な事項は示されていないところであり、現在のところ、具体的な情報はございません。

今回の報酬改定に伴う事業所を対象とした説明会が、今月県のほうで開催されますので、その中で改正の内容が明らかになり、影響等も見えてくるものと思われま。

次に、行政の果たすべき役割と責任、地域支援事業等についてでございますが、介護保険法に基づく地域支援事業は、被保険者が要介護状態または要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としており、現在、高齢者のニーズや生活実態に基づい

て、継続的かつ総合的なサービスが提供されていると考えております。今後はさらに、行政の体制整備を図りながら、在宅医療の充実とともに、事業の趣旨に沿った内容で推進するよう検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○農林課長（森下利行） 持留議員の第一次産業の振興と六次産業化についての御質問にお答えいたします。

六次産業化に向けての課題につきましては、第一次産業の生産技術以外に、六次化のかぎを握る農産物加工に関するノウハウがないことや、必要な人材の確保や円滑な資金調達、マーケティングに基づく商品開発に加え、販路拡大に向けた営業などが考えられます。

この六次産業化の推進につきましては、国の重要施策の1つとして掲げられており、平成23年3月には六次産業化法が施行され、同法に基づく総合化事業計画や研究開発、成果利用事業計画の順次認定が始まっており、これらの認定により、農業改良資金等の無利子の特定適用や、新商品の開発、販売拡大の取り組みに対する補助や、六次産業化プランナーによるフォローアップ等の支援が得られるようになるなど、さまざまな支援策が講じられております。

今後、本市における六次産業化の推進に当たりますには、農家や企業等からの相談を受けた初期段階から、九州農政局鹿屋地域センター内に設置してあります六次産業化総合窓口の職員や、六次産業化についてのノウハウを持ち合わせているプランナー等の協力を得ながら、六次産業化に向けての課題に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、新規就農総合支援事業の事業化の位置づけと今後についてでございますが、現在、本市における新規就農者への支援につきましては、青年等の就農促進のための資金貸付金

の償還金の一部について助成を行っているところでありますが、今回の新規事業におきましても、青年就農給付金の準備型と経営開始型として助成を受けられるようになっておりますが、市における支援につきましてもこのまま継続させていただく意向であります。

また、事業終了後の対策につきましては、この事業は新規就農者にとって、初期段階における経営の安定を図るためにもとてもいい事業でありますことから、県等を通じまして継続の要望等を行ってまいりたいと思っております。

続きまして、戸別所得補償経営安定推進事業によります農地集積等の推進により、多数の農家を生産から締め出す危険なものにならないかとの質問であります。この事業は、農業の競争力、体力強化を図るため、意欲ある関係者を含め、地域ごとの話し合いの中で、今後の地域の中心となる経営体への農地集積や分散した農地の連担化が円滑に進むよう、地域ごとに地域マスタープランを市が作成することになっておりますが、作成に当たりますには、あくまでも地域の方々の意見を取り入れてまいりたいと考えているところでありますので、多数の農家を締め出すようなことにはならないと思われま

す。また、市としましても、これからの垂水市の農業を考えたときには、農業従事者の高齢化に伴い耕作放棄地の増加が懸念されるところであります。その解消を図るためには地域の中心となる経営体への農地集積等の必要性を感じているところであります。しかしながら、本市の農業は比較的小規模で収益を得られる集約的農業が盛んであることから、地域の中心となる経営体が耕作できる面積も限られてくることから、高齢農家や小規模農家の方々が少しでも長く就農できるような施策も講じてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○教育総務課長（今井文弘） 垂水高校振興支

援対策の御質問にお答えいたします。

平成22年10月に、小規模校の廃止基準を拡大するという公立高校の振興方針骨子案の提示に対して、市長を会長とします垂水高校振興対策協議会では、平成22年12月に県教委へ要請文を提出し、垂水高校の存続への配慮を強く要請してきたところであります。

その後、県教委は、今後は骨子案の廃止基準にこだわらず学校単位で検討したいということで、地域の実情や歴史的な背景を考慮し、個別に対応していく方針が変わったことで、大隅地域については、地元関係者や学識経験者らによる公立高校の充実・振興策を検討する大隅地域の公立高校の在り方検討委員会が立ち上げられ、地域振興の視点も加えて、これまで1年かけて各校の存廃や振興の具体策について検討されてきたところでございます。

垂水市としましては、これまでに危機感を持って、現状打開と早急な準備・活動のために、振興支援に向けた体制づくりと、魅力ある垂水高校づくりに向けた振興支援計画書を作成してきました。さらには、垂水地区検討会も設置しまして、垂水高校の在り方案の取りまとめを行ってきたところであります。

垂水地区検討会の最終案としましては、小規模校のよさを生かし、きめ細かな指導により、生徒の可能性を広げながら、現状の普通科及び生活デザイン科、2学科による運営を当面続け、地域に貢献し、地域に支えられる学校を目指す、大隅地域の公立高校の在り方検討委員会へ提言をしているところでございます。

県教委は、この大隅地域の公立高校の在り方検討委員会からの意見を重く受けとめ、来年度、各校の具体的な活性化策を作成することになっております。地域振興及び人材育成の観点からも、しっかりと責任を持った結論を出してほしいと思っております。

また、垂水高校が廃止となった場合は、教育

的機能の喪失、保護者・生徒の負担増、まちの元気・きずなの喪失など、大きな影響が考えられますので、垂水市としては、振興支援策を実施しながら、県教委に対しまして今後とも存続に向けてお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○保健福祉課長（城ノ下 剛） 子育て支援の効果と子育て支援のあり方についての御質問にお答えいたします。

まず、効果と問題点についてでございますが、期待される効果につきましては、平成23年度から垂水市社協が、県社協の補助事業であります子育てサポーター養成講座を開設いたしまして、子育てに関心をお持ちの方々を受講していただき、子育てサポーターの育成に取り組んでいるところですが、これは、身近に子育て支援ができる知識と意欲を持ったサポーターがおり、それらの方々が地域で積極的に子育て中の家庭とかかわりを持つことで、子育てへの不安感、孤独感を解消し、安心して子供を産み育てる環境をつくるという目的で実施しております。

今後も多くの方に参加していただくことによりまして、子育て支援はもとより、地域のセーフティーネットの役割を担うことも期待できるものと考えます。

地域のきずなが強まれば、失われつつある地域社会での子育て支援機能の再構築にもつながるものと考え、平成24年度も積極的に同サポーター養成を図ってまいりたいと考えております。

一方、問題点として考えられますのが、せっかくサポーターとして養成しても、支援者として定着するかが懸念されております。これらにつきましても、引き続き各種フォロー事業を実施いたしまして、定着を図りたいと考えておるところでございます。

次に、他自治体との格差解消対策と、安心して産み育てられる政策づくりへの取り組みにつ

いてでございますが、他自治体との格差につきましては、施設面、制度面でのものがあると思っておりますが、施設面でいいますと、子育て支援センターの利用時間の延長等があるかと思っております。利用者からの要望もございますので、利用しやすい箇所への移転等含め、要望にこたえてまいりたいと考えております。

また、制度面でございますが、本会議でも何回か質問を受けております乳幼児等医療費の無料化もその1つかと思っております。制度の拡大となりますと医療費の増大につながりますので、実施が可能であるか否かを24年度中に試算いたしまして、判断したいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○商工観光課長（塚田光春） 商工観光課所管に大きな項目で3点の質問がありますので、順を追ってお答えいたします。

まず、地域雇用創造計画の総括と効果についてでございますが、地域雇用創造計画につきましては、平成19年度に地域雇用創造推進事業を申請する際に作成したものであります。計画書は、雇用創造推進事業の実施による雇用の改善を数値化して目標とし、事業が終了しました平成22年3月には目標数値を達成しております。

御質問のあった事業効果につきましては、講演会やセミナー等の講師による事業により、起業化の機運が盛り上がり、これらがその後の産学界の育成やヒット商品となったキャニオニング体験等の事業に結びついたと考えております。

水産業では、この事業により採用された新規採用者の発案により、新たな加工品開発が始まるなど、地元のニーズに合った雇用の確保も図られております。

また、パッケージ事業での受講者の機運の高まりは、その後の農業等への異業種参入を生み出す力となるとともに、その後実施した実現事業にもつながったと考えております。

実現事業に関しましては、平成20年度から3年間実施し、平成23年3月には終了しております。この事業により実施した旅行商品開発については、本市の持つ自然資源が観光に資するかということを中心に開発を進め、猿ヶ城溪谷でのキャニオニング体験やツバキを使ったアロマ体験など、多くの体験メニューがつくられ、新聞や雑誌、テレビ等のメディアで取り上げられてまいりました。

なお、計画し、実施された体験メニューについては、現在進められている教育旅行受け入れ時の体験メニューとしても活用されており、今後のツーリズムに関しての事業展開に期待が持たれるところでございます。

一方、新商品開発については、基幹産業である農水産物の規格外商品を加工商品化し、インゲンのスープやピワゼリー、カンパチのチャンジャ等の開発を行いました。また、事業期間中にピワを使用した枇仁豆腐が県の加工品コンクールで優秀賞を受賞、インゲンのスープも奨励賞を受賞するなど、賞品価値が出てきており、現在、道の駅たるみずや森の駅たるみずで販売されており、今後はこうした賞品も含めて販路の拡大に努めていきたいと考えております。

現在行っております雇用創造推進事業につきましては、平成22年から3年間行うもので、平成24年度には終了する予定でございます。

そのような中で、雇用創造制度がなくなった場合、今後、新たな雇用対策はあるのかとの質問でございますが、就業状況につきましては、東北大震災や世界的な不況の影響により、依然として厳しい状況が続くものと思われまので、今後につきましては、市単独予算での対応は厳しいことから、新たな雇用対策事業はないか検討していきたいというふうに考えております。

次に、森の駅の問題の4点について、お答えいたします。

森の駅は、高隈山系を流れる本城川が

つくり出した県下有数の渓谷で、豊潤な自然休養林を残す高隈山系の登山口として人気があり、本市観光の中心的な場所になっております。そのようなことから、夏はキャンプ場やキャニオニングの場として活用し、それ以外は溪流沿いの散策や高隈山系の登山者の基地として計画された施設でございます。

しかしながら、1年間の稼働率は28%程度と低く、これは夏場の7月、8月は満室となりますが、10月から3月までの期間、特に11月から2月までの冬季はコテージの利用率が極端に下がる傾向にあります。

そこで、当市の計画と整合性はどういう質問でございますが、当初基本構想の中では一戸建て温泉計画がありましたが、実施計画の段階で、スペース等の問題等もあり、なくなった経緯があります。しかしながら、予約されるお客様から、温泉がありますかという問い合わせが多く、お客様のニーズが高いことから、本年度、温泉の実施設計を行うものでございます。

また、他自治体に類似する温泉施設との比較検討はされているかという質問でございますが、大隅広域公園のコテージと北薩広域公園のコテージを比較した場合、同等のコテージを持ちながら、冬場の利用は、温泉を持っている北薩広域公園が圧倒的に多い状況にあります。ただし、この公園のコテージは温泉であることから、本市の冷泉とは違うため、今後、冷泉を温泉にしているような施設を探して、昇温方式をどのような方法をとっているのか、調査・研修をしてまいりたいというふうに思います。

次に、温泉を整備することで将来にわたるコストと経営は考えているのかとの質問でございますが、今回、温泉施設の実施設計の内容は、冷泉の取り入れからコテージへ引き込むための取水口・配管・貯水タンクの検討と、貯水タンクについては、独立した温泉建屋をつくった場合の湯量の検討、冷泉を暖めるための昇温方式

の検討をするようにしておりますので、第1段階ではコテージへの温泉を引き込む工事をします。今までの光熱水費は変わらないことから、コストは変わらないと考えます。

次に、森の駅を整備して1年後は指定管理をすると言っていたが、今後どうするのかという質問にお答えいたします。

森の駅の指定管理をすることについては、確かに引き継ぎを受けてはおりますが、現段階では、収入の面、体制面で確立されていないさまざまな問題点がございます。そこで、今後、森の駅の指定管理の内容は、森の駅の運営管理と体験型観光等の運営管理の2つをお願いしているというふうに考えておりますので、この1年間で指定管理に向けた準備を行い、平成25年度の指定管理に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

次に、道の駅の問題点について4点ほどございますので、お答えいたします。

まず、適正かつ円滑に運営されているか、問題点はないのかとの質問にお答えいたします。

従業員の体制につきましては、全体の従業員数は変わっておりませんが、事務所・厨房・レストラン・物販・温泉のそれぞれの分野で互いに少しずつ見直しをしているようでございます。

なお、社員につきましては、前、指定管理者では4人しかいませんでしたが、現在では12人になっております。ただ、10月に就任した館長が病気になる、その後、副館長が、2名が代行で運営してきたため、統制がとれなくなり、一部の出荷者から苦情が寄せられたのも事実でございます。しかしながら、2月27日付で新館長が芙蓉商事の本社から来られ、就任されたことから、今後の運営に期待を寄せているところでございます。

運営面での収支につきましては、先ほど森議員の質問にお答えしたとおりでございます。

次に、指定管理制度の運用指針によると業務の実施状況を報告するようになっているが、報告されているかという質問でございますが、この運用指針をもとにして協定書を作成し、締結しておりますが、その協定書の中で運用しております。

そこで、協定書をもとに、まずは業務計画書を提出してもらい、そのチェックを行い、毎日の売上げの日報を1週間に1回提出し、各月の収支を記載した月報を毎月提出していただいております。また、運営上の問題点や自主事業の実施等についてはその都度報告を受けています。

次に、管理運営協議会の設置はしているのかという質問でございますが、構成メンバーは、以前のように出荷者や商工会関係者等は入れずに、市長・副市長・財政課長・商工観光課長などで構成し、経営的な面のチェック体制をこの協議会では行っております。また、出荷者協議会につきましては、役員会と農産部会、水産部会など6部会、全体総会をそれぞれ開催し、指定管理者もこの会の中に入って議論を重ねております。また、商工会にも道の駅として加入してもらっておりますので、商工会とのコミュニケーションも図られているものと考えております。

次に、問題への対応は今後どのように対策をするのかという質問でございますが、先ほども申しましたように、新館長が芙蓉商事の本社から来られ、就任されたことから、今後は新館長のもとで統率を図っていただき、管理運営協議会の中で経営面のチェック体制を行い、農産、水産等の出荷者における問題点は出荷者協議会の中で協議し、商工会関係につきましては商工会の中で協議をしていただき、経営改善が図られるよう指導してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○学校教育課長（有馬勝広） 持留議員の教育問題の御質問のまず1点目、中学校の武道必修化に係る御質問にお答えいたします。

まず、学校管理下における柔道の活動中の事故の実態につきましては、日本スポーツ振興センターが発行しております「学校の管理下の死亡・障害事故事例と事故防止の留意点」によりますと、平成20年から平成22年の過去3年間に数件の死亡事故が報告されております。その主な原因は、投げ技等による頭部外傷により、脳挫傷や急性硬膜下血腫により死亡したものです。障害事故につきましては、頭部外傷による精神・神経障害や、上肢損傷による上肢切断及び機能障害などがございます。鹿児島県内では、過去3年間、死亡事故及び重傷事故は発生しておりません。

文部科学省によります体育活動中の事故防止策はこれまでも行われてまいりましたが、現在、新たに、体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議が発足し、これまでの事故について分析することによりまして、体育の授業や運動部活動中に発生する事故の防止を図る取り組みを進めております。近くその対策案が取りまとめられるとのことでございます。

安全確保などの柔道事故防止対策につきましては、文部科学省が武道の必修化に当たり作成しました柔道指導の手引や、財団法人全日本柔道連盟が改定しました「事故をこうして防ごう・柔道の安全指導」を中学校で活用して、指導を行っております。

柔道の指導については、生徒の健康状態を把握するとともに、学習段階や個人差を踏まえた段階的な指導を行うこと、特に初心者には受け身を安全にできるように指導を十分に行うとともに、その動作に注意を払うなど十分な配慮を行うこと、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること、事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制などの対処方法の確

認と関係者の周知を徹底することなどです。

鹿児島県教育委員会では、安全な武道授業のチェックリストを教師用、生徒用の2種類作成しており、垂水中央中学校でも十分に活用するように指導してまいりたいと考えております。

保健体育科の研修につきましては、鹿児島県教育委員会は毎年武道指導者研修会を開催しており、本市の保健体育科の教員も受講しております。また、本年度は新たに、柔道を取り扱う学校を対象に、中学校柔道授業の安全に関する指導者の研修会が開催され、垂水中央中学校からも参加しております。

教育委員会としましては、以上のことを踏まえまして、武道必修化に向け、今後も指導者の指導力向上を図るとともに、安全指導につきましても指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（瀬角龍平） 持留議員の御質問にお答えいたします。

垂水市内には、各地に古くから伝わる14の郷土芸能、つまり伝統芸能がございますけれども、多くの団体で担い手の方々の高齢化や伝えるべき後継者が少なくなっておりますことから、存続を含めて、後世に伝えていくことが年々難しくなっているのが現状でございます。

社会教育課では、2月9日の定例教育委員会において、藩政時代から終原地区に伝わる伝統行事「おろごめ」と「かべうっくじい」、これを垂水市指定無形民俗文化財に登録をしたところでございます。そして、平成24年度からは、歴史的価値づけができたものから随時指定をし、その保存・育成に努めたいと考えておるところです。

そしてまた、平成24年11月ごろに、市民郷土芸能団体、文化団体等の協力をいただきながら、これはまだ仮称ですがけれども、垂水市郷土芸能大会を開催する予定にしております。さきに述

べました無形民俗文化財市指定化による文化財保護条例の適用や育成補助金の交付、郷土芸能団体と小学校・中学校、大野地区では大野棒踊りの場合、大学生に指導をしておりますけれども、大学との連携、また、所属する振興会のみならず、近隣の振興会と一緒に継承するといった対策などを講ずるとともに、どうしても存続が困難な場合はフィルム等の映像で記録しておいて、条件が整えば復活・再開ができる体制も整えておきたいと考えているところです。

そしてまた、地区公民館におきましても、終原地区の「大津絵節」、そして協和地区の「川踊り」の郷土芸能を公民館講座の1つとして活動を支援してまいっております。

先日の生涯学習の集いで、協和小学校の5年生が、川踊り保存会の皆さんとその成果を発表していただいたのは記憶に新しいところでございます。そしてまた、郷土芸能団体に対しては、年次的に4団体ずつ補助金支援を行っております。

郷土芸能は、子供たちの情操教育やふるさとを愛する心をはぐくんでいくものと確信をしております。しかし、既に消滅をしたり、休止状態の団体もございますけれども、私ども社会教育課は垂水市民の文化遺産とも言うべき郷土芸能を絶やすことがないよう、一生懸命取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○生活環境課長（感王寺八郎） 浄化槽の2種類の水質検査の必要性について、お答えいたします。

まず、2種類の水質検査についてでございますが、浄化槽の検査は、浄化槽法第10条で、浄化槽の保守点検を浄化槽管理市に、または浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができると定められており、これが市内業者による月々の点検及び年1回の清掃になります。点検回数につきましては、鹿児島県浄化槽事務取扱

要領により、おおむね年12回程度と定めてあります。

次に、浄化槽法第7条で定めているのが、使用期間後3カ月から8カ月以内に実施する使用開始検査で、正常に機能しているか確認するための検査を県が指定する機関で実施しております。その後、県が指定する機関が実施する浄化槽法第11条で定められている定期検査で、初期の処理機能を確保しているか、適正な保守点検及び清掃がなされているかを受検することが義務づけられております。

水質検査の必要性についてでございますが、保守点検につきましては、一般家庭は浄化槽の状況、プロアポンプ設備作動状況と消毒薬の点検補給、水質状況では、ペーハー・＋透視度・残留塩素等の点検を行っており、法で行っている定期検査は、浄化槽の放流水の技術上の基準、BOD20ppm以下と定めてありますが、この処理機能を確保しているか、水質を悪化させるようなふぐあいはないのか、放流水のBOD検査とともに保守点検及び清掃状況について定期検査を実施するもので、保守点検と定期検査とはそれぞれ別の検査であることから、必要でございます。

次に、助成している団体、その理由はということでございますが、助成している自治体数につきましては、平成22年12月末現在で36都道府県が、保守点検で118市町村と法定検査107市町村で助成措置をいたしております。しかしながら、鹿児島県では今のところされておられません。

助成の理由の目的として、公共用水の水質汚濁を防止し、生活環境及び自然環境の保全を図るために浄化槽が設置され、日々の維持管理を行わなければ性能が十分発揮されないという考え方から、適正な維持管理を推進するために助成施策を行っているようでございます。また、下水道整備地域以外の浄化槽設置に対する助成を行っているというところが多いようでござい

ます。

本市としての考え方はどうかということでございますが、本市は、平成5年より小型合併処理浄化槽設置整備事業として設置に対する助成を行っております。浄化槽は、平成12年浄化槽法の改正で、雑排水まで処理する合併浄化槽が浄化槽と定められており、設置される浄化槽はすべて合併浄化槽でございます。本市の浄化槽の設置基数は、平成22年度で約4,500基で、うち合併処理浄化槽が2,468基でございます。

ほとんどの排水が鹿児島湾に流入するということから、浄化槽の適正な維持管理が必要であると考えておりますが、しかしながら、補助事業につきましては、設置補助金開始当時と異なり、浄化槽はすべて合併浄化槽となったこともあり、浄化槽設置補助金を打ち切っているところもあるようでございます。

今後、浄化槽設備設置補助金を継続していくのか、あるいは設置補助金を検査手数料の助成にかえていくのか、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○持留良一議員 一問一答でお願いしたいんですけども、所管のところは所管のところでもまた細かく、この問題点について、きょう出されたところも含めて議論もさせていただきたいと思っております。その他のところを中心としながら、若干再質問するところは質問をしていきたいと思っております。

最初の住んでよかったという関係と、税と一体との改革の中で、市長も現状の認識についてはいろいろ話されたんですが、今後、単独事業の検討もしていくこともやぶさかではないというような回答だったと思うんですが、当然、今の高齢者の実態、そしてまた働く若い人たちの実態から見ても、ますます厳しい状況になっていくというふうに思うんです。例えば松江市では、多子世帯に対して、可処分所得が減ったと

いうことで保育料の軽減なんかもやっています。また、自治体によっては、国保税だとかそういうところも含めた、いわゆる減免制度の見直しをやっているようです。

やっぱり実態との関係も含めて、そういうところの見直しをぜひ今後、引き続き取り組んでいただきたいと、そういうところが単独の事業として取り組んでいただきたいなというふうに思います。そういう意味で、きっちりと今の生活の実態に反映した対策を、ぜひ今後、単独の事業の中で取り組んでいただきますよう、これはもう要望をしておきたいというふうに思います。

次に、医療・介護・福祉の問題に移りたいというふうに思います。

先ほどの回答をされましたけれども、問題は、いわゆる人員確保の問題、市の先ほどの回答としては、質の高いということをおっしゃったけれども、やはり人手がないとやはり大きな問題になるということが、今度の介護報酬や診療報酬の改定でも明らかだと思うんですね。例えば、介護報酬の改定では入所者の早期退所、それから診療報酬の改定では長期入院のますます追い出しの強化、そうすると介護難民、医療難民がふえてくる、それを支える体制が弱いと。

そういう形でこういう医療・介護・福祉、包括的な取り組みによって、そういう人たちを支えていこうという中身だったというふうに思いますが、實際上、先ほど言われたような、そういうただ単に質だけの問題ではなくて、やっぱり体制的なマンパワー対策、制度の充実をやっていかないと、この中身にはこたえていけない。逆に、包括的難民を、ケア難民を生み出してしまおうというふうに思います。

そういう点では、改めて、先ほどまだ十分実態がわかっていないということでしたけれども、いろんなところではもうこの実態をつかんでいらっしゃると思います。ある施設では、今後、小規模

はもう減っていくだろうと、淘汰されていくだろうと。そうすると、ますます介護基盤が弱っていくんです。そうなったときには、実際こういう医療・介護包括ケアをやったとしても、実際それに対応する体制は整えられないということがもう明らかになってきているんです。

そういう意味で、先ほど言いましたとおり、公的支援をどうしていくのか。ここが最大だと思うんですよ。なぜかという、低所得者やそれに厳しい人たちは、サービスさえ受けられなくなってくるわけですよ。施設がない、ましてや介護保険外のサービスがふえるとなってくると、ますます受けられないと。そうやってきたときに何が必要かといったら、公的な支援がどうしても必要になってくるということは明らかだと思いますが、市長にちょっとお聞きしたいんですけれども、この1点だけ、公的支援について、やる考えはあるかどうか、今の現状踏まえて、イエスかノーかでお答えください。

○市長（尾脇雅弥） 少子高齢化が進む中で、先ほど、小規模多機能とかそういったものが減っていくという現状ではございますけれども、垂水市に関しましては、ほかの市町村に比べて比較的、先進的に懸命に取り組んでいただいている成果があるかと思えます。ただ、今、御指摘のことについては大事な問題だと思いますので、今後検討してまいりたいと考えております。

○持留良一議員 ぜひこのあたりは互いに政策提案をしながら切磋琢磨して、問題点の解決に私たち議会も当たっていきたいと思います。

次は、第一次産業、六次産業の問題についてお伺いしたいんですけれども、非常に積極的な提案が出たんですけれども、六次産業についても戸別補償経営安定推進事業についても、やっぱり問題点がありますよね、課題点が。例えば認定農業者に限定するとか、いろんな新聞でも出されたと思うんですが、この農業委員会の新

聞でも「進むか、担い手の農地集積、要件に戸惑いの声も」ということがあるんですよね。先ほど、きのうの議論からも、農地の集積化を図らなきゃならないと、しかし、垂水は実態はそうでもない問題もあると。しかし、やはり集積を図っていく上では、いろんな問題点を克服していかなきゃならないと。そうやってきたときに、1つの政策として今度のこの事業があるかと思うんですが、しかし、實際上、いろいろ限定があるというのが新聞でも出されているんですよ。

そうやってきたときに、先ほど課長がいろんなことを言われて、この問題を克服していかなきゃならないということだったのですが、きのうからの議論も含めて、この農地集積についてはやはり基本的には積極的に取り組んでいくという立場なのか、その点を確認したいと思います。

○農林課長（森下利行） 農地集積につきましては、その条件に応じまして違うと思うんですけども、事業の導入とかそこあたりにつきましては、どうしても集積をしていかなければ補助の対象にならないとか、そういう部分があると思います。そういう部分については、土地の交換分合とかそういう形での集積、そういった部分も図っていかなければならないという部分が1点でございます。

それともう1点は、先ほども申しましたとおり、垂水市におきましては、どうしても今、農業従事者の高齢化が進んできているという状況の中では、今後、きのうの感王寺議員の質問の中でもお答えしたところなんですけれども、やっぱりそういった部分で、少しでも高齢化とか小規模の農家の方々に、就農していくためには、そういった受委託のそういった組織の育成とか設立を図っていきながら、少しでも長い就農をしていただきたいと思いますと思っているところでございます。

ただ、そういった高齢化の中で、どうしても

今後就農できないとか、そういう部分の方につきましては、そういった地域ごとの話し合いの中で、そういった認定農業者の方々のほうに集積していくといったような考え方を持っております。

以上でございます。

○持留良一議員 今回、支援対策もとられています。本来やっぱり国がこれを継続していくよなということで、先ほど課長は言われたとおり、ぜ、このことも取り組んでいただきたいし、そのことではやっぱりその農地の問題というのは大事だし、また、小規模農家を育成していくという観点からも、ぜひその方針で頑張っていたきたいと思います。

あと、高校だとか、いろいろ教育問題は改めてまた委員会でやっていきたいというふうに思います。

あと、残す点で、道の駅の問題についてちょっとただしたいというふうに思います。

先ほど、導入状況に関する調査結果を報告いたしましたけれども、この国の通達、いわゆる総務省の通達の中で、施設のあり方について検証及び見直しを行い、より効果的・効率的運営に努めると、このようやりなさいと。いわゆるそういう2,100件もの結果が生まれたと、大変な実態が生まれてしまったと、これでは何のためにやったかということも問われている。そのことは、やはりそういう立場に立って検証をやっていく、そしてまた見直しを求めていく、そのためにはやっぱり内部的な牽制をしっかりやっていきなさいということだと思っておりますよ。

だから、本市の運用方針にも、先ほどその運用方針をして協定書をつくられたと言いますけれども、しかし、運用方針の中には、きちっとそのことを求める条項も中身も書いてあるんですよ。だから、そのことが本当に守られていかないと、やはりこういうものが客観的に問題として出てくると。これをやってはいけな

思うんですよ。

やはり我々が施設を経営していく上では、決めたことをきちっとやっていく。そして、そのもとというのはちゃんとこの中に書いてあるわけですから、このことを重視させていく。そのことで相手にもそのことをちゃんと守るようにしてあるわけですから。そうすると、今言われた国の2,100件もの事態は生まれなかったと思うんですよ。何のために、公の施設をそんな形にやったのかということがあると思います。これはもう指摘だけしておきたいというふうに思います。

今回、福祉の問題から産業、雇用の問題まで含めてやってきましたけれども、やはり私は今回言ったとおり、自治体の役割は、公共性を発揮されているのか、そしてまた住民の生活力の強化、福祉の向上を目指す経済政策になっているのか、改めてこの観点で委員会でも議員の皆さんと含めて、議論もしていきたいというふうに思います。

私自身はやはり問題があるなということを指摘をして、私の総括質疑、質問を終わります。

○議長（宮迫泰倫）以上で、平成24年度各会計予算案に対する質疑及び一般質問を終わります。

△委員会付託

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

平成24年度各会計予算案を各所管常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、平成24年度各会計予算案は、各所管常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△日程報告

○議長（宮迫泰倫）本日の日程は、以上で全部終了しました。

明8日から15日までは、議事の都合により休

会とします。

次の本会議は、3月16日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（宮迫泰倫）今日は、これもちまして散会します。

午後3時8分散会

平成 24 年 第 1 回 定例会

会 議 録

第 4 日 平成 24 年 3 月 16 日

本会議第4号(3月16日)(金曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|-------|-----|------|
| 1番 | 川越信男 | | |
| 2番 | 堀内貴志 | 10番 | 池山節夫 |
| 3番 | 大菌藤幸 | 11番 | 森正勝 |
| 4番 | 感王寺耕造 | 12番 | 川尻達志 |
| 5番 | 池之上誠 | 13番 | 宮迫泰倫 |
| 7番 | 田平輝也 | 14番 | 徳留邦治 |
| 8番 | 持留良一 | 15番 | 篠原静則 |
| 9番 | 北方貞明 | 16番 | 川畑三郎 |

欠席議員 1名

| | |
|----|------|
| 6番 | 堀添國尚 |
|----|------|

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|--------|-------|--------|-------|
| 市長 | 尾脇雅弥 | 水産課長 | 岩元悦郎 |
| 副市長 | 寺地浩一 | 商工観光課長 | 塚田光春 |
| 総務課長 | 山口親志 | 土木課長 | 深港涉 |
| 企画課長 | 倉岡孝昌 | 会計課長 | 脇孝久 |
| 財政課長 | 北迫睦男 | 水道課長 | 川井田志郎 |
| 税務課長 | 葛迫隆博 | 監査事務局長 | 磯脇正道 |
| 市民課長 | 白木修文 | 消防長 | 宮迫義秀 |
| 市民相談 | | | |
| サービス課長 | 前木場強也 | 教育長 | 肥後昌幸 |
| 保健福祉課長 | 城ノ下剛 | 教育総務課長 | 今井文弘 |
| 生活環境課長 | 感王寺八郎 | 学校教育課長 | 有馬勝広 |
| 農林課長 | 森下利行 | 社会教育課長 | 瀬角龍平 |

議会事務局出席者

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 松浦俊秀 | 書記 | 篠原輝義 |
| | | 書記 | 有馬英朗 |

平成24年 3月16日 午前10時開議

△開 議

○議長（宮迫泰倫）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第2号～議案第8号、議案第18号～議案第29号、陳情第7号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第1、議案第2号から日程第7、議案第8号まで及び日程第8、議案第18号から日程第19、議案第29号までの議案19件並びに日程第20、陳情第7号の陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第2号 垂水市職員旅費支給条例の一部を一部を改正する条例 案

議案第3号 垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第4号 垂水市税条例の一部を改正する条例 案

議案第5号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第6号 垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例 案

議案第7号 垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 案

議案第8号 垂水市営住宅条例の一部を改正する条例 案

議案第18号 平成24年度垂水市一般会計予算案

議案第19号 平成24年度垂水市国民健康保険特別会計予算案

議案第20号 平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第21号 平成24年度垂水市交通災害共済特別会計予算案

議案第22号 平成24年度垂水市介護保険特別会計予算案

議案第23号 平成24年度垂水市老人保健施設特別会計予算案

議案第24号 平成24年度垂水市病院事業会計予算案

議案第25号 平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案

議案第26号 平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案

議案第27号 平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案

議案第28号 平成24年度垂水市水道事業会計予算案

議案第29号 垂水市介護保険条例の一部を改正する条例 案

陳情第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情

○議長（宮迫泰倫）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長大藪藤幸議員。

[産業厚生委員長大藪藤幸議員登壇]

○産業厚生委員長（大藪藤幸）去る2月23日、3月6日、7日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、3月8日に委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第6号垂水市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を廃止する条例案、議案第7号垂水市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案及び議案第8号垂水市営住宅条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度垂水市一般会計

予算案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成24年度垂水市介護保険特別会計予算案、議案第23号平成24年度垂水市老人保健施設特別会計予算案、議案第24号平成24年度垂水市病院事業会計予算案、議案第25号平成24年度垂水市漁業集落排水処理施設特別会計予算案、議案第26号平成24年度垂水市地方卸売市場特別会計予算案、議案第27号平成24年度垂水市簡易水道事業特別会計予算案及び議案第28号平成24年度垂水市水道事業会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号垂水市介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、陳情第7号「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情については、採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） 次に、総務文教委員長北方貞明議員。

[総務文教委員長北方貞明議員登壇]

○総務文教委員長（北方貞明） おはようございます。

去る2月23日及び3月7日の本会議において総務文教委員会付託となりました各案件について、3月12日委員会を開き、付託案件の審査をいたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第2号垂水市職員旅費支給条例の一部を改正する条例案、議案第3号垂水市教育委員会教育長の給与に関する条例等の一部を改正する条例案、議案第4号垂水市税条例の一部を改正する条例案及び議案第5号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成24年度垂水市一般会計予算案中の所管費目及び歳入全款については、

原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成24年度垂水市国民健康保険特別会計予算案、議案第20号平成24年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算案及び議案第21号平成24年度垂水市交通災害共済特別会計予算案については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮迫泰倫） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 おはようございます。

それでは、議案4号、それから議案第18号、それに関係する予算案として第20号、第22号及び議案第29号について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

最初に、議案第4号市税条例の一部を改正する条例案について討論をいたします。

提案の要旨は、東日本大震災財源を目的としたものでありますが、復興財源を名目に国民への負担を押しつけるものと言わざるを得ません。法人税実効税率は5%引き下げ、国民には緊急防災・減債事業の地方分担等の費用を賄う増税策として、個人住民税の均等割が引き上げられる内容であり、被災者支援の改正案などですが、低所得者や被災者も含むものであり、生活に大きな影響を与えるものです。

復興財源は、財政対策は無駄遣いへのメス、政党助成金の廃止、富裕層・大企業優遇税制等の見直しや応分の負担で確保すべきだと考えます。

以上の理由で反対をいたします。

次に、議案第18号平成24年度一般会計補正予算及び関連予算案、議案第20号後期高齢者医療

特別会計予算案と議案第22号介護保険特別会計予算について討論をいたします。

野田内閣は、社会保障・税一体改革と称して消費増税10%への増税を進めようとしています。これらは国民生活に深刻な打撃を与え、経済も財政も破綻させるものと言わざるを得ません。

さらに、消費増税は社会保障のためといいますが、一体改革は、年金支給額の過去の最高の削減を初め、4月から後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料の値上げもされます。子育て世代では、子ども手当の大幅削減、一方で年少扶養控除廃止による住民税の増税が実施され、児童扶養手当も削減されるなど、子育て世代には厳しい環境になっていきます。

今後さらに来年からは、所得税の増税計画など負担が連続して押し寄せてきます。また、景気低迷が続く中、市税を見ても対前年度約1,400万円ほどの減収が予想されます。こうした点から見ても、市民の暮らしが大変な状況にあることはわかります。だからこそ、地方自治体としての市民の暮らしを守ることを最重点として予算編成をする必要がありました。

施政方針では、3つの重点政策が掲げられています。このことが市民の立場に立った方針だったのでしょうか。平成23年度市民満足度調査から、優先し、重点化して取り組む施策として、子育て支援体制の充実、地域防災の推進、働く環境の充実、市民の期待にこたえる職員の育成となっています。これらは予算等に反映しているのでしょうか。多くは検討課題であり、質疑を通じても十分でなかったと考えます。

また、来年度予算編成は枠配分方式が取り入れられました。この手法は、かつてのシーリング方式などと同じ考え方だと思いますが、私は今回のような施政方針なのであれば、事業の優先順位をつけて、メリハリのある予算編成すべきだったと考えます。

予算は直接住民の生活を左右し、その福祉いかに決するものです。だからこそ、私は総括質疑のときの冒頭に、住民の暮らしを守るという本来の役割と公共性を発揮していくことが責務であり、果たされているのか。サービスと財政の両立が必要であり、中・長期的に見た内発的地域振興策によるサービスと財政の両立を見出す努力が予算にあるのかと求めました。そして何よりも、経費の削減や住民負担の政策ではなく、元気の出る予算でなければならないと考えます。

以上が予算編成上の基本的な問題点でしたが、以下、歳出等を通じて問題点を指摘したいと思います。

最初は歳入の確保の点ですが、課税客体の把握など、体制不足による税の確保が行き届いていない課題が引き続きありました。これらを中心として指摘をしておきたいと思えます。

次に、歳出では、子供の医療費や学童保育所の施設改善など子育て支援策が、また保険料等の値上げの市独自の緩和策など、子育て世代や高齢者が求める支援策が十分取り入れられていないという問題点であります。雇用対策においてもこれからの検討課題になっています。先ほど述べましたように、子育て支援や雇用の創出や仕事おこしなど、働く環境の充実に市民は政策として切望しています。これらにこたえた予算にはなっていないと考えます。

次に、農業問題です。

新規の施策として、新規就農総合支援事業と所得別補償経営安定推進事業が提案をされました。

新規就農総合支援事業は、新たな担い手の確保・定着につながっていくものと考えます。この事業は、国が責任を持って継続し、法制化するよう求めるものです。

問題は、所得別補償経営安定推進事業です。これは、TPP前提の国の予算案だという点で

あります。平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタール規模の経営体が大宗を占める構造を目指す事業となっています。質疑では、本市では小規模農業が取り組んでいけるような農政を進めていく旨の回答がありました。担い手確保の名のもとに多数の農家を生産から締め出すことはないという保証はありません。だからこそ慎重な対応が求められていると考えます。

それは、TPP参加という政府の方針は、今日も揺らいでいないからです。地域農業の持続発展を図るには、これに対抗し、小規模農家も含め、多様な担い手が活躍できる条件をつくる必要があると考えます。自治体は、施策の主体として自立した農業政策を展開することが今、実際に可能です。農地の集約化は、このような立場に立って推進していくことが大切ではないでしょうか。

次に、森の駅事業の温泉実施設計についてです。

この施設の持つ特徴は、施設ミッションの目的がそれぞれで違うということでした。この問題点をどのように解決していくのか求めてきました。しかし、いまだに示されていません。

また、今回の取り組みは、今後の活性化事業対策として温泉の活用の方向を探る計画です。現状となつては、打開策を検討していくのは当然ですが、経費をかけてやる以上、しっかりとの方針でなければなりません。しかし、質疑では、他自治体の類似する施策との比較検討や当初の計画との整合性など十分な方向は示されませんでした。

このような点を明確にし、取り組むことが展望を切り開くものになっていくものになっていくと考えます。

最後に、関連予算になる議案第20号後期高齢者医療特別会計予算では、保険料の値上げや安心して医療を受けられない点、議案第22号介護

保険特別会計予算については、引き続き生活支援のための市独自の乗せや、保険料や利用料の市独自の軽減策が今回もなく、必要な介護が安心して受けられない点を指摘し、反対します。

以上の点を挙げて、議案第18号平成24年度一般会計予算案及び関連予算案、議案第20号後期高齢者医療特別会計予算案と議案第22号介護保険特別会計予算案について反対いたします。

次に、議案第29号介護保険条例の一部を改正する条例案について討論いたします。

この間の議会での質問でも、保険料の抑制に努力することを表明されていたし、その取り組みは大いに評価できるものだというふうに思います。

しかし、残念ながら、結果として保険料は値上げ案が提案されました。来年度から高齢者被保険者世代では連続負担増になろうとする中で、今日でも苦しい生活の中にあるのに、値上げは生活への大きな影響を与えるものです。だからこそ、高齢者の生活と健康を守る立場から、以下の点での保険料抑制対策としての努力が行政の役割と責任を持って取り組まれるべきであったと考えます。

1つは財政安定化基金の適切な規模の確保や2点目として介護給付準備金の活用と一般会計からの繰り入れ対策です。特に基金等は、高齢者の保険料であるからであります。

以上の点を指摘して、議案第29号介護保険条例の一部を改正する条例案については反対いたします。

以上で、私の反対討論を終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

各議案を各委員長の報告のとおり決すること

に御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）御異議がありますので、議案第4号、議案第18号、議案第20号、議案第22号及び議案第29号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第4号、議案第18号、議案第20号、議案第22号及び議案第29号を除き、各議案は、各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第4号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第4号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第18号は、起立により採決します。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第18号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第20号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第20号は委員長の報告のとおり

決定しました。

次に、議案第22号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第22号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第29号は、起立により採決いたします。

委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第29号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情第7号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は採択とすることに決定しました。

△議案第30号～議案第32号一括上程

○議長（宮迫泰倫）日程第21、議案第30号から日程第23、議案第32号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第30号 垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 案

議案第31号 平成23年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案

議案第32号 垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（宮迫泰倫）説明を求めます。

○総務課長（山口親志）おはようございます。

議案第30号垂水市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

本議案は、管理職手当及び職員の給料の取り扱いについて一部改正しようとするものでございます。

それでは、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

まず、改正案の第1条垂水市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、管理職手当の減額に関するものでございます。

歳出削減の一環として、附則第32号におきまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間、管理職手当の額に100分の70を乗じた額、つまり30%を昨年度同様カットしようとするものでございます。

次に、改正案の第2条垂水市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について改正でございますが、人事院勧告に伴う経過措置いわゆる現給保障の廃止を受け、本市においても、国や他市の動向を参考として、給与構造改革における経過措置を段階的に減額し、平成26年3月末で廃止しようとするものでございます。

附則第12項各号におきまして、給料の切り替えに伴う経過措置を規定している附則第7項の給料の額を段階的に減額しようとするものでございます。

第1号におきましては、平成24年4月1日から平成25年3月31日までは、経過措置からその半額を減額し、つまり最大5,000円を減額とし、第2項におきましては、平成25年4月1日から平成26年3月31日までは、経過措置額からその半額を減じた額から当該額の半額を減じた額、つまり最大1万円を減じた額とし、第3号にお

きましては、平成26年4月1日以降は支給しない旨を規定するものでございます。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○財政課長（北迫睦男）おはようございます。

議案第31号平成23年度垂水市一般会計補正予算（第10号）案を御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、翌年度へ繰り越す事業の繰越明許費の設定をするものでございます。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、2ページの「第1表繰越明許費」にお示ししております。

繰り越し事業の内容でございますが、国の3次補正により、緊急防災・減債事業として補正第7号、8号で予算措置しました小・中学校施設整備費の前倒し事業分の一部で、新城小学校、柘原小学校、垂水中央中学校の空調設備設置事業と垂水中央中学校の大規模改造事業でございます。

繰り越しに要する経費は、財源は国庫補助金、地方債、一般財源でございます。

なお、繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次の会議において報告いたします。

以上でございます。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 議案第32号垂水市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由を御説明申し上げます。

本市は、厳しい財政状況の中で、引き続き行財政改革に取り組んでいるところですが、本市議会としても、これらを踏まえ、全員協議会で協議がなされた結果、議員の市内の費用弁償の

日当及び執行部と同様に離島を除く県内日帰り出張の日当500円をことしの4月から廃止することが全会一致で決定されましたので、ここに議案を提出するものです。

以上で説明を終わりますが、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮迫泰倫）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時29分休憩

午前10時45分開議

○議長（宮迫泰倫）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 皆様方には大変恐縮いたしますけれども、反対討論をさせていただきます。

今回の議案第30号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案については、1点目、第1条が基本的には私は反対の立場なんですけれども、2つの提案がされているということもありまして、一緒になっている関係から、反対の点を指摘をして、討論をしたいというふうに思います。

日本の景気の悪化の大きな要因は、1990年以降、賃金さがり続けたことにあります。購買力が落ちて消費が伸びず、国内需要は停滞する状況がずっと続いているというふうに思います。

そういう中、内需拡大は、ある意味では今の私たちの景気回復、地域経済の振興策にとって

大変重要な点だというふうに思います。そういう意味では、内需拡大が叫ばれる中、連続的なカットは、地域経済への影響や、また職員の生活設計にも少なからず影響を与えるものだと私は考えます。

そういう立場から、今回、このような理由を挙げて、議案第30号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案には反対をいたします。以上です。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 私は賛成の立場で討論したいと思います。

なぜこういうことになったのか。垂水市の民間と比較をしていただきたい。民間の年間収入と役所の皆さん方の年間報酬を比較したときにどうなるか。そういった意味で私は非常に立派な提案だというふうに賛成討論します。

終わります。

○議長（宮迫泰倫）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）討論なしと認めます。

お諮りします。

まず、議案第30号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」等呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）御異議がありますので、議案第30号は、起立により行います。

議案第30号を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（宮迫泰倫）起立多数です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について、原案のとおり決

することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

△意見書案第7号上程

○議長（宮迫泰倫）日程第24、意見書案第7号を議題とします。

意見書案第7号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書案

○議長（宮迫泰倫）案文は配付いたしましたとおりでありますので、朗読を省略いたします。

「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）

現在の日本社会は、年金・医療・福祉などの基本的な社会制度は疲弊し、グローバル化による国際競争などで、労働環境にも大きな変化の波が押し寄せ、「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」「偽装請負（派遣）」などに象徴されるような、「働いても十分な生活が維持できない」、「働きたくても働く場所がない」など困難を抱える人々が増大するなど、新たな貧困と労働の商品化が広がり、社会不安が深刻さを増しています。

このような中、「地域の問題からは、みずから地域で解決しよう」とNPOや、ボランティア団体、協同組合、自治会など様々な非営利団

体が、住みやすい地域社会の実現を目指し活動しています。これらのひとつである「協同労働の協同組合」は、「働くこと」を通じて、「人と人のつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す」活動を続けています。この「協同労働の協同組合」は、働くものが出資しあい、全員参加の経営で、仕事を行う組織であります。国内ではワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上が、この「協同労働」という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきました。その中で「自分たちの働き方に見合った＜法人格＞がほしい」、「＜労働者＞として法的保護を受けられるような社会的認知をしてほしい」と法律の整備を求めてきました。

世界の主要国では、働く仲間同士が協同し、主体性を高め合い、力を発揮し合う新しい働き方＝労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。

日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、10,000を超える団体がこの法制度化に賛同しています。また、国会では220名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制度の検討が始まりました。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実現できるコミュニティをつくる」、「人と人のつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方と、これに基づく協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

上記理由により、国においても、社会の実情を踏まえ、就労の創出、地域の再生、少子・高齢社会に対応する有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかな制定を求めるもの

です。

以上、地方地自法第99条の規程により、意見書を提出いたします。

平成24年3月16日

鹿児島県垂水市議会 議長 宮迫 泰倫

衆議院議長 横路 孝弘 殿

参議院議長 平田 健二 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

厚生労働大臣 小宮山洋子 殿

総務大臣 川端 達夫 殿

経済産業大臣 枝野 幸男 殿

○議長（宮迫泰倫）お諮りします。

ただいまの意見書案については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第7号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮迫泰倫）異議なしと認めます。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

△閉 会

○議長（宮迫泰倫）これをもちまして、平成24年第1回垂水市議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員